

令和3年度第2回  
青森地方最低賃金審議会

別冊資料2

令和3年度第2回 目安に関する小委員会配付資料

令和3年度第3回 目安に関する小委員会配付資料

青森労働局

令和3年7月1日（木）13:00～  
於 三田共用会議所 第四特別会議室（4階）

## 第2回目安に関する小委員会

### < 議 事 次 第 >

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について

### < 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 令和3年賃金改定状況調査結果

資料 No. 2 生活保護と最低賃金

資料 No. 3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率

資料 No. 4 賃金分布に関する資料

資料 No. 5 最新の経済指標の動向

参考資料 委員からの追加要望資料

以上

## 令和3年賃金改定状況調査結果

## ＜調査の概要＞

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
  - (ア) 製造業
  - (イ) 卸売業，小売業
  - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
  - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
  - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
  - (カ) 医療，福祉
  - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

## 3. 調査事業所

(1) 数 15,641 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,377	27.6%
B ランク	3,306	1,070	32.4%
C ランク	4,191	1,375	32.8%
D ランク	3,162	1,169	37.0%
合計	15,641	4,991	31.9%

4. 集計労働者 34,655 人

## 5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和3年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和3年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和元年度分、令和2年度分〕
- ホ 賃金改定状況〔令和3年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和2年6月分、令和3年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和2年6月分、令和3年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和2年6月分、令和3年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		
			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所	
A	100.0	34.2	1.4	52.6	11.8	35.8	0.7	53.9	9.6	36.4	0.9	49.4	13.3	41.2	1.7	47.8	9.3
B	100.0	36.5	1.1	48.3	14.1	33.3	0.5	48.0	18.2	35.0	1.2	47.3	16.5	56.5	0.0	32.7	10.7
C	100.0	37.7	2.4	45.0	14.8	32.1	1.1	50.7	16.1	43.2	2.4	37.3	17.1	34.8	4.5	45.6	15.2
D	100.0	39.1	0.7	45.1	15.1	26.3	0.0	54.8	18.9	42.9	0.2	40.4	16.5	44.7	1.6	41.5	12.2
計	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	33.3	0.7	51.8	14.2	38.8	1.2	44.6	15.4	43.2	1.9	43.8	11.1
R 2 年	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	32.3	2.1	53.3	12.4	48.1	1.5	32.6	17.7	46.2	1.6	45.5	6.8

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		
			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所			7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	7月以降に賃金改定を実施しない事業所	
A	100.0	24.2	1.8	64.9	9.1	16.6	5.0	64.5	13.9	46.5	1.2	38.3	14.0	35.2	0.0	51.3	13.5
B	100.0	22.8	1.7	63.2	12.4	23.1	1.4	70.3	5.3	65.8	1.0	20.8	12.3	32.1	1.0	52.3	14.7
C	100.0	24.6	1.9	58.2	15.3	19.2	5.2	55.3	20.3	68.2	0.4	24.5	6.8	31.1	4.3	54.6	10.0
D	100.0	23.3	0.6	57.1	19.0	24.4	4.6	52.4	18.6	74.6	0.0	19.0	6.3	34.4	0.0	56.8	8.8
計	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	19.7	4.2	61.7	14.3	59.8	0.8	28.5	10.8	33.3	1.3	53.3	12.1
R 2 年	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	30.7	0.9	46.4	22.0	56.7	1.8	27.8	13.7	41.6	1.5	43.7	13.1

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所							賃金引下げ実施事業所							賃金改定実施事業所及び概結事業所の合計								
	産業計	製造業	卸売業 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉
A	3.1	3.1	2.6	4.4	3.0	2.8	2.8	4.0	-18.6	-11.7	-18.2	-4.8	-28.1	-12.6	-34.9	0.8	1.0	0.8	1.7	0.2	-0.2	0.9	1.4
B	2.5	2.4	2.1	5.5	2.6	2.4	1.9	2.6	-19.3	-30.0	-33.2	-4.4	-18.3	-5.5	-23.0	0.7	0.6	0.3	3.1	0.5	0.3	1.2	0.6
C	3.0	3.6	2.9	3.6	2.3	2.4	3.6	2.1	-8.9	-11.2	-18.4	-5.9	-3.0	-7.1	-6.5	0.9	1.0	0.8	1.0	0.5	0.1	2.4	0.6
D	3.1	3.9	3.2	3.9	3.1	2.3	2.7	3.0	-4.8		-0.2	-3.0	-8.4	-5.0		1.2	1.0	1.4	1.7	0.7	0.3	2.0	1.0
計	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0
R 2 年	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	3.0	2.4	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2	1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.7 %	3.0 %	0.59	1.0 %	1.7 %	3.0 %	0.59	1.0 %	1.6 %	2.4 %	0.44	1.8 %	2.6 %	5.0 %	0.62
B	1.0	1.4	2.6	0.57	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.7	2.4	0.41	1.0	2.0	4.2	0.80
C	1.0	1.9	3.2	0.58	0.9	2.4	4.4	0.73	1.1	1.9	3.2	0.55	1.0	2.3	3.9	0.63
D	1.0	1.7	3.3	0.68	1.0	2.3	3.7	0.59	1.1	1.8	3.2	0.58	1.4	2.7	5.4	0.74
計	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88
R 2 年	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業 (他に分類されないもの)			
	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.4 %	2.5 %	0.54	0.7 %	1.5 %	5.0 %	1.43	1.0 %	1.5 %	3.3 %	0.77	1.1 %	2.3 %	4.5 %	0.74
B	1.0	1.2	3.0	0.83	0.7	1.4	3.0	0.82	0.9	1.1	2.2	0.59	0.7	1.4	2.5	0.64
C	0.8	1.2	3.1	0.96	1.1	1.5	3.0	0.63	1.0	1.6	3.3	0.72	1.0	1.6	2.3	0.41
D	0.6	1.3	5.1	1.73	0.9	1.2	2.6	0.71	0.9	1.4	3.1	0.79	1.0	1.3	2.4	0.54
計	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63
R 2 年	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =  $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率 (男女別内訳)

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業 (他に分類されないもの)																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月																	
男	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2	
男	A	1,795	1,800	0.3	1.0	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,628	1,621	-0.4	0.3	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,591	1,596	0.3	1.2	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,486	1,491	0.3	0.7	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
計	1,668	1,670	0.1	0.9	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.6	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,564	1,560	0.4	1.0	
女	A	1,318	1,322	0.3	1.8	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,163	1,168	0.4	0.8	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,103	1,113	0.9	2.2	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,040	1,048	0.8	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
計	1,194	1,201	0.6	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6	



第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	1. 期間当たり賃金額		賃金上昇率		1. 期間当たり賃金額		賃金上昇率		1. 期間当たり賃金額		賃金上昇率		1. 期間当たり賃金額		賃金上昇率		1. 期間当たり賃金額		賃金上昇率		1. 期間当たり賃金額		賃金上昇率		1. 期間当たり賃金額		賃金上昇率		1. 期間当たり賃金額		賃金上昇率		1. 期間当たり賃金額		賃金上昇率													
	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年														
A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9																
B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2																
C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3																
D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7																
計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2																
A	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9																
B	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8																
C	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8																
D	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3																
計	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,359	1,358	-0.1	0.9	1,362	1,371	0.7	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4	1,555	1,560	0.3	1.2																
A	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4																
B	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6																
C	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6																
D	968	971	0.3	1.0	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3																
計	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012	0.1	3.0	1,027	1,020	-0.7	1.2	1,267	1,272	0.4	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0																

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	89.8	3.0	0.9	6.3
B	100.0	89.6	1.9	1.1	7.3
C	100.0	87.0	3.3	1.7	8.0
D	100.0	87.6	2.2	1.7	8.5
計	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3
R 2 年	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

ランク	産 業 計						製 造 業					卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業							
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	10.2	1.3	14.9	66.7	6.9	100.0	7.3	0.0	17.9	66.9	7.8	100.0	12.5	1.5	12.8	66.1	7.1	100.0	11.0	0.0	11.6	72.1	5.2
B	100.0	13.7	2.4	13.1	64.3	6.6	100.0	15.5	3.6	11.7	60.9	8.3	100.0	18.5	3.2	13.1	61.1	4.2	100.0	21.8	2.9	8.4	66.9	0.0
C	100.0	14.7	2.9	14.0	61.3	7.1	100.0	14.2	4.0	14.0	61.8	5.9	100.0	18.9	4.3	11.0	57.6	8.2	100.0	17.9	1.6	14.2	60.9	5.4
D	100.0	16.7	2.0	13.3	61.7	6.3	100.0	20.6	2.1	8.5	65.9	2.8	100.0	20.4	2.5	12.7	58.3	6.1	100.0	17.4	0.0	19.3	58.0	5.3
計	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5
R 2 年	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2

ランク	宿泊業, 飲食サービス業					生活関連サービス業, 娯楽業					医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)										
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	計	事由1	事由2	事由3	事由4	計	事由1	事由2	事由3	事由4	計	事由1	事由2	事由3	事由4	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	4.9	1.0	13.7	74.0	6.4	100.0	10.2	1.9	13.5	68.8	5.6	100.0	14.7	2.7	16.5	56.6	9.4	100.0	13.3	2.5	22.3	56.8	5.1		
B	100.0	5.2	2.2	15.5	68.1	9.1	100.0	3.6	0.0	7.4	85.7	3.4	100.0	29.6	0.0	18.6	44.2	7.7	100.0	9.1	1.7	14.4	63.7	11.1		
C	100.0	11.6	1.8	17.3	61.8	7.5	100.0	15.3	0.0	16.6	56.5	11.5	100.0	18.6	2.2	13.8	64.5	1.0	100.0	5.5	3.8	12.3	72.2	6.1		
D	100.0	14.2	2.8	15.2	59.8	8.0	100.0	14.7	0.0	6.7	67.1	11.5	100.0	13.6	3.0	17.9	57.1	8.4	100.0	10.4	1.1	17.2	69.4	2.0		
計	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2		
R 2 年	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3		

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定  
 事由2 昨年は1~6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定  
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定  
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定  
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

## 付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

### 1 パートタイム労働者比率

(%)

令和2年	令和3年
37.6	38.6

### 2 男女別労働者数比率

(%)

	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

### 3 年間所定労働日数 (事業所平均)

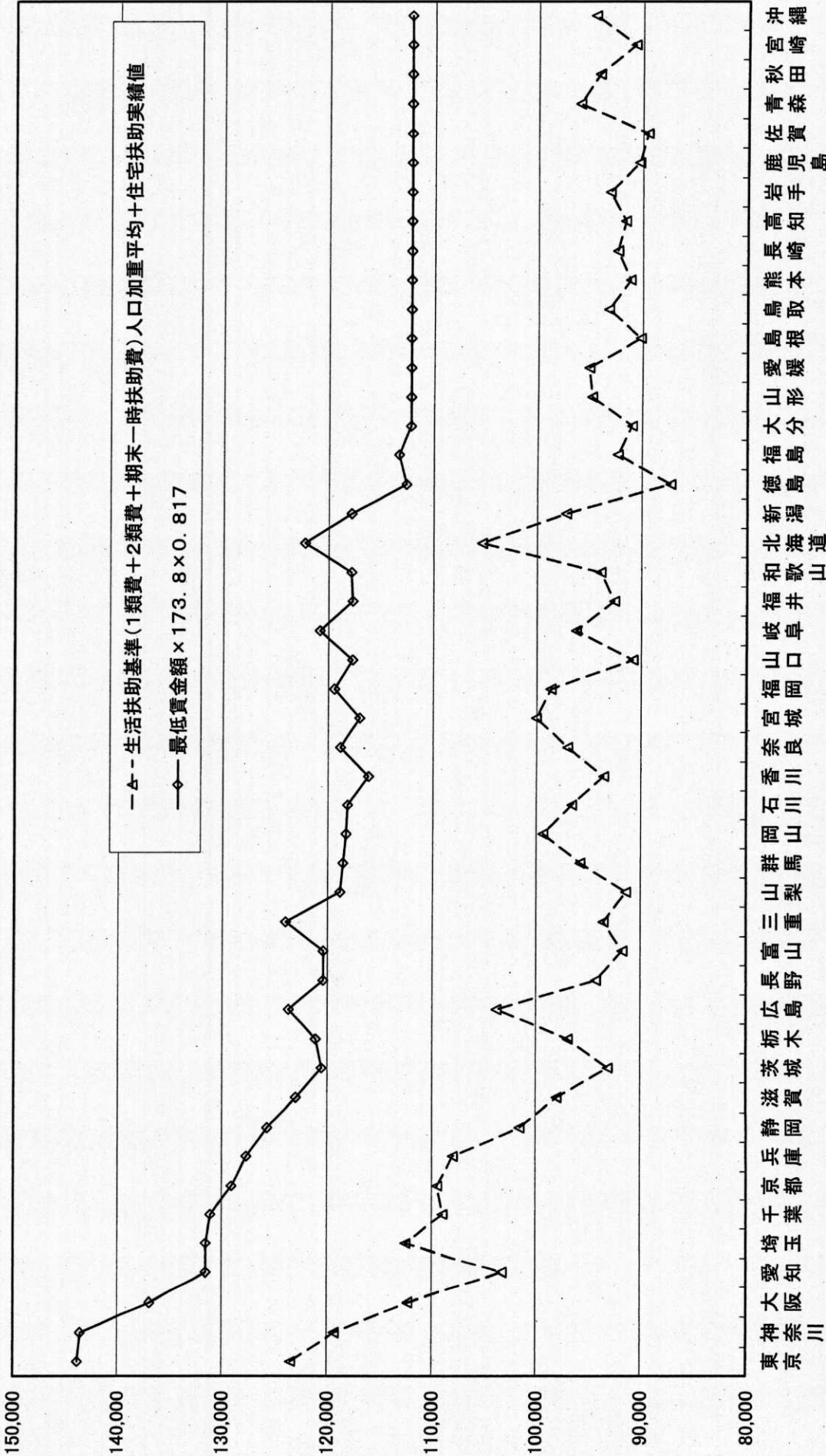
(日)

令和元年度	令和2年度
244.4	242.3

# 生活保護と最低賃金

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

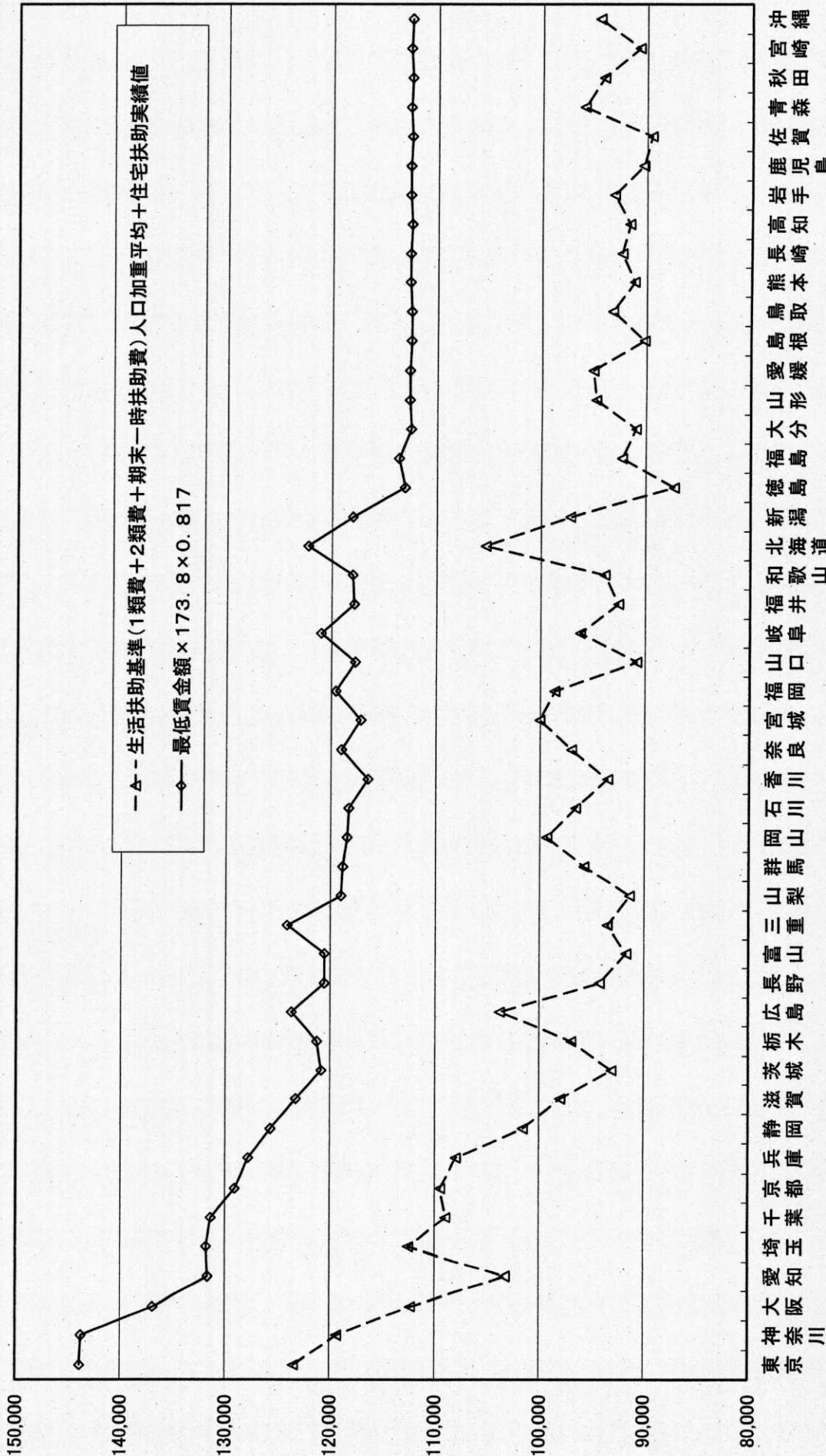
注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和元年度のものである。

注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

令和2年度最低賃金  
改定額反映版

### 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護の予定額は令和元年度、最低賃金の予定額は令和2年度のもの。

注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保障料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和元年度データに基づく乖離額 (A)	令和2年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	乖離の変動額 (E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率が低下(0.818→0.817)したことによる影響額 (e②)	生活扶助基準の見直しによる影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△119	0	△119	△125	6	0	1	4	1
青森	△114	3	△117	△123	6	△3	1	8	0
岩手	△134	3	△137	△144	7	△3	1	7	2
宮城	△119	1	△120	△126	5	△1	1	4	1
秋田	△127	2	△129	△136	7	△2	1	7	0
山形	△122	3	△125	△131	6	△3	1	7	1
福島	△148	2	△150	△157	7	△2	1	8	1
茨城	△193	2	△195	△201	6	△2	1	8	△1
栃木	△170	1	△171	△176	5	△1	1	6	△1
群馬	△160	2	△162	△168	6	△2	1	6	1
埼玉	△134	2	△136	△134	△2	△2	1	1	△2
千葉	△156	2	△158	△155	△2	△2	1	2	△3
東京	△144	0	△144	△143	△1	0	1	△5	3
神奈川	△171	1	△172	△167	△4	△1	1	△4	△1
新潟	△145	1	△146	△152	6	△1	1	6	△0
富山	△202	1	△203	△208	6	△1	1	5	1
石川	△152	1	△153	△155	3	△1	1	6	△3
福井	△177	1	△178	△183	5	△1	1	6	△1
山梨	△193	1	△194	△207	12	△1	1	13	△1
長野	△184	1	△185	△190	5	△1	1	7	△1
岐阜	△173	1	△174	△183	9	△1	1	7	2
静岡	△170	0	△170	△177	8	0	1	5	2
愛知	△199	1	△200	△202	3	△1	1	2	1
三重	△214	1	△215	△222	6	△1	1	6	1
滋賀	△176	2	△178	△178	0	△2	1	5	△3
京都	△138	0	△138	△139	1	0	1	△1	1
大阪	△173	0	△173	△171	△2	0	1	△4	0
兵庫	△139	1	△140	△140	△0	△1	1	△1	1
奈良	△154	1	△155	△161	7	△1	1	6	1
和歌山	△169	1	△170	△178	8	△1	1	6	2
鳥取	△133	2	△135	△141	6	△2	1	7	0
島根	△155	2	△157	△165	8	△2	1	6	2
岡山	△133	1	△134	△136	1	△1	1	2	△0
広島	△140	0	△140	△142	2	0	1	1	0
山口	△190	0	△190	△198	8	0	1	6	2
徳島	△178	3	△181	△186	4	△3	1	7	△0
香川	△159	2	△161	△168	7	△2	1	6	2
愛媛	△120	3	△123	△129	6	△3	1	6	2
高知	△145	2	△147	△153	6	△2	1	7	1
福岡	△146	1	△147	△151	3	△1	1	3	1
佐賀	△160	2	△162	△168	7	△2	1	7	1
長崎	△139	3	△142	△150	7	△3	1	6	3
熊本	△148	3	△151	△158	7	△3	1	7	2
大分	△149	2	△151	△156	4	△2	1	6	△1
宮崎	△151	3	△154	△159	5	△3	1	7	0
鹿児島	△154	3	△157	△161	4	△3	1	6	0
沖縄	△124	2	△126	△133	6	△2	1	7	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。  
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。



## 地域別最低賃金額、未満率及び影響率

## 1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成23～令和2年度）

年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)	737 (7)	749 (12)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)
Aランク	未満率 (%) 1.5	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4
	影響率 (%) 4.0	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5
Bランク	未満率 (%) 1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5
	影響率 (%) 2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4
Cランク	未満率 (%) 1.8	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8
	影響率 (%) 3.1	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5
Dランク	未満率 (%) 2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8
	影響率 (%) 3.4	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9
計	未満率 (%) 1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0
	影響率 (%) 3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成23～令和2年）

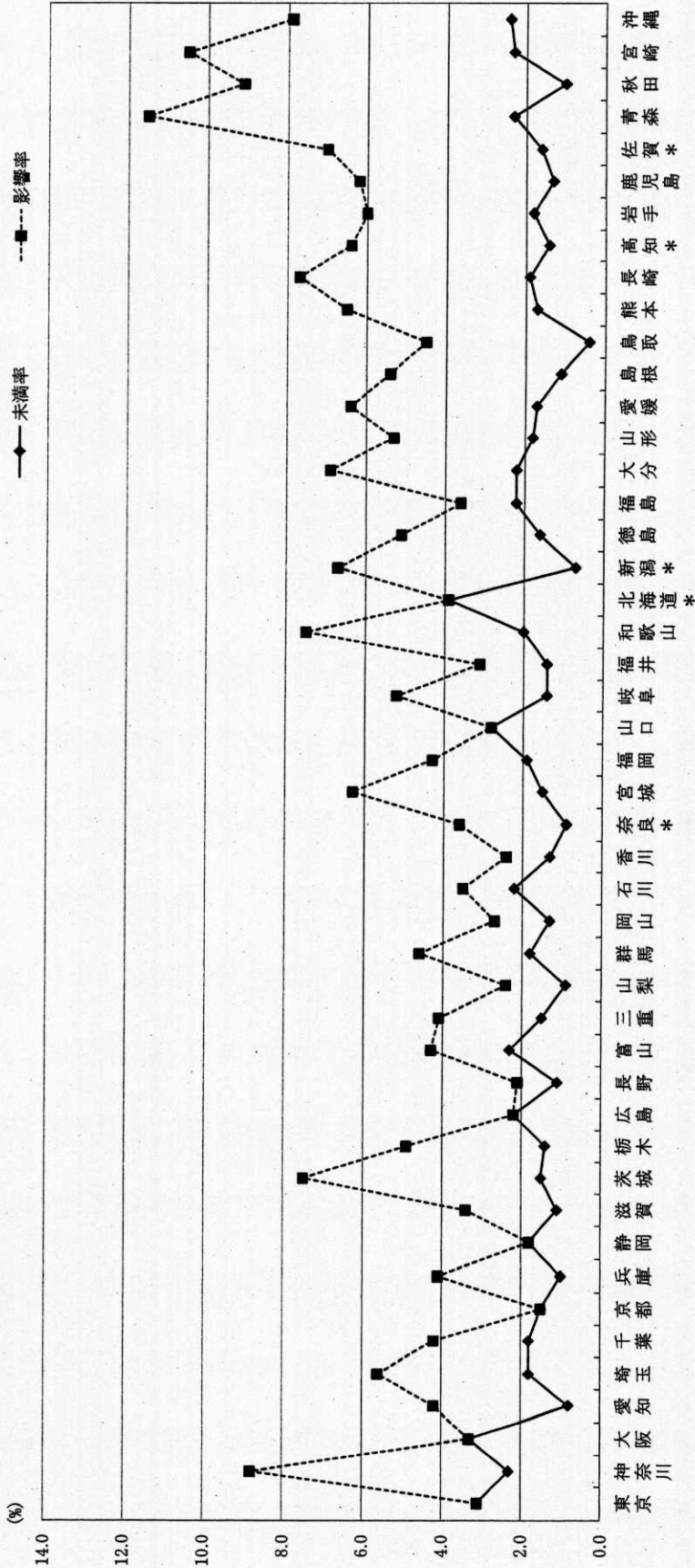
- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。  
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。  
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。  
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

## 2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和2年)

未満率(全国加重平均) 2.0%

影響率(全国加重平均) 4.7%



	東	神	大	愛	埼	千	京	兵	静	滋	茨	栃	広	長	富	山	群	岡	石	香	奈	宮	福	山	岐	和	北	新	徳	福	大	山	愛	島	鳥	熊	長	高	岩	鹿	佐	青	秋	宮	沖	
未満率	3.1	2.3	3.3	0.8	1.8	1.5	1.0	1.8	1.1	1.1	1.5	1.4	2.2	1.1	2.3	1.5	0.9	1.8	1.3	2.2	1.3	0.9	1.5	1.9	2.8	1.4	2.0	3.9	0.7	1.6	2.2	1.8	1.7	1.1	0.4	1.7	1.9	1.4	1.8	1.3	1.6	2.3	1.0	2.3	2.4	2.0
影響率	3.1	8.8	3.3	4.2	5.6	4.2	1.8	3.4	1.8	3.4	7.5	4.9	2.2	2.1	4.3	4.1	2.4	4.6	2.7	3.5	2.4	3.6	6.3	4.3	2.8	5.2	3.1	7.5	3.9	6.7	5.1	3.6	6.9	5.3	6.4	6.4	6.0	6.2	7.0	11.5	9.1	10.5	7.9	4.7		

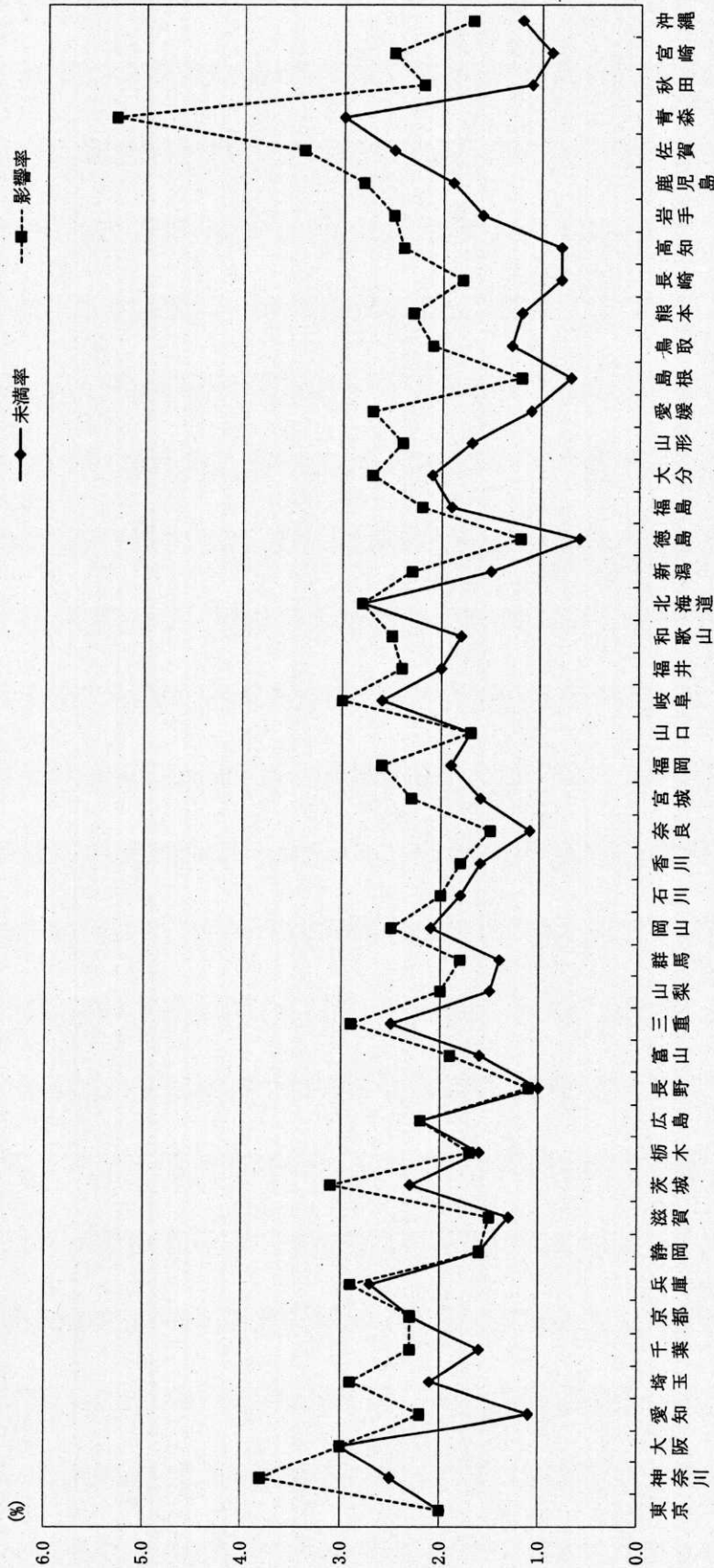
資料出所 厚生労働省「令和2年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

(注2) 上記の影響率、未満率は、令和2年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。表のうち「\*」のある県の数値は事業所数による復元を、「\*」のない県は労働者数による復元を行った集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和2年)

未満率(全国加重平均) 2.0%  
 影響率(全国加重平均) 2.5%



	未満率	影響率
東京	2.0	2.5
神奈川	2.0	3.0
大阪	2.0	3.0
愛知	1.1	2.2
埼玉	2.1	2.9
千葉	1.6	2.3
京都	2.3	2.3
兵庫	2.7	2.9
静岡	1.6	1.6
滋賀	1.3	1.5
茨城	1.3	3.1
栃木	1.6	1.7
広島	2.2	2.2
長野	1.0	1.1
富山	1.6	1.9
三重	2.5	2.9
山梨	1.5	2.0
群馬	1.4	1.8
岡山	2.1	2.5
石川	1.8	2.0
香川	1.6	1.8
奈良	1.1	1.5
宮城	1.6	2.3
福島	1.9	2.6
山梨	1.7	1.7
岐阜	2.6	3.0
福井	2.0	2.4
和歌山	1.8	2.5
北海道	2.8	2.8
新潟	1.5	2.3
徳島	0.6	1.2
福島	0.9	2.2
大分	2.1	2.7
山形	1.7	2.4
愛媛	1.1	2.7
島根	0.7	1.2
鳥取	1.3	2.1
熊本	1.2	2.3
長崎	0.8	1.8
高知	0.8	2.4
岩手	1.6	2.5
鹿兒島	1.9	2.8
佐賀	2.5	3.4
青森	3.0	5.3
秋田	1.1	2.2
宮崎	0.9	2.5
沖縄	1.2	1.7
全国平均	2.0	2.5

資料出所 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。  
 2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

## 賃金分布に関する資料

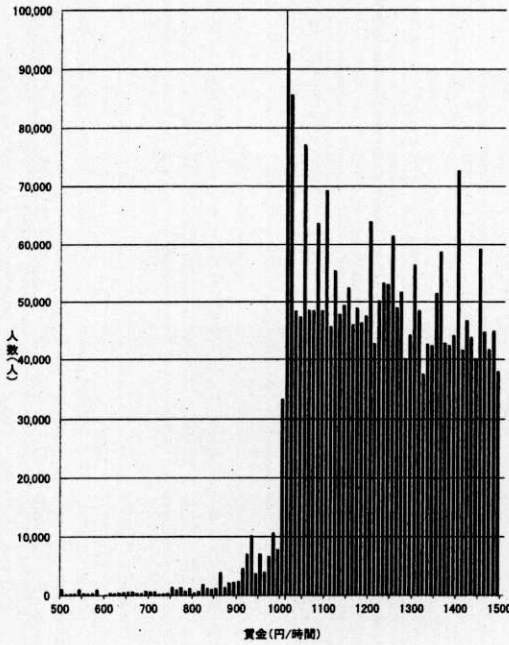
(都道府県別、総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	……………14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	……………27

時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

資料No. 4-1

東京(A)  
1013円

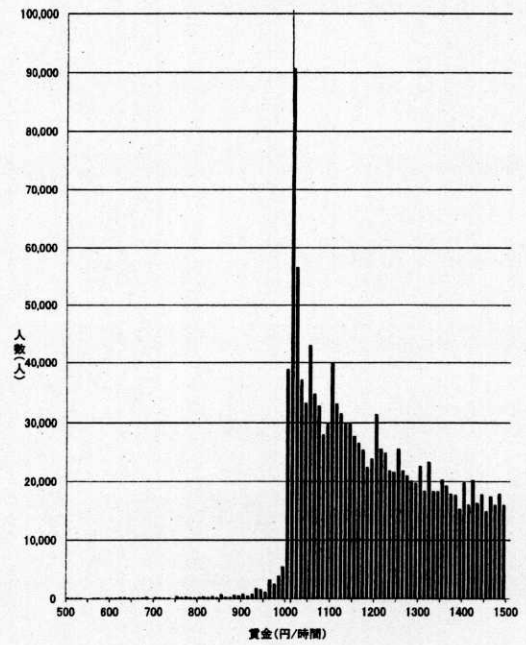


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

神奈川(A)  
1011円

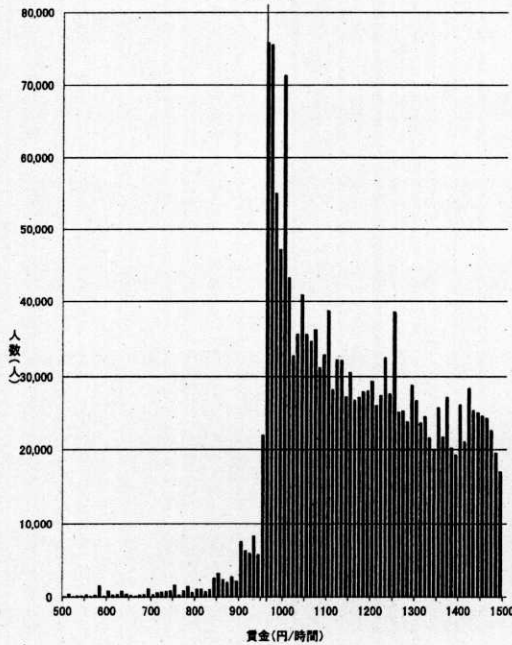


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)  
964円

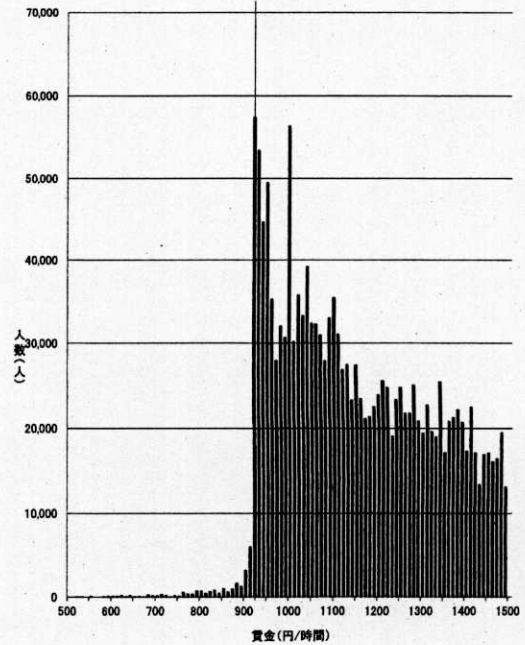


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛知(A)  
926円

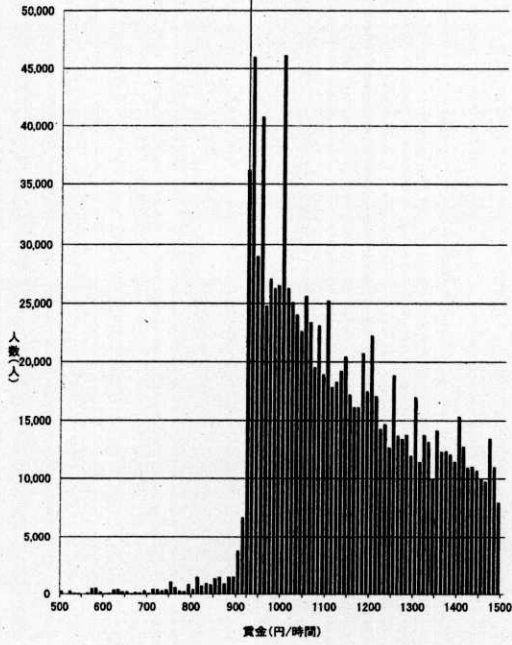


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)  
926円

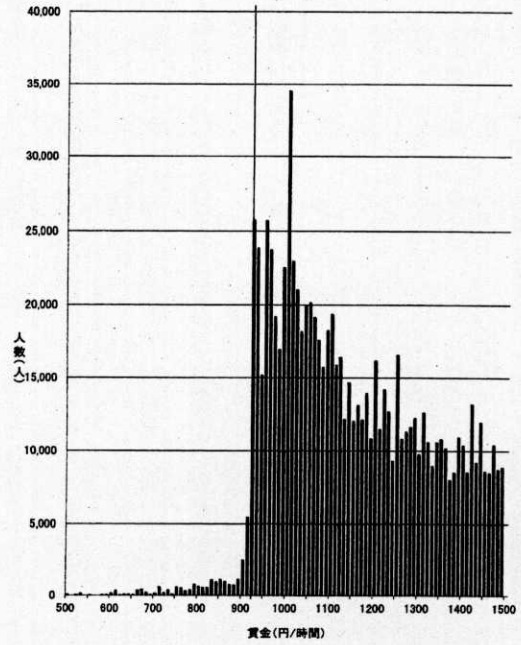


資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。  
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。  
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。  
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)  
923円



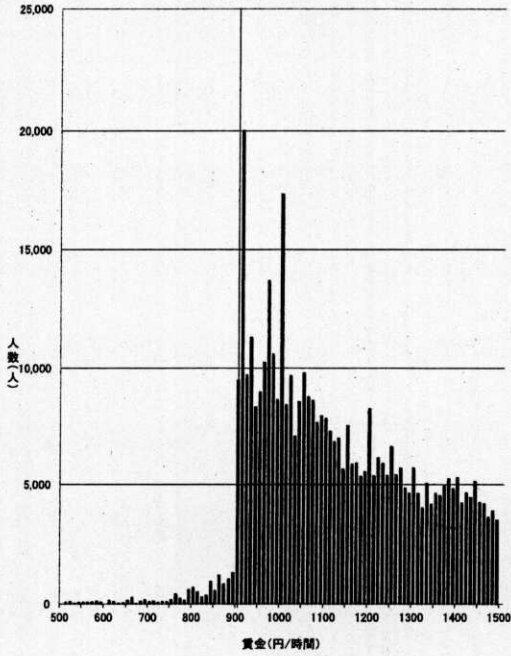
資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。  
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。  
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。  
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

909円



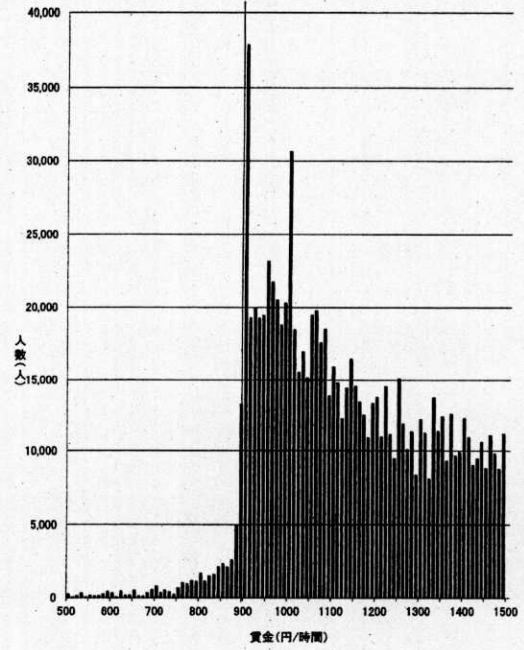
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

899円



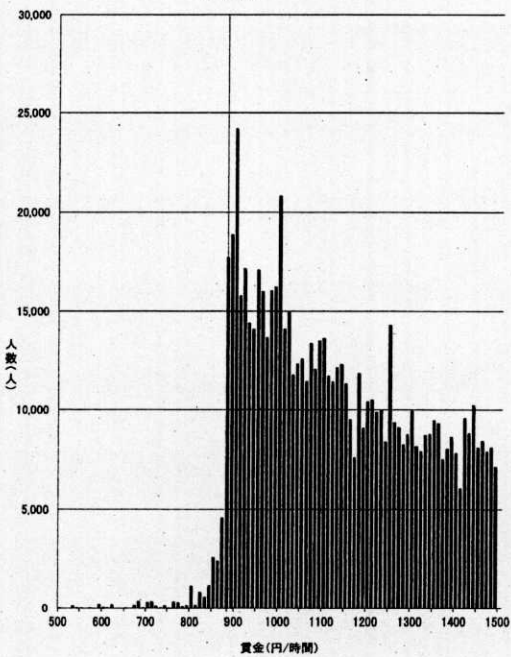
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

885円



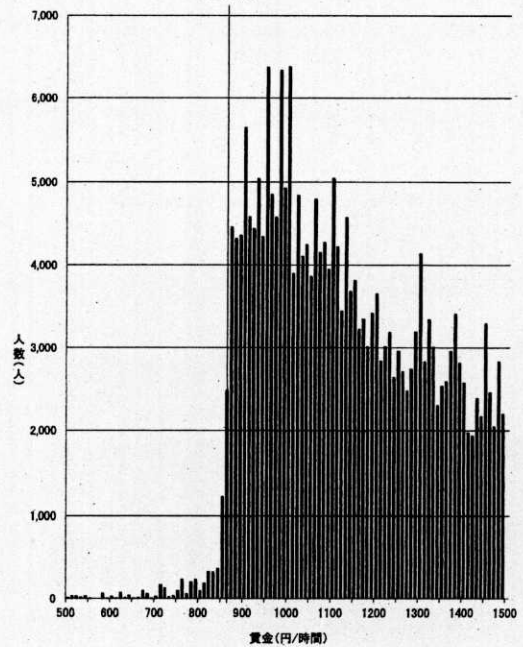
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

866円



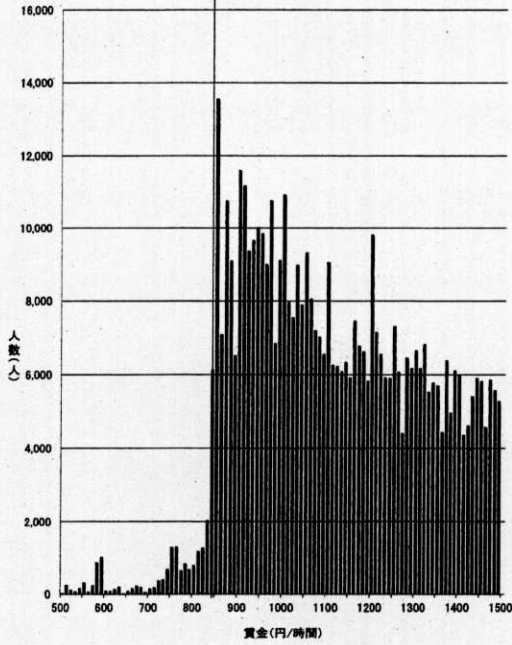
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

849円



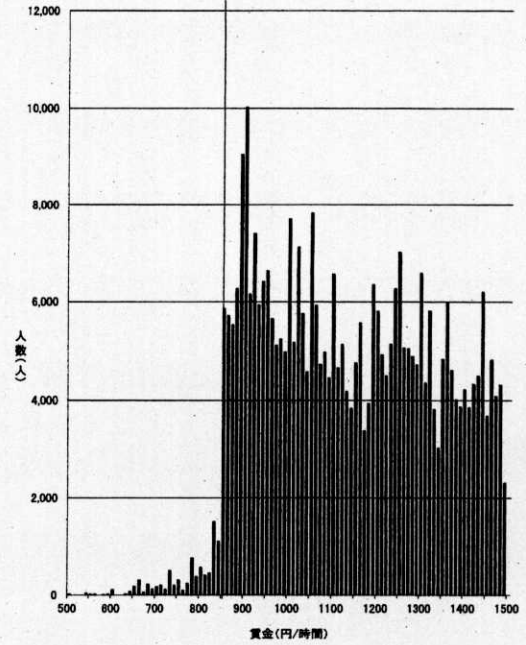
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

853円



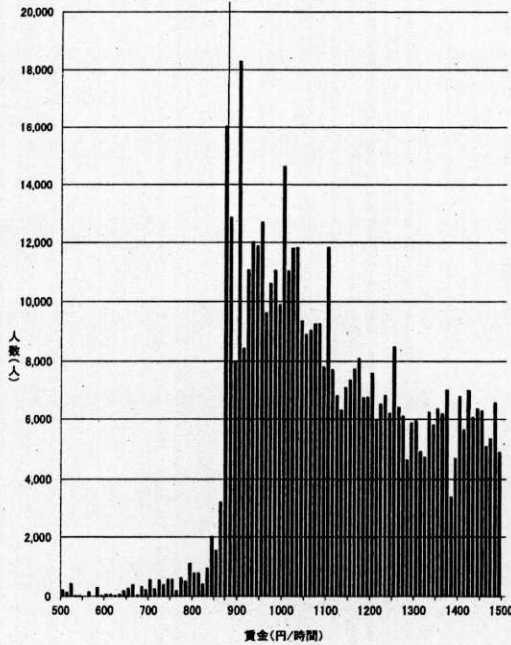
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

871円



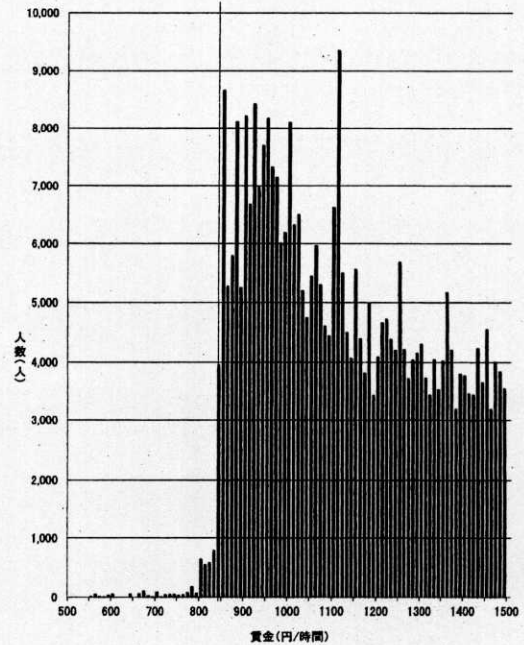
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

848円

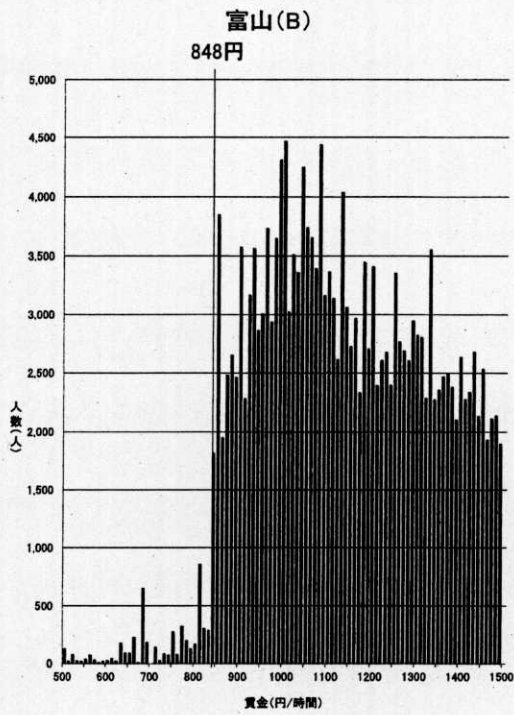


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

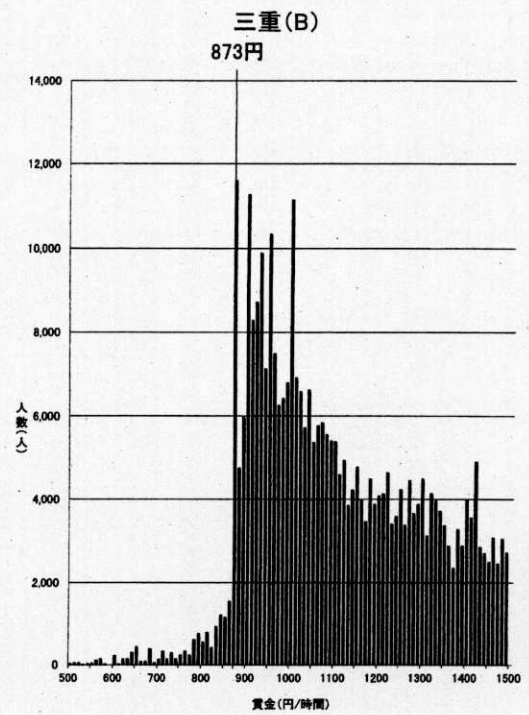




資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。  
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。  
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。  
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

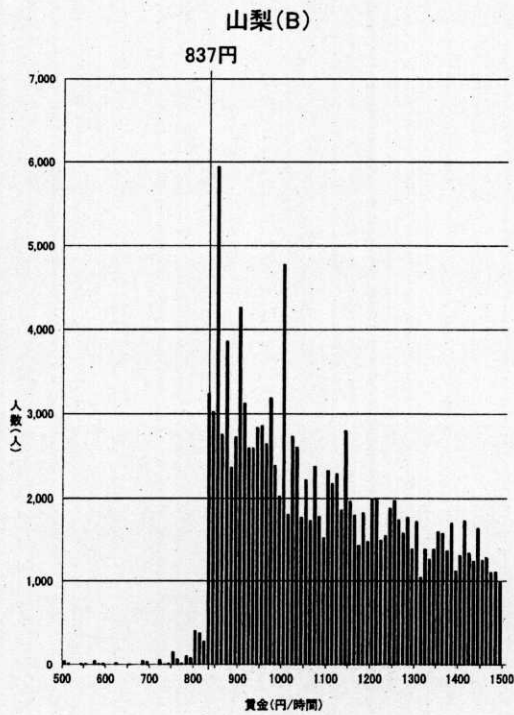
一般・短時間計



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。  
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。  
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。  
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計



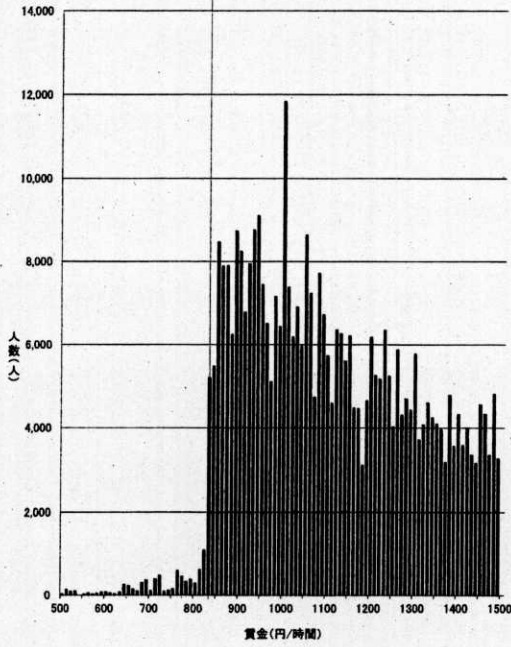
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。  
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。  
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。  
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(C)

835円



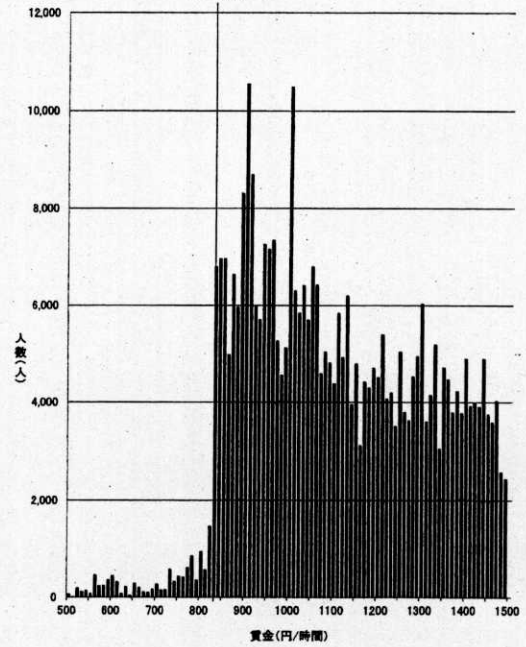
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(C)

833円



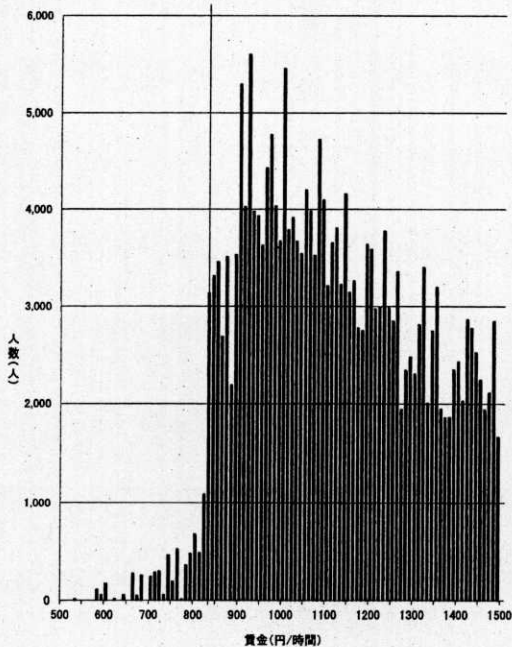
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(C)

832円



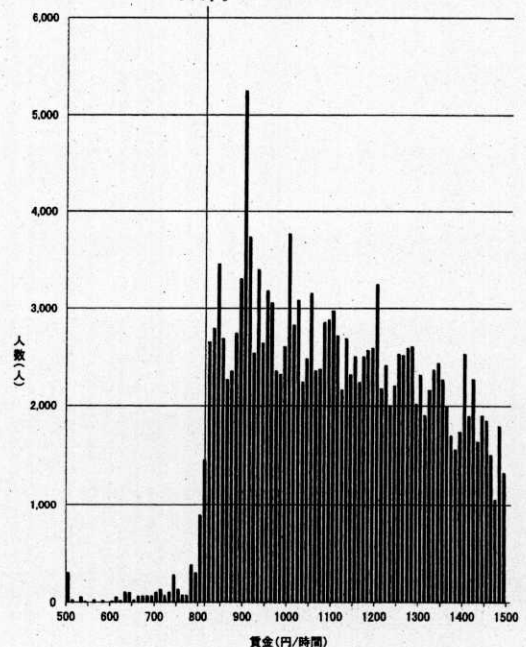
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(C)

818円



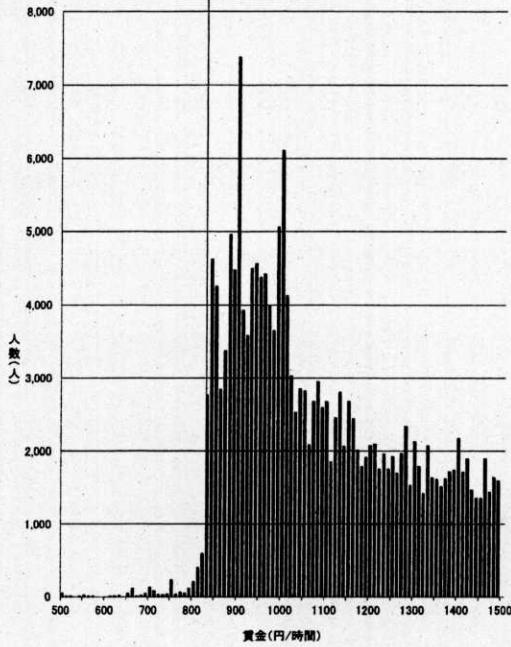
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(C)

837円



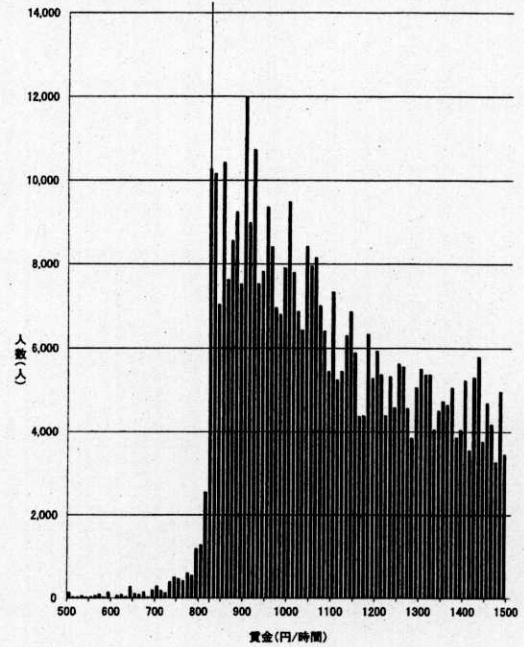
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(C)

824円



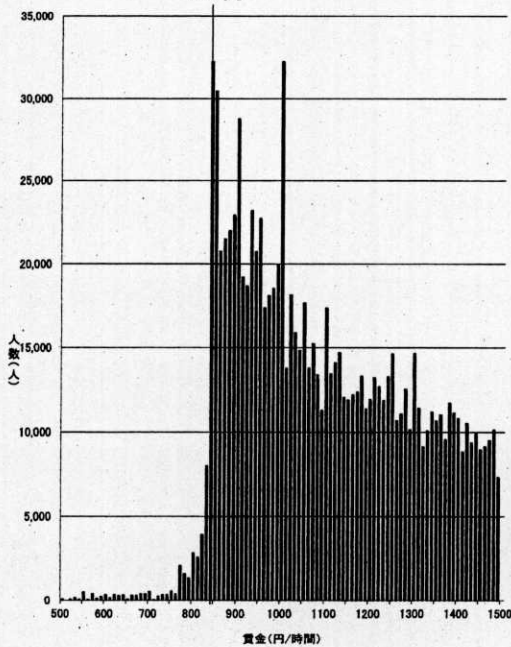
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(C)

841円



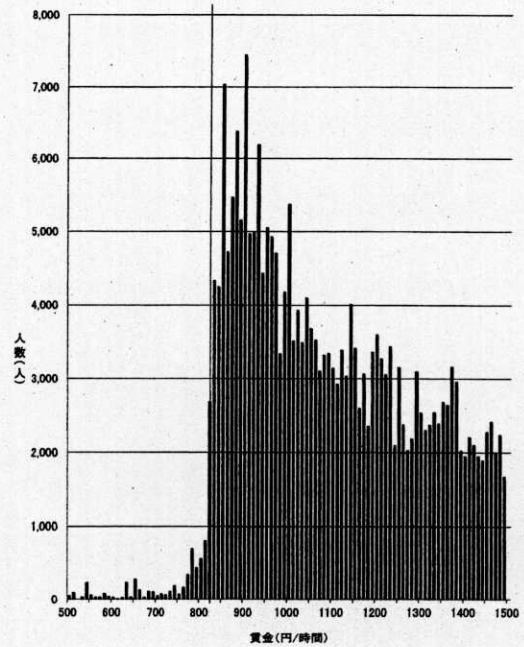
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(C)

829円

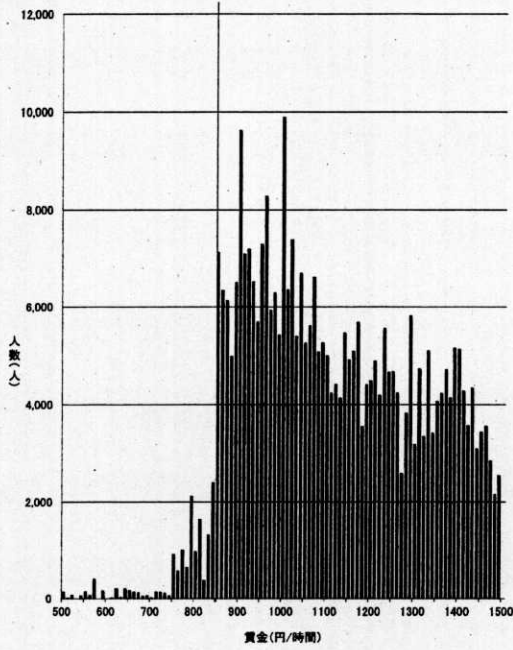


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(C)  
851円

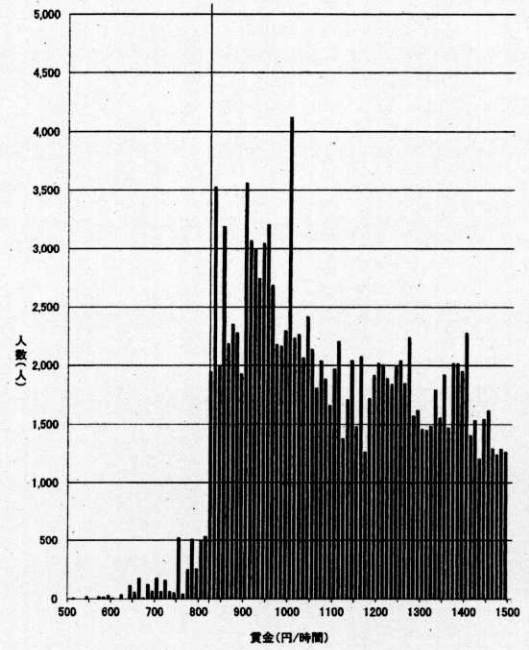


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(C)  
829円

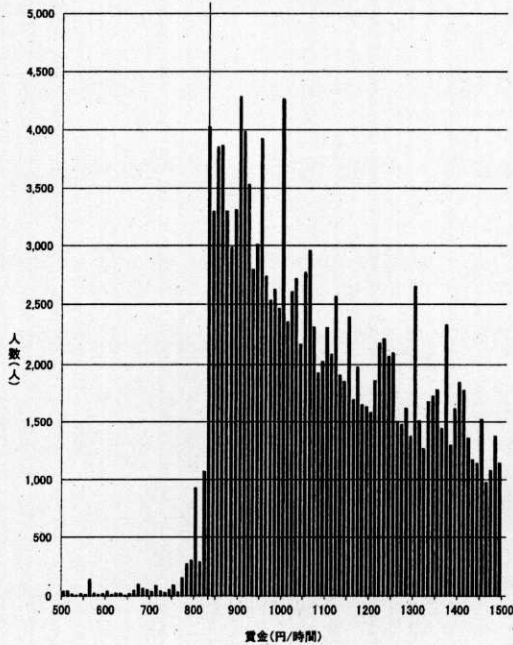


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(C)  
830円

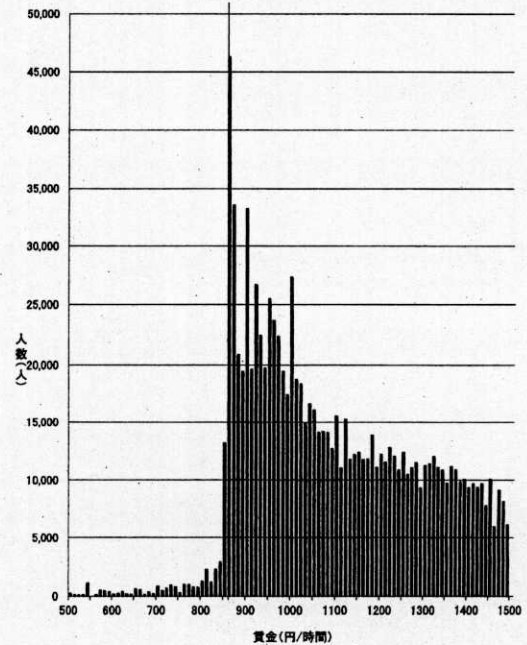


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(C)  
861円

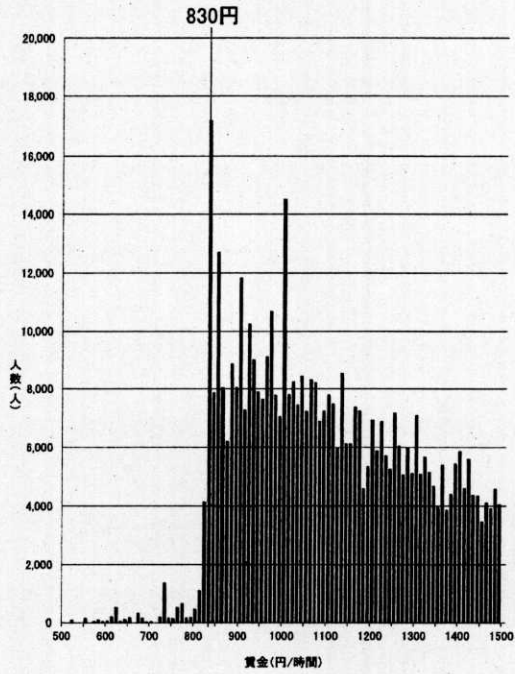


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(C)

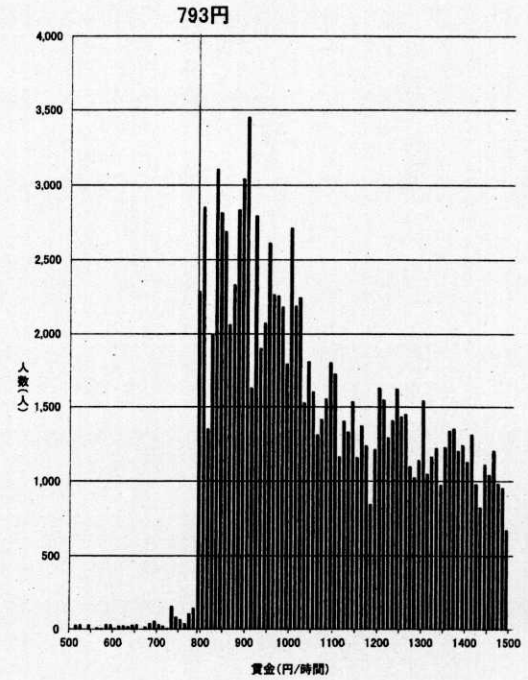


資料出所: 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(C)

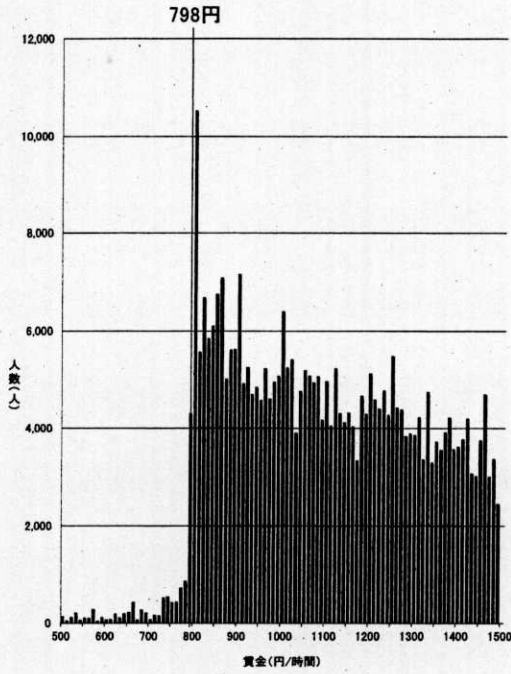


資料出所: 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(D)

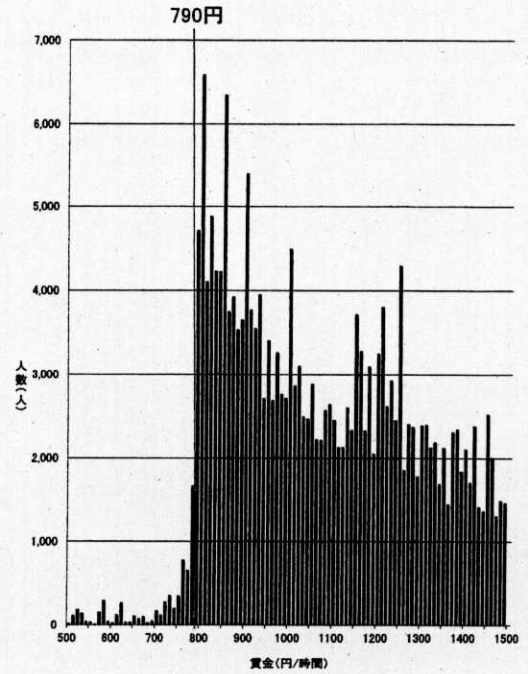


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(D)

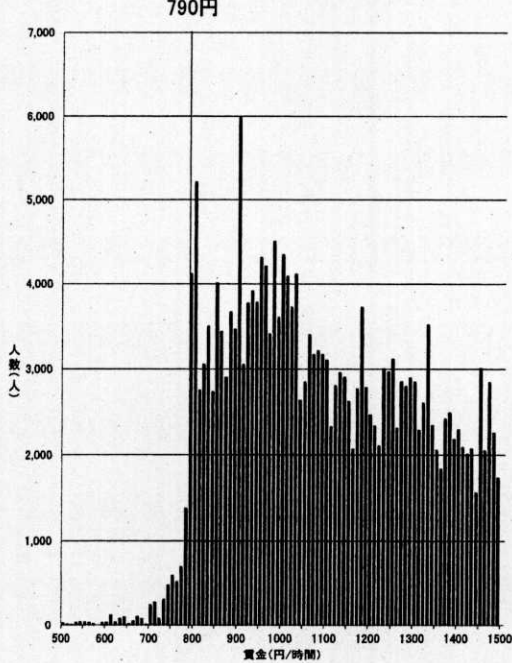


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(D)

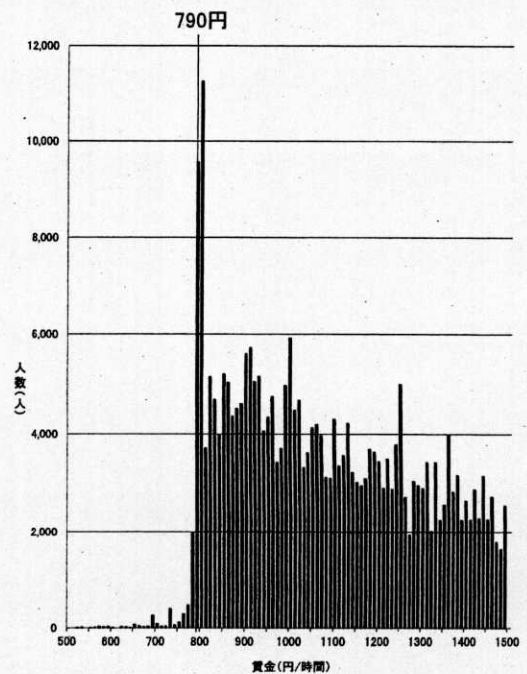


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(D)

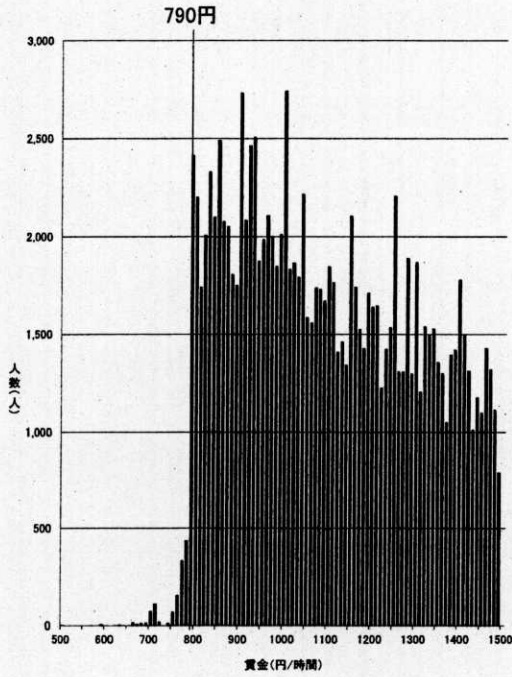


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(D)

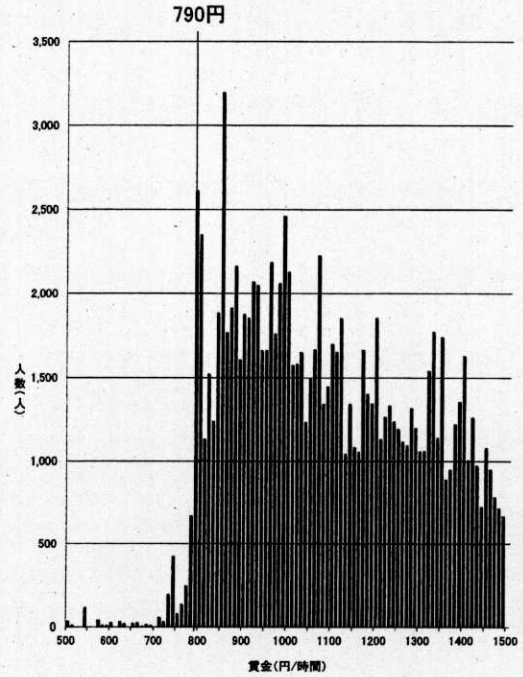


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(D)

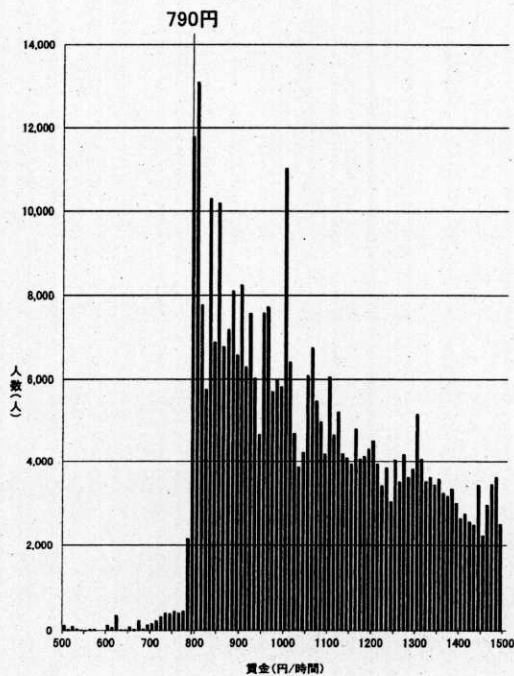


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(D)

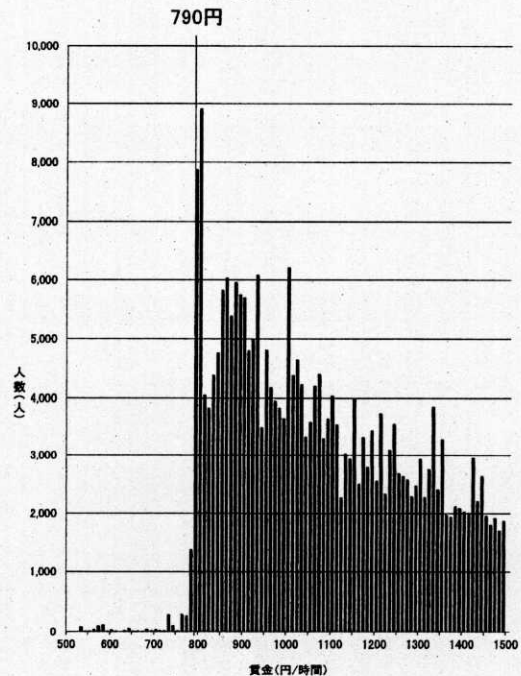


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(D)

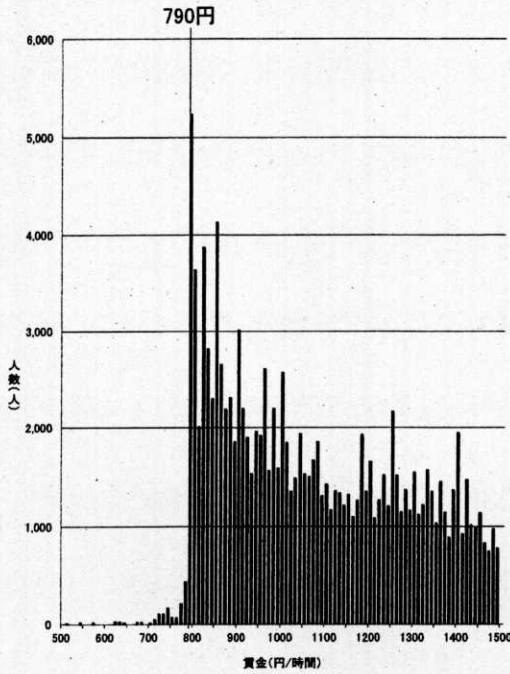


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(D)

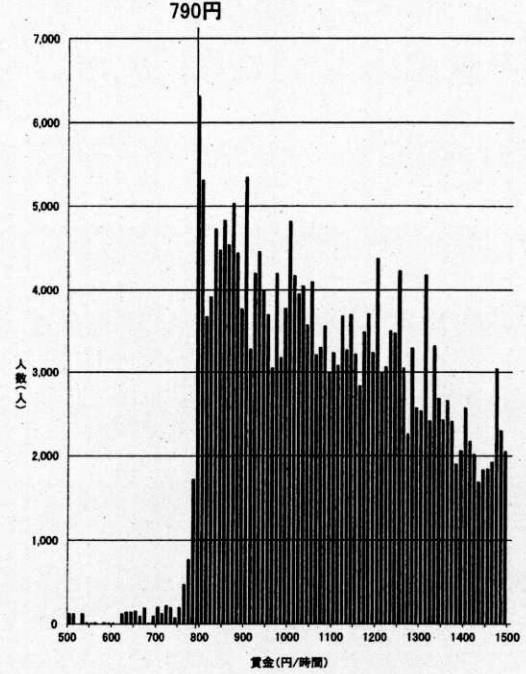


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(D)

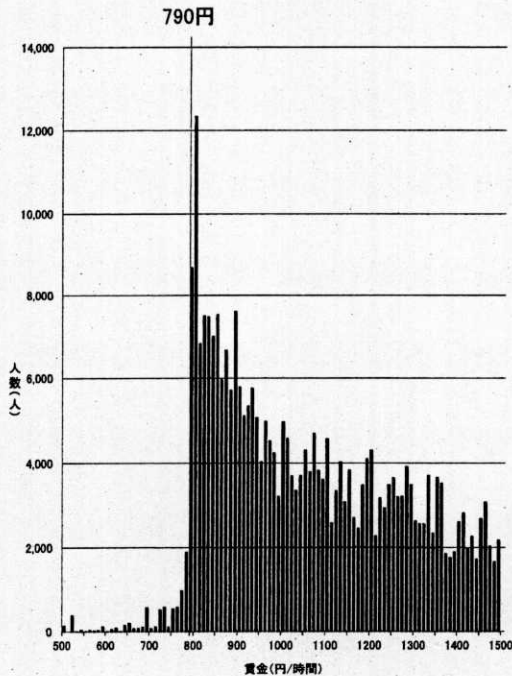


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(D)

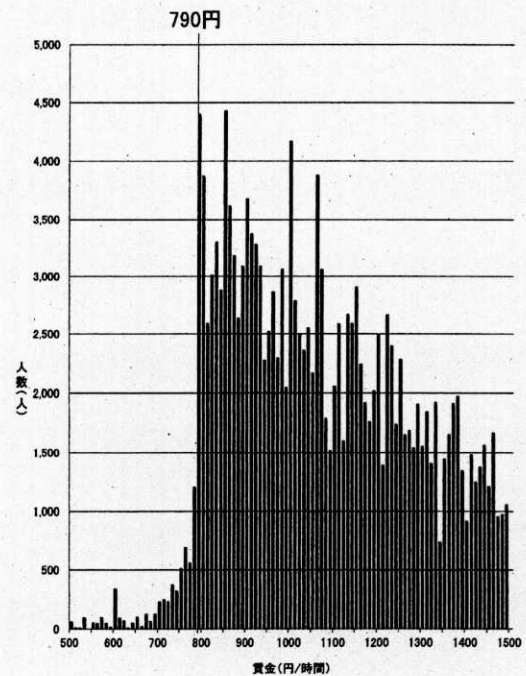


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(D)



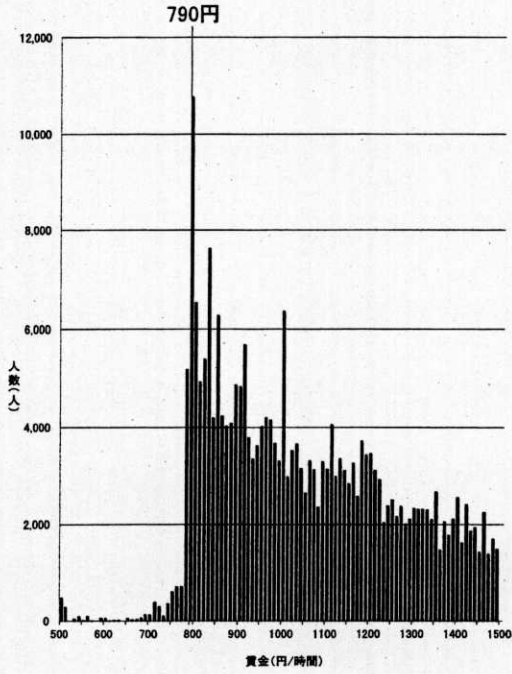
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計



青森(D)

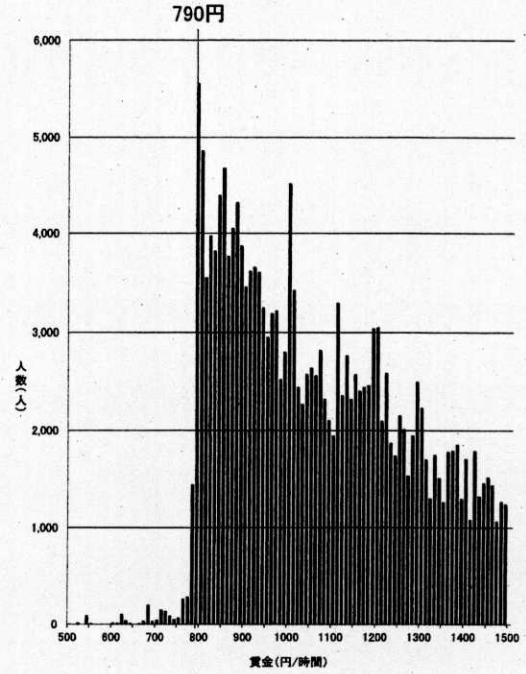


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(D)

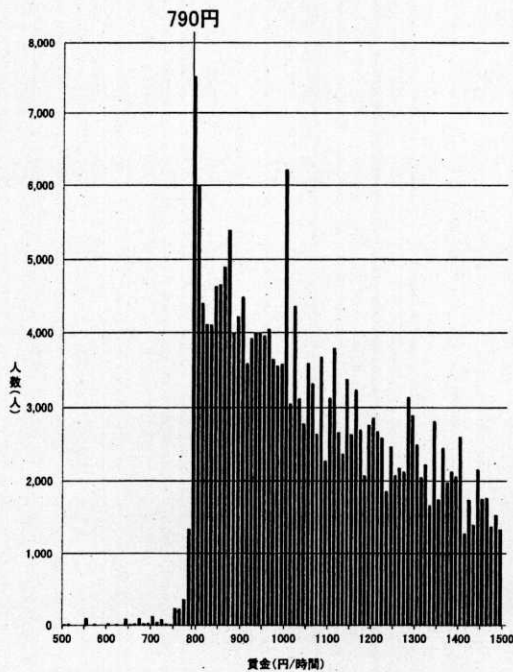


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(D)

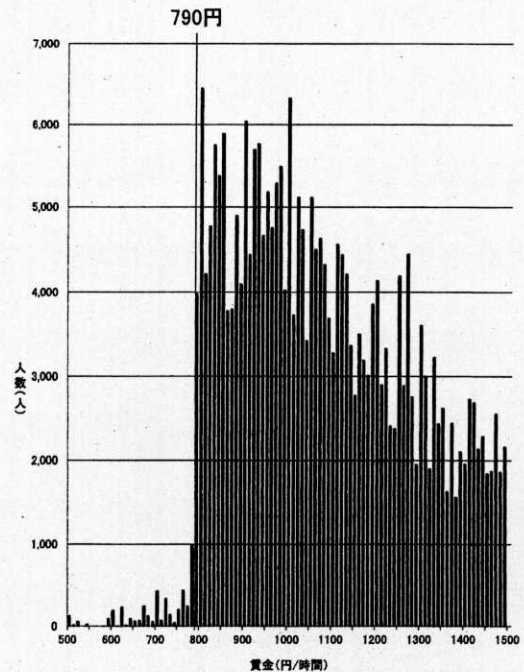


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

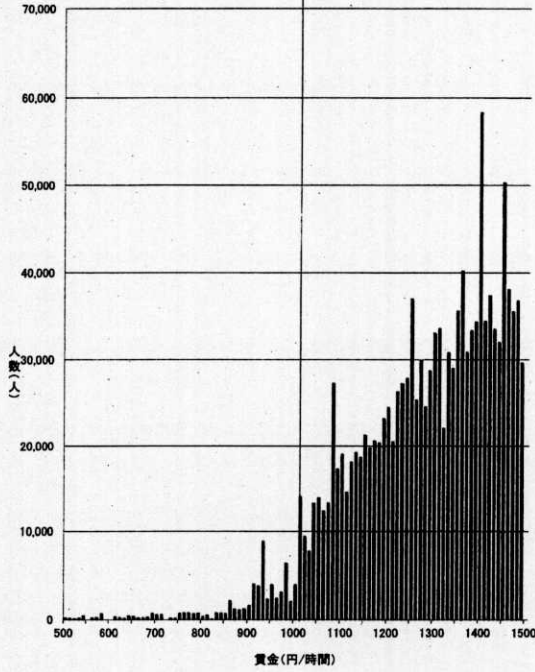
一般・短時間計

時間当たり賃金分布(一般労働者)

資料No. 4-2

東京(A)

1013円



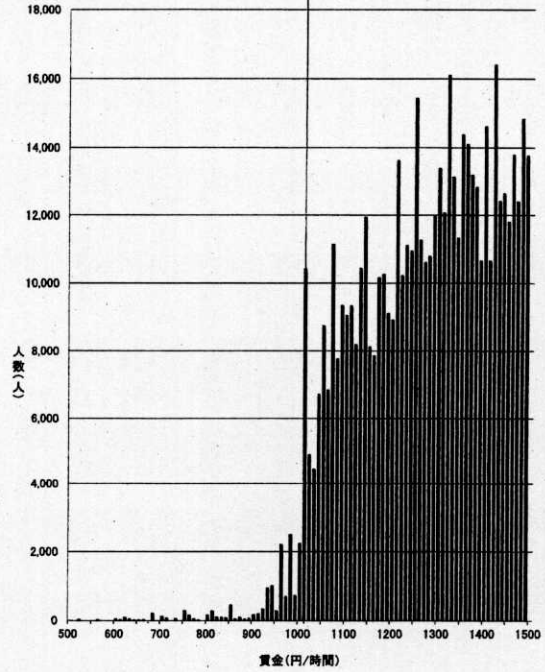
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

1011円



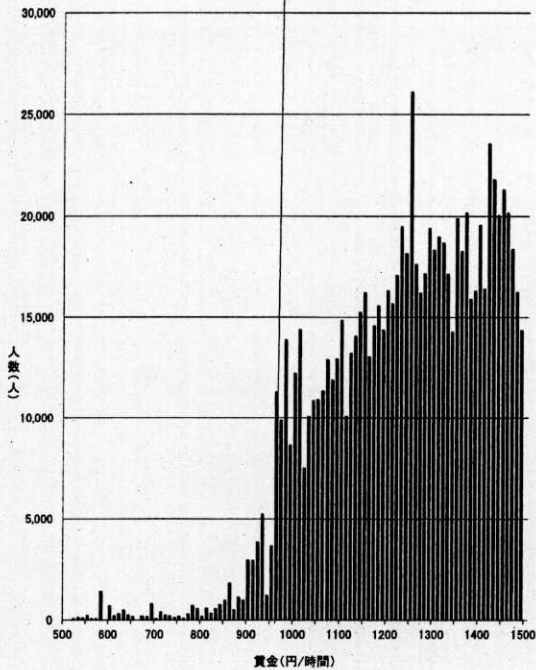
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

964円



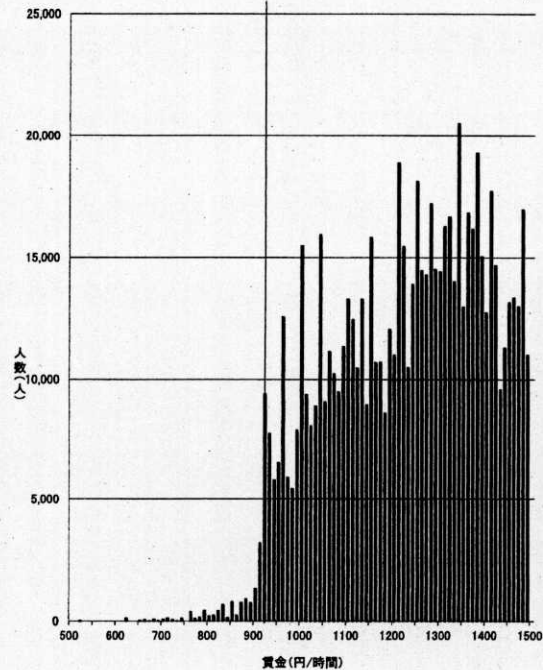
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

926円

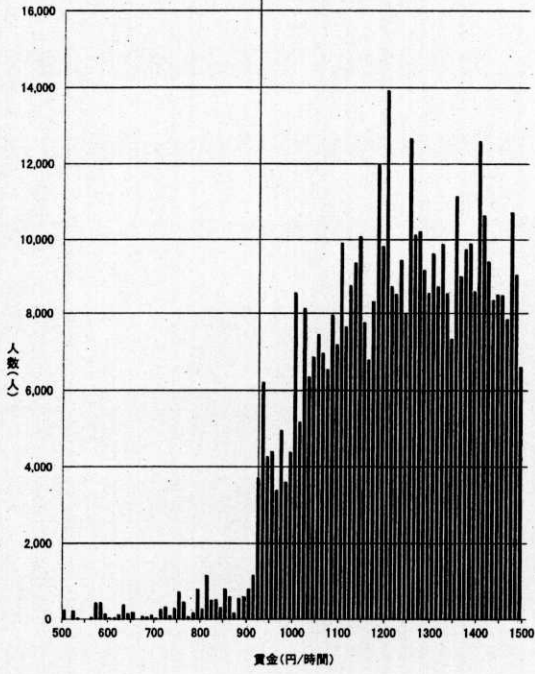


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)  
926円

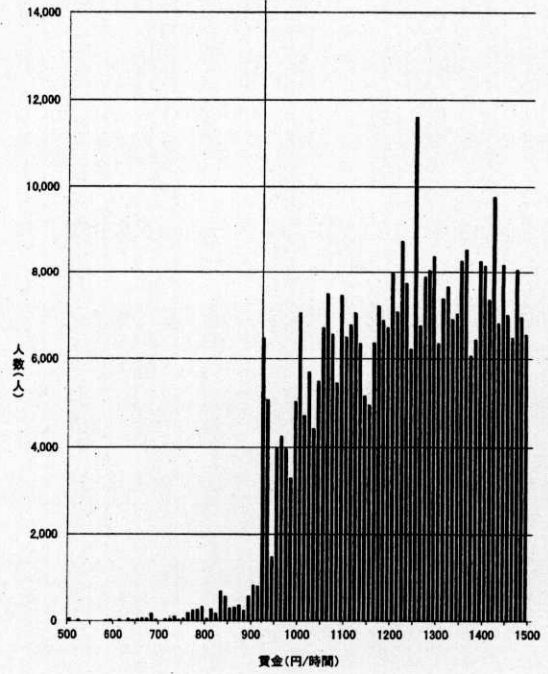


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)  
923円



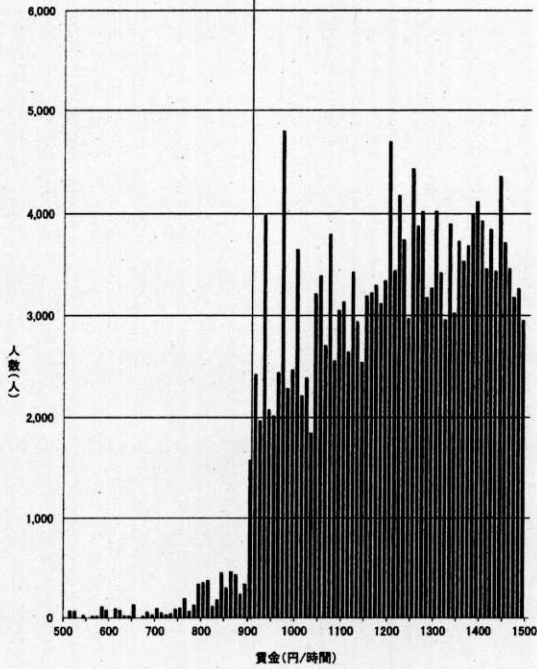
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

909円



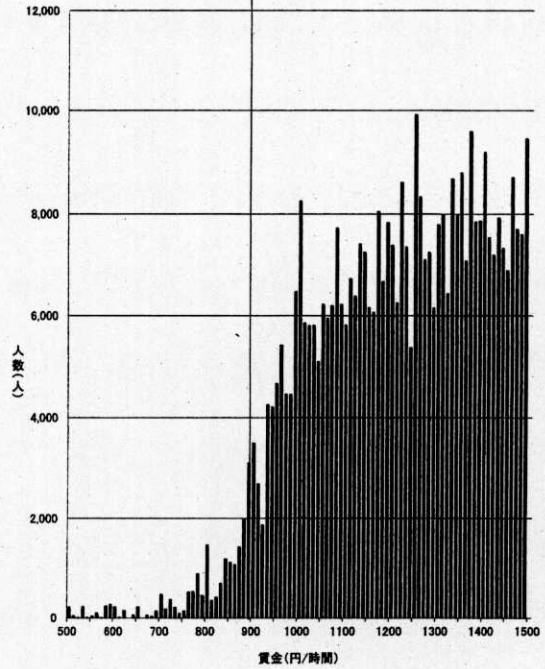
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

899円



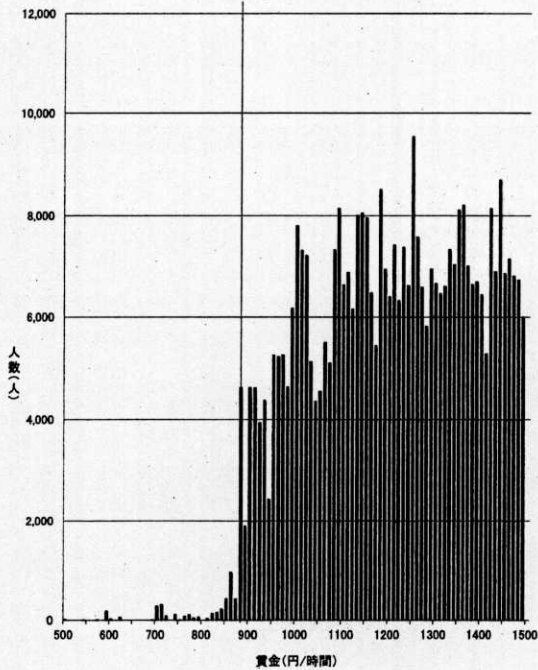
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

885円



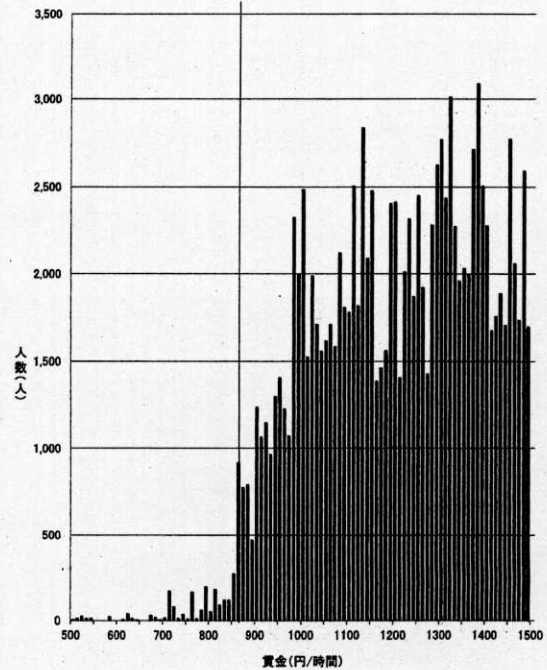
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

866円



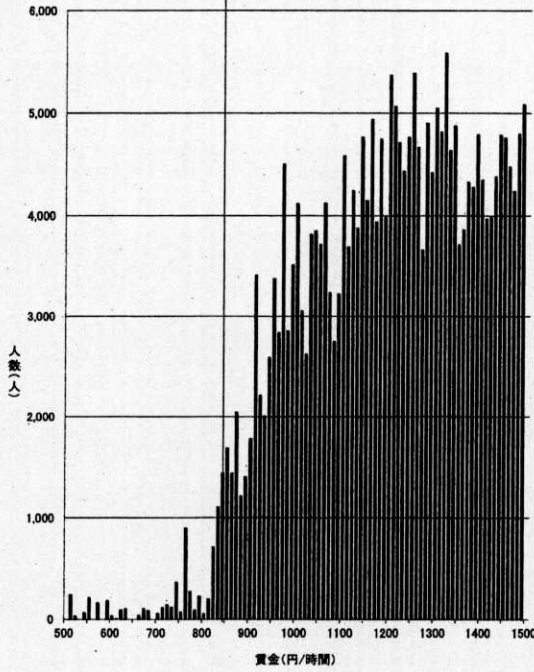
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

849円



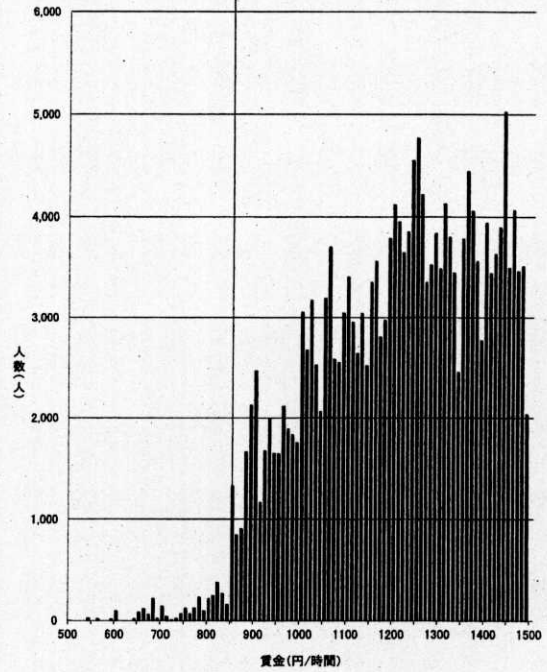
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

853円



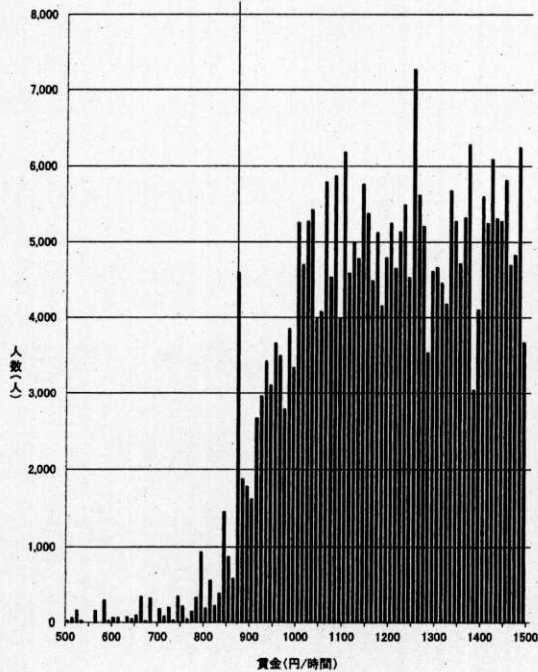
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

871円



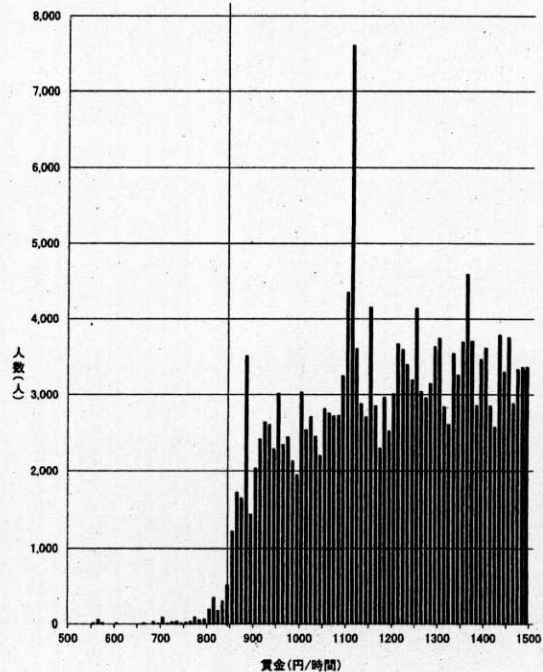
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

848円



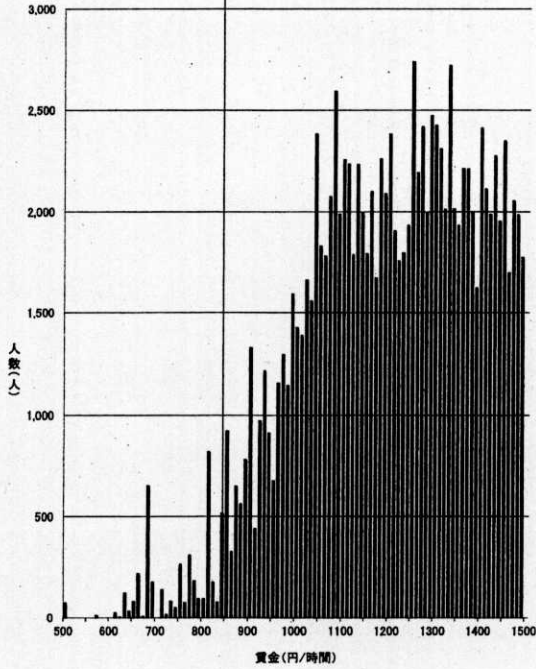
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

848円



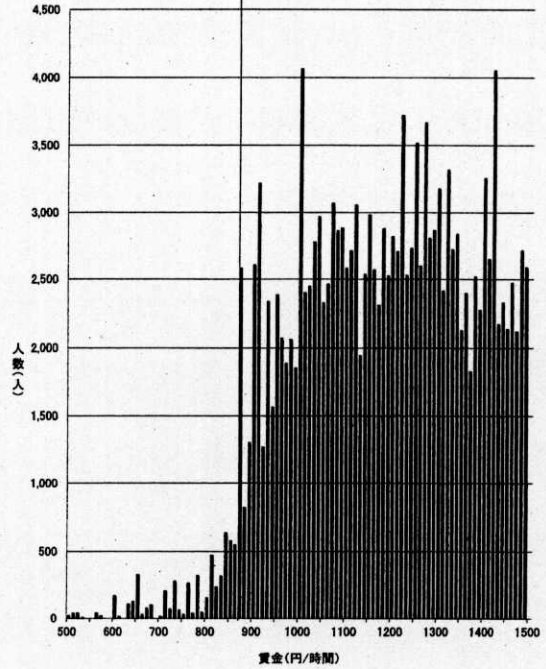
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

873円



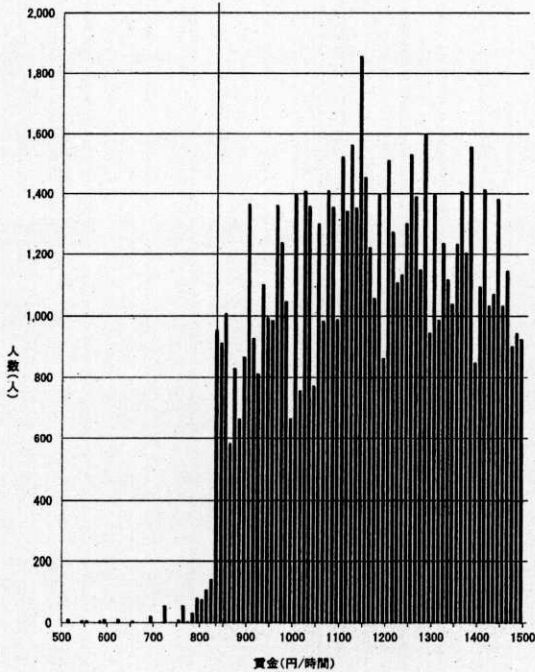
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

837円



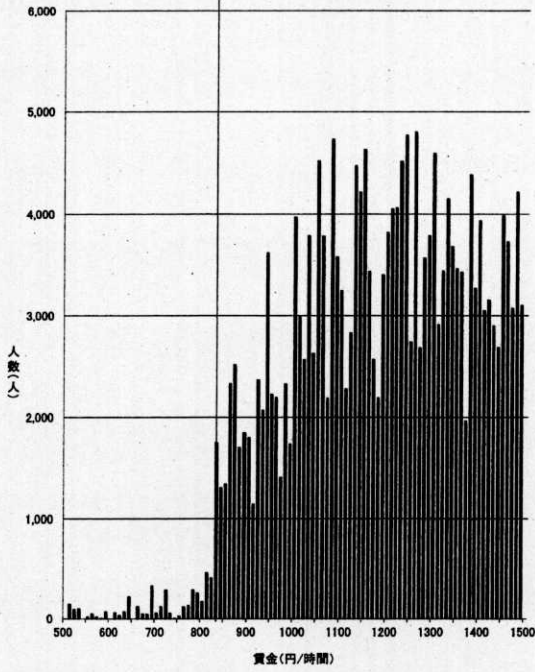
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(C)

835円



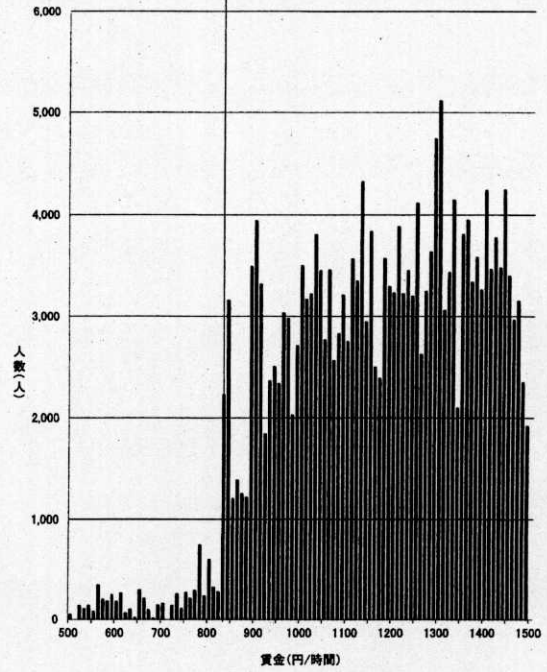
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(C)

833円



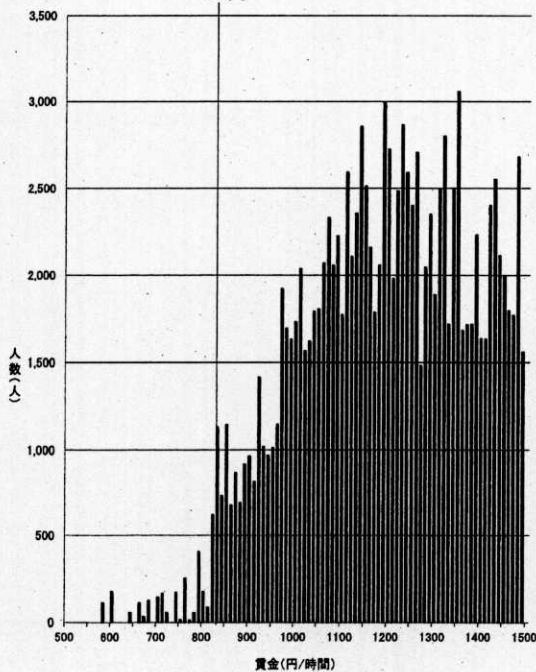
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(C)

832円



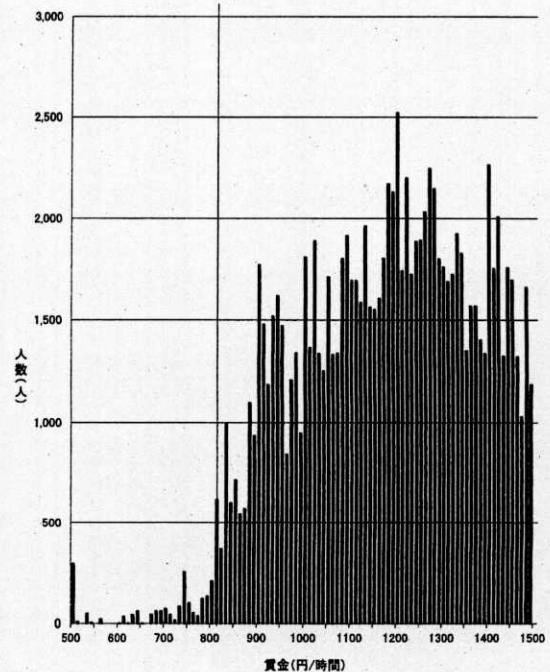
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(C)

818円



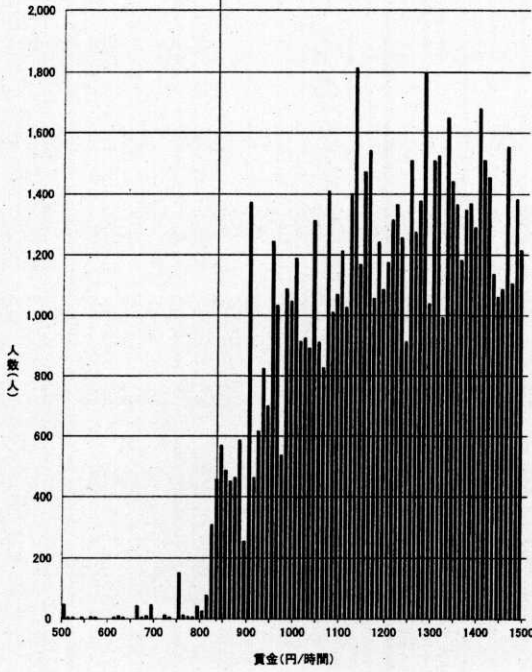
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(C)

837円



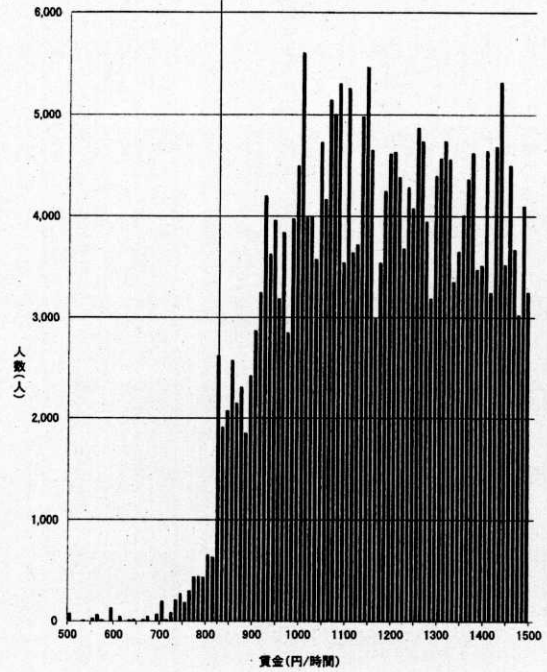
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(C)

824円



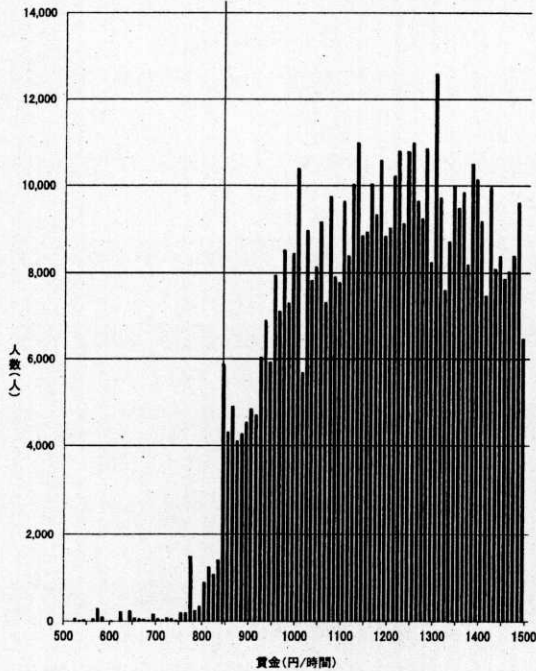
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(C)

841円



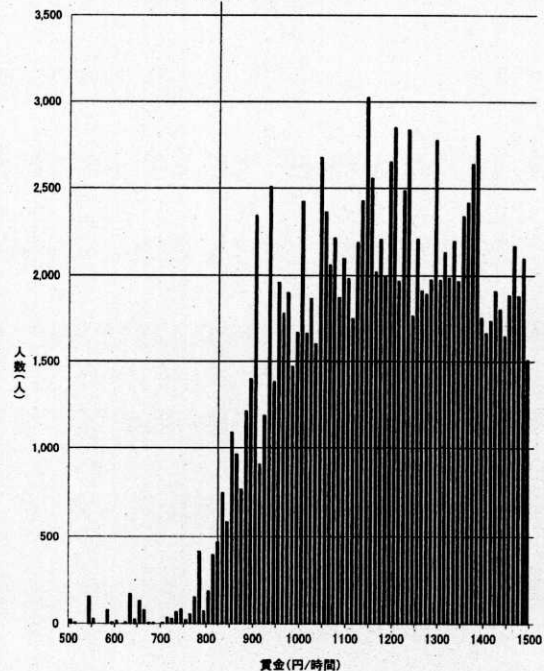
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(C)

829円



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

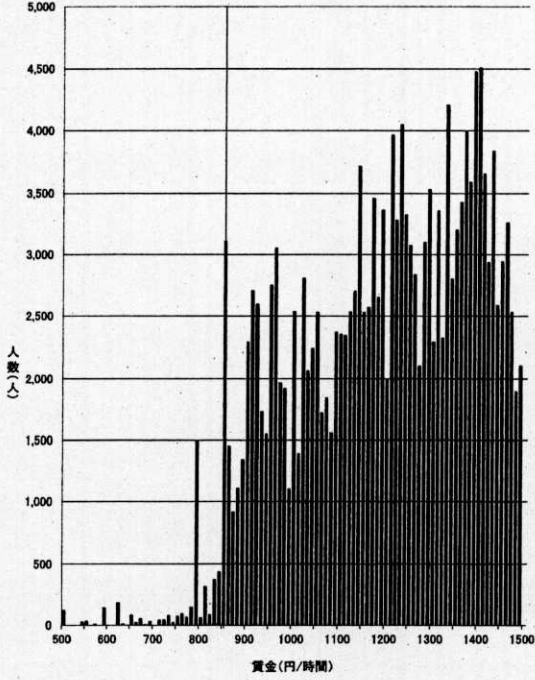
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者



岐阜(C)

851円



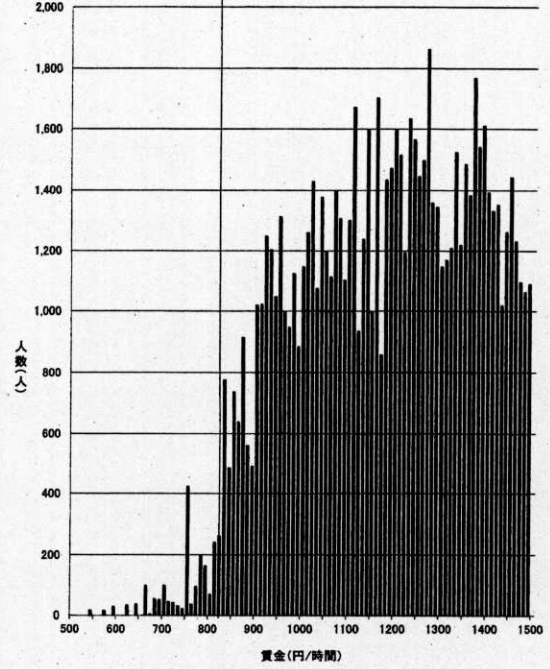
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(C)

829円



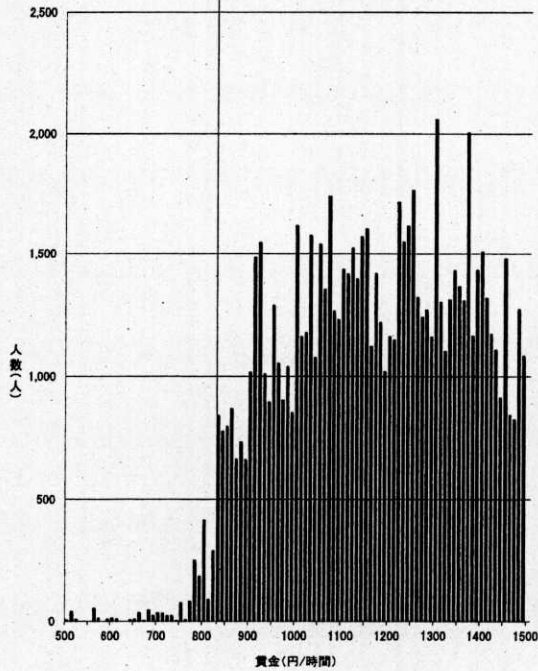
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(C)

830円



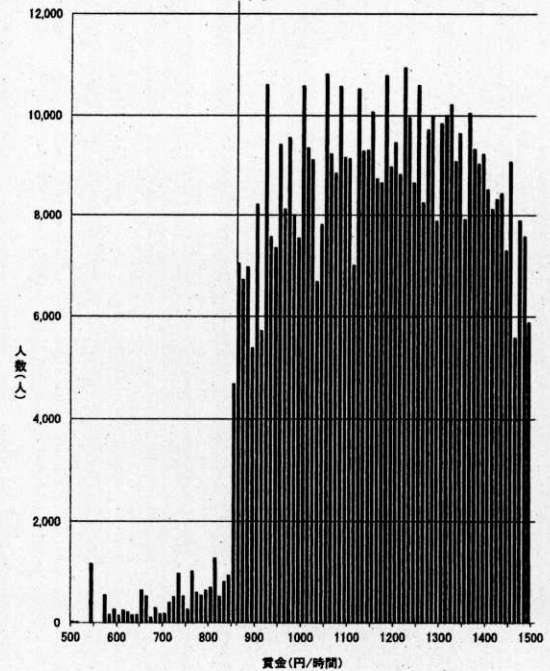
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(C)

861円



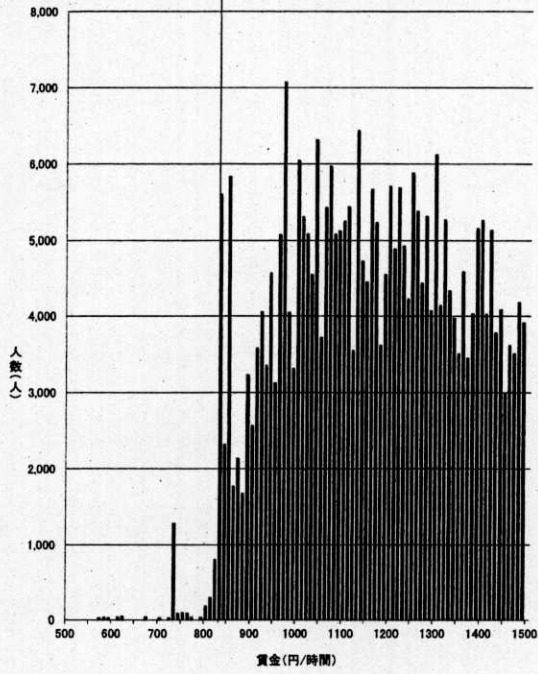
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(C)

830円



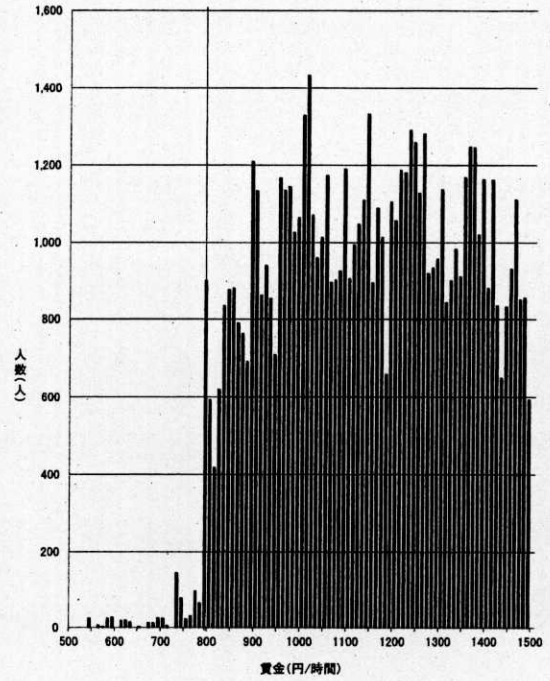
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(C)

793円



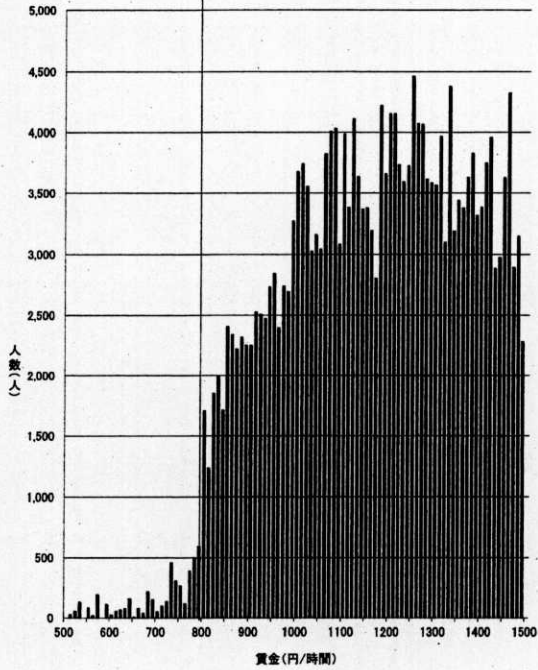
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(D)

798円



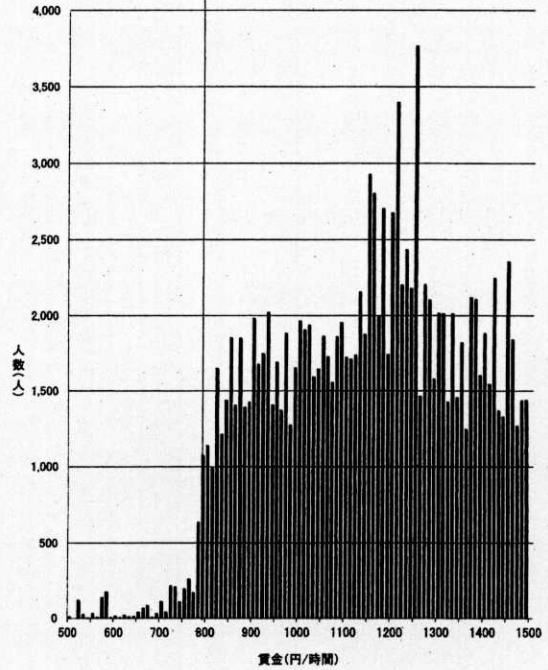
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(D)

790円



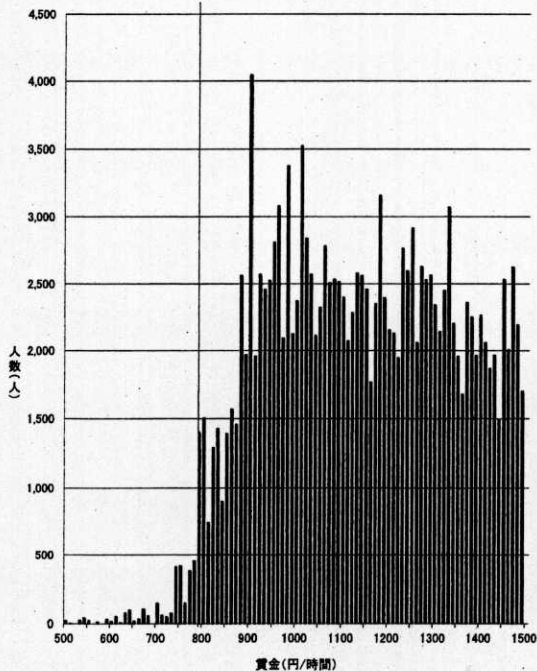
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(D)

790円



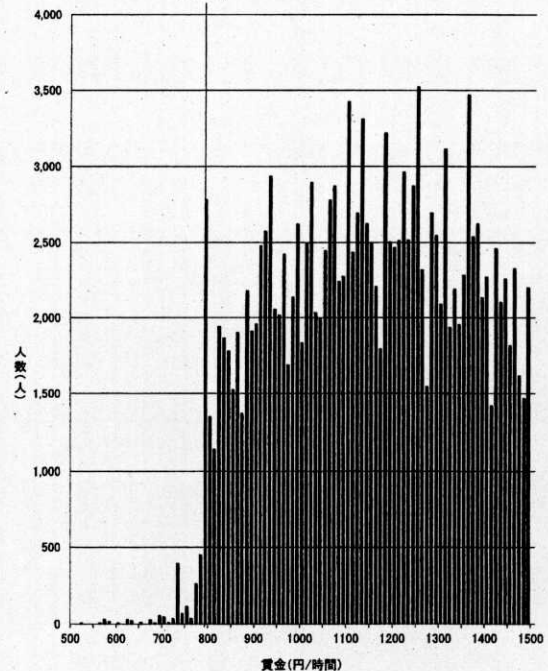
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(D)

790円



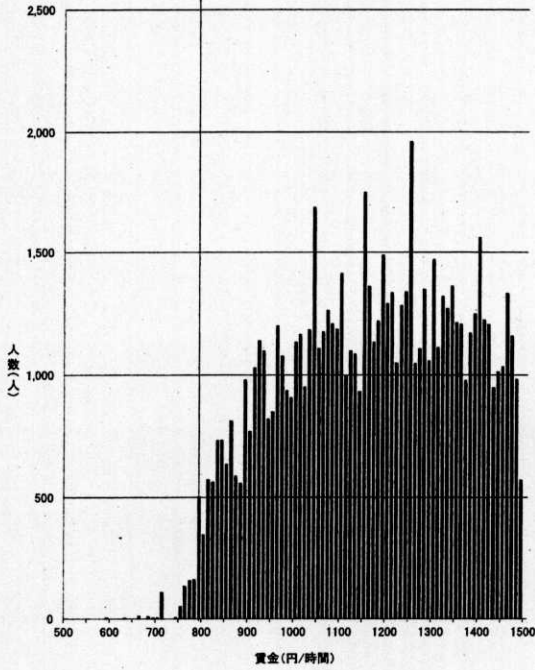
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(D)

790円



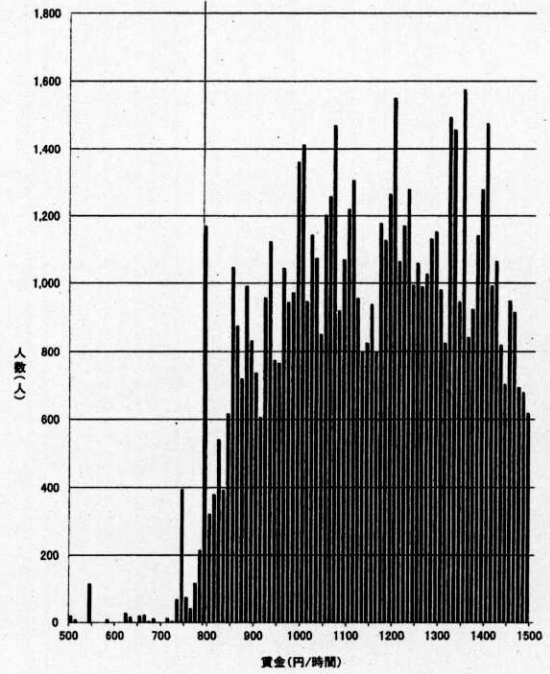
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(D)

790円



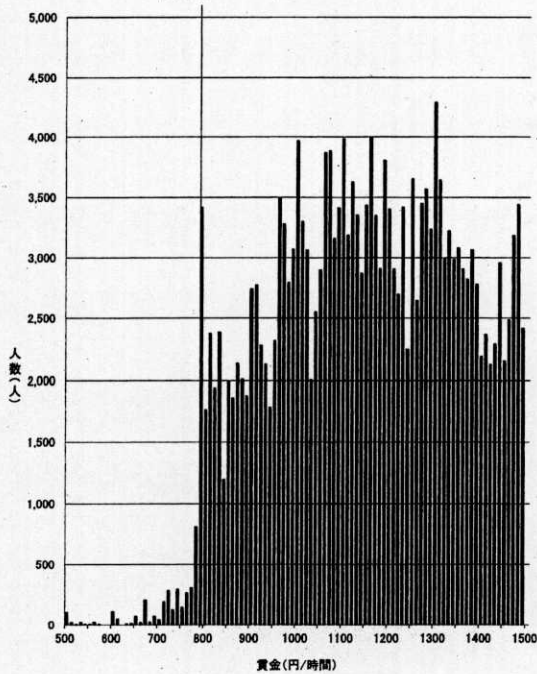
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(D)

790円



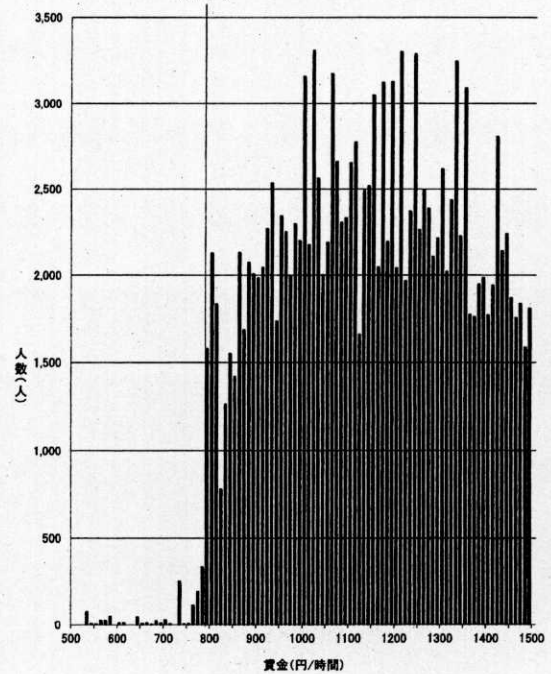
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(D)

790円

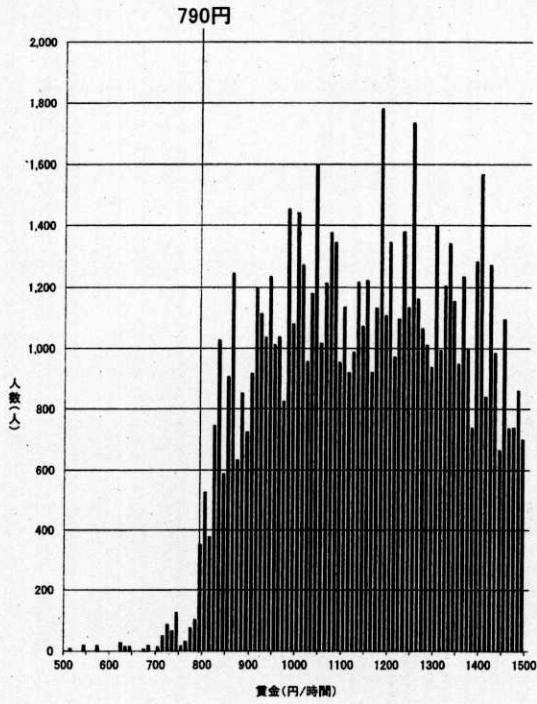


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(D)

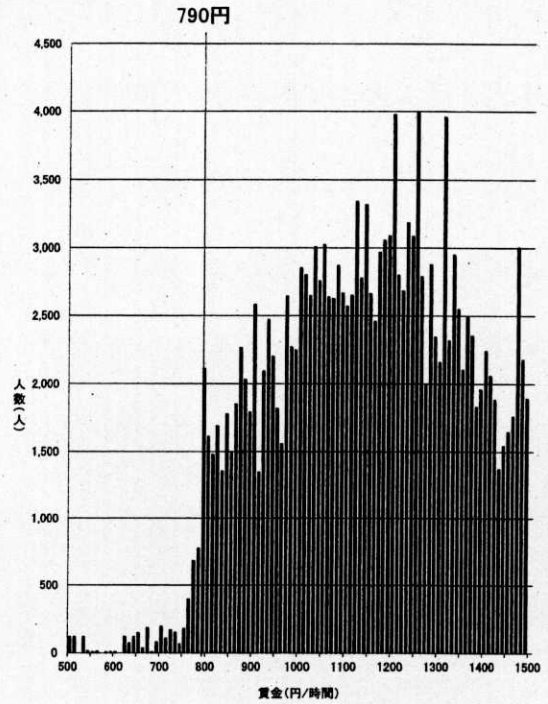


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(D)

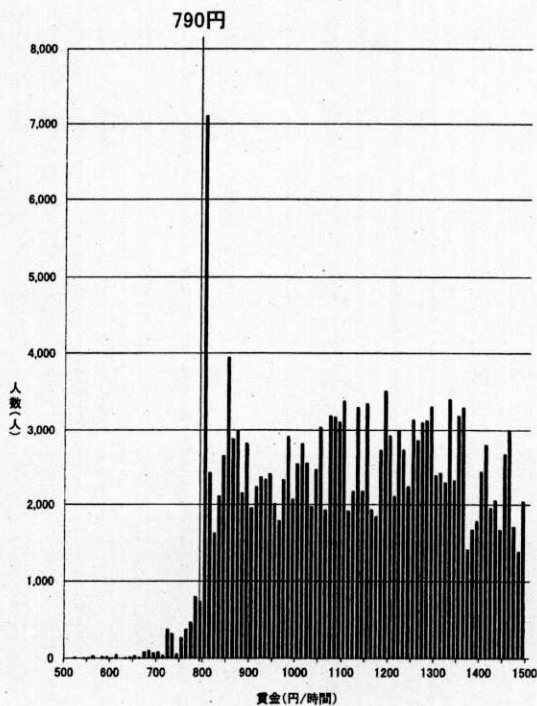


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(D)

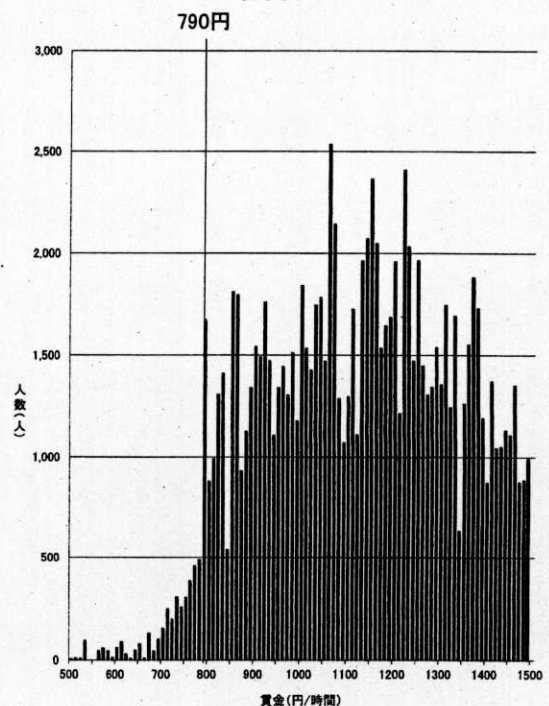


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(D)



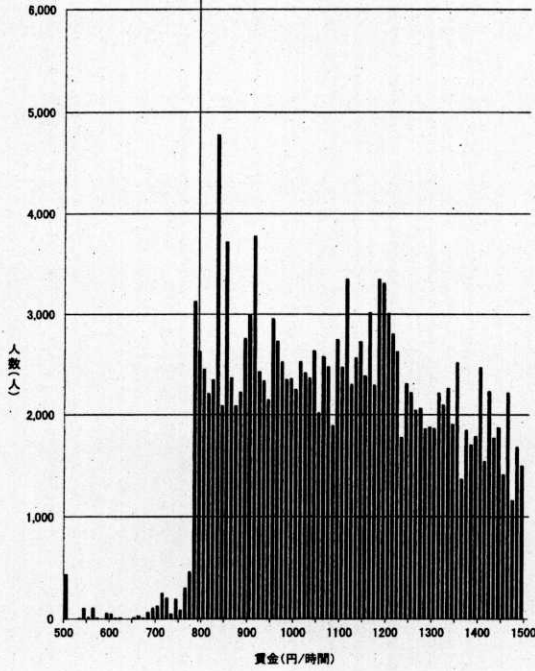
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(D)

790円



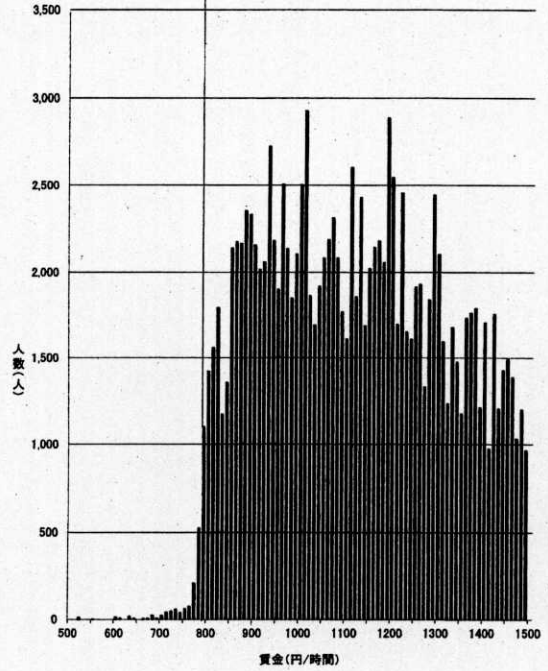
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(D)

790円



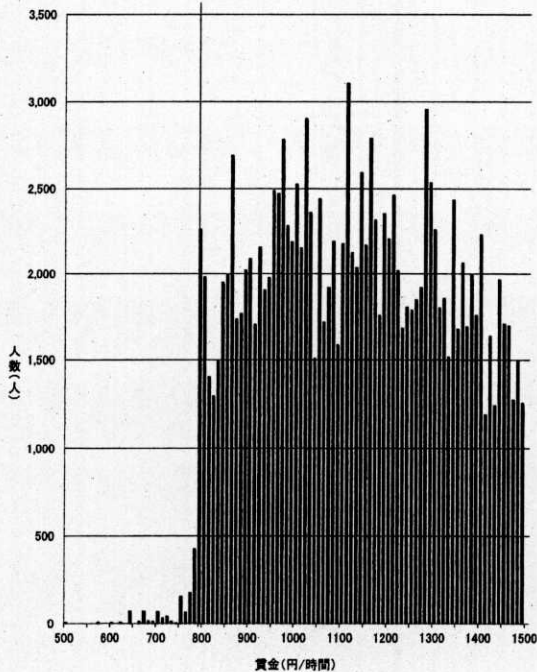
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(D)

790円



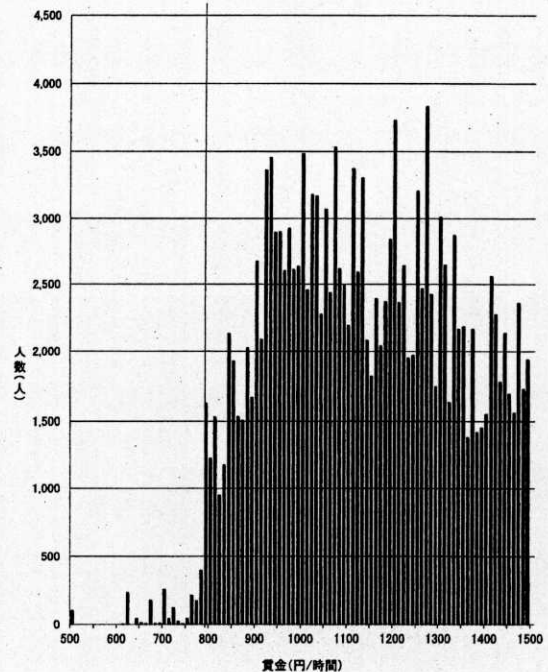
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(D)

790円



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

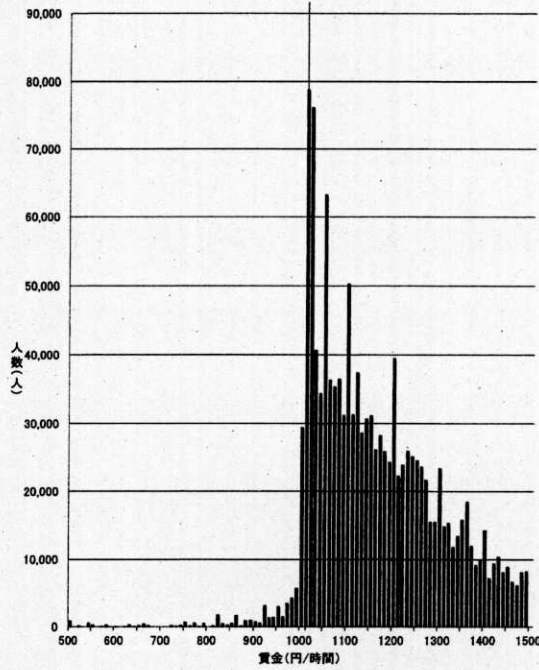
一般労働者

時間当たり賃金分布(短時間労働者)

資料No. 4-3

東京(A)

1013円



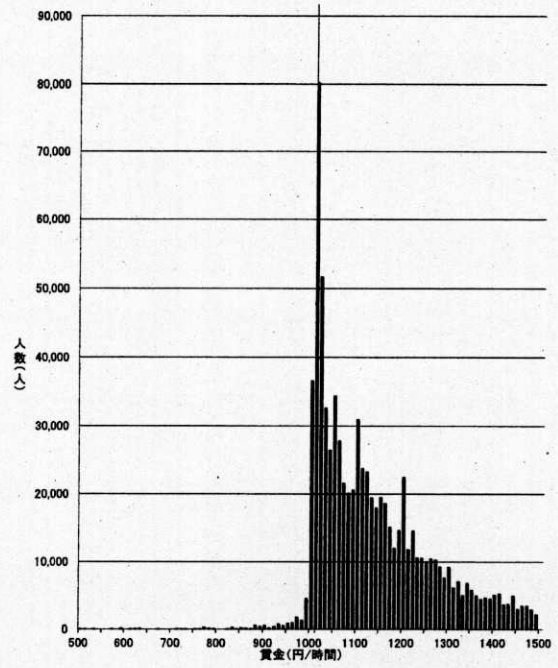
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

1011円



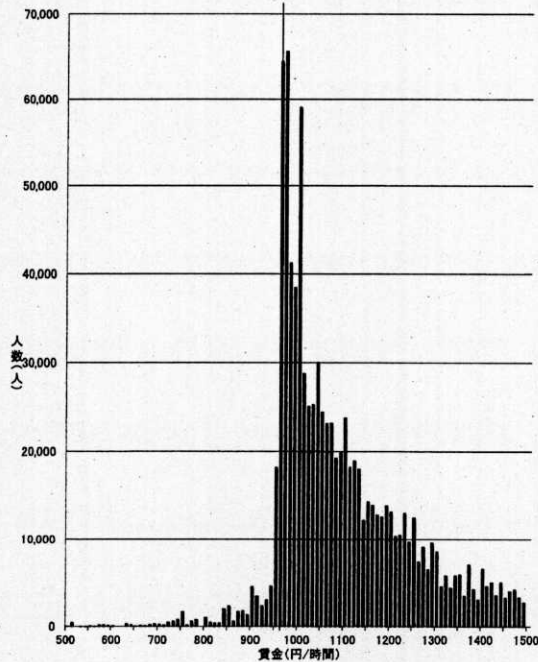
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

964円



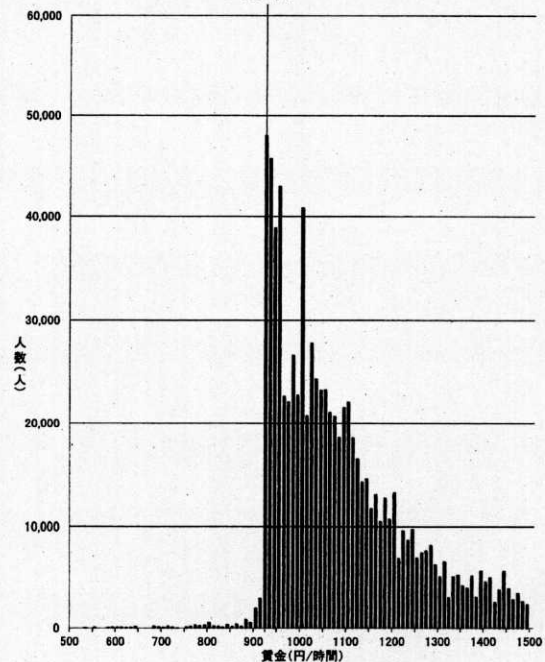
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

926円



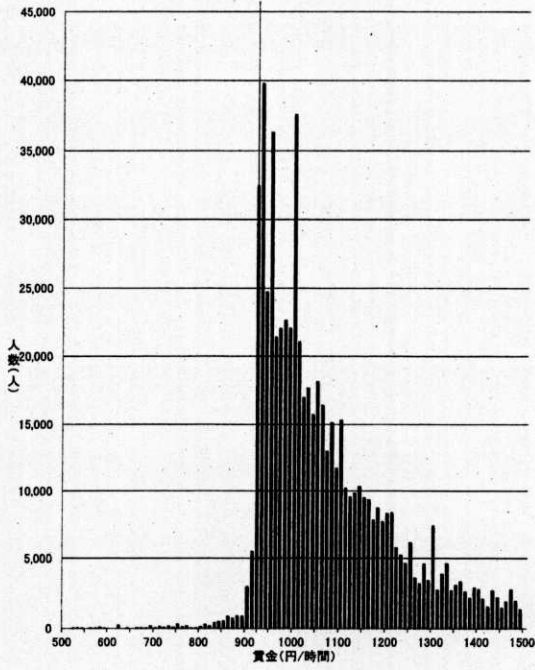
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

926円



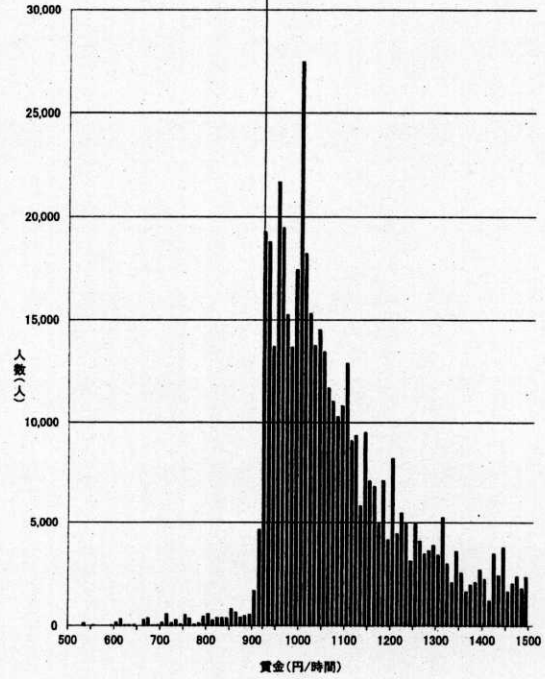
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

923円



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

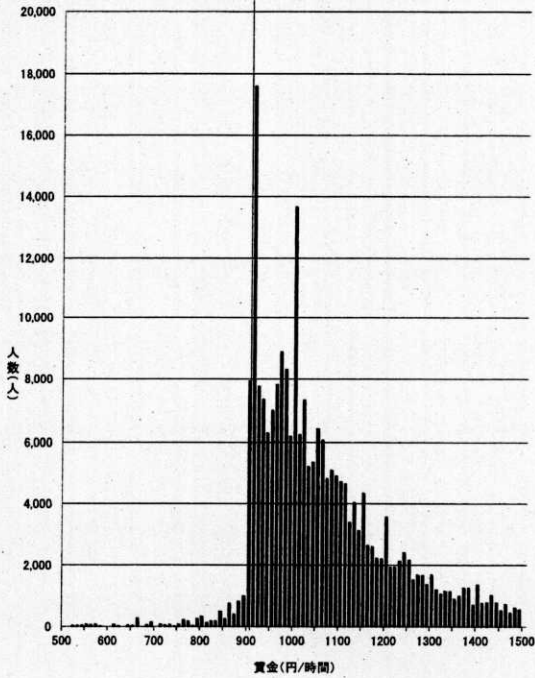
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者



京都(B)

909円



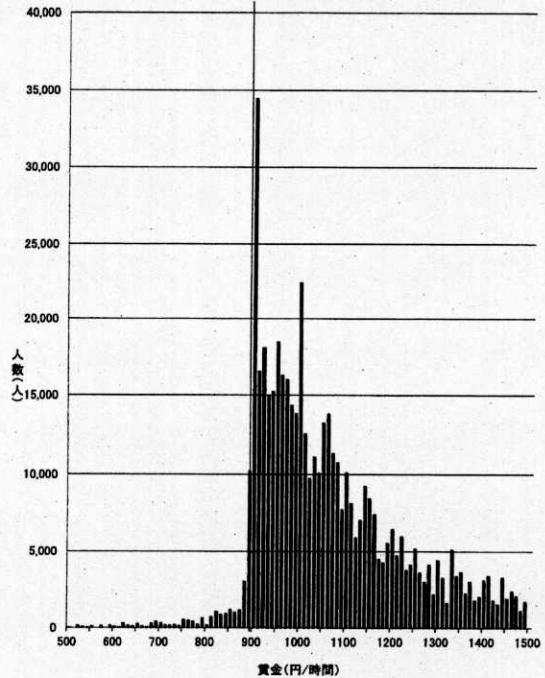
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

899円



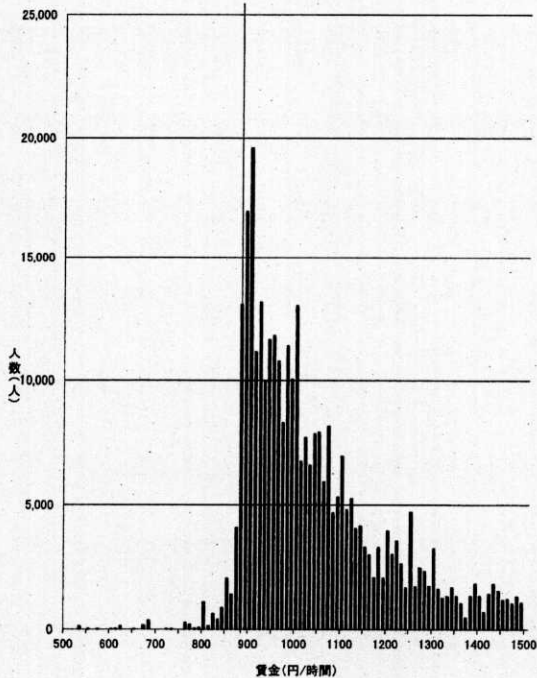
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

885円



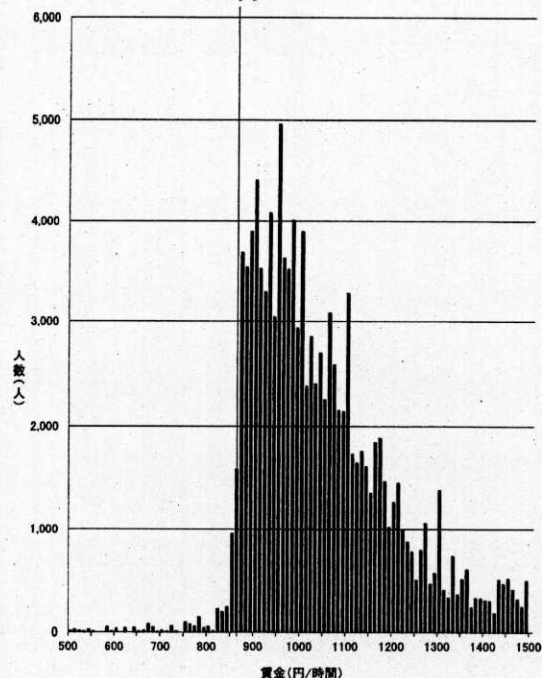
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

866円



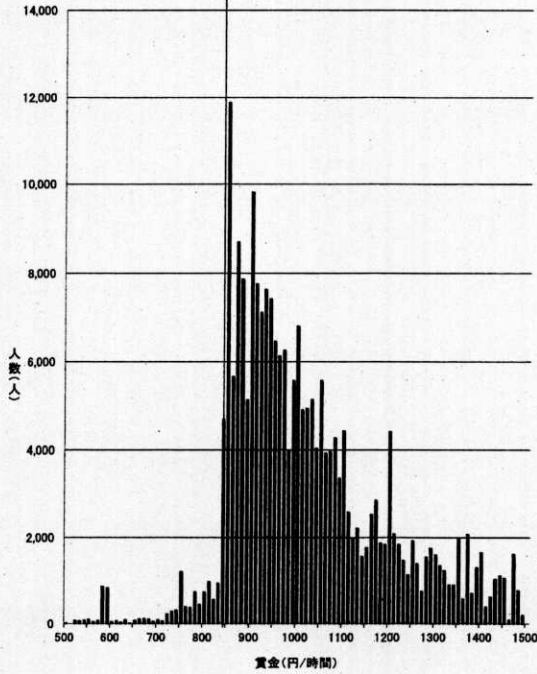
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

849円



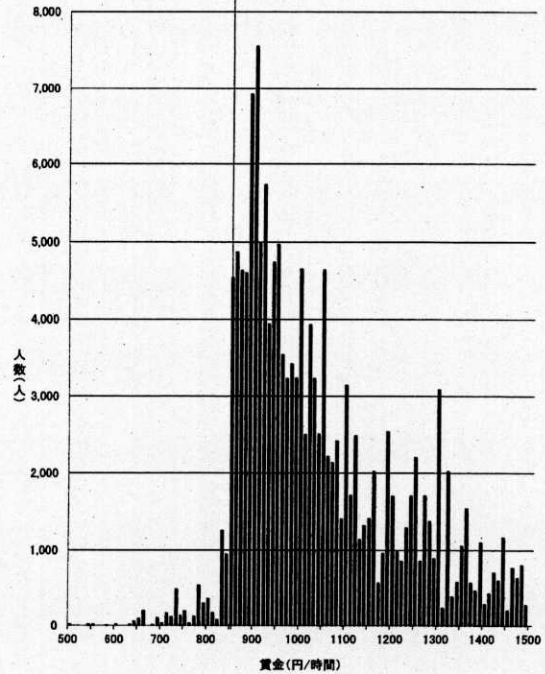
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

853円



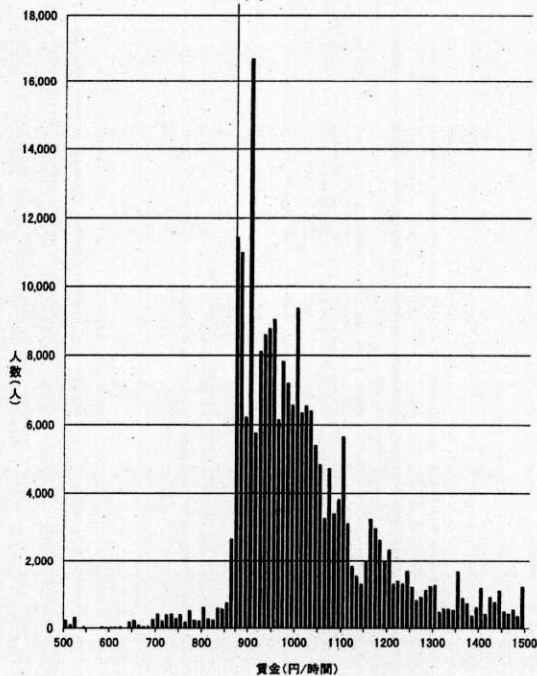
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

871円



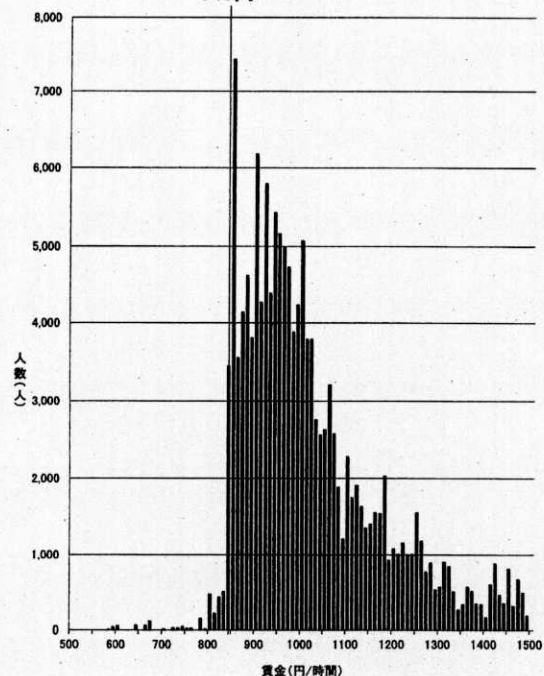
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

848円



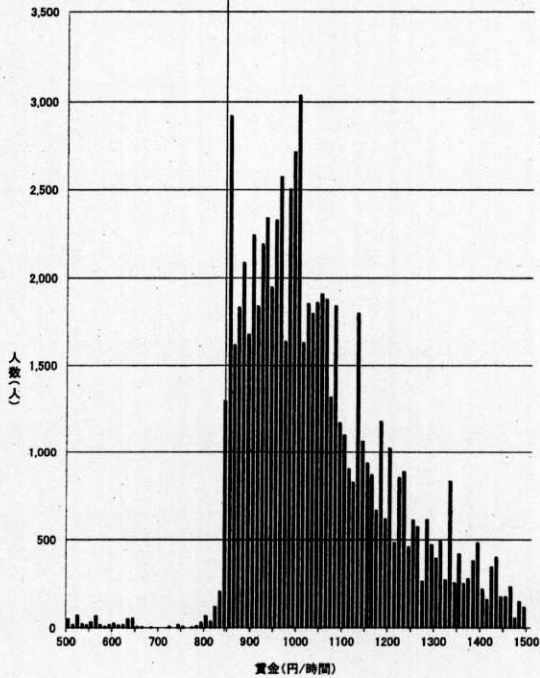
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

848円



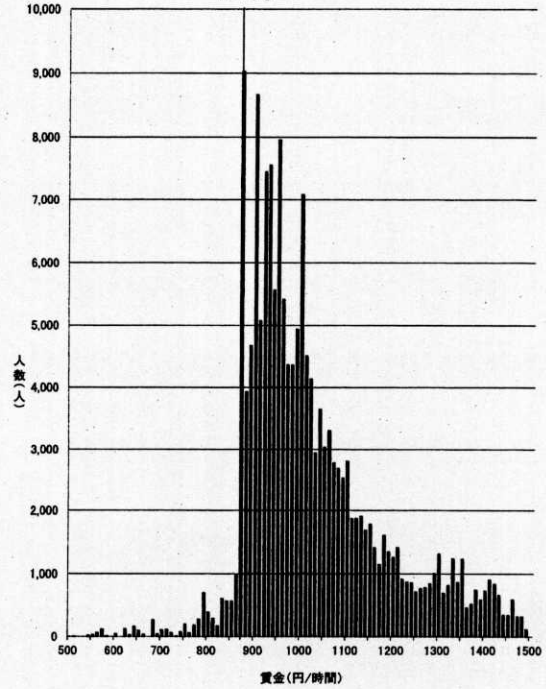
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

873円



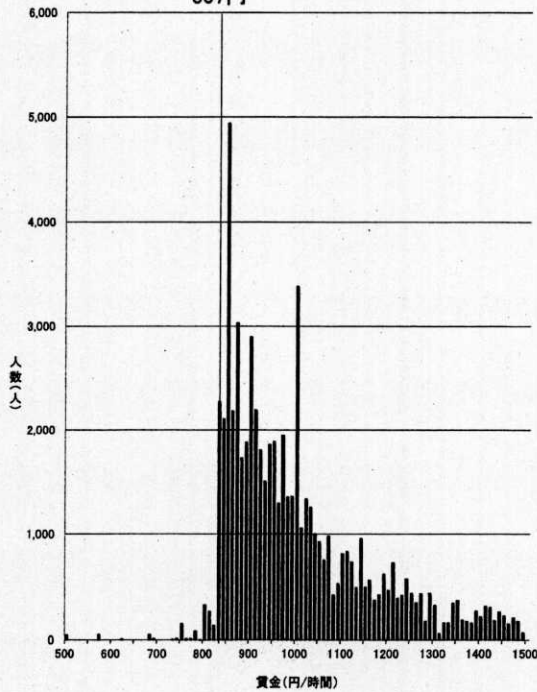
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

837円



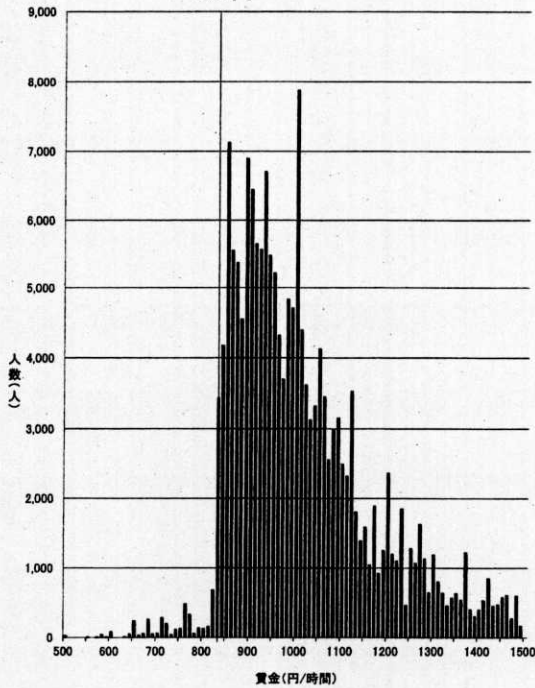
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(C)

835円



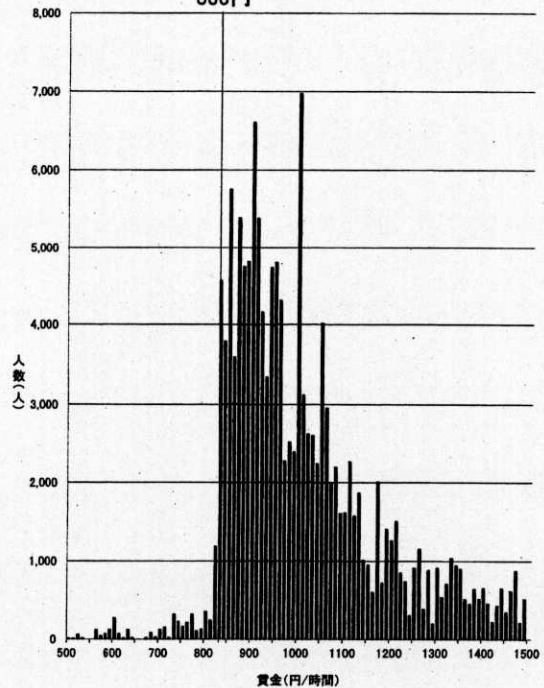
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(C)

833円



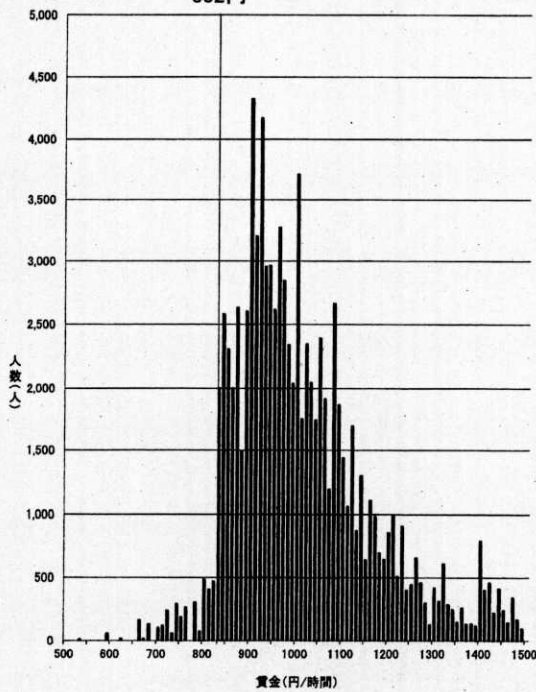
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(C)

832円



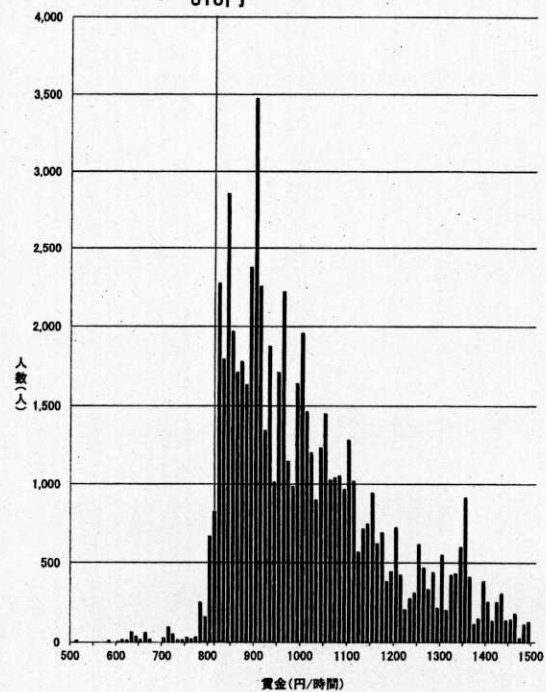
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(C)

818円



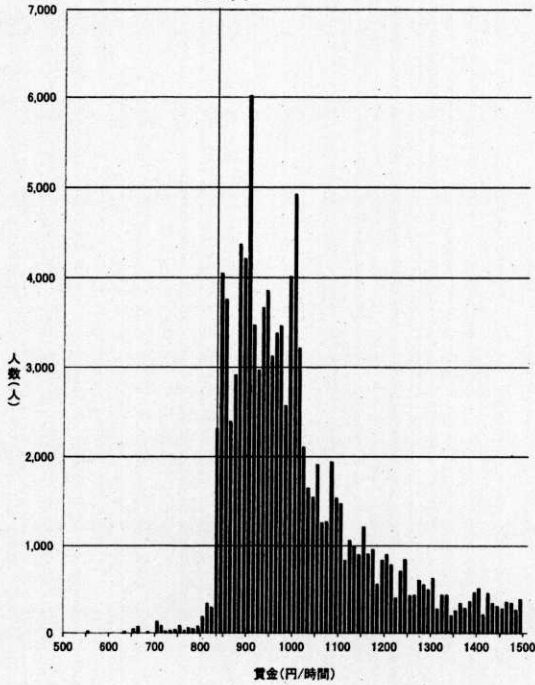
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(C)

837円



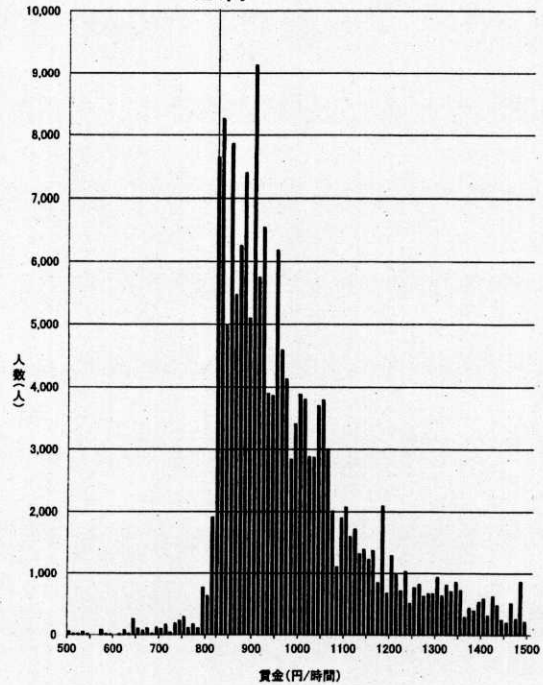
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(C)

824円



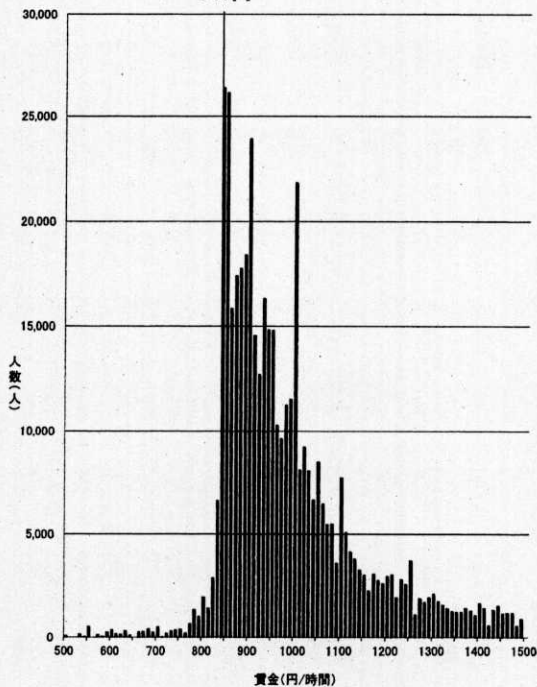
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(C)

841円



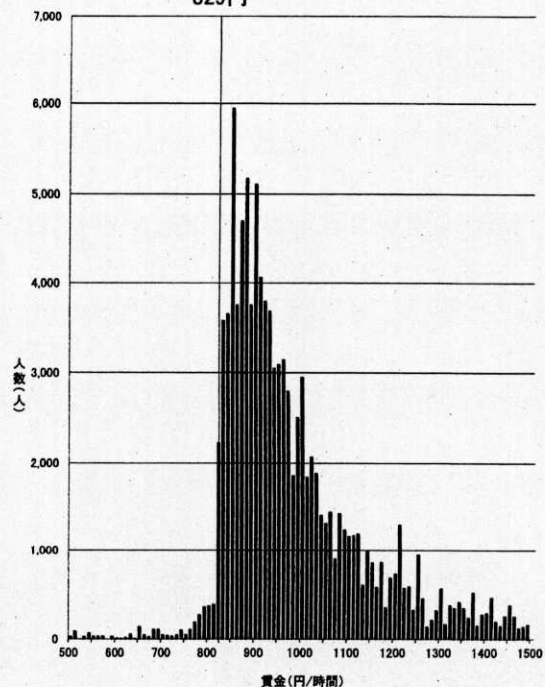
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(C)

829円



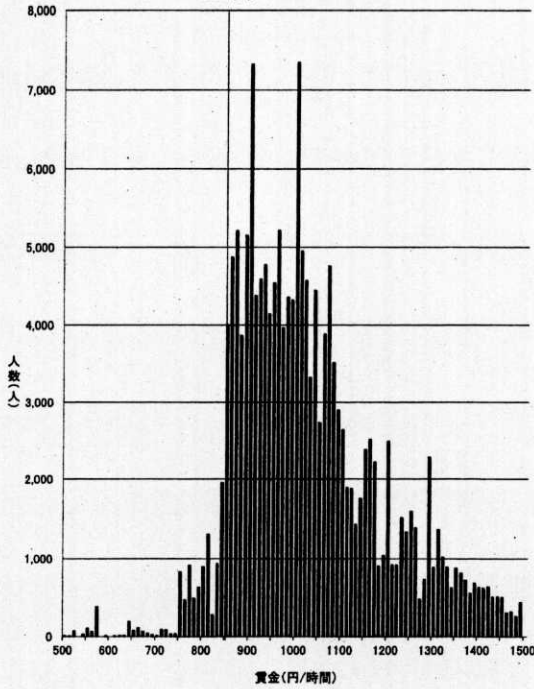
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(C)

851円



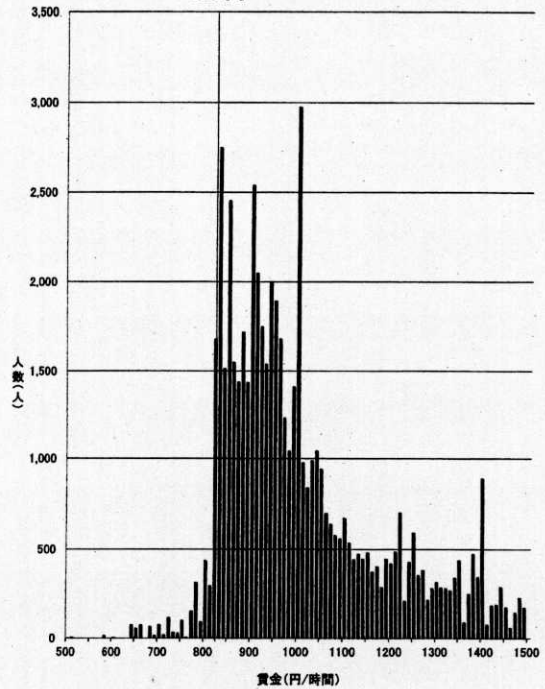
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(C)

829円



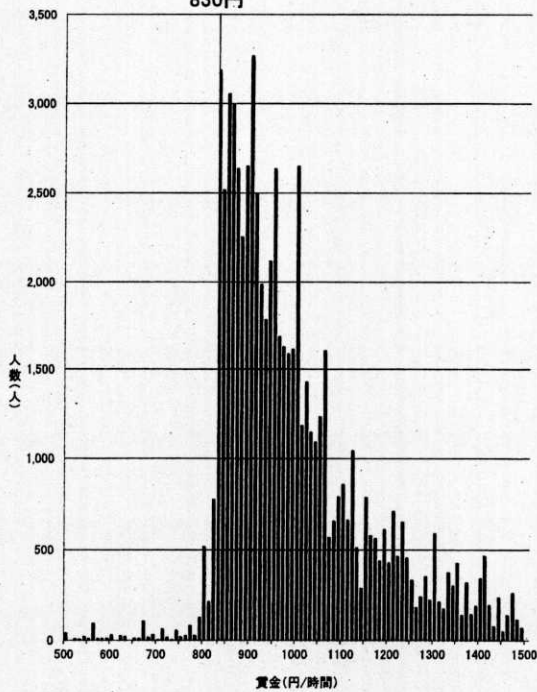
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(C)

830円



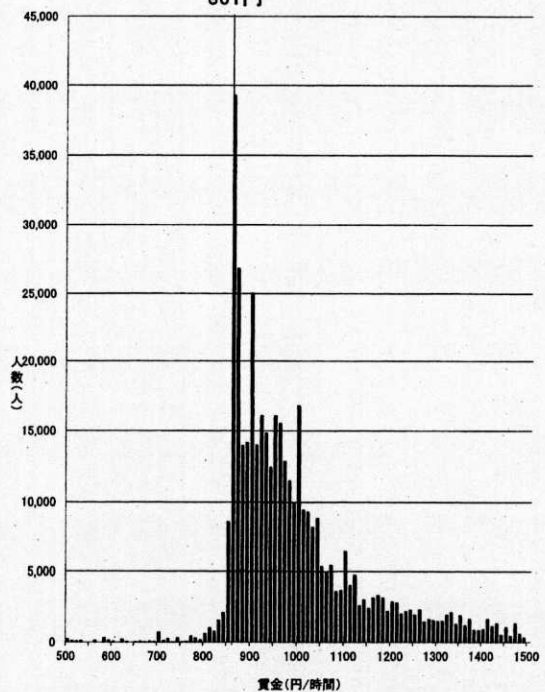
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(C)

861円

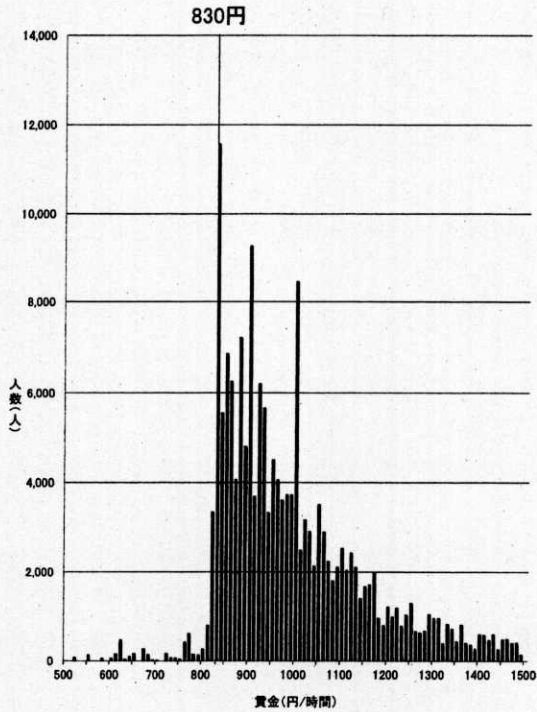


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(C)

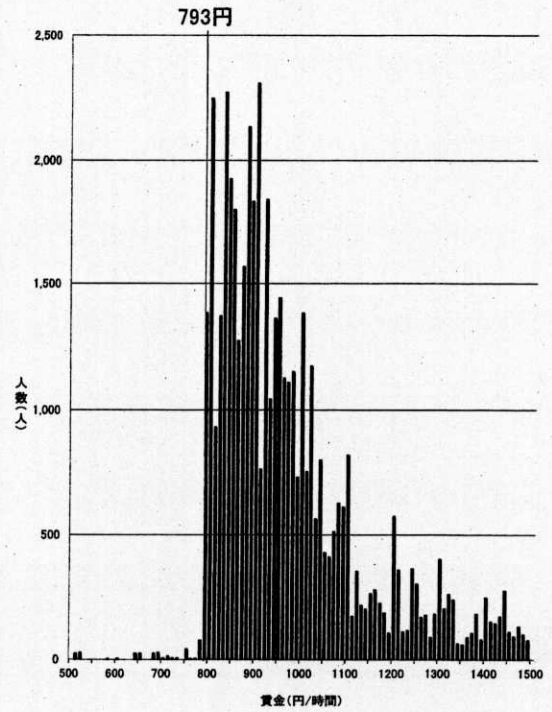


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精給動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(C)



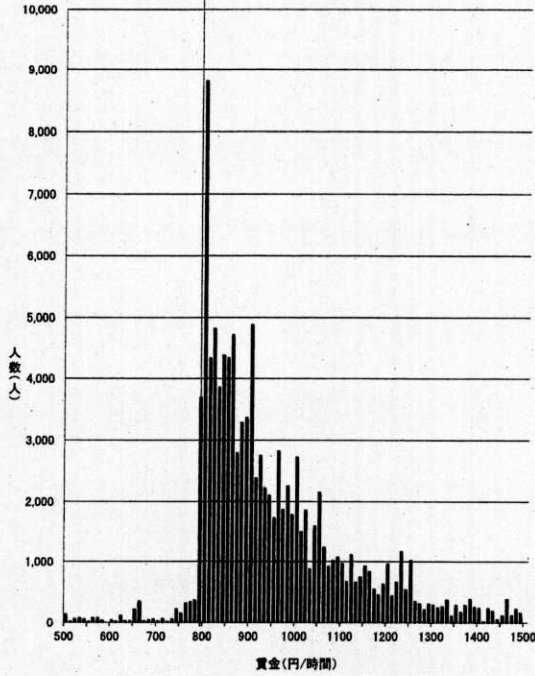
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精給動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(D)

798円



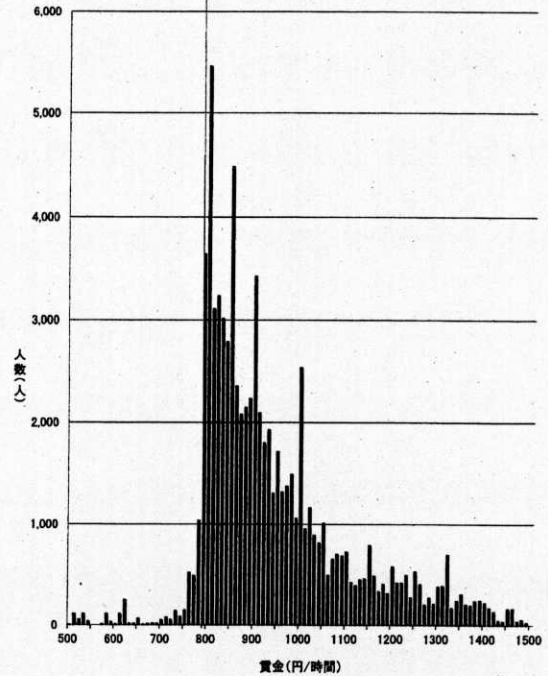
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(D)

790円



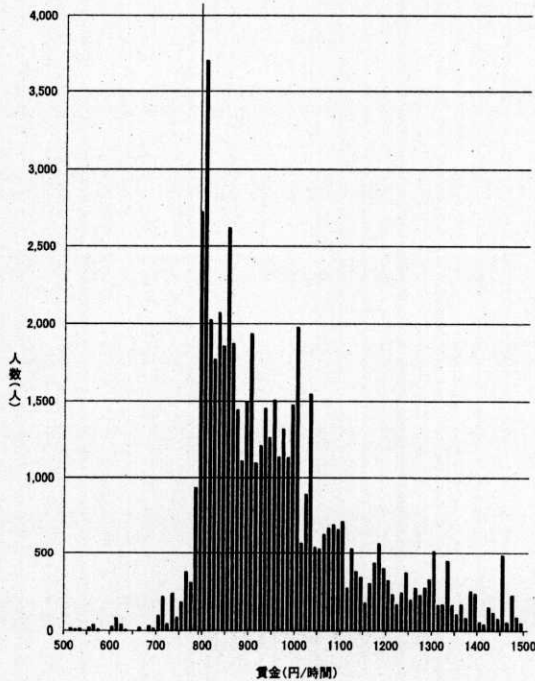
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(D)

790円



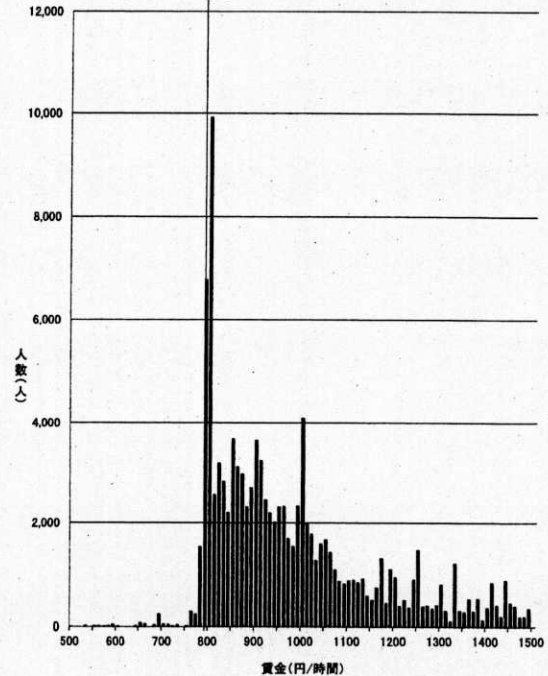
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(D)

790円



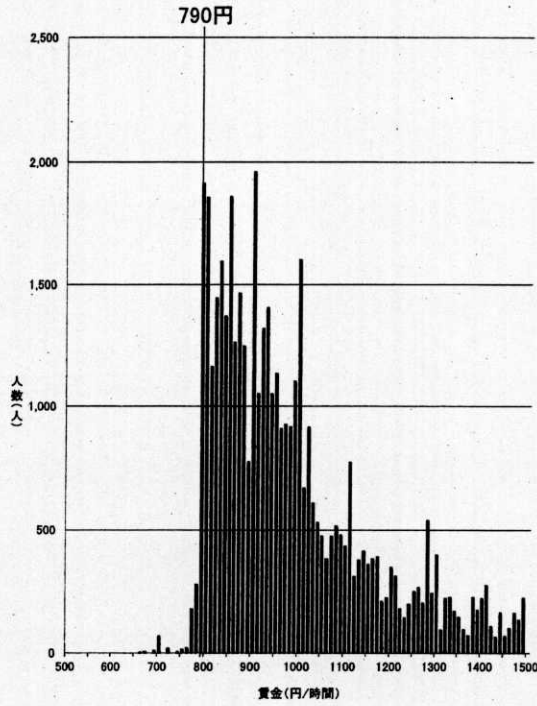
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者



島根(D)

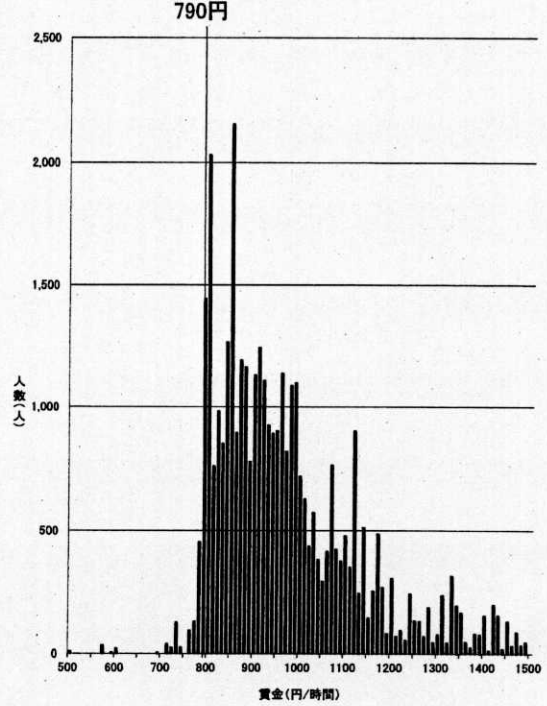


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(D)

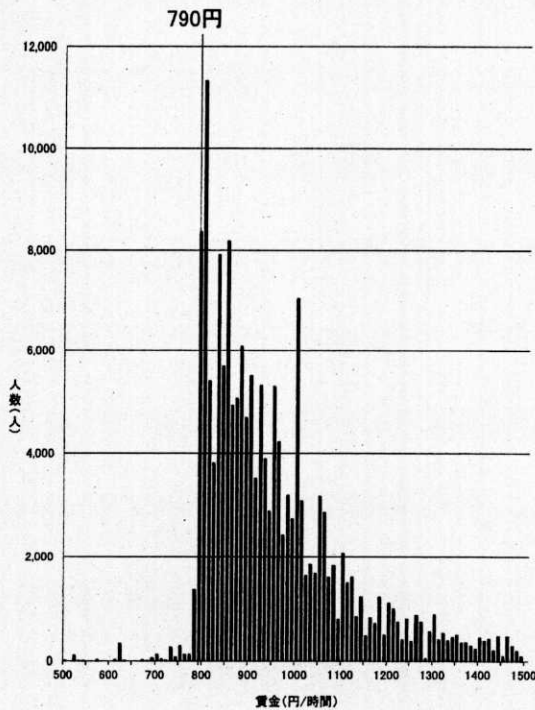


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(D)

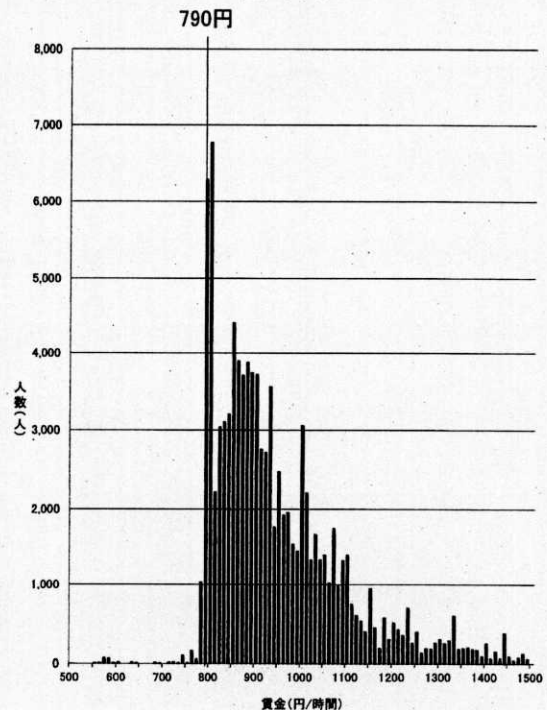


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(D)



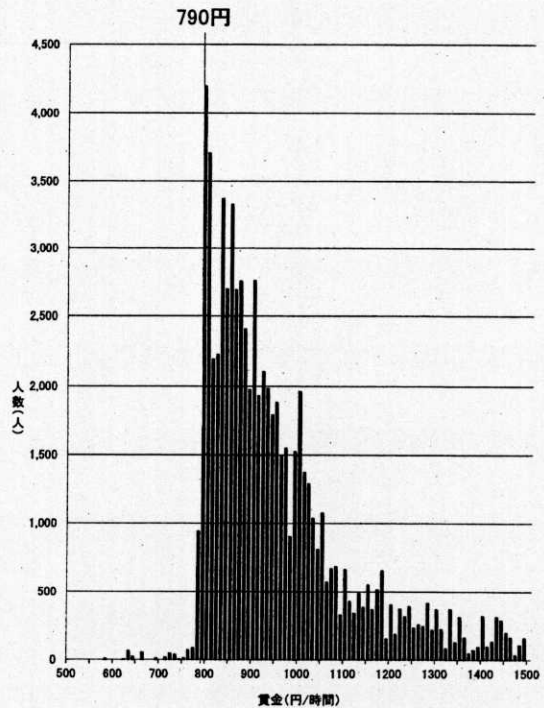
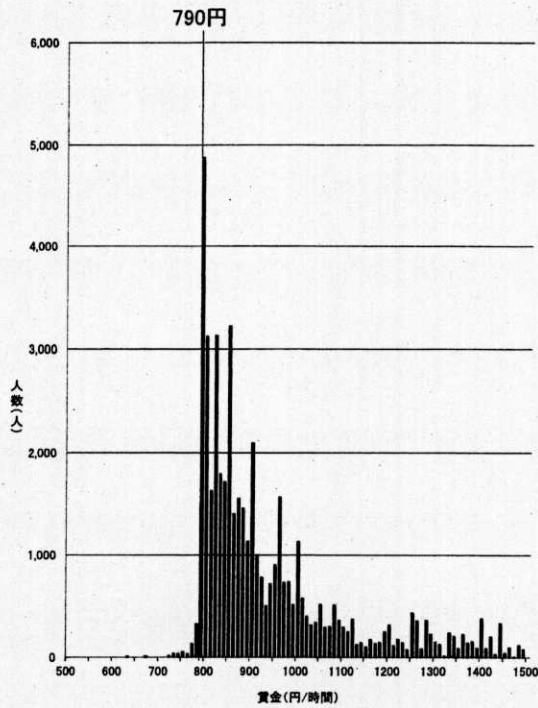
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(D)

岩手(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

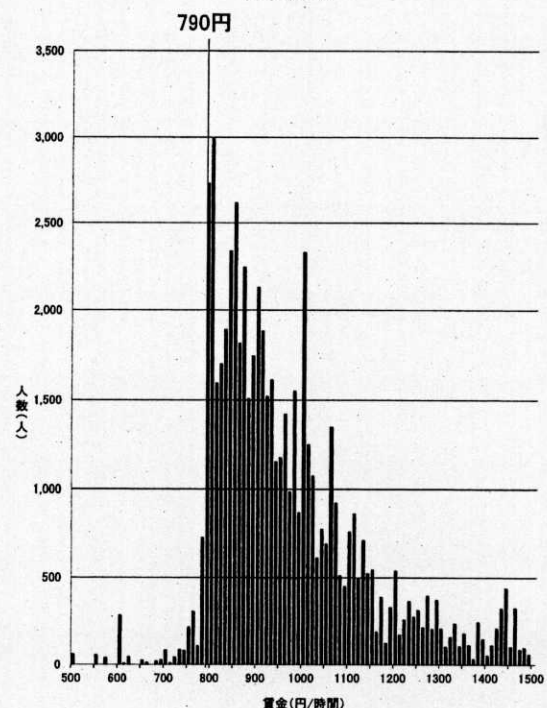
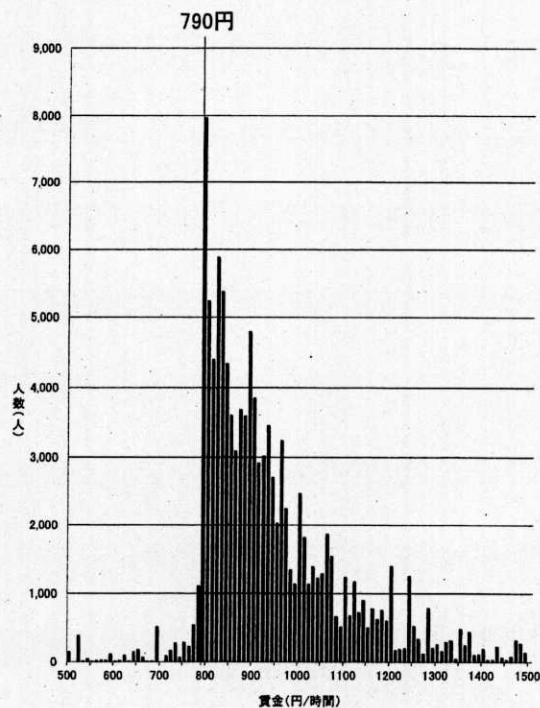
- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

鹿児島(D)

佐賀(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

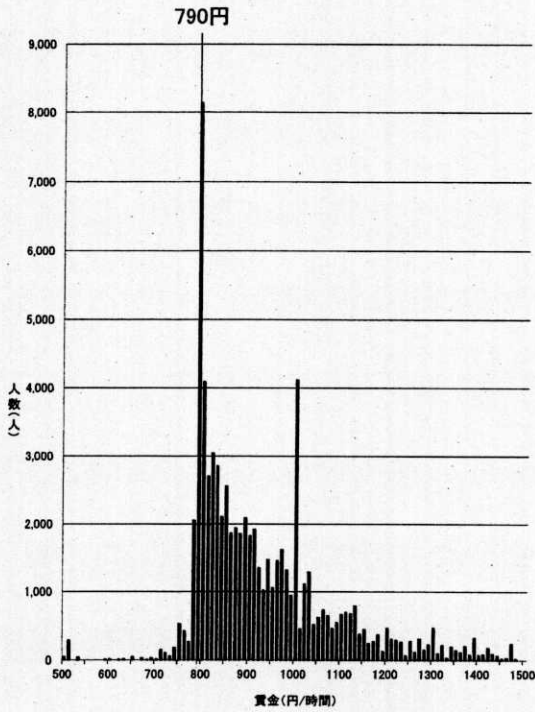
- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

青森(D)

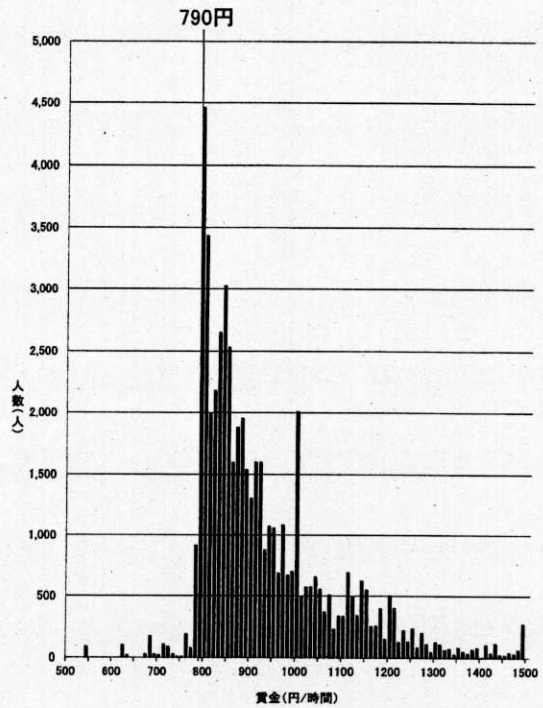


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(D)

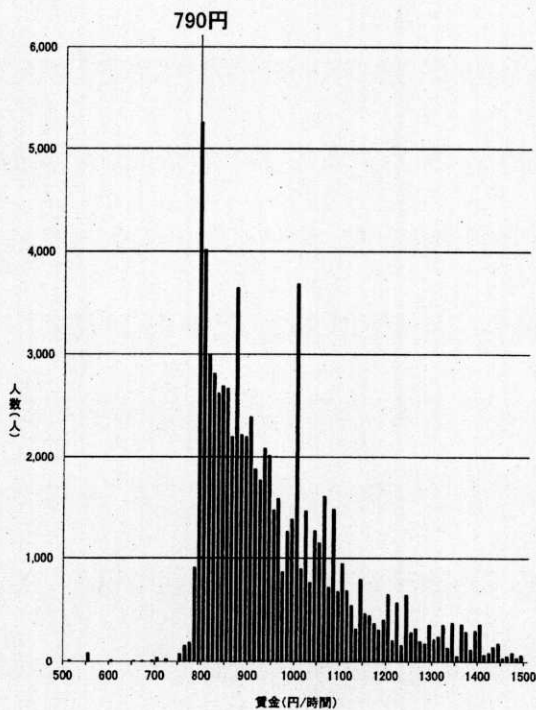


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(D)

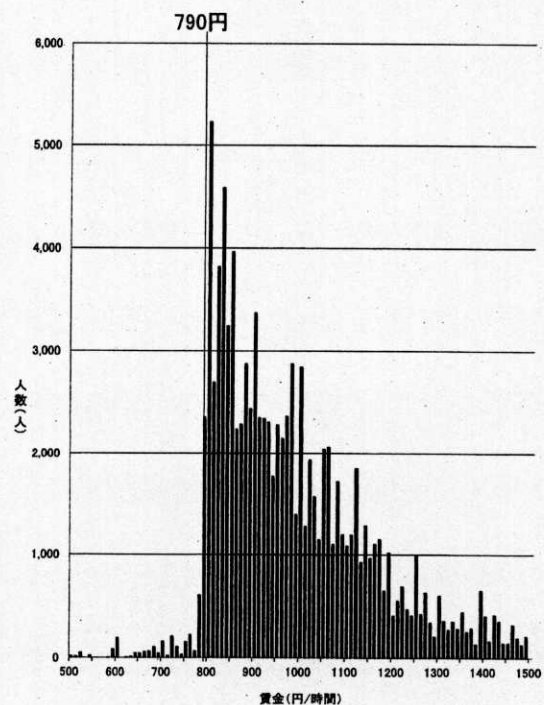


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

# 最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和3年6月)主要経済指標)

## I 我が国経済

- 1 四半期 GDP 速報
- 2 個人消費
- 3 民間設備投資
- 4 住宅建設
- 5 公共投資
- 6 輸出・輸入・国際収支
- 7 生産・出荷・在庫
- 8 企業収支・業況判断
- 9 倒産
- 10 雇用情勢
- 11 物価
- 12 金融
- 13 景気ウォッチャー調査

## II 海外経済

- 1 アメリカ
- 2 アジア地域
- 3 ヨーロッパ地域
- 4 国際金融

# I. 我が国経済

## 1. 四半期別GDP速報

2021年1-3月期 (2次速報) の実質国内総生産は、前期比1.0%減(年率3.9%減)となった。

	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2020年			2021年		
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)
					(実質値、季節調整済前期比、( )内は寄与度、%)					
実質国内総支出(GDP)					▲ 0.5	▲ 8.1	5.3	2.8	▲ 1.0	-
(前期比年率)	0.0	▲ 4.7	▲ 0.5	▲ 4.6	▲ 2.0	▲ 28.6	22.9	11.7	▲ 3.9	-
(前年同期比)					▲ 2.1	▲ 10.1	▲ 5.6	▲ 1.1	▲ 1.6	-
国内需要	(0.5)	(▲ 3.9)	(▲ 0.1)	(▲ 4.0)	(▲ 0.2)	(▲ 5.2)	(2.6)	(1.8)	▲ 0.8	(▲ 0.8)
民間需要	(0.0)	(▲ 4.6)	(▲ 0.6)	(▲ 4.8)	(▲ 0.2)	(▲ 5.4)	(2.0)	(1.3)	▲ 0.7	(▲ 0.5)
民間最終消費支出	▲ 0.3	▲ 5.9	▲ 1.0	▲ 6.0	▲ 0.8	▲ 8.3	5.1	2.2	▲ 1.5	(▲ 0.8)
民間住宅	3.9	▲ 7.1	2.5	▲ 7.1	▲ 3.7	0.6	▲ 5.7	0.0	1.2	(0.0)
民間企業設備	0.1	▲ 6.0	▲ 0.6	▲ 6.9	1.3	▲ 6.1	▲ 2.1	4.3	▲ 1.2	(▲ 0.2)
民間在庫変動	(0.0)	(▲ 0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.2)	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.2)	(▲ 0.5)	-	(0.4)
公的需要	(0.4)	(0.7)	(0.5)	(0.9)	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.7)	(0.5)	▲ 1.0	(▲ 0.3)
政府最終消費支出	1.9	2.7	2.0	3.2	▲ 0.2	0.2	2.9	1.8	▲ 1.1	(▲ 0.2)
公的固定資本形成	1.3	3.6	1.5	4.3	0.4	2.2	0.8	1.3	▲ 0.5	(▲ 0.0)
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.4)	(▲ 0.8)	(▲ 0.4)	(▲ 0.6)	(▲ 0.3)	(▲ 2.8)	(2.6)	(1.0)	-	(▲ 0.2)
財貨・サービスの輸出	▲ 1.5	▲ 11.7	▲ 2.2	▲ 10.5	▲ 4.7	▲ 17.5	7.3	11.7	2.2	(0.4)
財貨・サービスの輸入	1.0	▲ 7.3	0.2	▲ 6.9	▲ 3.0	▲ 0.7	▲ 8.2	4.8	3.9	(▲ 0.6)
最終需要	▲ 0.0	▲ 4.6	▲ 0.5	▲ 4.4	▲ 0.7	▲ 8.2	5.5	3.3	▲ 1.4	-
実質国民総所得(GNI)	0.2	▲ 3.8	▲ 0.3	▲ 3.6	▲ 0.3	▲ 7.2	5.1	3.2	▲ 1.7	-
実質雇用者報酬	1.3	▲ 1.9	1.1	▲ 2.1	0.2	▲ 3.5	0.6	0.8	2.3	-

(名目値、季節調整前期比、( )内は寄与度、%)

	2020年度					2021年度				
	2020年					2021年				
	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)	(実額)			
名目国内総支出(GDP)	▲ 0.6	▲ 7.8	▲ 5.6	2.4	▲ 1.3	-	-			
(前年同期比)	▲ 1.1	▲ 8.9	▲ 4.5	▲ 0.8	▲ 1.7	-	-			
(実額)	553.1	510.1	538.4	551.6	-	-	544.4			
国内	(▲ 0.2)	(▲ 6.1)	(3.1)	(1.4)	▲ 0.4	(▲ 0.4)	543.0			
民間	(▲ 0.1)	(▲ 6.0)	(2.3)	(1.1)	▲ 0.3	(▲ 0.2)	396.3			
民間最終消費支出	▲ 0.8	▲ 8.5	▲ 5.1	1.8	▲ 1.2	(▲ 0.7)	289.3			
民間住宅	▲ 3.7	▲ 0.6	▲ 5.0	▲ 0.2	2.2	(0.1)	20.0			
民間企業設備	1.5	▲ 6.9	▲ 1.9	3.8	▲ 0.3	(▲ 0.0)	85.8			
民間在庫変動	(0.2)	(▲ 0.2)	(0.0)	(▲ 0.4)	-	(0.4)	1.3			
公的	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(0.8)	(0.3)	▲ 0.5	(▲ 0.1)	146.6			
政府最終消費支出	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 3.5	1.2	▲ 0.6	(▲ 0.1)	115.7			
公的固定資本形成	0.4	1.7	1.2	1.2	0.1	(0.0)	30.9			
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.3)	(▲ 1.7)	(2.4)	(1.0)	-	(▲ 0.9)	11.4			
財貨・サービスの輸出	▲ 4.9	▲ 20.3	10.1	11.2	4.4	(0.7)	93.4			
財貨・サービスの輸入	▲ 2.9	▲ 9.8	▲ 6.0	4.5	10.9	(▲ 1.6)	92.0			
最終	▲ 0.8	▲ 7.6	▲ 5.5	2.9	▲ 1.7	-	-			
GDPデフレーター	▲ 0.0	0.3	0.2	▲ 0.4	▲ 0.3	-	-			
(前年同期比)	1.0	1.4	1.2	0.2	▲ 0.1	-	-			

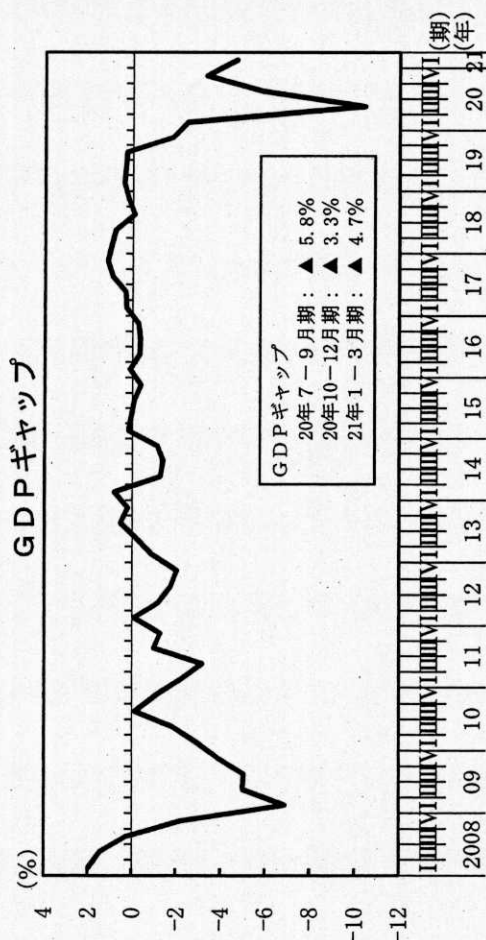
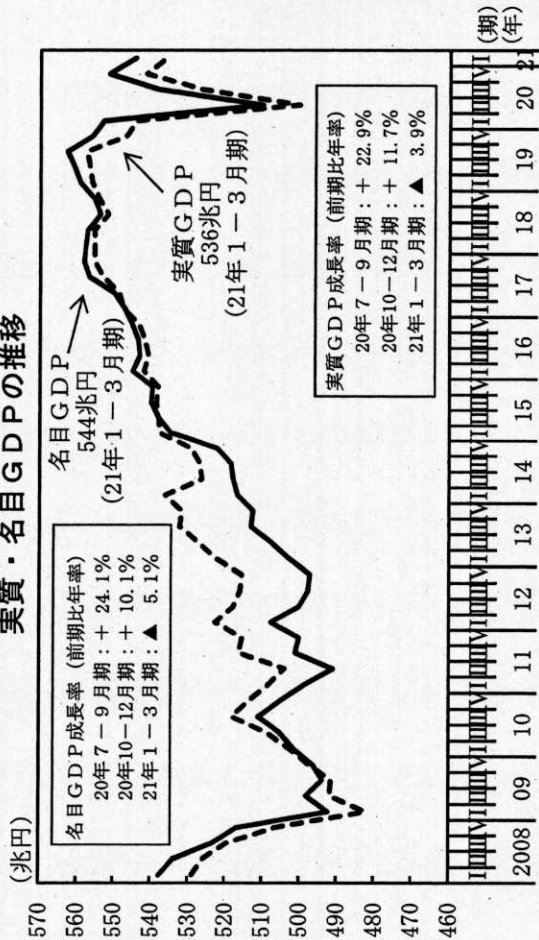
(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。  
 体系基準年(名目値のベンチマークとなる年)：2015年  
 基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年)：前暦年  
 実額は季節調整系列(単位：兆円)

(参考) 経済見通し等

	2019年度 (令和元年度) 実績 (%)	2020年度 (令和2年度) 実績見込み (%程度)	( )内は寄与度	
			2021年度 (令和3年度) 見通し (%程度)	
実質国内総生産	▲ 0.3	▲ 5.2		4.0
国内需要	(▲ 0.1)	(▲ 4.0)		(3.3)
民間需要	(▲ 0.6)	(▲ 4.9)		(2.4)
民間最終消費支出	▲ 0.9	▲ 6.0		3.9
民間住宅	2.5	▲ 6.7		1.8
民間企業設備	▲ 0.6	▲ 8.1		2.9
公的需要	(0.5)	(0.9)		(0.9)
政府最終消費支出	2.0	3.2		3.3
公的固定資本形成	1.5	5.4		3.3
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.2)	(▲ 1.2)		(0.7)
財貨・サービスの輸出	▲ 2.6	▲ 13.7		11.4
(控除) 財貨・サービスの輸入	▲ 1.2	▲ 6.4		6.7
名目国内総生産	0.5	▲ 4.2		4.4
GDPデフレーター	0.9	1.0		0.3
消費者物価上昇率	0.5	▲ 0.6		0.4

(備考) 内閣府「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

実質・名目GDPの推移



(備考) 上図：内閣府「国民経済計算」により作成。  
下図：内閣府試算値。

2. 個人消費

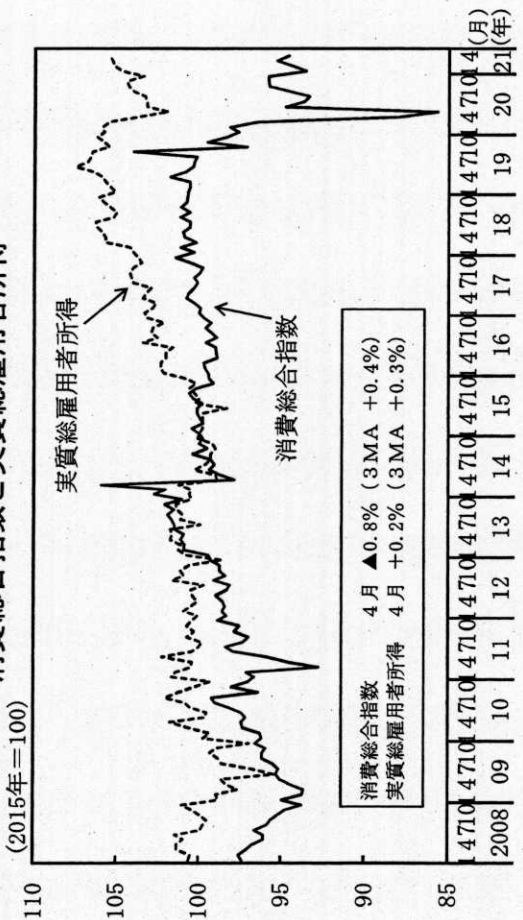
個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

	(金額等)									
	[2020年] 2020年度	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年7-9月	10-12月	2021年1-3月	2021年2月	3月	4月	5月
消費総合指数(実質)	—	[▲0.4] ▲1.2	[▲6.2] ▲6.2	(4.9)	(2.1)	(▲1.5)	(0.9)	(1.0)	(▲0.8)	—
実質総雇用者所得	—	[0.6] 0.6	[▲1.9] ▲2.2	(0.5) ▲2.9	(0.6) ▲1.7	(1.0) ▲0.6	(0.5) ▲0.7	(0.1) 0.2	(0.2) 2.3	—
名目総雇用者所得	—	[1.3] 1.5	[▲1.6] ▲2.1	(0.5) ▲2.2	(0.2) ▲2.5	(1.3) ▲0.9	(0.5) ▲0.9	(0.3) 0.0	(▲0.2) 1.8	—
消費者態度指数	—	—	—	—	—	—	<4.0>	<2.2>	<▲1.4>	<▲0.6>
家計調査										
実質消費支出	—	[0.9] ▲0.4	[▲5.3] ▲4.9	(3.1) ▲8.3	(4.1) 0.7	(▲3.9) ▲2.0	(2.4) ▲6.6	(7.2) 6.2	(0.1) 13.0	—
実質消費支出 (除く住居等)	—	—	[▲5.5] ▲4.7	(3.3) ▲7.9	(3.4) 0.7	(▲4.3) ▲1.7	(2.8) ▲5.5	(5.6) 5.7	(▲0.6) 11.5	—
小売業販売額 (商業動態統計、名目)	[146.5兆円] 147.9兆円	[0.1] ▲0.4	[▲3.2] ▲2.8	(3.2) ▲4.5	(0.2) 2.1	(0.4) 0.5	(3.1) ▲1.5	(1.2) 5.2	(▲4.6) 11.9	—
百貨店販売額 (全店、名目)	[4.7兆円] 4.6兆円	[▲2.3] ▲5.6	[▲25.5] ▲24.5	(64.7) ▲25.4	(0.9) ▲11.6	(▲7.3) ▲10.1	(20.0) ▲11.8	(2.6) 19.3	(▲10.1) 153.1	—
スーパー販売額 (全店、名目)	[14.8兆円] 15.1兆円	[▲0.5] 0.2	[3.4] 2.9	(▲0.7) 2.4	(▲1.5) 3.6	(0.9) 0.6	(3.2) ▲0.8	(▲2.5) ▲2.2	(0.7) ▲0.2	—
コンビニエンスストア販売額 (全店、名目)	[11.6兆円] 11.6兆円	[1.7] 1.0	[▲4.4] ▲5.0	(2.7) ▲5.6	(3.3) ▲3.2	(▲0.5) ▲2.8	(1.9) ▲6.6	(▲0.5) 2.5	(▲0.1) 8.2	—
機械器具小売業販売額	[9.4兆円] 10.3兆円	[2.0] 0.4	[2.6] 6.6	(3.5) ▲5.5	(4.2) 22.3	(1.1) 13.0	(7.2) 11.2	(1.1) 14.9	(▲4.3) 23.8	—
新車販売台数(登録・届出) (乗用車、軽を含む)	[381.0万台] 385.8万台	[▲2.1] ▲4.4	[▲11.4] ▲7.5	(30.2) ▲14.1	(4.5) 15.4	(▲4.9) 4.2	(▲5.6) ▲0.0	(2.2) 5.2	(4.6) 31.5	(▲7.1) 50.0

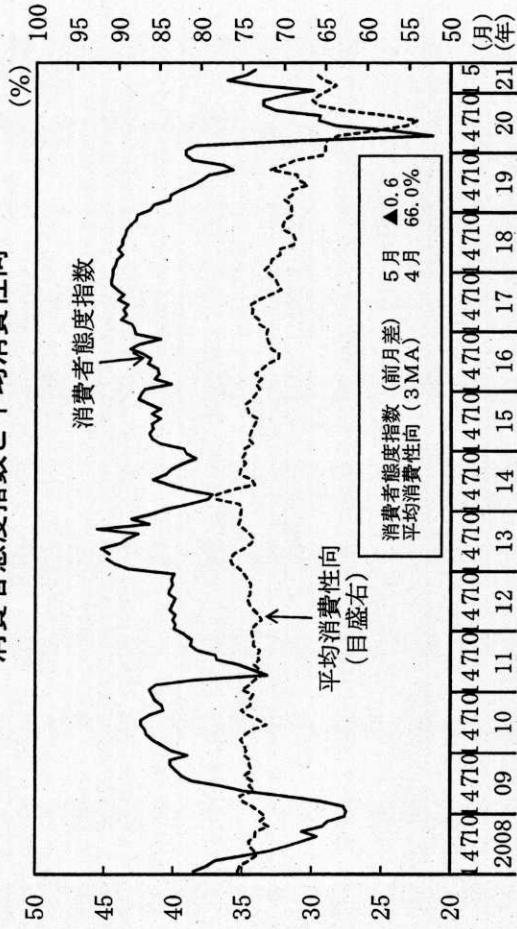
(備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、「消費動向調査(基本集計)」、「家計調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国自動車販売協会連合会により作成。Pは速報値。なお、消費総合指数及び総雇用者所得は内閣府推計値。新車販売台数の季節調整は内閣府による。  
 2. 名目総雇用者所得は、毎月勤労統計調査の現金給与総額に、労働力調査の非農林業雇用者数を乗じることで作成。実質総雇用者所得は、名目総雇用者所得を、国民経済計算における家計最終消費支出デフレター  
 (除く持ち家の帰属家賃) (月次の値は消費物価指数(除く住居等)は、二人以上の世帯の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。  
 3. 消費総合指数及び総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の実質消費支出(除く住居等)は、当該期間の単純平均により算出したもの。  
 4. 2020年の名目消費支出は277,926円(月平均)。家計調査の実質消費支出(除く住居等)は、二人以上の世帯の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。  
 5. 2019年(暦年・年度)の値は、調査方法の変更の影響による変動を調整した推計値(変動調整値)。実質消費支出(除く住居等)の前年同期比については、暦年、年度及び四半期の変動調整値は公表されていない。  
 小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計(経済産業省)により作成。なお、2020年3月より、調査の見直しにより小売業、スーパー、機械器具小売業で不連続が生じている。リンク係数(経済産業省公表)を用いて内閣府で算出した場合は2020年の暦年値は、小売業：147.7兆円、スーパー：15.0兆円、機械器具：10.0兆円。また、21年3月分からの調査見直しによる不連続をリンク係数を用いて処理した場合、コンビニエンスストアの2020年暦年は11.6兆円、年度は11.6兆円。



### 消費総合指数と実質総雇用者所得

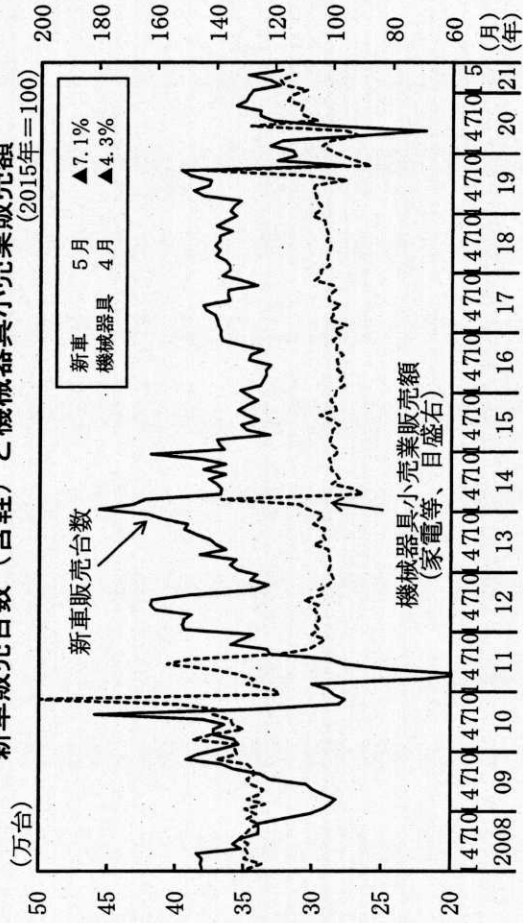


### 消費者態度指数と平均消費性向

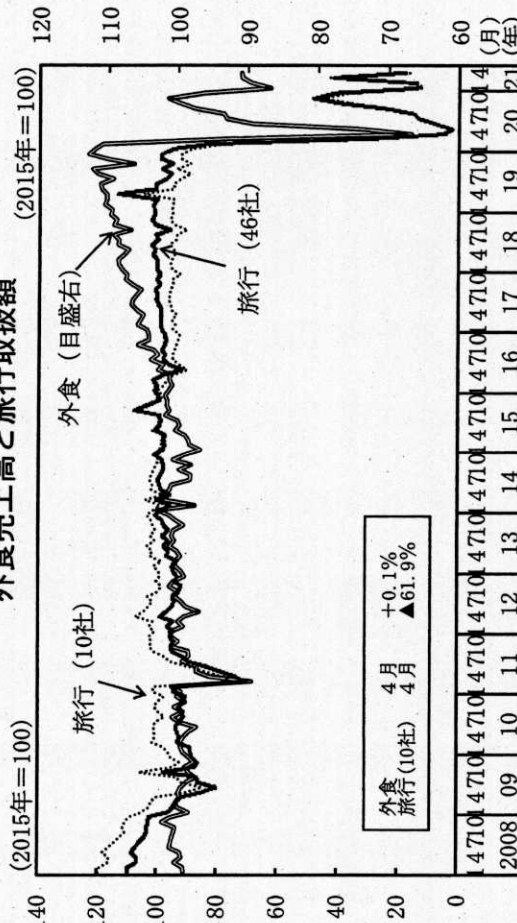


(備考) 上図：消費総合指数と実質総雇用者所得はともに内閣府推計値。季節調整値。  
下図：内閣府「消費動向調査」、総務省「家計調査」により作成。  
平均消費性向 (季節調整値、二人以上の世帯のうち勤労者世帯) は後方3か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。  
消費者態度指数 (季節調整値、二人以上の世帯) は、2013年4月より訪問留置調査から郵送調査に調査方法を変更。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。なお、2013年4月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

### 新車販売台数 (合軽) と機械器具小売業販売額



### 外食売上高と旅行取扱額



(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府「商業動態統計」により作成。季節調整値。  
下図：外食売上高は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。旅行取扱額のうち10社は鉄道旅客協会「販売概況」、参考(46社)は観光庁「主要旅行業者の旅行取扱状況速報」により作成。10社及び46社については、各時点において回答企業数が異なる場合があるため、2015年の取扱額を基準に公表値の前年比を用いて延伸したうえで、2015年を基準に指数化。内閣府による季節調整値。

3. 民間設備投資  
設備投資は、持ち直している。

法人企業統計季报	[2020年実績] 2020年度実績	(前年同期比、( )内は季調済前期比、%)							
		[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年度 上期	2020年度 下期	2020年 4-6月期	2021年 1-3月期		
全産業	[47.2兆円] 46.0兆円	[3.1] 1.2	[▲ 6.1] ▲ 8.5	▲ 11.0	▲ 6.5	(▲ 6.9) (▲ 11.3)	(▲ 0.5) ▲ 10.6	(▲ 0.4) ▲ 4.8	▲ 7.8
製造業	[16.0兆円] 15.7兆円	[▲ 0.1] ▲ 3.9	[▲ 8.2] ▲ 8.6	▲ 10.0	▲ 7.4	(▲ 0.7) (▲ 9.7)	(▲ 1.7) ▲ 10.3	(▲ 0.5) ▲ 8.5	(0.5) ▲ 6.4
非製造業	[31.2兆円] 30.3兆円	[4.8] 4.1	[▲ 4.9] ▲ 8.5	▲ 11.4	▲ 6.1	(▲ 7.8) ▲ 12.1	(▲ 0.4) ▲ 10.8	(0.3) ▲ 2.6	(▲ 0.9) ▲ 8.5
大中堅企業	[36.4兆円] 35.1兆円	[3.1] 1.3	[▲ 4.6] ▲ 8.9	▲ 10.0	▲ 7.9	(▲ 9.7) ▲ 10.0	(▲ 1.0) ▲ 10.1	(▲ 2.6) ▲ 4.2	(▲ 2.6) ▲ 10.5
中小企業	[10.8兆円] 10.9兆円	[3.0] 0.8	[▲ 10.7] ▲ 7.5	▲ 13.6	▲ 1.4	(3.6) ▲ 15.2	(▲ 5.7) ▲ 12.1	(7.6) ▲ 6.6	(6.6) 3.8

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実績はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。  
2. ソフトウェア投資を含む。

機関名 調査名	[2020年実績] 2020年度実績	(前年同期(月)比、( )内は季調済前期(月)比、%)							
		[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年 7-9月	2020年 10-12月	2021年 1-3月	2021年 2月	2021年 3月	2021年 4月
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	—	[▲ 5.8] ▲ 5.5	[▲ 9.5] ▲ 6.6	(▲ 1.6) ▲ 18.7	(5.2) ▲ 0.4	(7.8) 5.2	(▲ 0.9) 6.3	(▲ 4.7) 8.2	(14.5) 20.7
資本財総供給指数 (除く輸送機械)	—	[▲ 3.5] ▲ 2.9	[▲ 6.7] ▲ 4.4	(▲ 4.6) ▲ 13.1	(5.0) ▲ 2.9	(5.7) 4.6	(7.9) 12.6	(▲ 8.7) 4.2	P 8.0
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[9.6兆円] 9.5兆円	[▲ 0.7] ▲ 0.3	[▲ 8.4] ▲ 8.8	(▲ 0.3) ▲ 14.1	(12.9) 1.2	(▲ 5.3) ▲ 2.5	(▲ 8.5) ▲ 7.1	(3.7) ▲ 2.0	(0.6) 6.5
建築着工工事費予定額 (民間非居住用)	[8.7兆円] 8.8兆円	[▲ 1.9] ▲ 1.4	[▲ 9.2] ▲ 7.7	(▲ 16.3) ▲ 18.0	(5.4) ▲ 10.0	(4.2) 3.0	(10.3) 7.7	(▲ 7.4) ▲ 14.6	(4.4) ▲ 4.2

(備考) 1. Pは速報値。

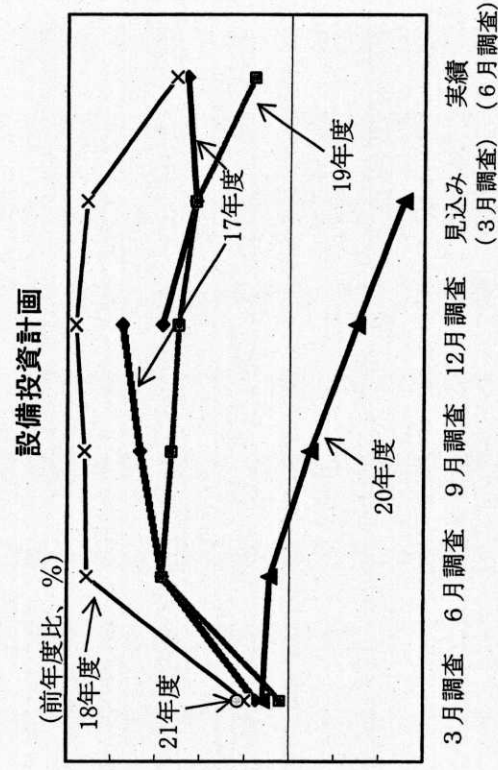
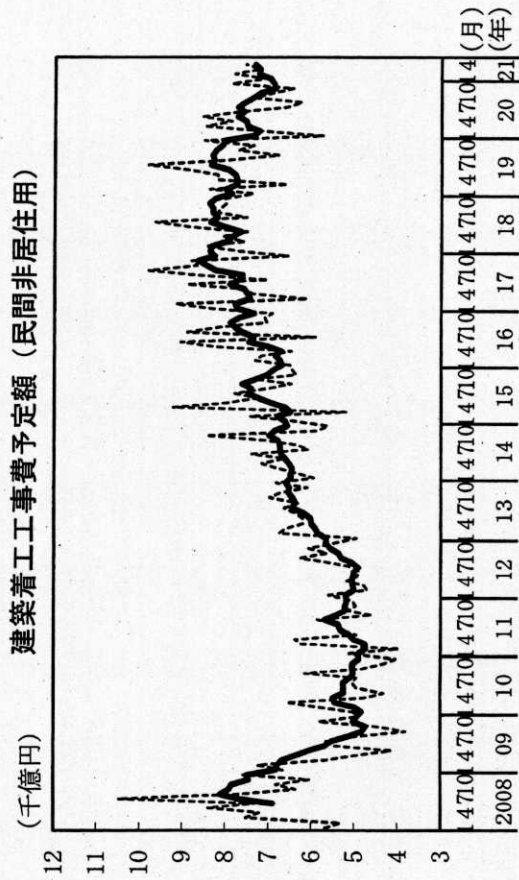
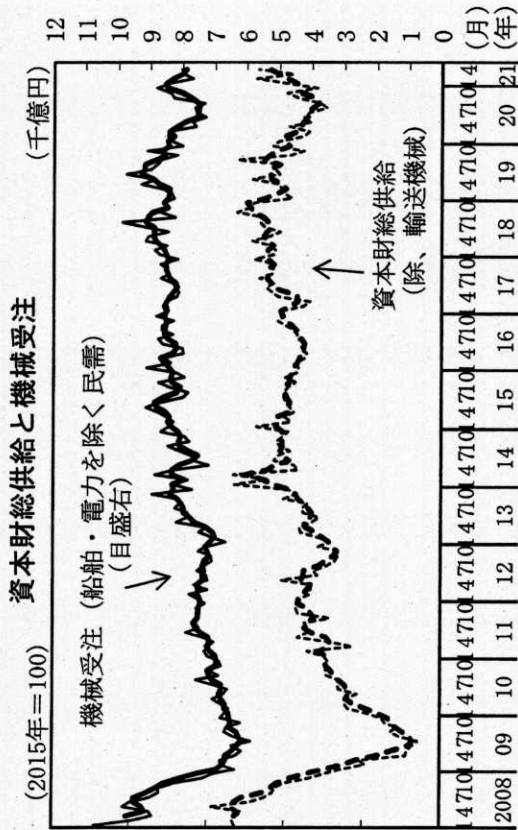
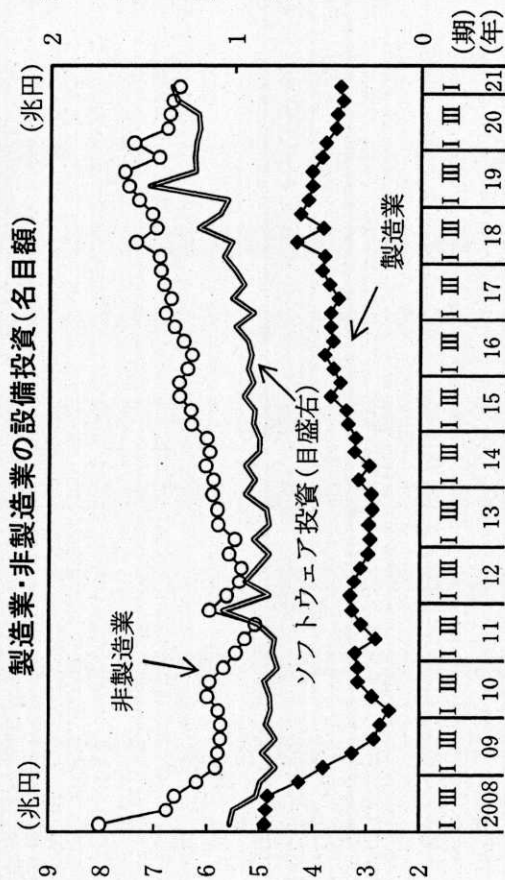
2. 建築着工工事費予定額(民間非居住用)は、建築着工統計調査報告(国土交通省)を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、( )内は原数値の前期(月)比としている。

4-6月期見通し  
(2.5)

主要機関の設備投資アンケート調査結果

機関名 調査名	日本銀行		日本政策投資銀行		日本経済新聞社		(前年度比、%)	
	全規模	大企業	中小企業	全国設備投資計画調査	設備投資動向調査	法人企業景気予測調査	2020年度	2021年度
全産業	2020年度 ▲ 5.1	2020年度 ▲ 4.0	2020年度 ▲ 11.7	2019年度 1.9	2020年度 ▲ 9.7	2020年度 ▲ 9.2	2020年度 ▲ 9.2	2021年度 ▲ 9.2
(除く電力)	2.3 ▲ 5.2	2.4 ▲ 4.1	3.2 ▲ 11.6	3.9 2.3	10.8 —	7.4 7.8	7.4 7.8	7.4 7.8
製造業	4.6 ▲ 5.5	3.3 ▲ 4.5	2.8 ▲ 11.4	1.6 2.1	8.1 1.4	16.3 3.2	9.1 9.1	10.7 5.8
(除く電力)	1.2 ▲ 5.9	1.2 ▲ 5.0	3.8 ▲ 11.3	2.1 2.7	— ▲ 1.5	— —	— ▲ 9.8	— 6.4
電力	2.1 0.6	1.3 0.7	16.4 11.7	0.2 26.0	— —	— —	— —	— ▲ 7.5
調査時点	2021年2月~3月							
発表時期	2021年4月							
回答社数	9,478	1,883	4,932	1,784	928	2021年5月	2021年6月	11,133

(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリソース会計対応ベース。  
2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資を含む。  
3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。



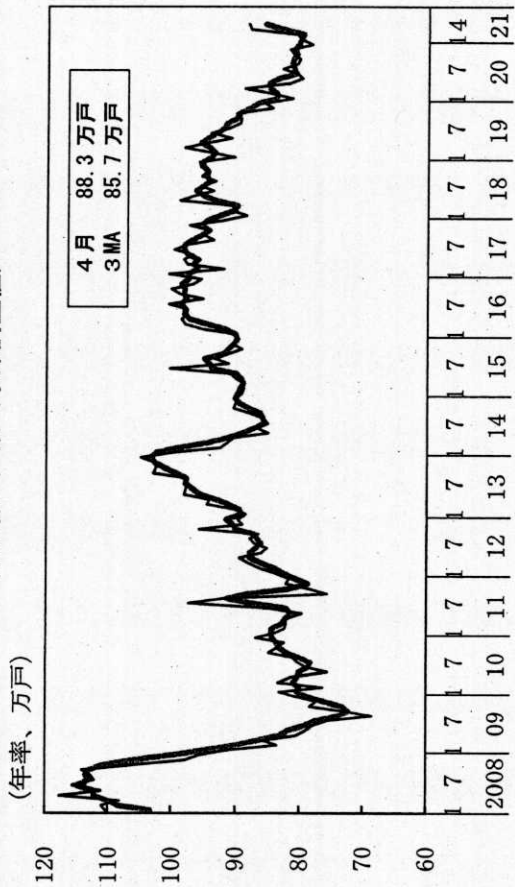
#### 4. 住宅建設 住宅建設は、底堅い動きとなっている。

(前年同期(月)比、[ ]内は暦年前年比、( )内は季調済前期(月)比、%)

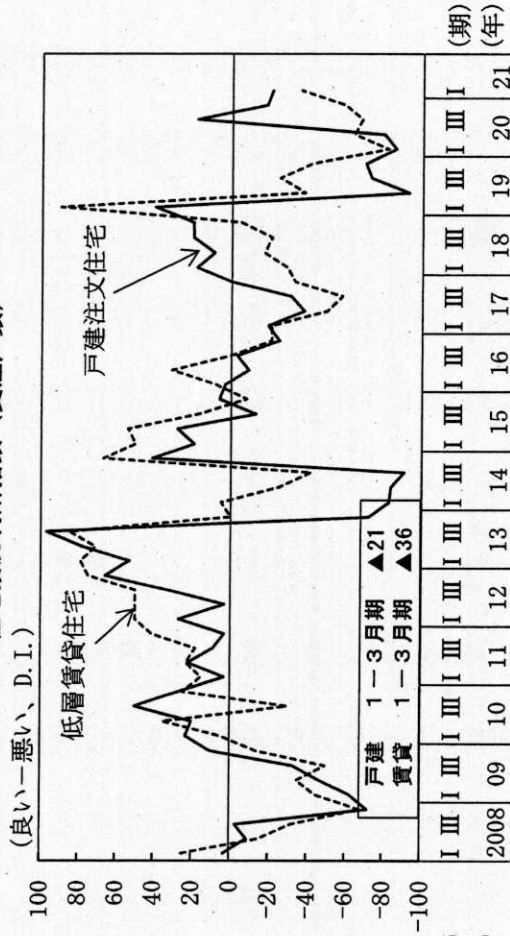
	[ 2019年 ] 2019年度	[ 2020年 ] 2020年度	2020年 7-9月	10-12月	2021年 1-3月	2021年 2月	3月	4月
新設住宅着工戸数 (万戸)	[ 90.5 ] 88.4	[ 81.5 ] 81.2	81.3	80.5	83.0	80.8	88.0	88.3
	[ ▲ 4.0 ] ▲ 7.3	[ ▲ 9.9 ] ▲ 8.1	( 0.6 ) ▲ 10.1	( ▲ 1.0 ) ▲ 7.0	( 3.1 ) ▲ 1.6	( 0.8 ) ▲ 3.7	( 9.0 ) 1.5	( 0.3 ) 7.1
建築主が民間	[ ▲ 3.8 ] ▲ 7.3	[ ▲ 10.0 ] ▲ 7.9	( 0.7 ) ▲ 10.3	( ▲ 0.7 ) ▲ 6.8	( 2.5 ) ▲ 0.9	( 0.7 ) ▲ 3.4	( 8.2 ) 2.3	( 0.1 ) 6.5
持家	[ 1.9 ] ▲ 1.5	[ ▲ 9.6 ] ▲ 7.1	( 3.0 ) ▲ 9.9	( 4.4 ) ▲ 0.9	( 3.9 ) 3.4	( 1.5 ) 4.3	( ▲ 0.4 ) 0.1	( ▲ 1.1 ) 8.8
貸家	[ ▲ 13.7 ] ▲ 14.2	[ ▲ 10.4 ] ▲ 9.4	( 0.1 ) ▲ 9.7	( ▲ 5.2 ) ▲ 10.4	( 4.3 ) ▲ 5.1	( 13.2 ) ▲ 0.4	( 8.3 ) 2.6	( 3.3 ) 13.6
分譲	[ 4.9 ] ▲ 2.8	[ ▲ 10.2 ] ▲ 7.9	( ▲ 1.5 ) ▲ 11.7	( ▲ 2.9 ) ▲ 11.4	( 2.9 ) ▲ 1.9	( ▲ 13.9 ) ▲ 14.6	( 22.9 ) 2.8	( ▲ 1.7 ) ▲ 0.3
一戸建て	[ 3.6 ] 0.8	[ ▲ 11.5 ] ▲ 11.6	( ▲ 8.4 ) ▲ 18.5	( 3.9 ) ▲ 11.9	( 6.0 ) ▲ 4.3	( 0.2 ) ▲ 4.0	( 2.6 ) ▲ 2.7	( ▲ 1.3 ) ▲ 0.7
マンション	[ 6.5 ] ▲ 7.1	[ ▲ 8.7 ] ▲ 3.2	( 6.8 ) ▲ 3.6	( ▲ 10.1 ) ▲ 10.7	( ▲ 0.9 ) 1.2	( ▲ 30.7 ) ▲ 26.8	( 57.6 ) 9.6	( ▲ 2.3 ) 0.1
着工床面積	[ ▲ 0.6 ] ▲ 4.5	[ ▲ 11.2 ] ▲ 9.3	( ▲ 0.8 ) ▲ 13.1	( 0.2 ) ▲ 7.7	( 3.3 ) ▲ 1.0	( 3.1 ) ▲ 2.9	( 8.0 ) ▲ 0.2	( 0.6 ) 5.3
建築主が民間	[ ▲ 0.4 ] ▲ 4.5	[ ▲ 11.3 ] ▲ 9.2	( ▲ 0.6 ) ▲ 13.3	( 0.4 ) ▲ 7.5	( 2.9 ) ▲ 0.4	( 2.8 ) ▲ 2.7	( 7.5 ) 0.7	( 0.6 ) 5.0
工事費予定額平米単価 (万円)	[ 19.9 ] 20.0	[ 20.1 ] 20.1	20.4	19.7	20.2	19.9	20.6	19.9
	[ 3.3 ] 2.9	[ 0.6 ] 0.5	▲ 0.5	▲ 1.3	0.7	▲ 1.7	2.0	▲ 1.2

- (備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。  
 2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。  
 3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。  
 4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用+居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

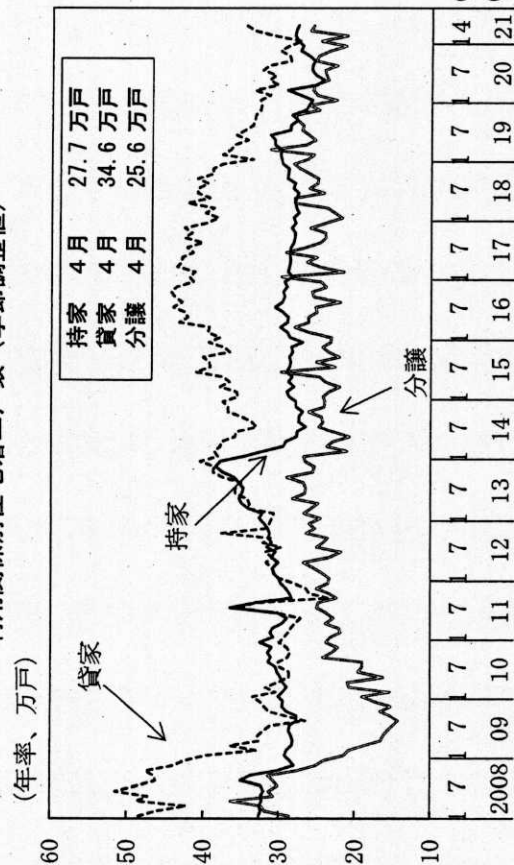
住宅着工戸数 (季節調整値)



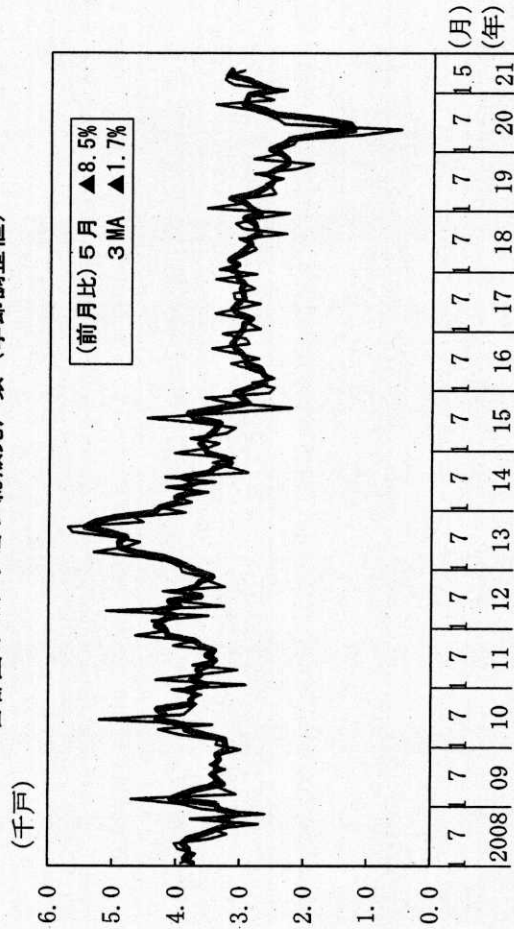
住宅景況判断指数 (受注戸数)



利用関係別住宅着工戸数 (季節調整値)



首都圏のマンション総販売戸数 (季節調整値)



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。太線は後方3か月移動平均。  
 2. 住宅景況判断指数 (受注戸数) は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比 (実績) について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の5段階の評価に基じた評点により加重平均して算出した値 (-100~+100)。  
 3. 首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資

公共投資は、高水準で底堅く推移している。

	(前年同期(月)比、[ ]内は暦年前年比、( )内は季調済前期(月)比、%)											
	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年10-12月	2021年1-3月	2021年2月	3月	4月	5月				
公共工事受注額	[ 10.1 ]	[ 5.5 ]	(▲ 5.6)	(2.8)	(▲ 15.6)	(9.6)	(21.8)	—				
公共工事受注額 (大手50社)	[▲ 2.2 ]	[ 18.3 ]	(17.6)	(30.5)	(▲ 26.1)	(59.9)	(▲ 47.0)	—				
公共工事請負金額	[ 6.6 ]	[ 3.8 ]	(▲ 8.9)	(2.3)	(▲ 12.3)	(10.0)	(▲ 8.4)	(15.0)				
公共工事出来高	[ 9.9 ]	[ 7.6 ]	(1.4)	(0.1)	(▲ 0.6)	(1.4)	(▲ 2.1)	6.3				
公的固定資本形成 (名目)	[ 2.8 ]	[ 4.4 ]	(1.2)	(0.1)	5.8	5.5	2.3	—				
	3.1	4.6	4.6	4.1								

(備考) 1. 内閣府「四半期GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。  
 2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。  
 3. 「建設工事受注動態統計調査」(大手50社除く)は、2021年4月分から推計方法を変更したため、2021年3月までの数値と4月以降の数値は推計方法が異なる。  
 なお、2021年1月以降における前年同期(月)比は、新しい推計方法に基づいて参考値として再集計した前年同期(月)の額に対する比。  
 4. 公共工事受注額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費(一般会計)

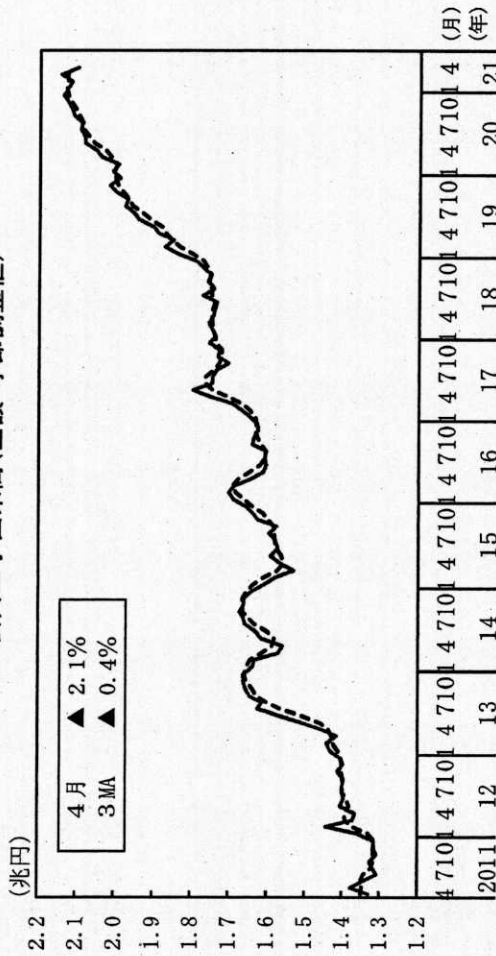
年度	2018	2019	2020	2021
当初予算 (億円)	59,789	60,596 [69,099]	60,669 [68,571]	60,695
(前年度比、%)	0.0	1.3 [ 15.6 ]	0.1 [▲ 0.8]	0.0
補正後予算 (億円)	75,536	84,752	92,692	—
(前年度比、%)	8.3	12.2	9.4	—

②地方の普通建設事業費

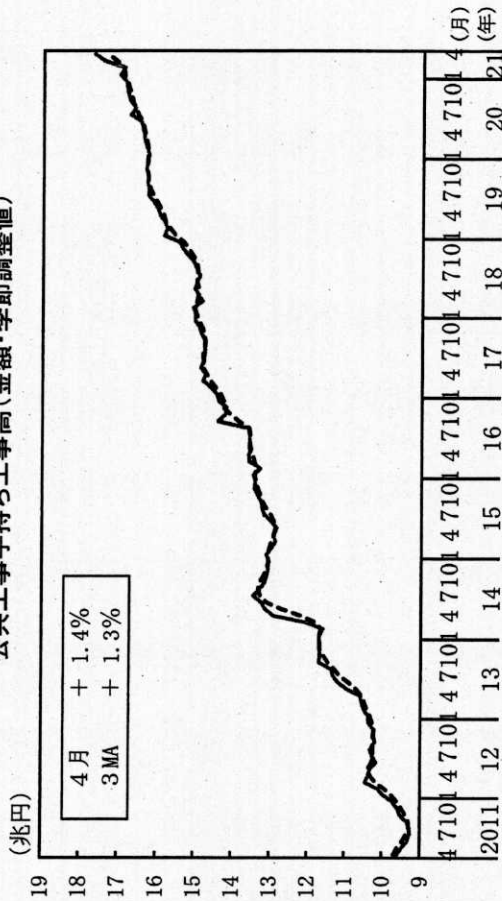
調査機関	総務省 (当初予算)		時事通信社 (当初予算)		日経グローバル (当初予算)	
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
普通建設事業費	2.2	9.8	▲ 2.9	▲ 12.0	▲ 1.8	▲ 12.9
うち補助事業費	▲ 1.5	10.2	1.2	▲ 16.6	▲ 0.2	▲ 16.5
うち単独事業費	7.9	10.3	▲ 8.3	▲ 5.8	▲ 3.9	▲ 8.7
調査対象	普通会計、当初予算。		一般会計、当初予算。		一般会計、当初予算。	
	都道府県、政令指定都市の合計。		都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を除いて集計。		都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を除いて集計。	

(備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、(株)日本経済新聞社「日経グローバル」調査などにより作成。  
 2. ①における2019年度及び2020年度当初予算の[ ]内は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」などの「臨時・特別の措置」分を含む計数とその比較。

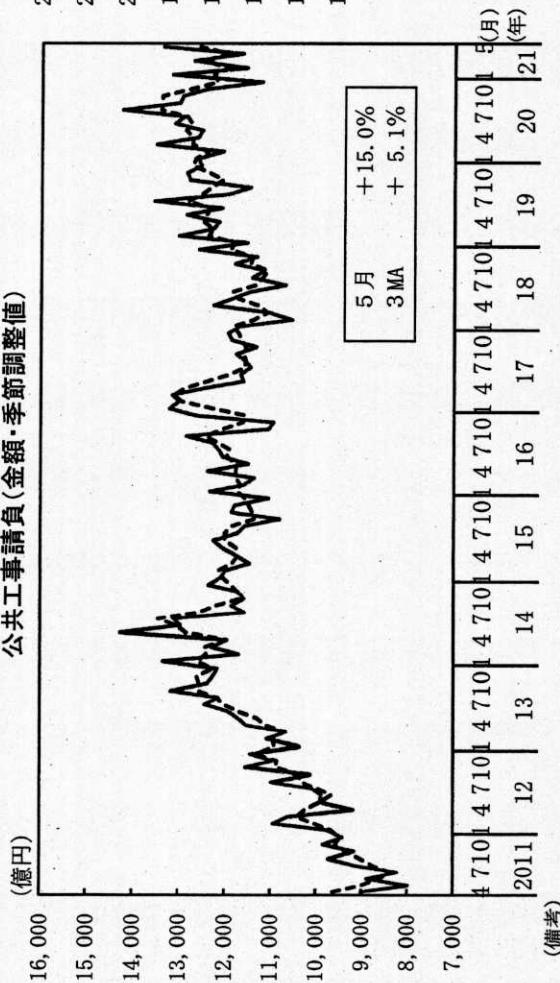
公共工事出来高(金額・季節調整値)



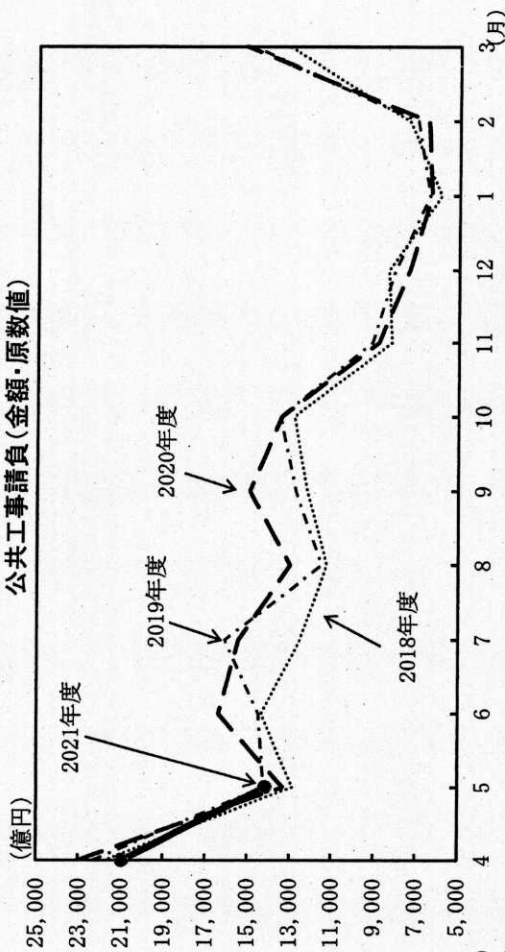
公共工事手持ち工事高(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・原数値)



(備考)

左上图：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。  
 左下图：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。  
 点線は、後方3か月移動平均。

(備考)

右上图：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。  
 右下图：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。

6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、緩やかな増加が続いている。

輸入は、持ち直しの動きがみられる。

貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

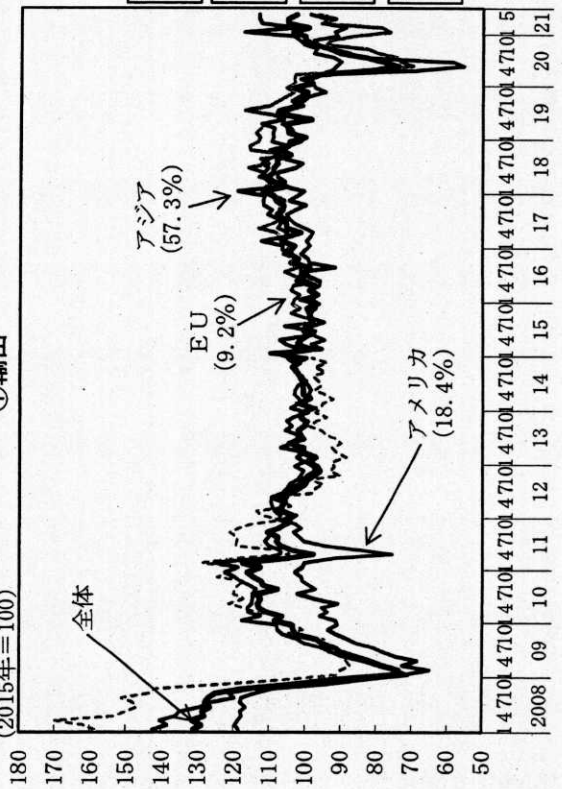
(前年同期(月)比、[ ]内は暦年前年比、( )内は季節調整前期(月)比、%、Pは速報値)

	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年 10-12月	2021年 1-3月	2021年 3月	4月	5月
輸出数量	[▲4.3] ▲4.4	[▲11.8] ▲9.4	(12.0) ▲1.8	(3.4) 4.6	(5.8) 12.6	(0.1) 28.4	P (▲2.4) P 38.6
輸入数量	[▲1.1] ▲2.4	[▲6.4] ▲3.4	(3.8) ▲3.2	(3.5) 6.0	(▲4.5) 3.9	P (7.3) P 1.2	P (▲4.1) P 6.9
貿易・サービス収支(億円)	[▲9,318] ▲12,332	[▲7,250] P 1,716	16,362	P 4,767	P 4,119	P ▲1,650	—
貿易収支(億円)	[1,503] 4,839	[30,106] P 39,047	24,360	P 14,395	P 7,893	P 3,281	—
第一次所得収支(億円)	[215,749] 216,409	[208,090] P 207,797	54,407	P 52,018	P 14,405	P 19,324	—
経常収支(億円)	[192,732] 189,273	[175,347] P 182,038	64,101	P 50,523	P 16,965	P 15,528	—
金融収支(億円)(原数値)	[248,843] 207,987	[153,955] P 153,009	36,951	P 48,842	P 23,204	P ▲2,427	—

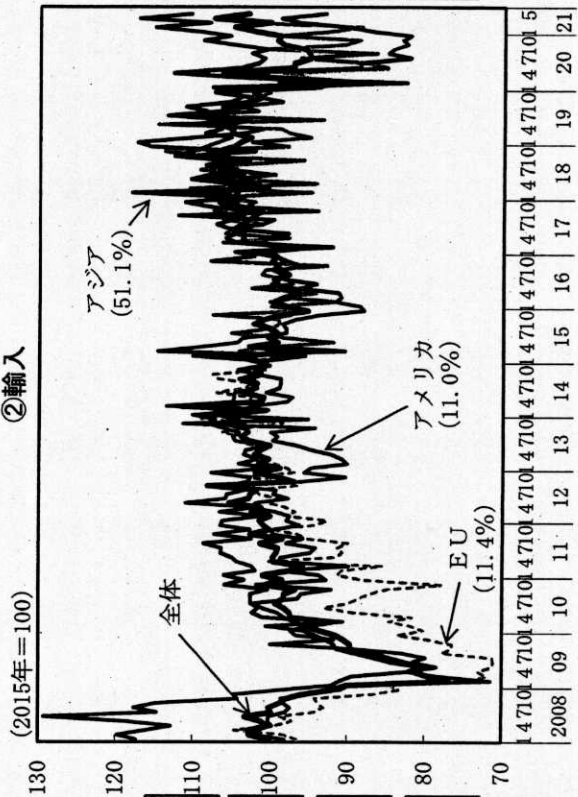
地域別輸出入数量指数

(2015年=100)

①輸出



②輸入

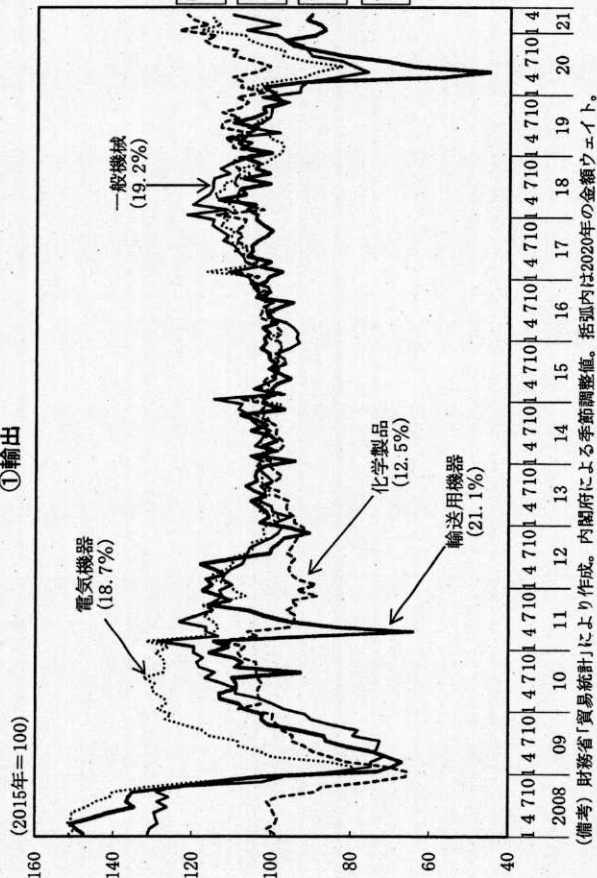


(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2020年の金額ウェイト。なお、EUについては2015年以降は英国を除く27か国ベース。



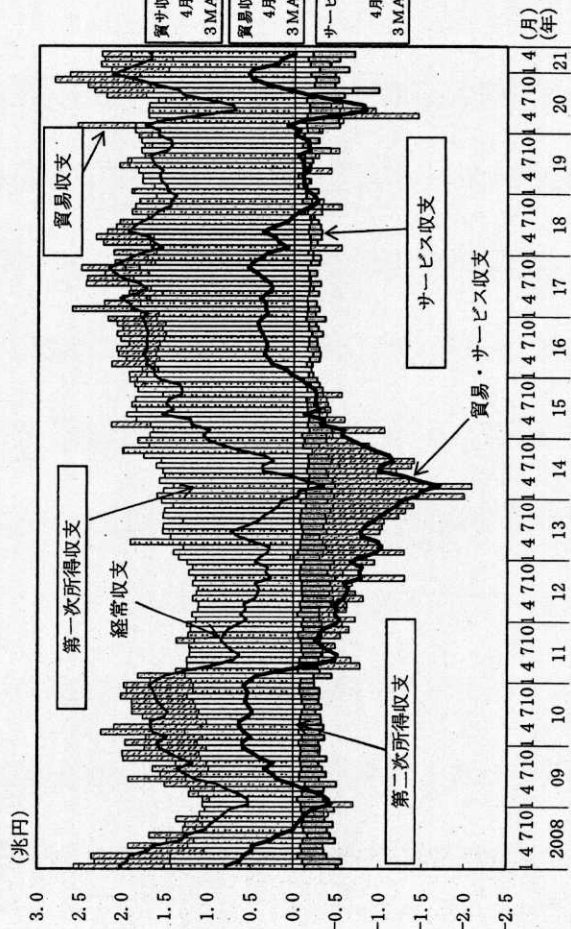
# 品目別輸出入数量指数

①輸出



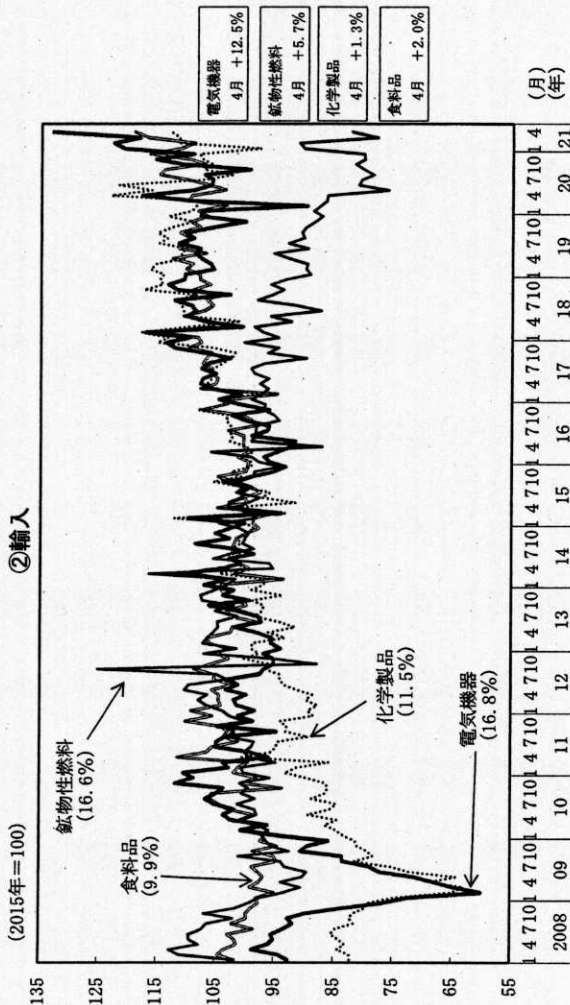
(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2020年の金額ウェイト。

# 経常収支

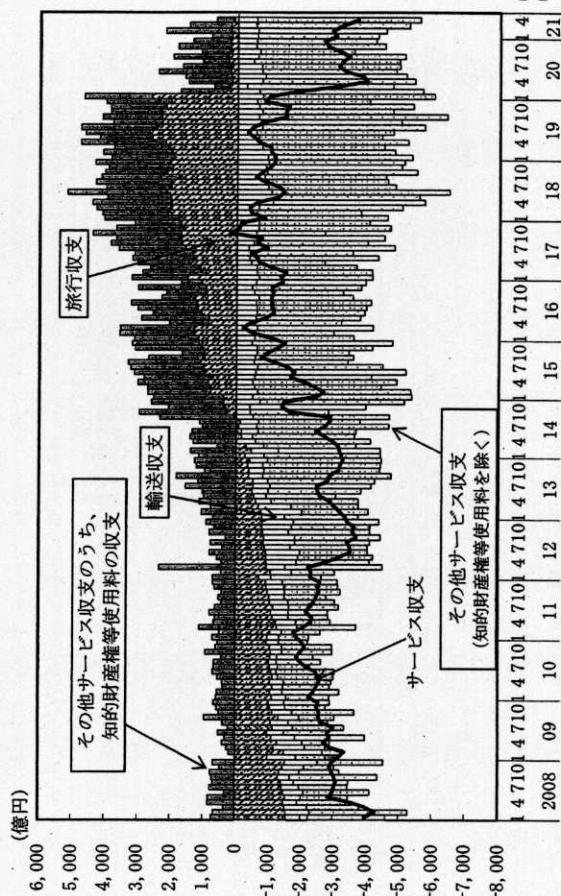


(備考) 1. 財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。折線は後方3か月移動平均の値。  
2. 積上げは単月の値。

②輸入



# サービス収支



(備考) 1. 財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。折線は後方3か月移動平均の値。  
2. 積上げは単月の値。

7. 生産・出荷・在庫  
生産は、持ち直している。

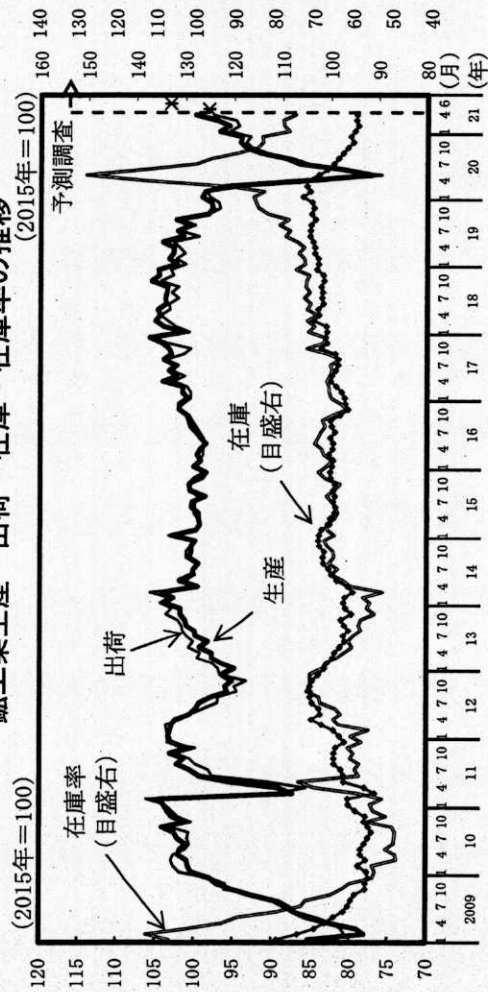
	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年 7-9月期	10-12月期	2021年 1-3月期	2021年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[▲ 3.0] ▲ 3.8	[▲ 10.4] ▲ 9.5	(9.0) ▲ 13.0	(5.7) ▲ 3.5	(2.9) ▲ 1.0	(▲ 1.3) ▲ 2.0	(1.7) 3.4	(2.9) 15.8
鉱工業出荷指数	[▲ 2.7] ▲ 3.6	[▲ 10.6] ▲ 9.8	(9.2) ▲ 13.5	(5.9) ▲ 3.5	(2.0) ▲ 1.4	(▲ 1.3) ▲ 3.2	(0.4) 3.4	(3.1) 16.2
鉱工業在庫指数	[1.2] 2.8	[▲ 8.4] ▲ 9.8	(▲ 3.2) ▲ 5.7	(▲ 1.6) ▲ 8.4	(▲ 1.3) ▲ 9.8	(▲ 0.7) ▲ 9.5	(0.4) ▲ 9.8	(▲ 0.1) ▲ 9.8
製造工業生産能力指数 (2015年=100)	[98.2] 98.2	[97.3] 97.0	97.3	97.3	97.0	97.1	97.0	96.7
製造工業稼働率指数 (2015年=100)	[99.9] 98.2	[87.1] 87.4	(85.1)	(92.6)	(95.6)	(93.0)	(98.2)	(99.3)
第3次産業 活動指数	[0.3] ▲ 0.7	[▲ 6.9] P ▲ 6.9	(6.4) ▲ 8.6	(2.3) ▲ 2.9	P (▲ 0.7) P ▲ 3.0	(▲ 0.3) ▲ 5.6	P (2.4) P 1.7	P (▲ 0.7) P 9.9

(%)

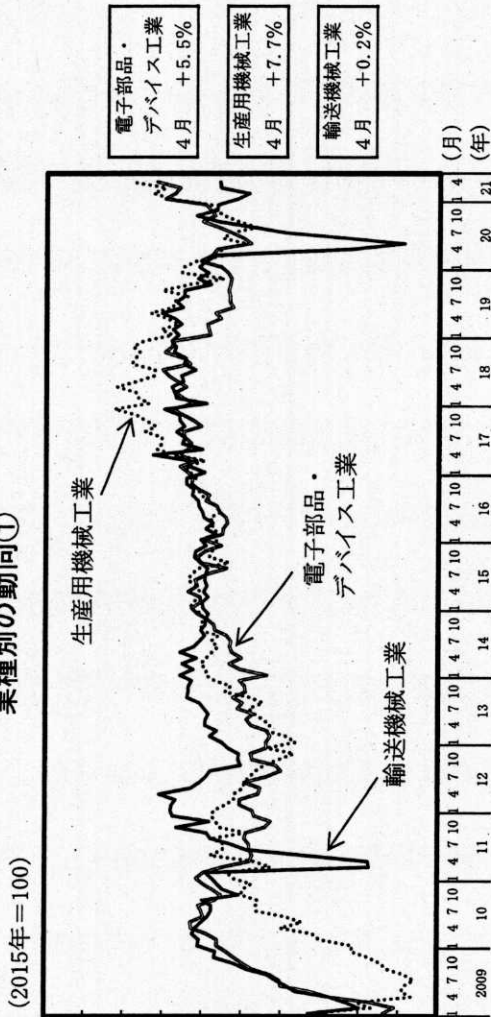
予測調査  
5月 ▲1.7%  
6月 5.0%

(備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」[製造工業生産予測調査]「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。  
2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の□内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期(月)比、上段の○内は季節調整済前期(月)比。  
3. 製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値(年度)、上段の□内は原数値(暦年)。四半期次・月次は原数値。  
4. 製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値(年度)、上段の□内は原数値(暦年)。四半期次・月次は季節調整値。

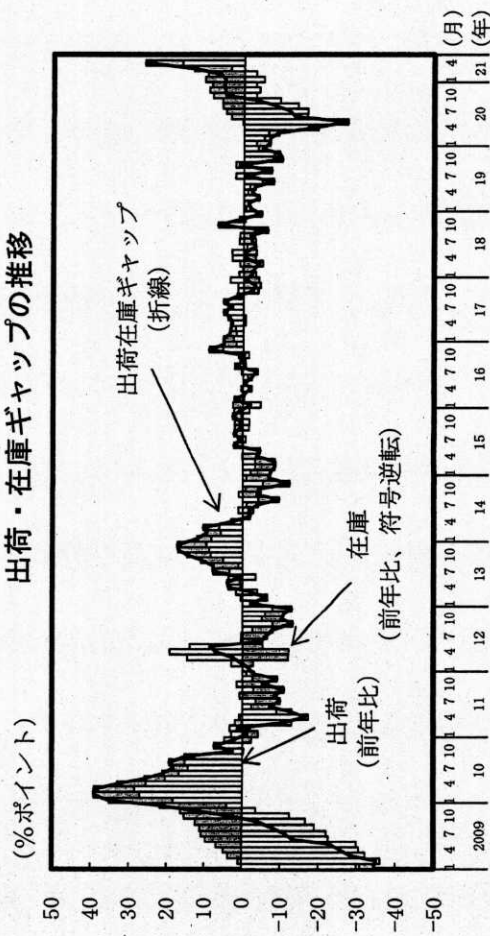
### 鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移



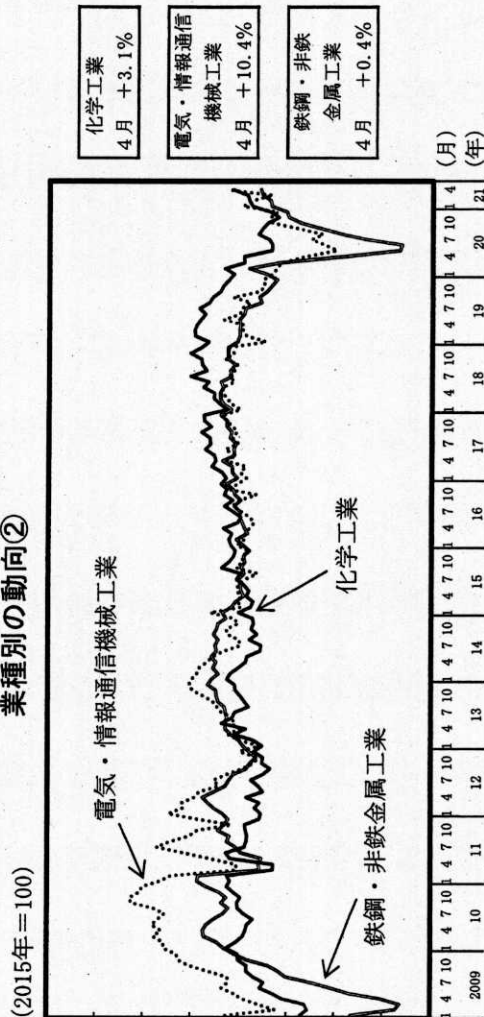
### 業種別の動向①



### 出荷・在庫ギャップの推移



### 業種別の動向②



(備考) 経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ=出荷(前年比)-在庫(前年比)。

### 8. 企業収益・業況判断

企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直し直している。  
企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査(2021年3月調査)」

経常利益	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		計画
	実績		実績		実績見込み		実績見込み		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
全規模	0.4	▲ 9.6	▲ 30.3	▲ 42.6	▲ 15.2	▲ 8.6	▲ 10.9	▲ 6.7	
大企業	▲ 0.9	▲ 17.5	▲ 17.5	▲ 36.6	9.6	1.8	2.3	1.5	
非製造業	▲ 0.1	▲ 7.8	▲ 42.3	▲ 45.5	▲ 38.0	5.6	3.5	8.0	
製造業	▲ 1.8	▲ 18.1	▲ 25.5	▲ 51.6	5.1	20.6	55.4	1.8	
中小企業	1.1	0.7	▲ 30.1	▲ 42.9	▲ 18.1	22.9	27.1	20.1	

(前年同期比、%)

財務省「法人企業統計季報」

経常利益	2019年		2020年		2021年		2022年	
	実績		実績		実績見込み		実績見込み	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
全規模全産業	▲ 3.5	▲ 27.3	▲ 13.1	▲ 15.6	▲ 46.6 (▲ 23.7)	▲ 28.4 (▲ 32.1)	▲ 0.7 (▲ 18.9)	26.0 (▲ 5.6)
製造業	▲ 17.6	▲ 21.7	▲ 21.6	▲ 4.3	▲ 48.7 (▲ 27.0)	▲ 27.1 (▲ 45.5)	21.9 (▲ 34.8)	63.2 (▲ 12.5)
非製造業	4.6	▲ 29.8	▲ 8.6	▲ 20.9	▲ 45.5 (▲ 22.2)	▲ 29.1 (▲ 26.4)	▲ 11.2 (▲ 11.0)	10.9 (▲ 1.4)
大中堅企業	▲ 6.3	▲ 26.8	▲ 16.5	▲ 12.2	▲ 35.3 (▲ 4.3)	▲ 25.5 (▲ 8.2)	▲ 9.4 (▲ 8.6)	41.2 (▲ 12.3)
中小企業	4.4	▲ 28.4	▲ 3.7	▲ 23.9	▲ 79.6 (▲ 76.7)	▲ 35.4 (▲ 235.2)	24.6 (▲ 47.2)	1.6 (▲ 7.9)

(前年同期比、( )内は季節調整前期比、%)

(備考) 大中堅企業・中小企業の季節調整前期比は内閣府試算値。

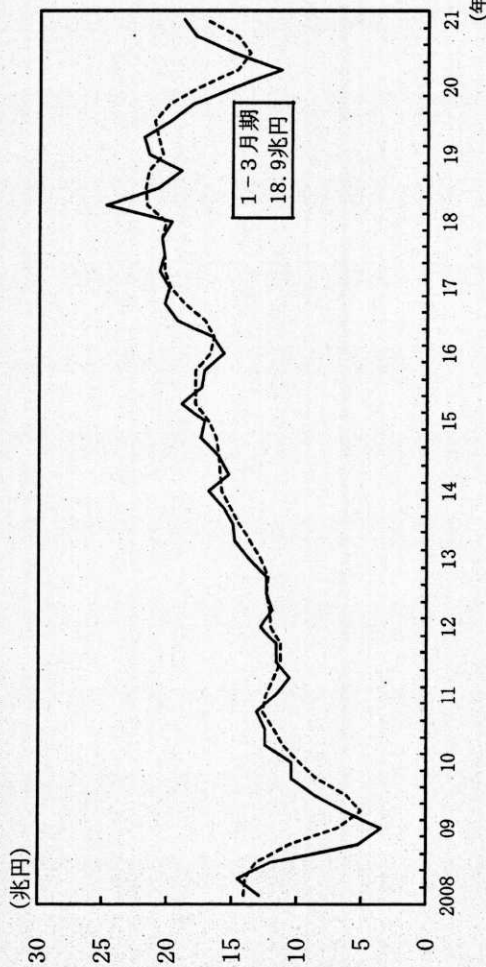
日本銀行「全国企業短期経済観測調査(2021年3月調査)」

業況判断DI	2019年9月		2020年3月		2021年3月		2022年3月	
	実績		実績		実績見込み		実績見込み	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
全規模	▲ 1	▲ 4	▲ 12	▲ 31	▲ 15	▲ 8	▲ 10	
大企業	+ 5	+ 0	▲ 8	▲ 34	▲ 10	+ 5	+ 4	
中小企業	▲ 4	+ 20	+ 8	▲ 17	▲ 5	▲ 1	▲ 1	
製造業	+ 10	+ 7	▲ 1	▲ 26	▲ 12	▲ 11	▲ 16	
非製造業	▲ 1	▲ 4	▲ 12	▲ 39	▲ 20	▲ 6	▲ 7	
全産業	+ 8	+ 4	▲ 4	▲ 31	▲ 28	▲ 8	▲ 10	

(%ポイント)  
→ 見込み

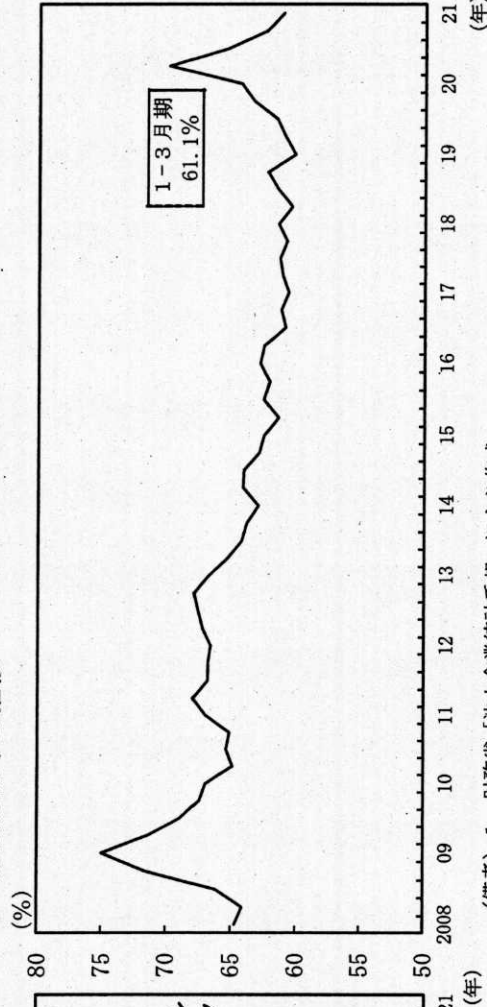
(備考) DI = 「良い」とみる企業の割合(%) - 「悪い」とみる企業の割合(%)

＜企業収益＞  
経常利益額の推移



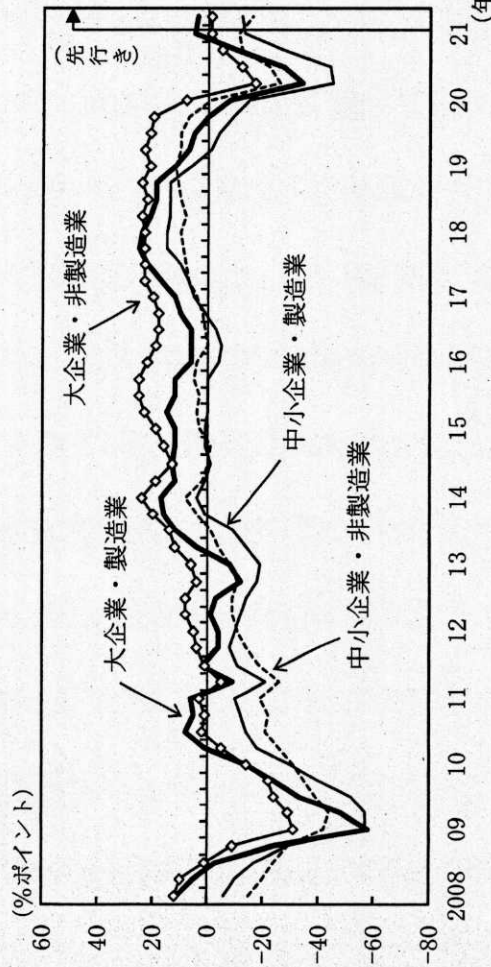
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。  
2. 季節調整値。点線は後方3四半期移動平均。

労働分配率の推移



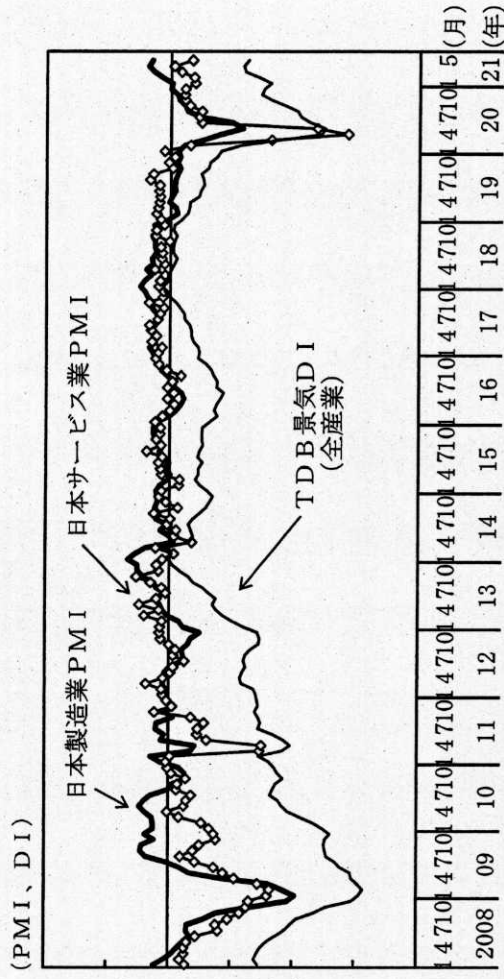
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。  
2. 労働分配率＝人件費／(人件費＋営業利益＋減価償却費＋受取利息)  
3. 内閣府の試算による季節調整値。

＜企業の景況感＞  
日銀短観の業況判断D I の推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。D I は「良い」-「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移



(備考) 1. IHS Markit社、(株)帝国データバンク「TDB景気動向調査(全国)」により作成。  
2. PMIは、「前月に比べ増加(改善)」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を2で除した値を足した値(季節調整値)。D I は、景気の現状について7段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

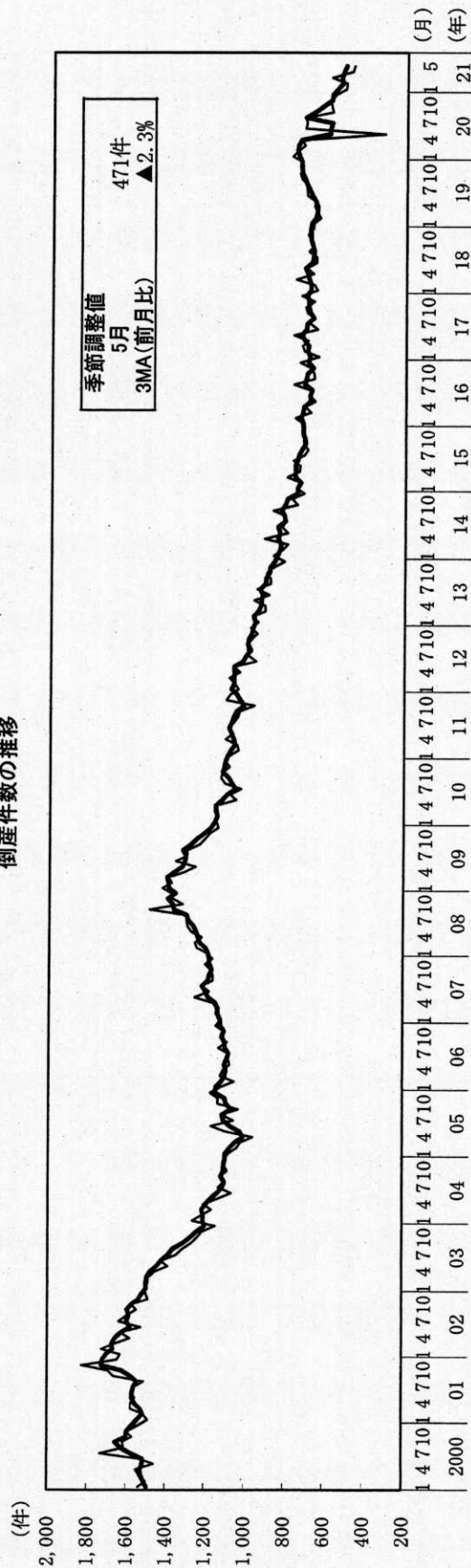
9. 倒産  
倒産件数は、減少している。

(株) 東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」

(前年比は原数値、[ ]内は暦年前年比、( )内は季調済前期(月)比、%)

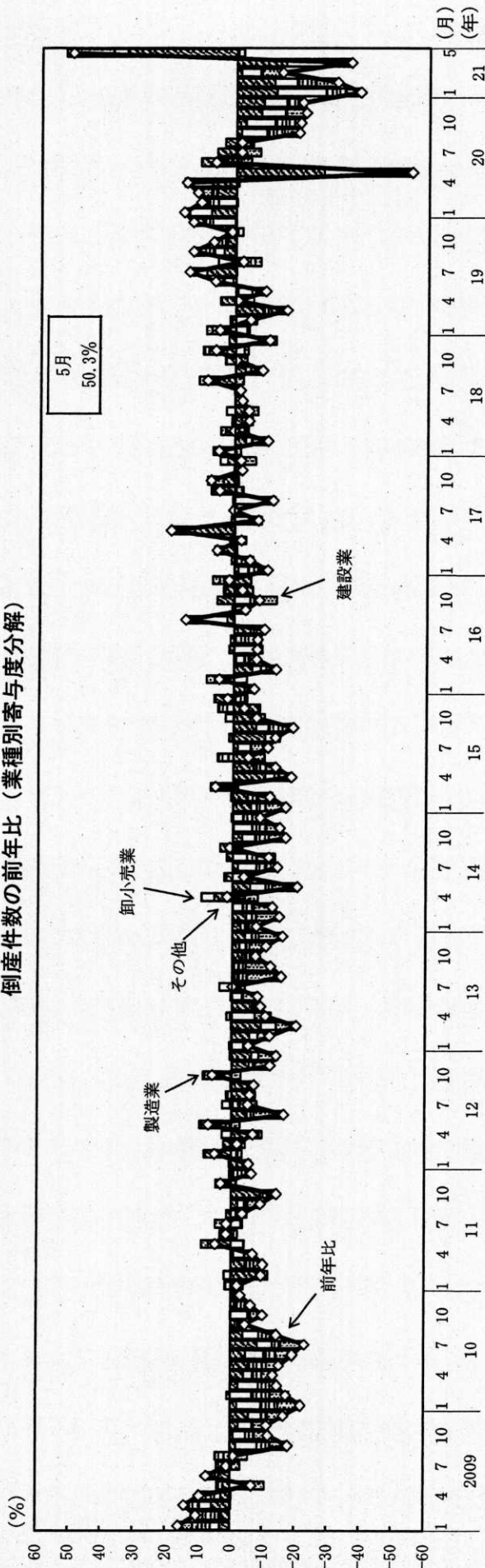
	[2018年] 2018年度	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年10-12月期	2021年1-3月期	2021年3月	4月	5月
企業倒産件数	[8,235] 8,110 [▲2.0] ▲3.0	[8,383] 8,631 [▲1.7] 6.4	[7,773] 7,163 [▲7.2] ▲17.0	1,751 ▲20.8 (▲13.3)	1,554 ▲28.1 (▲7.8)	634 ▲14.3 (14.9)	477 ▲35.8 (▲17.8)	472 50.3 (▲1.7)
負債金額(億円)	[14,854] 16,187 [▲53.1] ▲47.5	[14,232] 12,647 [▲4.1] ▲21.8	[12,200] 12,084 [▲14.2] ▲4.4	3,189 ▲13.3 (▲13.3)	2,903 ▲3.8 (▲7.8)	1,414 33.5 (14.9)	840 ▲41.9 (▲17.8)	1,686 107.3 (▲1.7)
大型倒産除く(億円)	[6,967] 6,922 [▲0.1] ▲2.3	[6,958] 7,065 [▲0.1] 2.0	[6,112] 5,563 [▲12.1] ▲21.2	1,305 ▲27.2 (▲13.3)	1,281 ▲29.9 (▲7.8)	508 ▲18.7 (14.9)	347 ▲45.1 (▲17.8)	380 14.6 (▲1.7)

倒産件数の推移



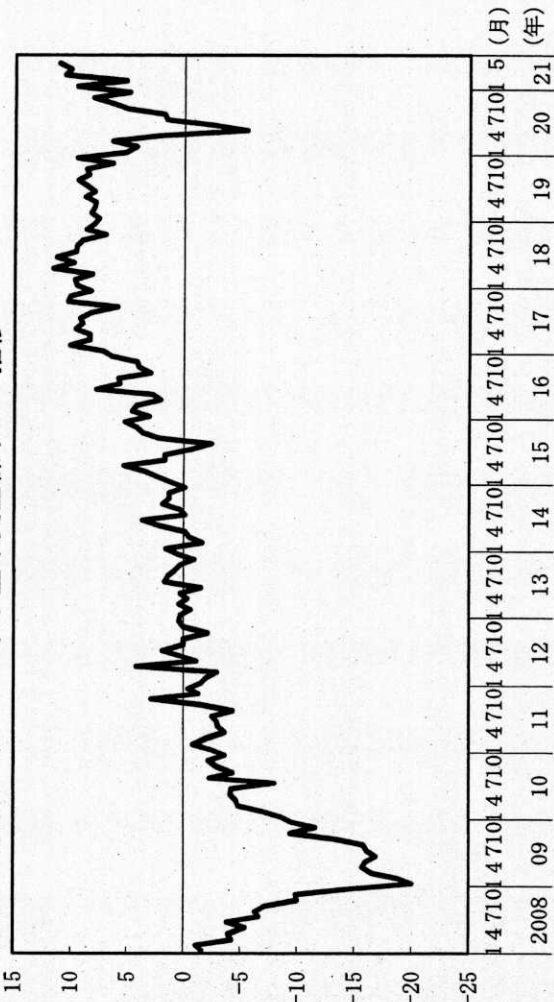
(備考) 1. (株)東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」により作成。  
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）



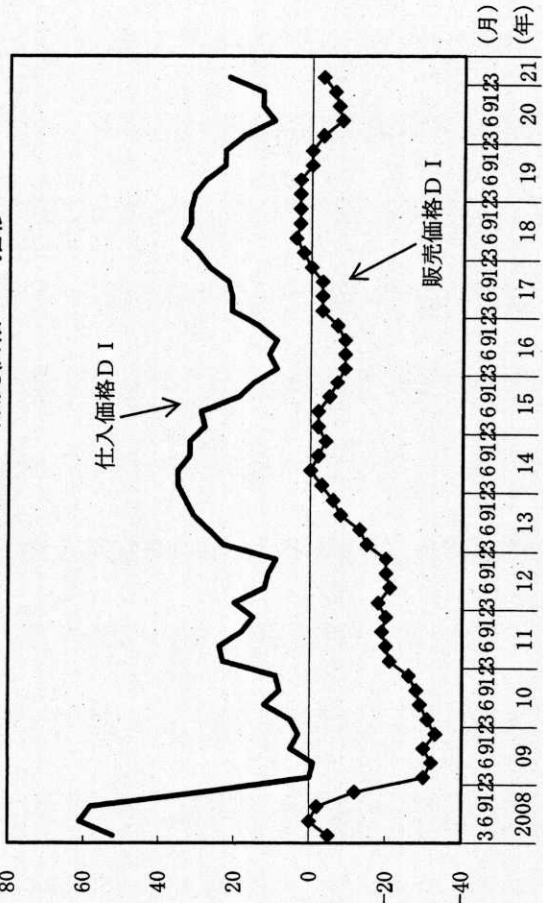
（備考）(株)東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」により作成。

（余裕-窮屈、DI） 中小企業資金繰りDI推移



（備考）(株)日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。

（上昇-下落、DI） 中小企業仕入・販売価格DI推移



（備考）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

10. 雇用情勢

雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用量等の動きに底堅さもみられる。

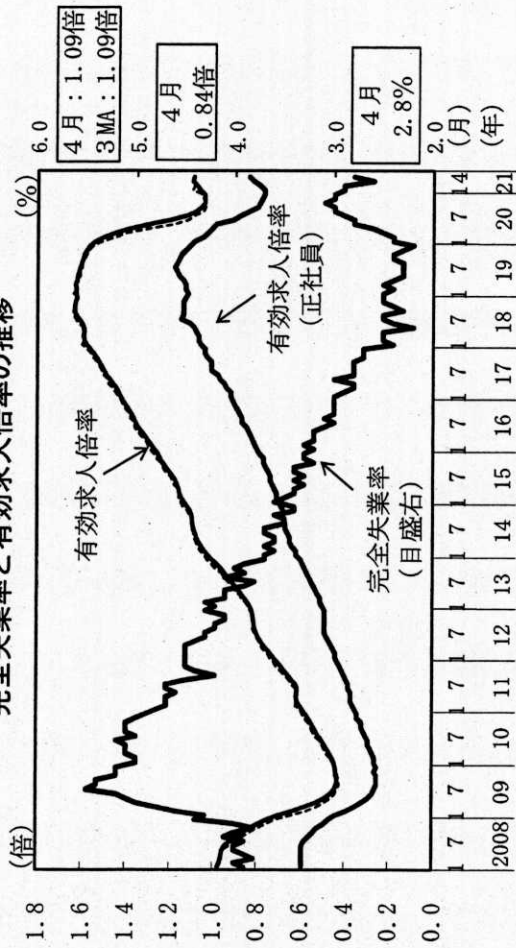
(前年同期(月)比、[ ]内は暦年ベース、()内は季節調整前(月)比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値)

	2019年度[年]	2020年度[年]	2020年7-9月	10-12月	2021年1-3月	2021年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.3 [2.4]	2.9 [2.8]	3.0	3.0	2.8	2.9	2.6	2.8
うち15~24歳	3.8 [3.8]	4.8 [4.6]	4.6	5.0	5.2	4.9	4.8	4.3
完全失業者数総数 (万人)	162 [162]	199 [191]	202	210	195	203	180	194
うち非自発的な離職による者	37 [37]	59 [54]	60	65	61	66	53	60
雇用量	1.1 [1.1]	▲1.0 [▲0.5]	▲1.2 (0.2)	▲0.7 (0.6)	▲0.7 (0.3)	▲0.7 (0.2)	▲0.7 (0.0)	0.4 (▲0.7)
常用労働者数 (労働者計)	1.9 [2.0]	0.7 [1.0]	0.6 (0.4)	0.7 (0.5)	0.6 (0.5)	0.6 (0.2)	0.7 (0.4)	1.2 (0.1)
新規求人数	▲5.4 [▲1.8]	▲20.8 [▲21.7]	▲24.7 (4.5)	▲21.2 (3.7)	▲9.1 (▲1.5)	▲14.6 (▲2.8)	▲0.7 (8.0)	15.2 (▲4.3)
有効求人数	▲4.3 [▲1.6]	▲22.3 [▲21.0]	▲24.7 (▲1.3)	▲22.1 (2.2)	▲14.4 (2.8)	▲15.4 (▲1.5)	▲10.0 (1.6)	▲1.4 (1.4)
有効求人倍率 (倍)	1.55 [1.60]	1.10 [1.18]	1.06	1.04	1.10	1.09	1.10	1.09
正社員 (倍)	1.12 [1.14]	0.83 [0.88]	0.81	0.78	0.82	0.82	0.84	0.88
求人広告掲載件数 (万件)	150.9 [147.5]	78.8 [95.3]	71.0	81.4	87.3	88.3	88.7	86.1
所定外労働時間 (残業時間等)	▲2.5 [▲1.9]	▲13.9 [▲13.2]	▲14.6 (11.1)	▲9.6 (2.9)	▲6.6 (1.5)	▲9.7 (▲2.0)	▲1.9 (4.9)	12.2 (1.9)
製造業	▲9.6 [▲8.5]	▲19.8 [▲20.7]	▲26.8 (6.3)	▲11.7 (12.9)	▲5.5 (4.8)	▲7.7 (▲4.4)	▲2.8 (4.0)	15.9 (3.9)
現金給与総額 (1人当たり・名目)	0.0 [▲0.4]	▲1.5 [▲1.2]	▲1.2 (0.4)	▲2.1 (▲0.3)	▲0.3 (1.0)	▲0.4 (0.6)	0.6 (0.3)	1.4 (0.4)
※共通事業所	-	-	-	-	-	▲0.5	0.7	6.3
定期給与 (名目)	0.1 [▲0.2]	▲0.8 [▲0.7]	▲1.0 (0.7)	▲0.7 (0.3)	▲0.1 (0.3)	▲0.5 (0.0)	0.5 (0.3)	1.2 (0.1)
※共通事業所	-	-	-	-	-	▲0.5	0.4	6.1

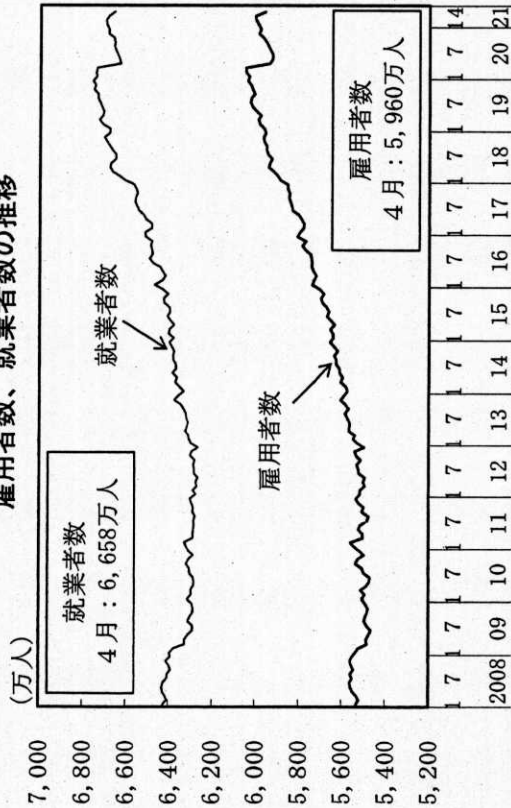
(備考) 1. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列(2019年5月以前は抽出調査、6月以降は全数調査)を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。  
 2. 定期給与とは、きまつて支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。  
 3. 求人広告掲載件数は(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。2018年1月より集計開始。



完全失業率と有効求人倍率の推移

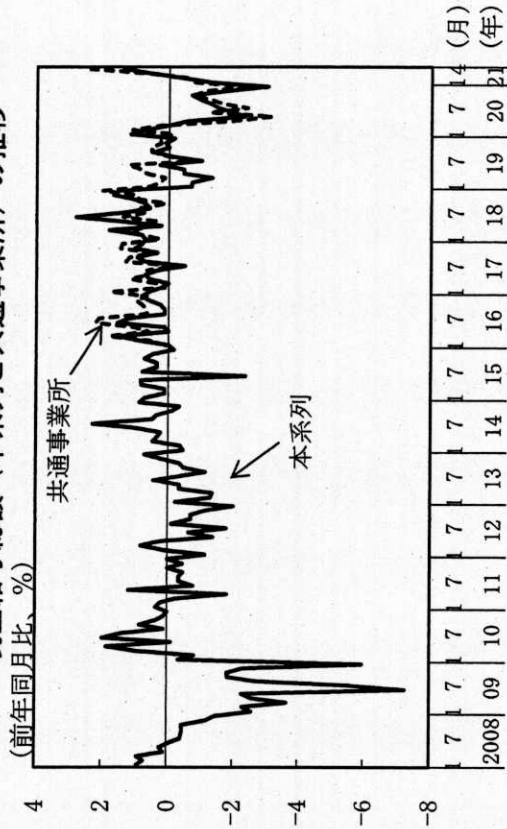


雇用者数、就業者数の推移

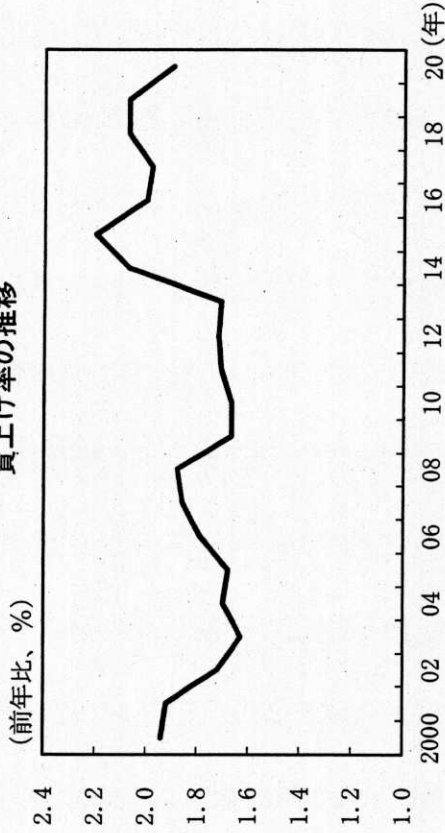


- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。  
2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。  
3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移



賃上げ率の推移



- (備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争（最終）回答集計結果」により作成。  
2. 本系列は、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。  
共通事業所は、2016年1月より公表。  
3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当の賃上げ率。

11. 物価

国内企業物価は、上昇している。消費者物価は、横ばいとなっている。

(前年同期(月)比、[ ]内は前年比、( )内は前期(月)比、<>内は季節調整前期(月)比、% )

	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年 7-9月	10-12月	2021年 1-3月	2021年 3月	4月	5月
国内企業物価	[ 0.2 ]	[ ▲ 1.2 ]	( ▲ 0.9 )	( ▲ 0.2 )	( ▲ 1.5 )	( ▲ 1.0 )	( ▲ 0.9 )	P ( ▲ 0.7 )
夏季電力料金調整後	0.1	▲ 1.4	▲ 0.8	▲ 2.1	▲ 0.3	1.2	3.8	4.9
(参考指数(消費税抜き))	[ 0.2 ]	[ ▲ 1.1 ]	( ▲ 0.6 )	( ▲ 0.1 )	( ▲ 1.5 )	( ▲ 1.0 )	( ▲ 0.9 )	P ( ▲ 0.7 )
	0.2	▲ 1.4	▲ 0.8	▲ 2.1	▲ 0.3	1.2	3.8	4.9
輸出物価	[ ▲ 0.2 ]	[ ▲ 2.3 ]	( ▲ 0.6 )	( ▲ 0.0 )	-	-	-	-
	▲ 0.6	▲ 2.2	▲ 2.3	▲ 2.2	-	-	-	-
輸入物価	[ ▲ 3.8 ]	[ ▲ 3.1 ]	( ▲ 1.0 )	( ▲ 0.4 )	( ▲ 3.4 )	( ▲ 2.8 )	( ▲ 1.6 )	P ( ▲ 1.0 )
	▲ 4.1	▲ 1.9	▲ 2.2	▲ 1.8	1.7	5.6	8.4	P ( ▲ 1.0 )
契約通貨ベース	[ ▲ 5.3 ]	[ ▲ 10.3 ]	( ▲ 1.1 )	( ▲ 1.2 )	( ▲ 9.8 )	( ▲ 3.9 )	( ▲ 2.5 )	P ( ▲ 2.2 )
	▲ 6.1	▲ 9.9	▲ 11.4	▲ 10.6	▲ 1.5	5.8	15.3	P ( ▲ 2.2 )
企業向けサービス価格	[ ▲ 4.2 ]	[ ▲ 9.2 ]	( ▲ 2.0 )	( ▲ 2.3 )	( ▲ 8.8 )	( ▲ 1.7 )	( ▲ 2.2 )	P ( ▲ 2.1 )
	▲ 4.5	▲ 8.8	▲ 11.1	▲ 8.4	0.0	4.6	14.3	P ( ▲ 2.1 )
国際運輸を除くベース	[ 1.1 ]	[ 0.9 ]	( ▲ 0.5 )	( ▲ 0.5 )	( ▲ 0.1 )	( ▲ 0.7 )	P ( ▲ 0.4 )	
	1.4	0.5	1.3	▲ 0.3	0.1	0.7	1.0	
固定基準	[ 1.1 ]	[ 1.0 ]	< 0.6 >	< 0.3 >	< 0.2 >	< 0.1 >	< ▲ 0.2 >	
連鎖基準	[ 0.5 ]	[ ▲ 0.0 ]	< 0.0 >	< ▲ 0.6 >	< 0.5 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.4 >	< ▲ 0.3 >
	0.5	▲ 0.2	0.2	▲ 0.8	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.1
生鮮食品	[ ▲ 3.1 ]	[ 3.3 ]	( ▲ 7.3 )	( ▲ 8.1 )	( ▲ 1.9 )	( ▲ 2.0 )	( ▲ 1.1 )	( ▲ 1.7 )
	▲ 0.9	3.5	9.5	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.5	▲ 7.3	▲ 5.2
エネルギー	[ 1.4 ]	[ ▲ 4.2 ]	( ▲ 0.0 )	( ▲ 3.0 )	( ▲ 0.8 )	( ▲ 2.3 )	( ▲ 1.9 )	( ▲ 1.8 )
	0.1	▲ 5.8	▲ 3.8	▲ 7.2	▲ 6.7	▲ 4.3	0.7	4.2
生鮮食品を除く総合	[ 0.6 ]	[ ▲ 0.2 ]	< 0.0 >	< ▲ 0.3 >	< 0.6 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.5 >	< 0.2 >
	0.6	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 0.1	0.1
(政策等による特殊要因を除く)	[ 0.6 ]	[ ▲ 0.2 ]	< 0.0 >	< ▲ 0.3 >	< 0.6 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.5 >	< 0.2 >
	-	-	-	-	-	-	-	-
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	[ 0.5 ]	[ ▲ 0.3 ]	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< 0.6 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.7 >	< ▲ 0.1 >
	0.6	0.1	0.1	▲ 0.3	0.2	0.3	▲ 0.2	▲ 0.2
(政策等による特殊要因を除く)	[ 0.5 ]	[ ▲ 0.1 ]	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.1 >
	-	-	-	-	-	-	-	-
消費者物価	[ 0.5 ]	[ ▲ 0.1 ]	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.2 >
	-	-	-	-	-	-	-	-
固定基準	[ 0.6 ]	[ ▲ 0.2 ]	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< 0.6 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.7 >	< ▲ 0.1 >
	0.6	0.1	0.1	▲ 0.3	0.2	0.3	▲ 0.2	▲ 0.2
連鎖基準	[ 0.5 ]	[ ▲ 0.2 ]	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.1 >
	-	-	-	-	-	-	-	-
(政策等による特殊要因を除く)	[ 0.5 ]	[ ▲ 0.3 ]	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.2 >
	-	-	-	-	-	-	-	-
総合	[ 0.5 ]	[ ▲ 0.1 ]	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.1 >
	-	-	-	-	-	-	-	-
固定基準	[ 0.6 ]	[ ▲ 0.2 ]	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.1 >
	0.6	0.1	0.1	▲ 0.3	0.2	0.3	▲ 0.2	▲ 0.2
連鎖基準	[ 0.5 ]	[ ▲ 0.2 ]	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.1 >
	-	-	-	-	-	-	-	-
(政策等による特殊要因を除く)	[ 0.5 ]	[ ▲ 0.1 ]	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.1 >	< ▲ 0.2 >	< ▲ 0.1 >
	-	-	-	-	-	-	-	-

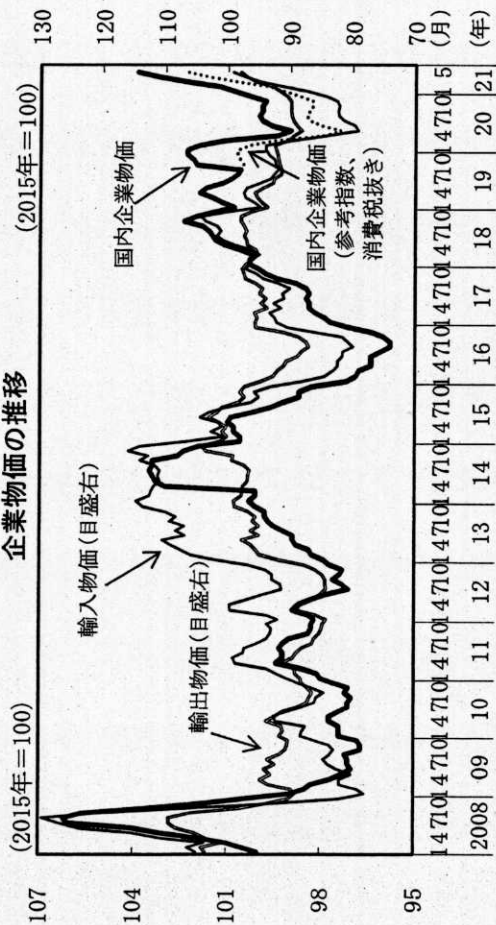
(備考) 1. 消費者物価、国内企業物価及び企業向けサービス価格は2016年基準。Pは季節調整。2. 国内企業物価のうち「参考指数(消費税抜き)」は、消費税引上げによる直接の影響が生じた期間(2019年10月~2020年10月)のみ記載。3. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送(除く航空輸送)、外航貨物輸送(除く航空輸送)、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整前期(月)比は、内閣府試算値。4. 消費者物価の四半期前年同月比は「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同月比は内閣府で算出。5. 消費者物価のうち「政策等による特殊要因を除く」とは、消費税引上げ、幼児教育・保育無償化、Go Toトラベル事業及び2021年4月の通信料(携帯電話)下落等による直接の影響を除いた数値(内閣府試算値)。

消費者物価  
(東京都区部)  
4月 < ▲ 0.4 >  
5月 < ▲ 0.3 >  
▲ 0.6 ▲ 0.4

< ▲ 0.4 >  
▲ 0.2 ▲ 0.2

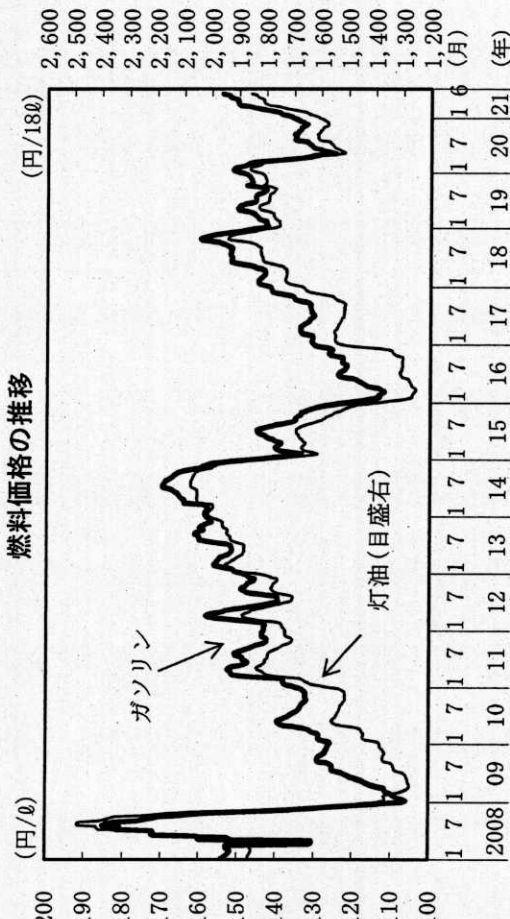
< ▲ 0.6 >  
0.0 ▲ 0.1

### 企業物価の推移



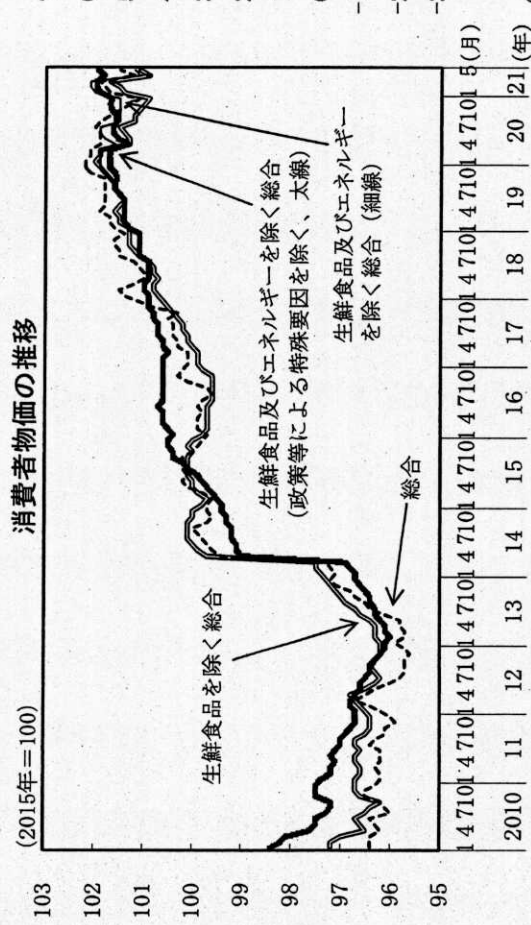
(備考) 1. 日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。  
2. 国内企業物価(参考指数、消費税抜き)は、2019年10月以降を掲載。

### 燃料価格の推移



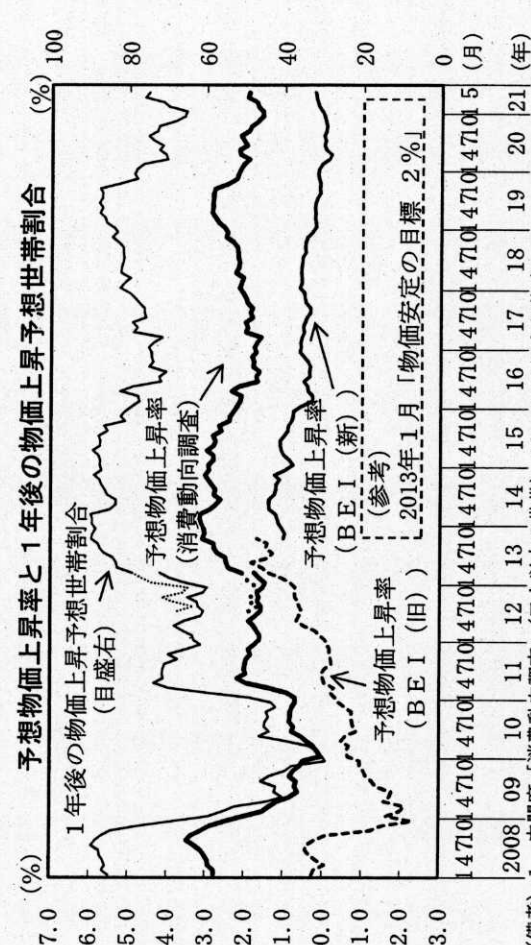
(備考) 資源エネルギー庁「石油製品価格調査」により作成。価格は税込み。

### 消費者物価の推移



(備考) 1. 総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。  
2. 「政策等による特殊要因を除く」とは、2019年10月の消費税率引上げ、幼児教育・保育無償化、Go Toトラベル事業及び2021年4月の通信料下落等による直接の影響を除いた数値(内閣府試算値)。

### 予想物価上昇率と1年後の物価上昇予想世帯割合



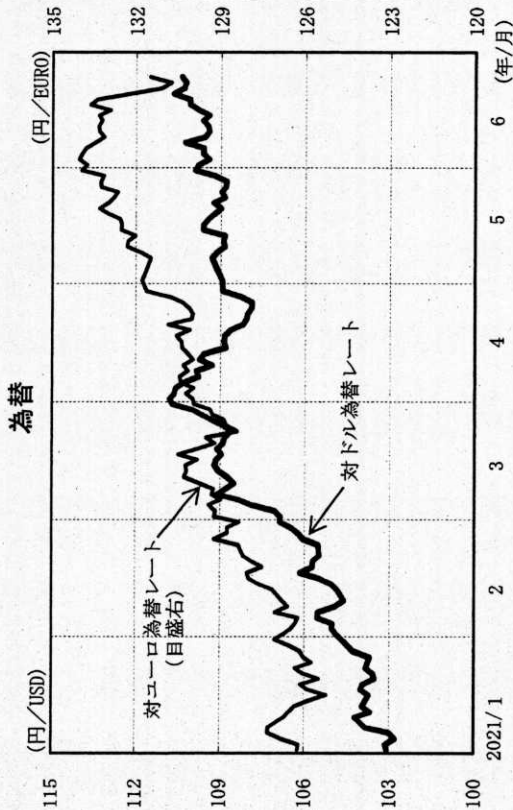
(備考) 1. 内閣府「消費動向調査」(二人以上の世帯、Bloomberg)により作成。  
2. 「消費動向調査」は、2013年4月から郵送調査への変更等があったため、それ以前の訪問留置調査の数値と不連続が生じている。点線部(2012年7月から2013年3月)は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。  
3. 予想物価上昇率(消費動向調査)は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。  
4. BEI (プレーク・インフレーション)は、物価連動国債売買参加者による物価予想。それぞれの時点で残存期間が最長のもの(BE I (旧))は旧物価連動国債、BEI (新)は新物価連動国債(残存10年物)を使用。

12. 金融

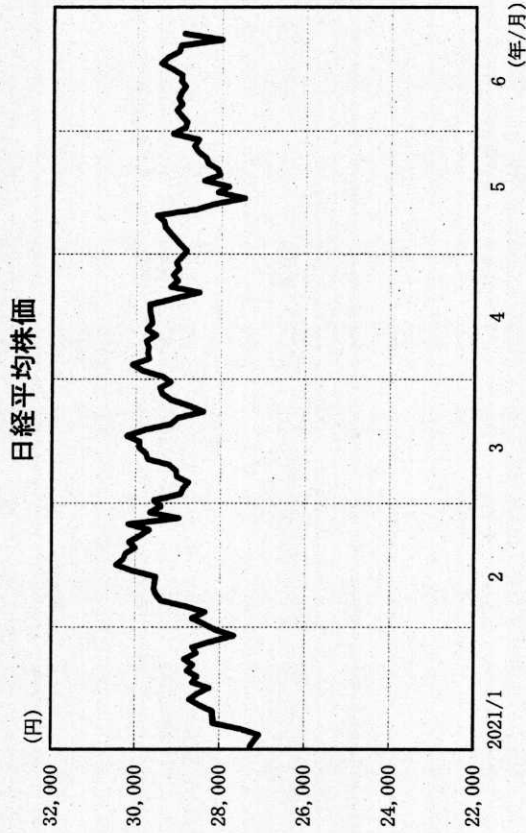
株価 (日経平均株価) は、28,500円台から29,400円台まで上昇した後、28,000円台まで下落し、その後28,800円台まで上昇した。対米ドル円レート (インターバンク直物中心相場) は、109円台から110円台まで円安方向に推移した。

	2019年	2020年	2019年度	2020年度	2020年			2021年			6/22
					2020年			2021年			
					7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月	
コーレルレート (無担保翌日物)	-0.052	-0.035	-0.046	-0.031	-0.039	-0.026	-0.016	-0.017	-0.012	-0.017	6/22
ユーロ円 TIBOR (3か月物)	0.031	-0.034	0.027	-0.051	-0.065	-0.055	-0.055	-0.056	-0.065	-0.065	6/22
国債流通利回り	-0.101	0.002	-0.105	0.030	0.023	0.021	0.074	0.102	0.090	0.078	6/22
株式相場											6/22
東証株価指数 (TOPIX)	1,595	1,597	1,596	1,675	1,595	1,707	1,903	1,947	1,941	1,908	1,959
日経平均株価	21,697	22,705	21,890	24,459	22,906	25,194	29,001	29,315	29,426	28,517	28,884
円相場											6/22
(対米ドル)	108.99	106.73	108.65	106.09	106.20	104.49	106.09	108.65	109.13	109.19	110.38
(対ユーロ)	122.02	121.87	120.80	123.74	124.05	124.61	127.80	129.39	130.39	132.76	131.51
(韓国ウォン・1円当たり)	10.70	11.05	10.88	10.94	11.19	10.70	10.51	10.40	10.26	10.29	10.26
日銀当座預金残高 (億円、前年比)	3,969,489	4,418,178	3,999,624	4,666,015	4,619,060	4,860,406	4,952,914	5,093,352	5,292,040	5,242,320	
マネタリ一ベース (億円、前年比)	5,090,077	5,552,289	5,128,020	5,804,620	5,751,824	6,035,876	6,118,033	6,133,816	6,448,961	6,499,142	
マネーストック (億円、前年比)	10,269,920	10,936,277	10,345,607	11,183,116	11,173,582	11,309,040	11,413,599	11,436,974	11,618,798	11,680,371	
マネーストック流動性 (億円、前年比)	18,032,563	18,767,501	18,135,565	19,028,342	19,013,591	19,164,950	19,299,318	19,321,510	19,697,171	19,956,284	
銀行貸出	1.7	4.1	1.9	4.9	5.2	5.5	5.7	5.7	6.8	7.3	
普通社債発行額	28.5	4.8	2.2	5.8	6.4	5.9	5.8	5.9	4.3	2.2	
		0.3	28.2	▲4.6	▲12.0	19.7	▲10.8	▲28.3	48.5	16.3	

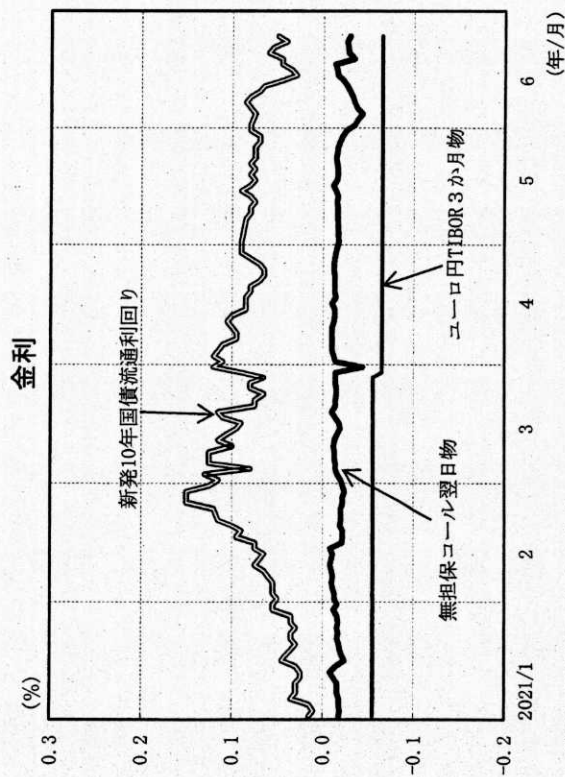
- (備考) 1. コーレルレート、ユーロ円 TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。  
 2. 国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。  
 3. 円相場 (対米ドル) はインターバンク直物中心相場、円相場 (対ユーロ) はインターバンク直物17時時点。円相場 (韓国ウォン) はインターバンク直物NY17時時点。  
 4. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。  
 5. マネタリ一ベースは、平均残高の前年同期 (月) 比。() 内は季調済前同期比年率。  
 6. マネーストックは、平均残高。() 内は季調済前同期比年率。  
 7. 銀行貸出は、銀行計 (都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計) の平均残高の前年同期 (月) 比。  
 8. 普通社債発行額は、国内発行分 (円建て外債及び資産担保社債を含む) の前年同期 (月) 比。  
 9. マネーストック (広義流動性) は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い、遡及改定を実施。



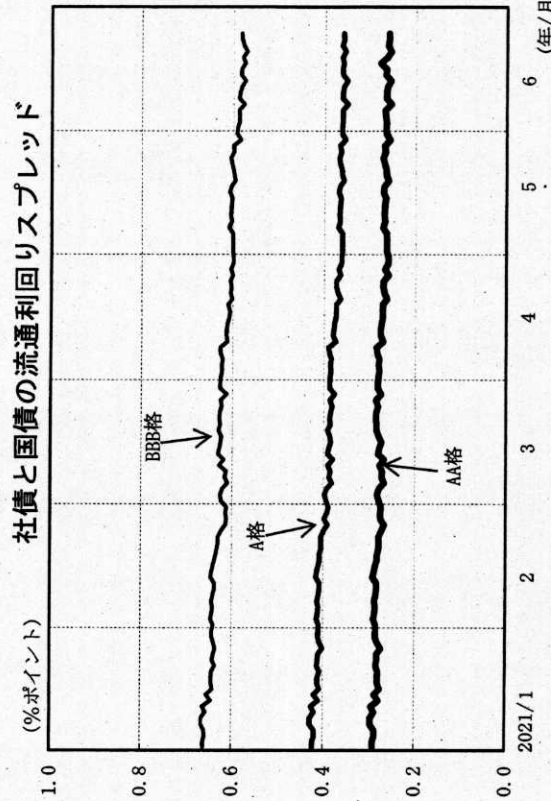
(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。  
2. 対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。  
対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。



(備考) 日経NEEDSにより作成。

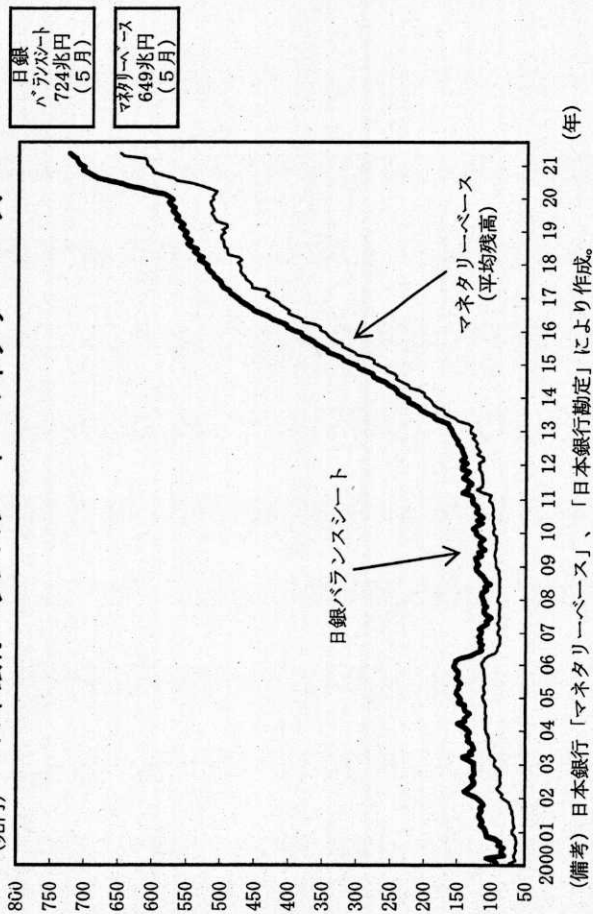


(備考) 日経NEEDSにより作成。



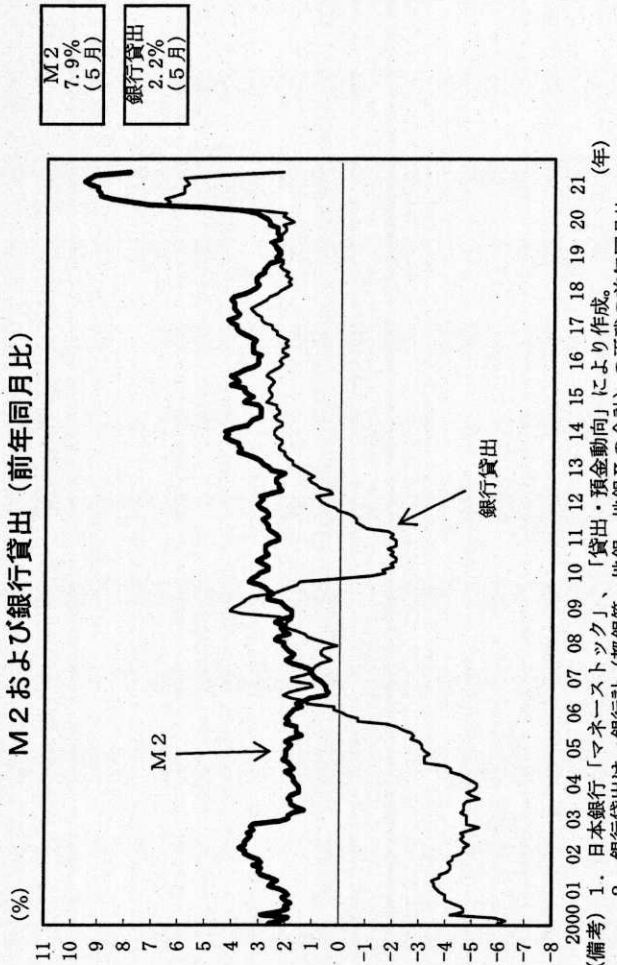
(備考) 1. Bloombergにより作成。  
2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、国債は残存年数5年の流通利回りを使用。  
3. 格付けは格付投資情報センター (R&I) ベース。

日本銀行バランスシート・マネタリーベース



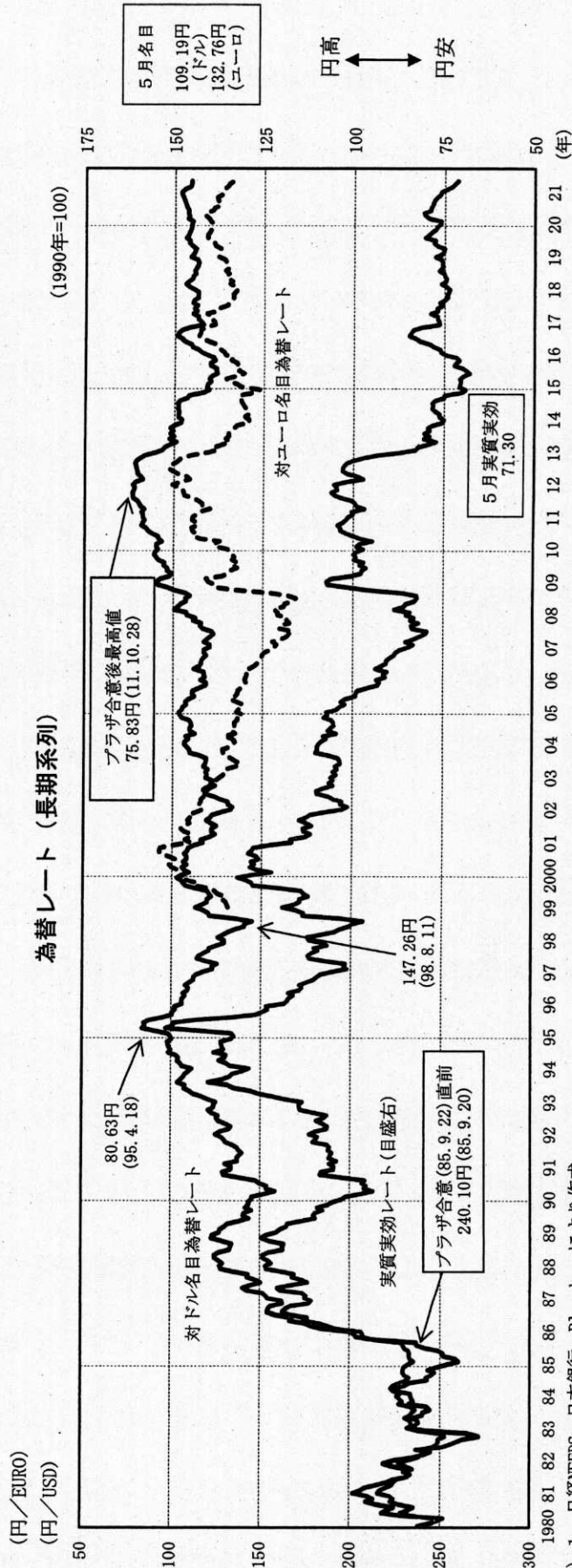
(備考) 日本銀行「マネタリーベース」、「日本銀行動定」により作成。

M2および銀行貸出 (前年同月比)



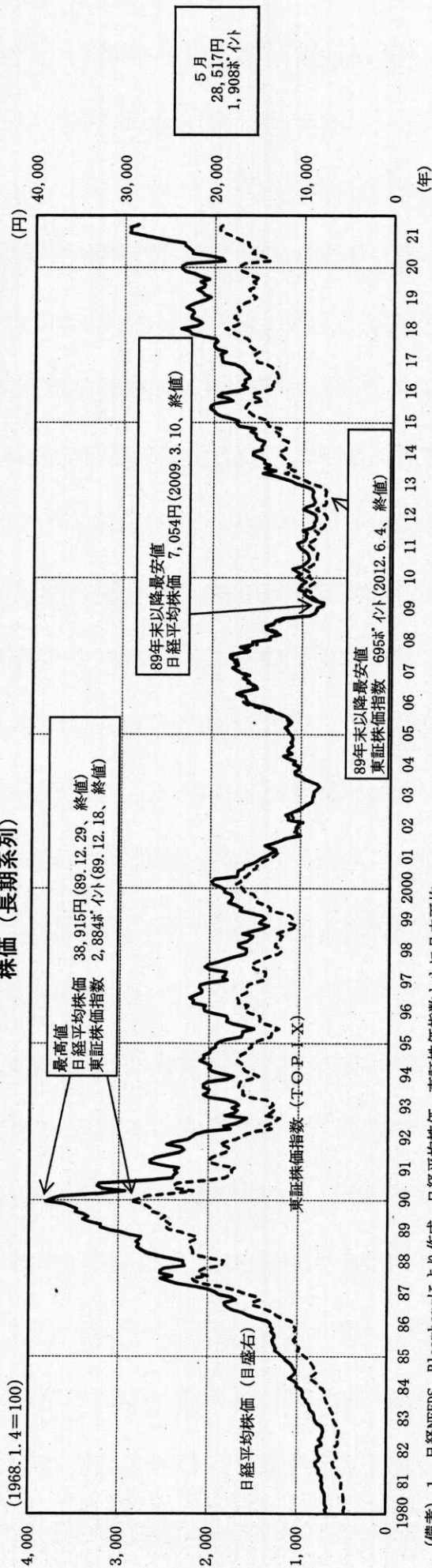
(備考) 1. 日本銀行「マネーストック」、「貸出・預金動向」により作成。  
2. 銀行貸出は、銀行計 (都銀等、地銀、地銀Ⅱの合計) の平残の前年同月比。

為替レート (長期系列)



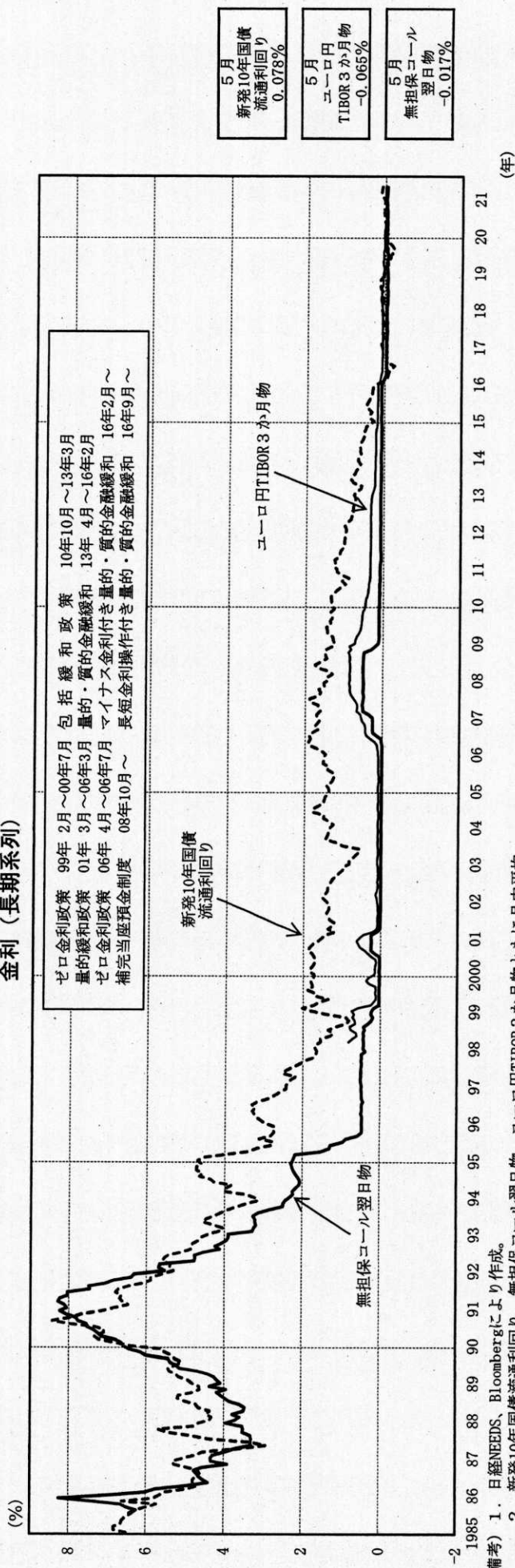
(備考) 1. 日経NEEDS、日本銀行、Bloombergにより作成。  
2. 対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場 (月中平均)。対ユーロ名目為替レートは直物17時時点 (月中平均)。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。ただし、対ドル名目為替レートの日次で記した値は直物のニューヨーク17時時点。

株価 (長期系列)



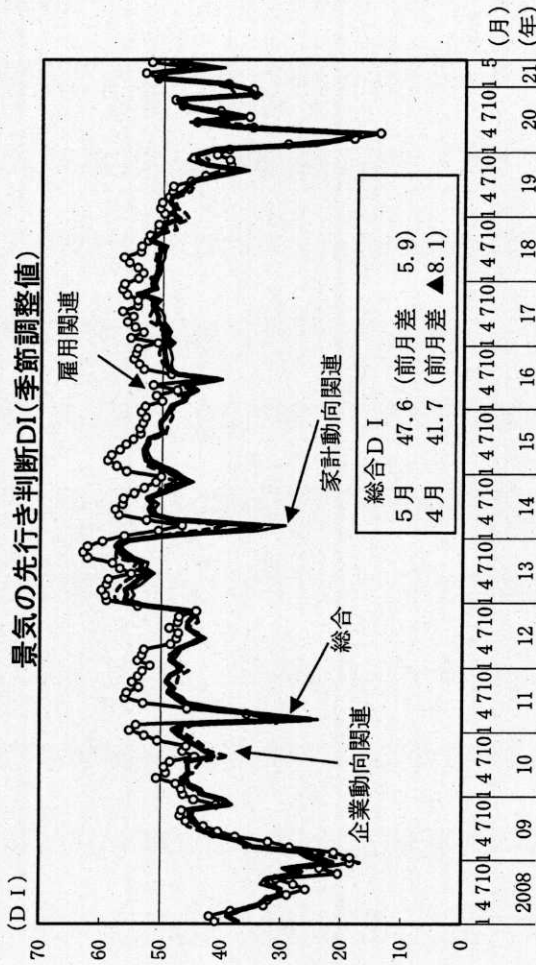
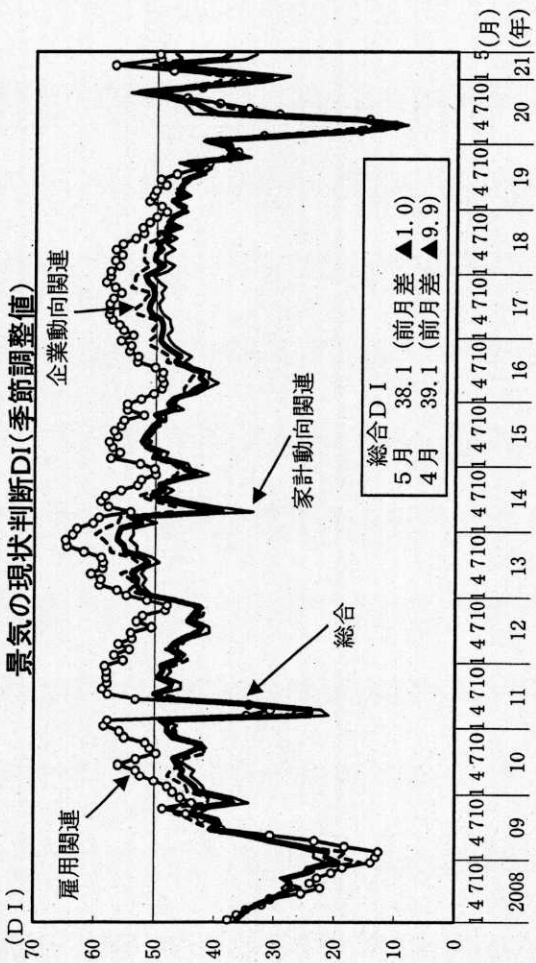
(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月平均。  
2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点をもとに算出。

金利 (長期系列)

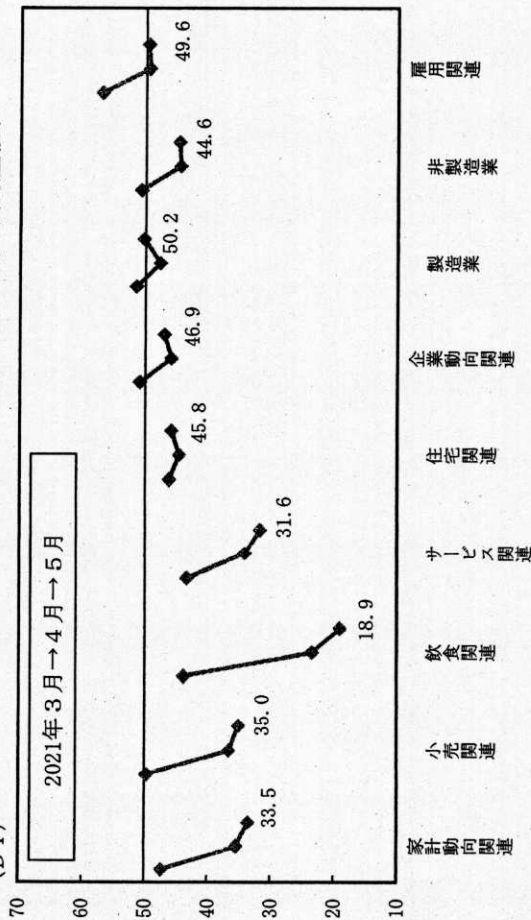


(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。  
2. 新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR 3か月物ともに月平均。

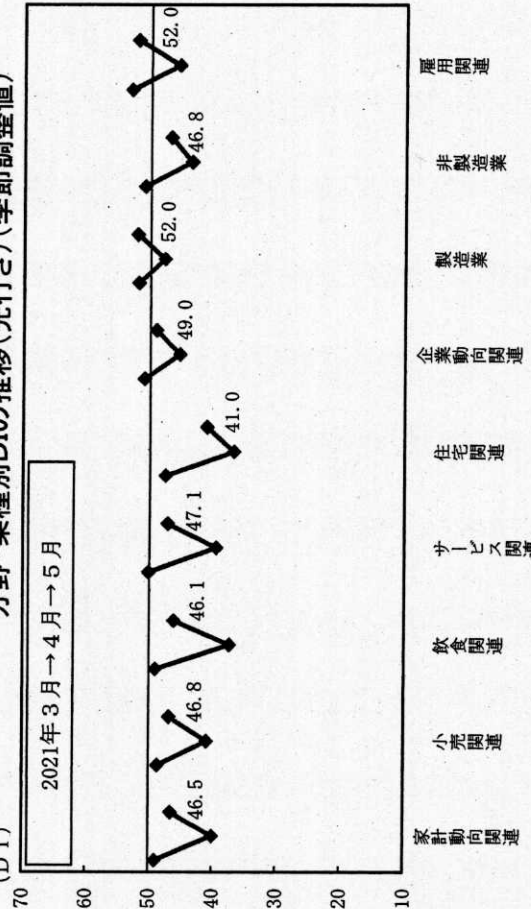
13. 景気ウォッチャー調査



分野・業種別DIの推移(現状)(季節調整値)



分野・業種別DIの推移(先行き)(季節調整値)



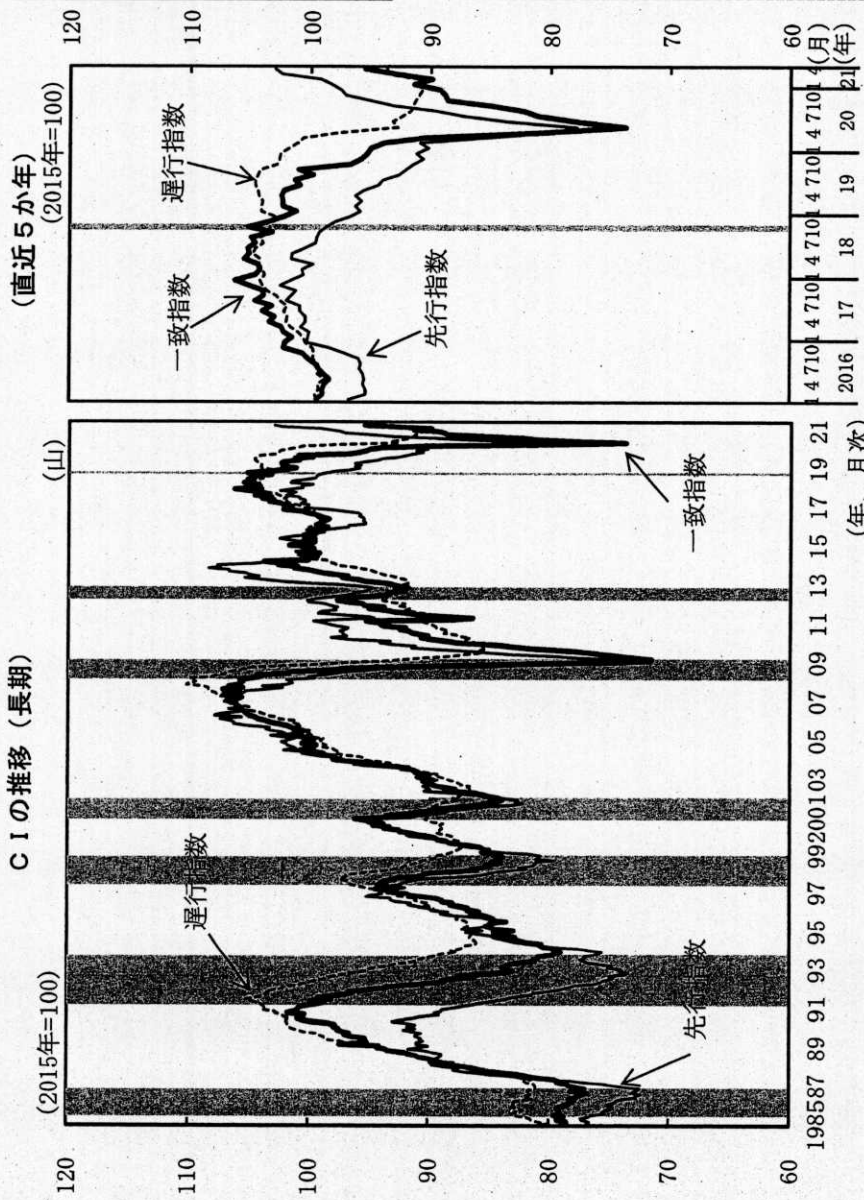
(備考) 現状判断DI、先行き判断DIは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2~3か月前の景気の良し悪しの判断である。



(参考1) 景気動向指数

一致指数採用系列の寄与度

	21年1月			
	2月	3月	4月	5月
一致指数	91.4	89.9	92.9	95.5
生産指数(鉱工業)	0.35	-0.15	0.19	0.36
鉱工業用生産財出荷指数	0.36	-0.21	0.38	0.19
耐久消費財出荷指数	0.16	-0.49	0.30	-0.05
労働投入量指数(調査産業計)	0.15	-0.31	0.50	-0.00
投資財出荷指数(除輸送機械)	0.57	-0.11	-0.03	0.75
商業販売額(小売業、前年比)	-0.19	0.08	0.58	0.75
商業販売額(卸売業、前年比)	-0.04	0.08	0.39	0.74
営業利益(全産業)	0.05	0.05	0.05	0.00
有効求人倍率(除学卒)	0.55	-0.09	0.12	-0.11
輸出数量指数	0.26	-0.33	0.44	0.02



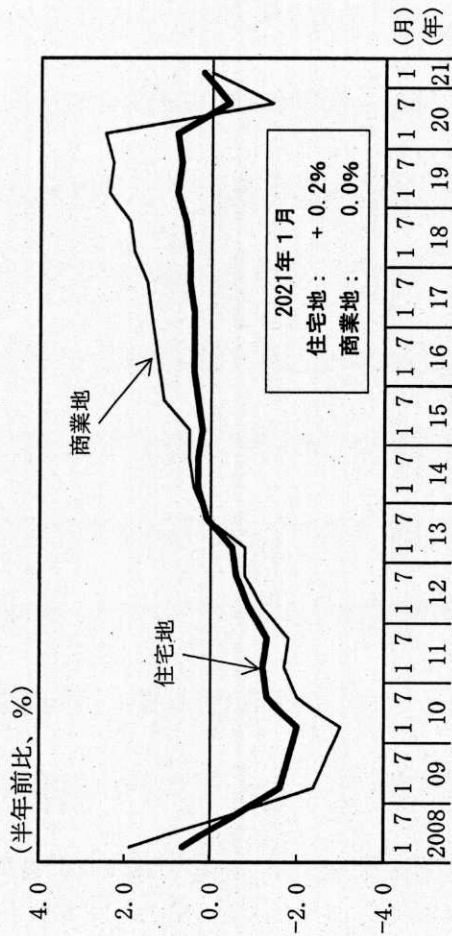
(備考) 内閣府「景気動向指数」により作成。景気基準日付は内閣府による。ただし、「神武(景気)」・「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。なお、グラフのシャド一部分は景気後退期を示す。また、2018年10月の山は暫定。

景気基準日付

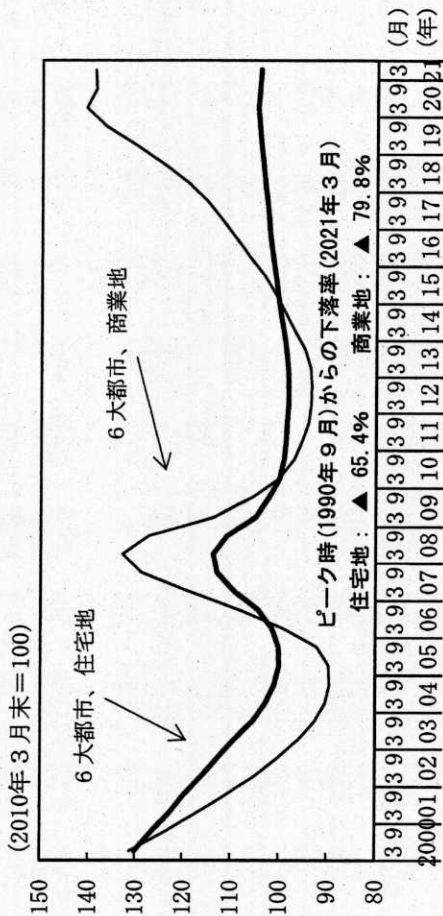
循環	谷(年/月)	山(年/月)	谷(年/月)	期間(か月)		全循環
				拡張	後退	
1	1951/6	51/10	51/10	27	4	37
2	51/10	54/1	54/11	31(神武)	10	43
3	54/11	57/6	58/6	42(岩戸)	12	52
4	58/6	61/12	62/10	24	10	36
5	62/10	64/10	65/10	57(いざなぎ)	12	74
6	65/10	70/7	71/12	23	17	39
7	71/12	73/11	75/3	22	16	31
8	75/3	77/1	77/10	28	9	64
9	77/10	80/2	83/2	28	36	45
10	83/2	85/6	86/11	51(ペブル)	17	83
11	86/11	91/2	93/10	43	32	63
12	93/10	97/5	99/1	22	20	36
13	99/1	2000/11	02/1	73	14	86
14	02/1	08/2	09/3	36	13	44
15	09/3	12/3	12/11	71	8	
16	12/11	(暫定) 19/10		36.2	16.1	52.4
第2~第15 循環の平均						

(参考2) 地価・住宅価格の推移

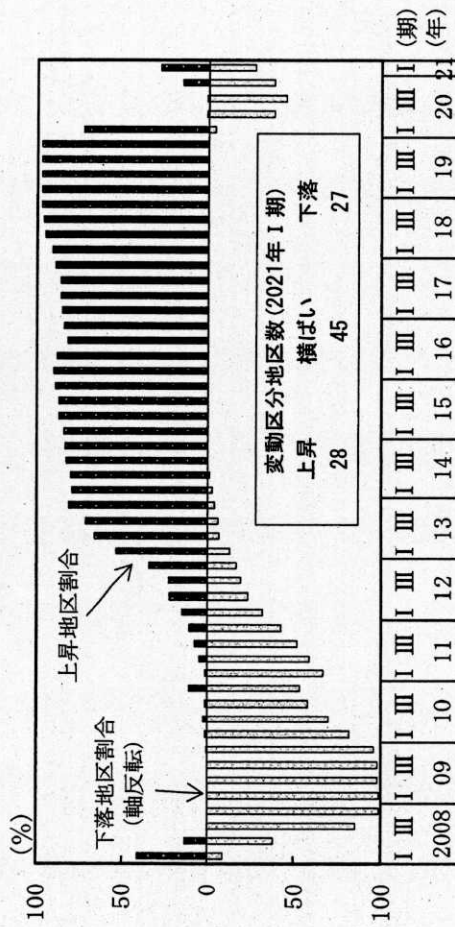
地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）



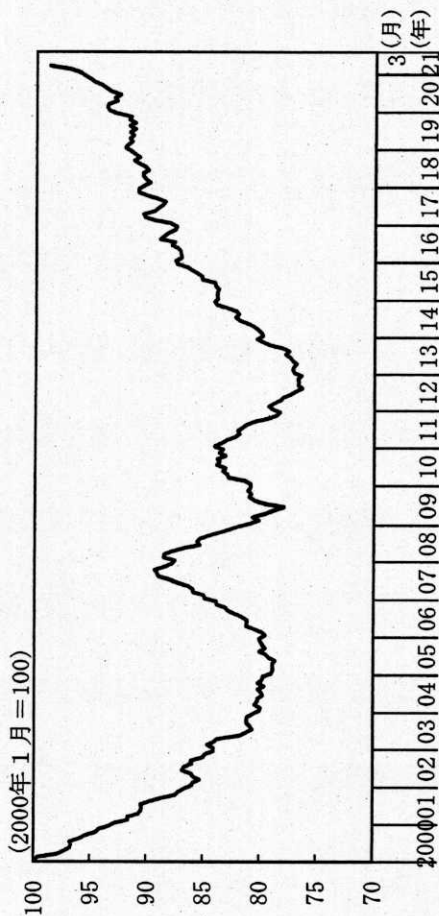
市街地価格指数



主要都市の高度利用地価



不動産住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）



(備考) 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地価動向報告～地価LOOKレポート～」

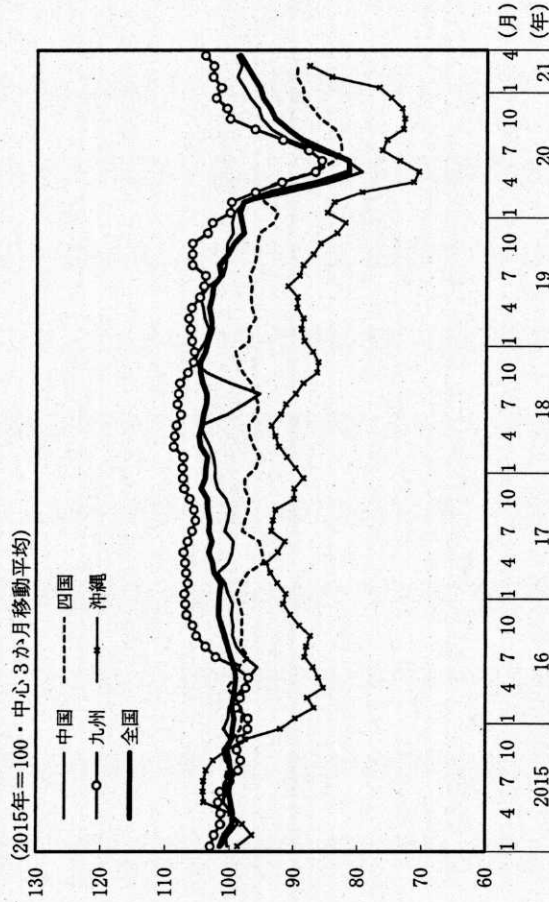
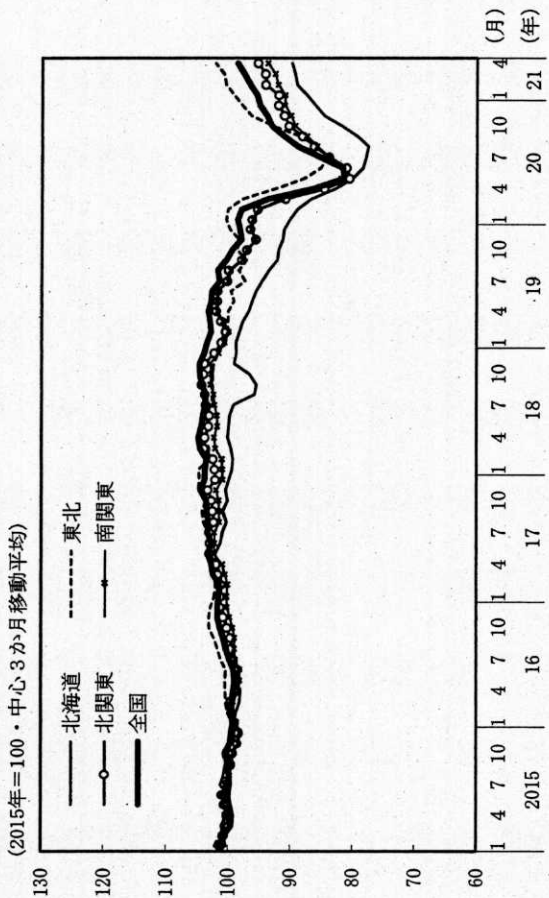
(一財) 日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動産住宅価格指数」により作成。

2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したものである。

3. 6大都市とは、東京都、横浜市、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（6大都市）のピークは1990年9月。

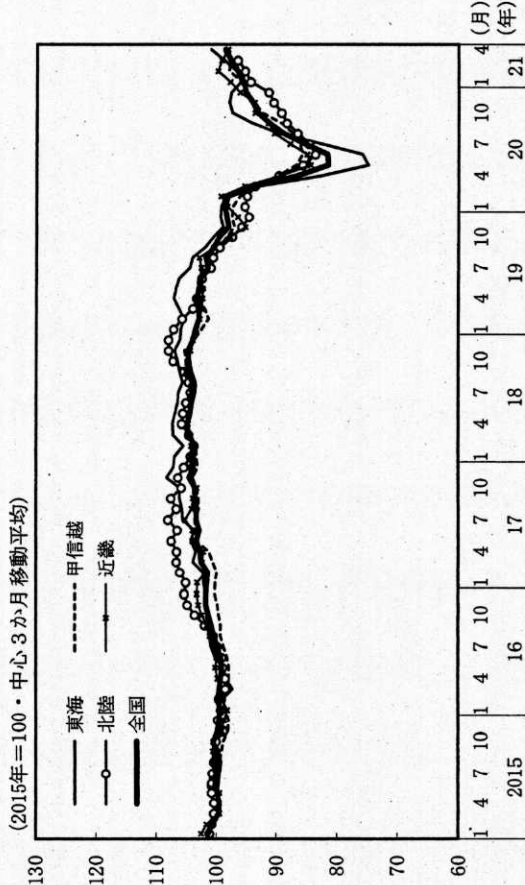
4. 四半期は、I期：1/1～4/1、II期：4/1～7/1、III期：7/1～10/1、IV期：10/1～1/1。

(参考3) 地域経済  
(1) 鉱工業生産



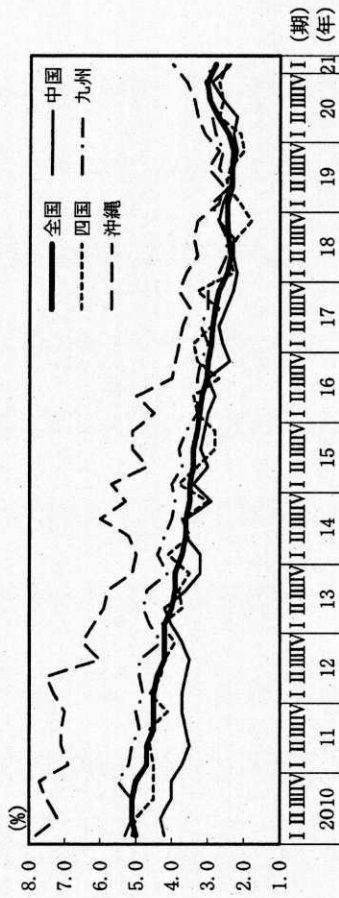
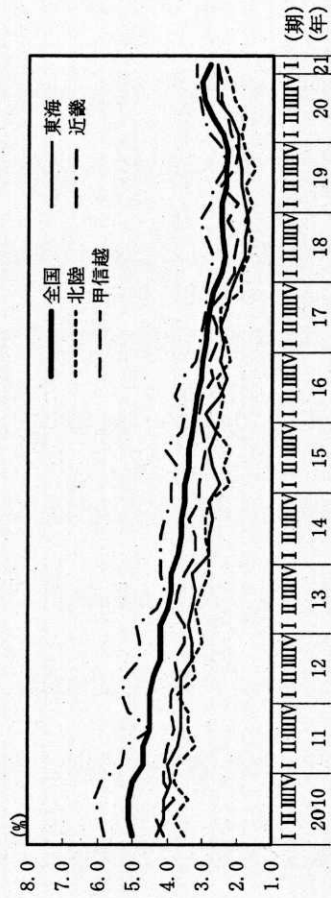
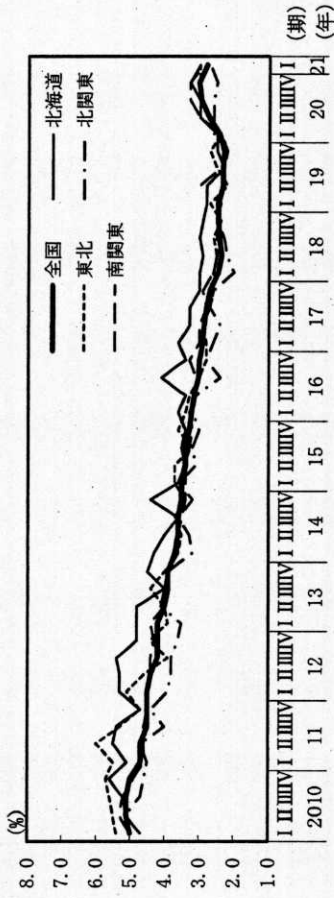
(備考)

1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
3. 詳細は経済財政分析ディレクトリ「ペーパー「地域経済動向」の地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法について」を参照。
4. 基準年は平成27年。
5. 直近月は、2か月平均。
6. 北陸、四国、沖縄は3月まで更新。その他地域は、4月まで更新。



地域名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬
	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野
東海	静岡、岐阜、愛知、三重
北陸	富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

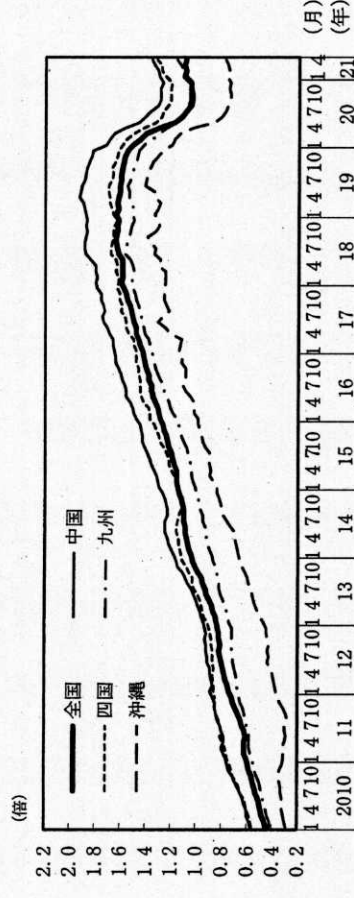
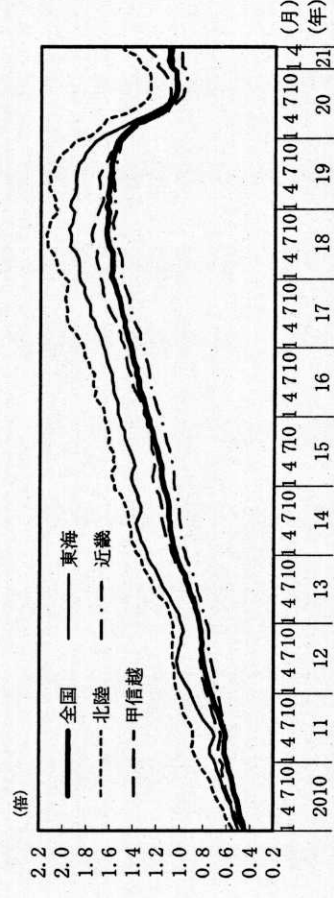
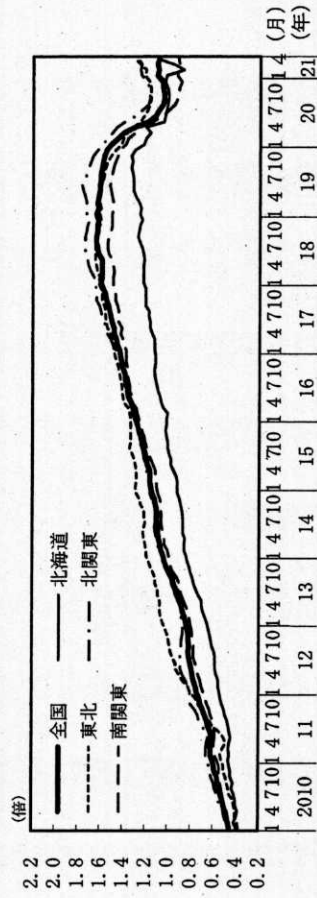
(2) 完全失業率



(備考)

1. 総務省「労働力調査」により作成。
2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率



(備考)

1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2. すべての地域でパートタイムを含む。
3. 有効求人倍率、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

II. 海外経済

		5 月 月 例	6 月 月 例
世界経済	世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、感染の再拡大によるリスクに十分留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、感染の再拡大によるリスクに十分留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、感染の再拡大によるリスクに十分留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
アメリカ	アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
アジア地域	中国 中国では、景気は緩やかに回復している。先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	中国 中国では、景気は緩やかに回復している。先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	中国 中国では、景気は緩やかに回復している。先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
その他アジア	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みが見られる。ただし、足下の感染の再拡大によって、景気が下振れするリスクがある。	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みが見られる。ただし、足下の感染の再拡大によって、景気が下振れするリスクがある。	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みが見られる。ただし、足下の感染の再拡大によって、景気が下振れするリスクがある。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏 ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいては、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。先行きについては、当面、感染症の影響が続くと見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	ユーロ圏 ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいては、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。先行きについては、当面、感染症の影響が続くと見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	ユーロ圏 ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいては、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。先行きについては、経済活動の再開が段階的に進められるなかで、持ち直しに回ることが期待される。ただし、圏内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
英国	英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

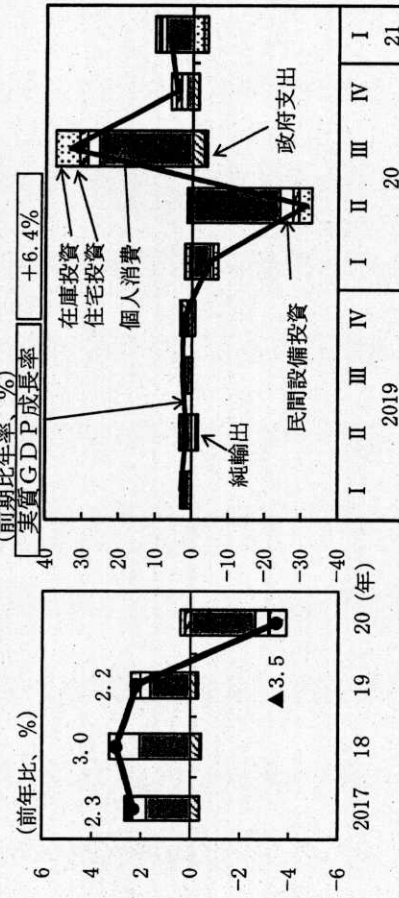
(注) 下線部は先月から変更した部分。

# 1. アメリカ

○アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。

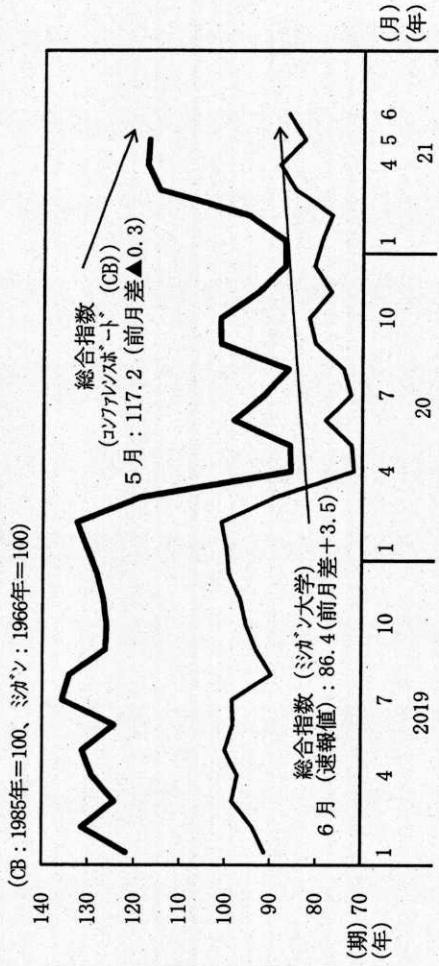
## ①実質GDP成長率（2次推計値）

2021年1-3月期は前期比年率+6.4%成長

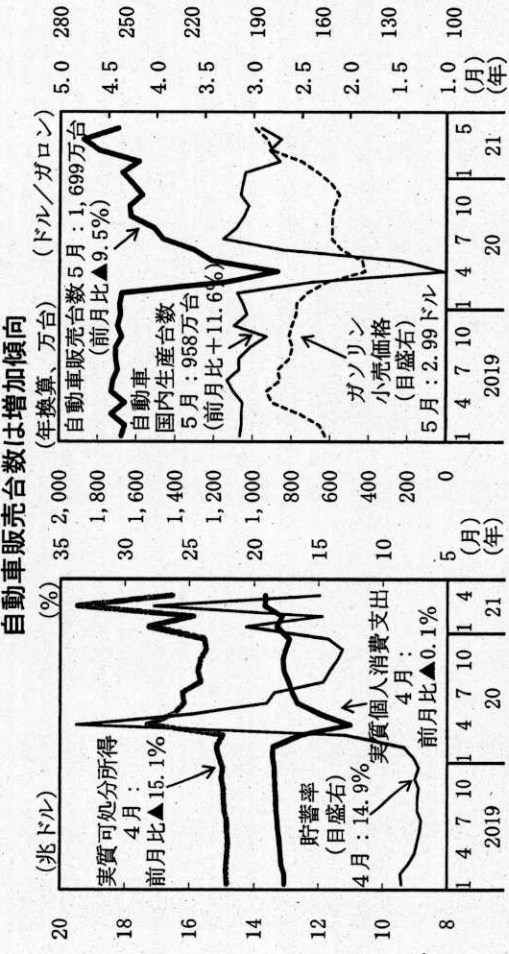


(備考) 2021年1-3月期の着実度(%)は以下のとおり。個人消費：+7.4、民間設備投資：+1.4、住宅投資：+2.8、政府支出：+1.0、純輸出：▲1.2。

## 消費者信頼感指数

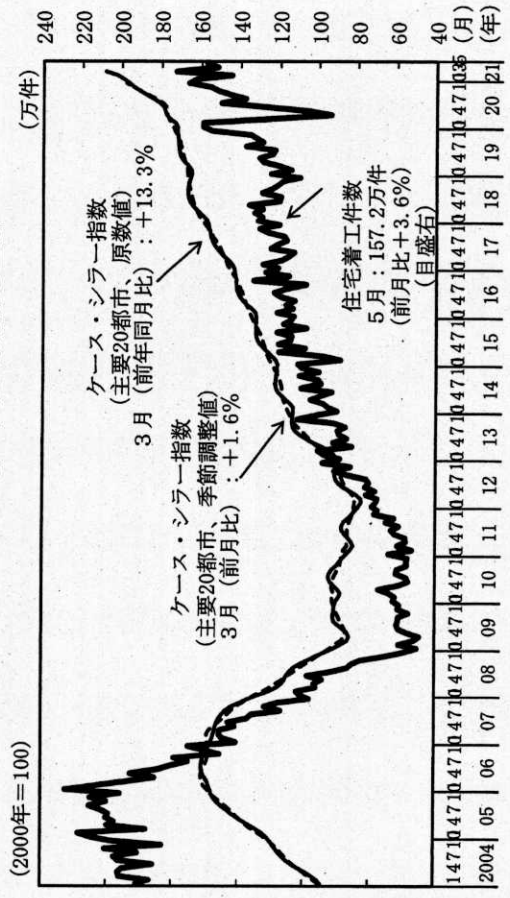


## ②消費は着実に持ち直し、自動車販売台数は増加傾向



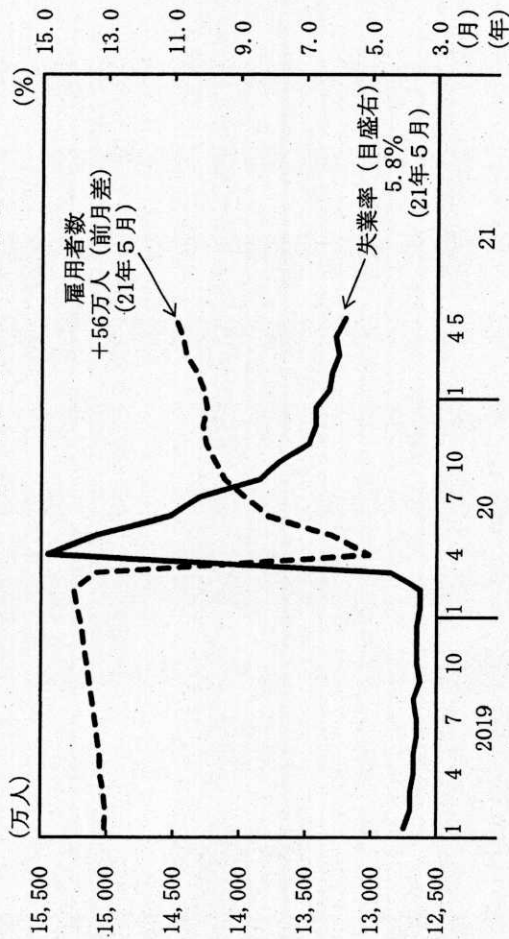
(備考) 月次の値は年率換算。

## ③住宅着工は緩やかに増加、住宅価格は上昇



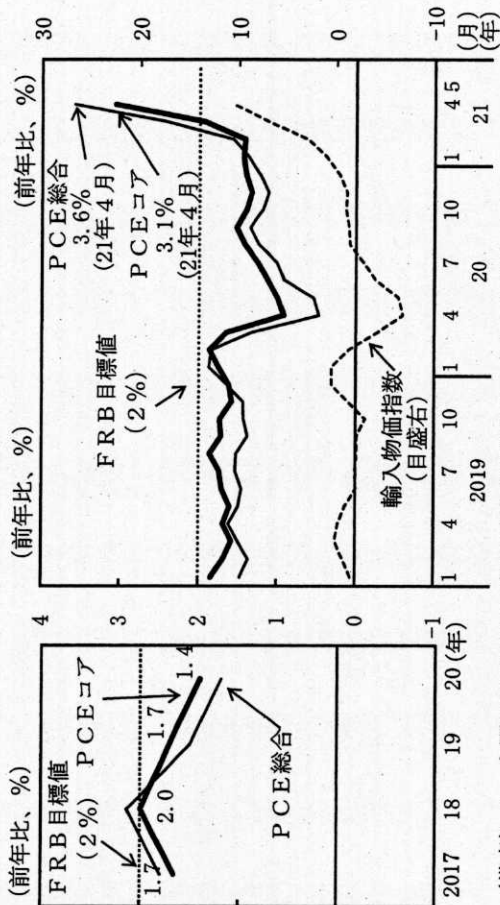


⑦雇用者数は増加、失業率はやや低下



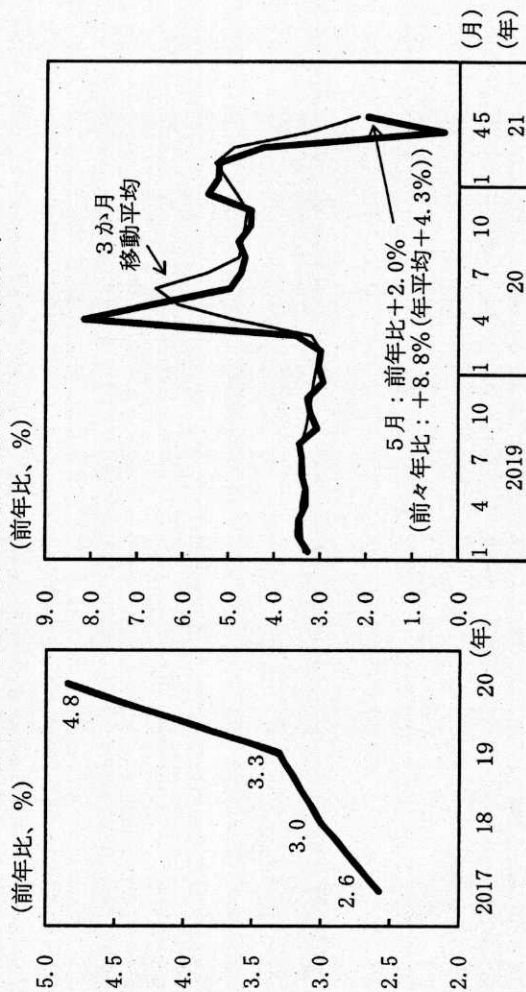
(備考) 雇用者数は非農業部門。

⑧コア物価上昇率は上昇



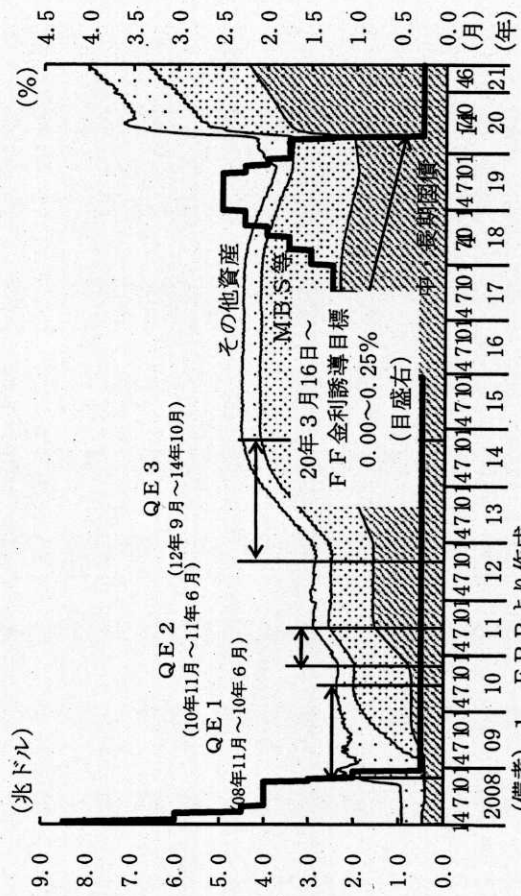
(備考) 1. 上図のPCEは、個人消費支出デフレーターを指す。  
2. コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

賃金の伸びは前年同月の影響により低水準



(備考) 賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策



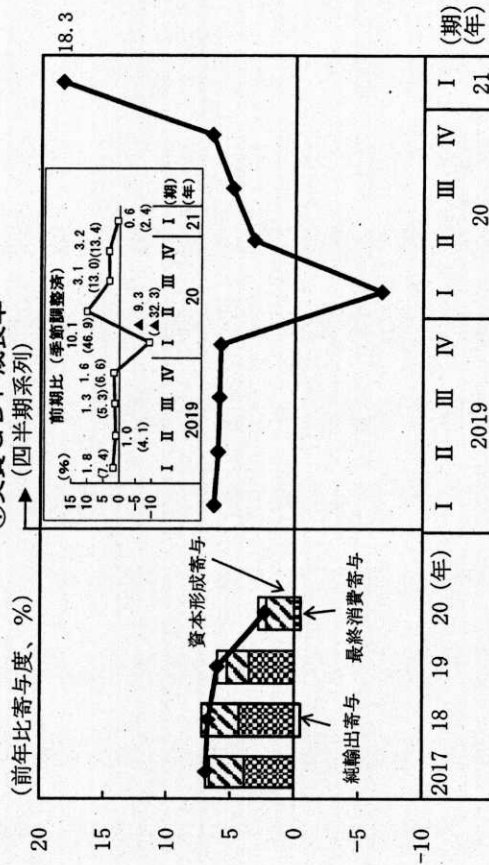
(備考) 1. FRBより作成。  
2. F F金利誘導目標については、上限を指す。



## 2. アジア地域 中国：

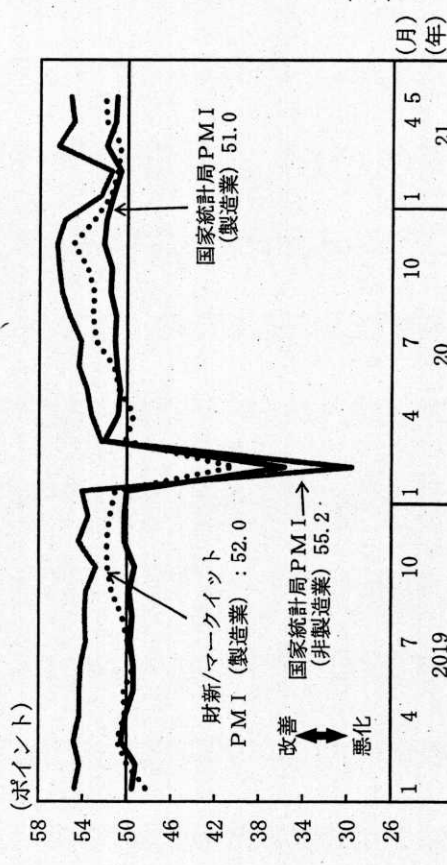
○中国では、景気は緩やかに回復している。

### ①実質GDP成長率



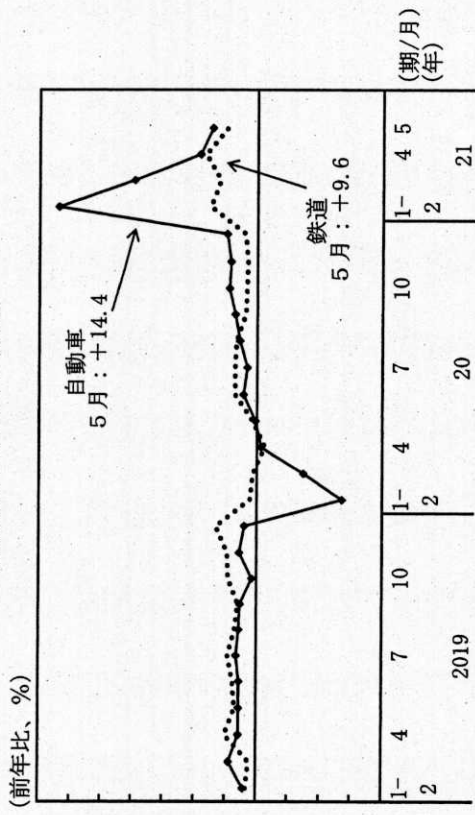
(備考) 前期比のグラフの( )内の数値は内閣府による年率換算。

### ②製造業購買担当者指数(PMI)はおおむね横ばい



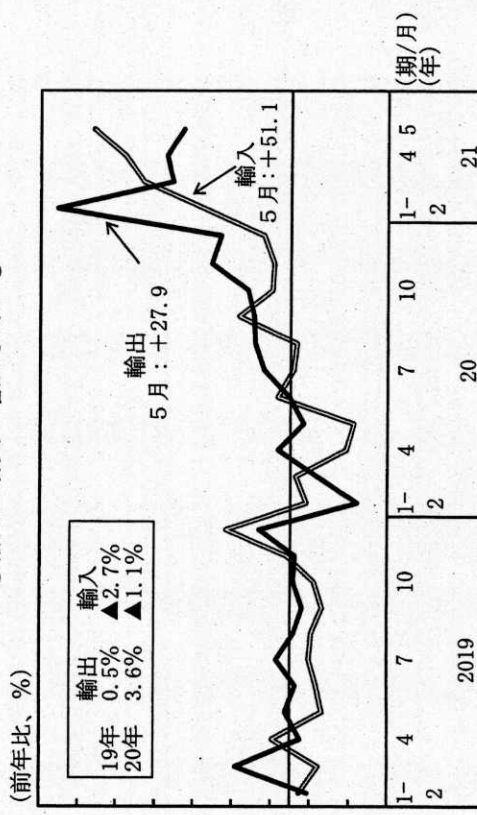
(備考) 1. 国家統計局、財新/マークイットより作成。財新は中国の経済メディアであり、マークイット社との共同調査により、独自にPMIを発表している。  
2. 製造業・非製造業の業況に関する各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。  
3. 統計対象社数は、国家統計局が3,000社(製造業)、4,000社(非製造業)、財新/マークイットが500社以上。

### 貨物輸送(自動車、鉄道)



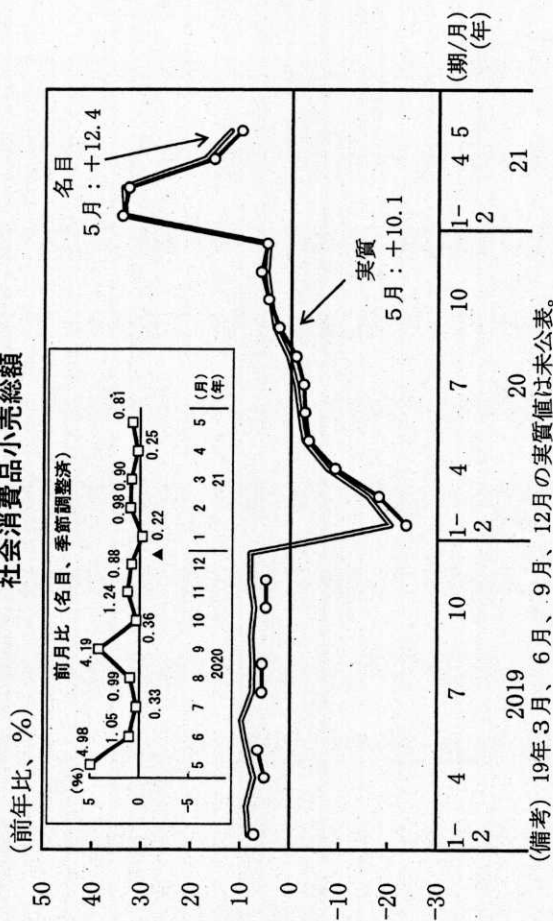
(備考) 輸送量ベースの前年比。

### ②輸出は着実に増加している



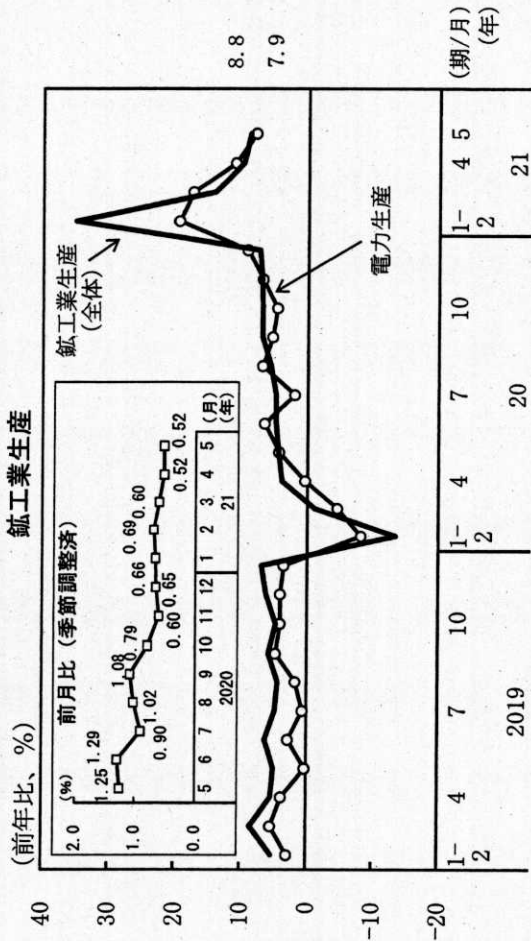
(備考) 1. 輸出入ともドルベースの金額。  
2. 春節(旧正月)休暇は、19年2月4～10日、20年1月24～2月2日、21年2月11～17日。

③消費は緩やかに持ち直している  
社会消費品小売総額

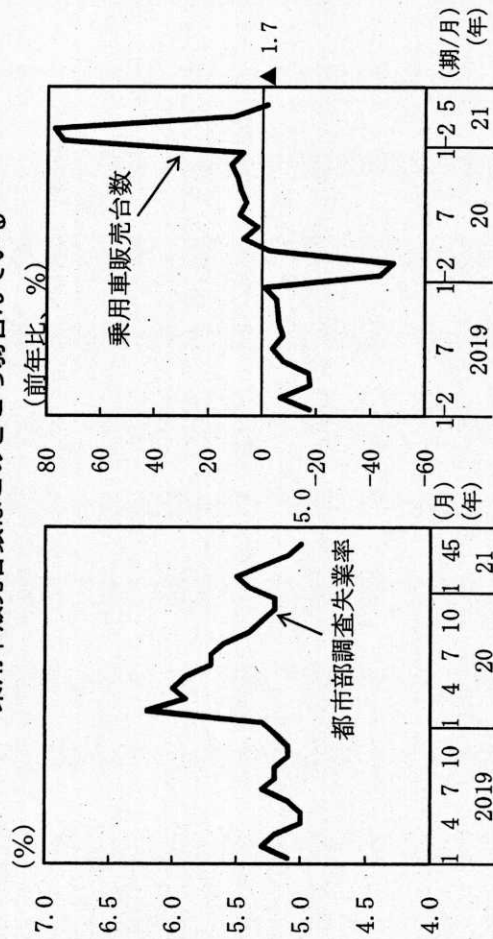


(備考) 19年3月、6月、9月、12月の実質値は未公表。

④生産はこのところ伸びがやや低下している  
鉱工業生産

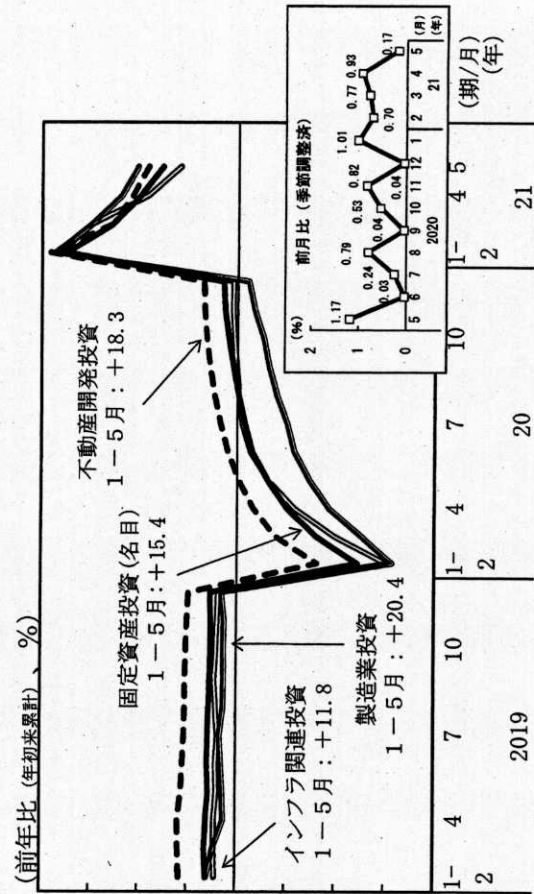


都市部調査失業率はこのところ低下している  
乗用車販売台数はこのところ弱含んでいる

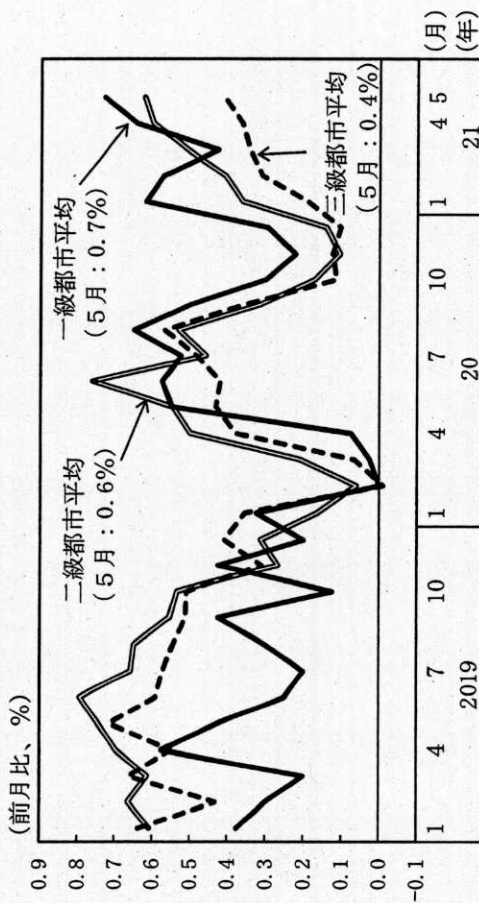


(備考) 乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数(前年比)は、19年9.6%減、20年6.0%減。

⑤固定資産投資は持ち直している

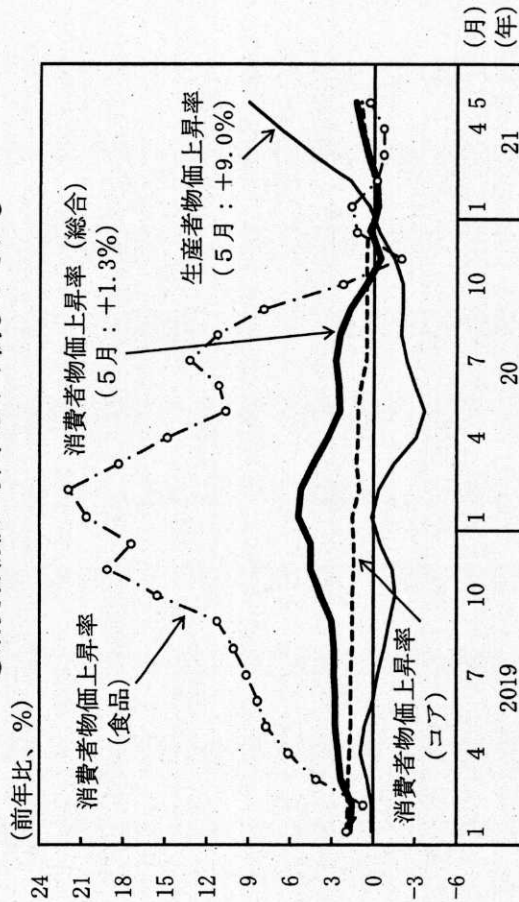


新築住宅販売価格は伸びが高まっている



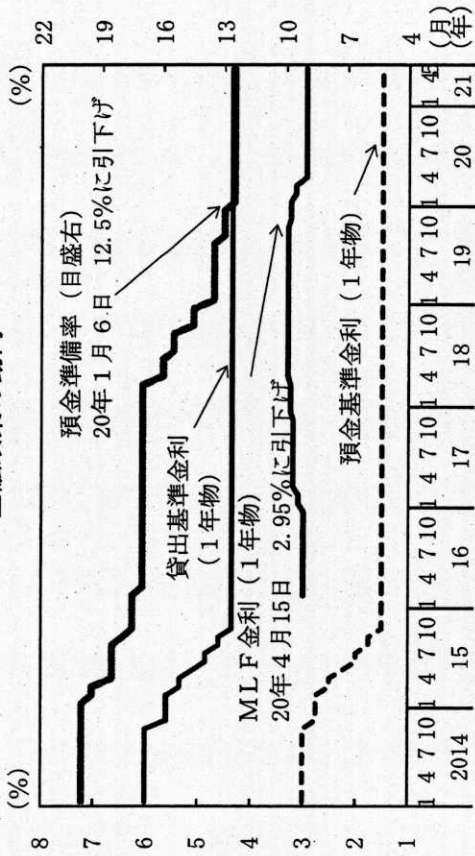
(備考) 一級、二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

⑥消費者物価上昇率はやや高まっている



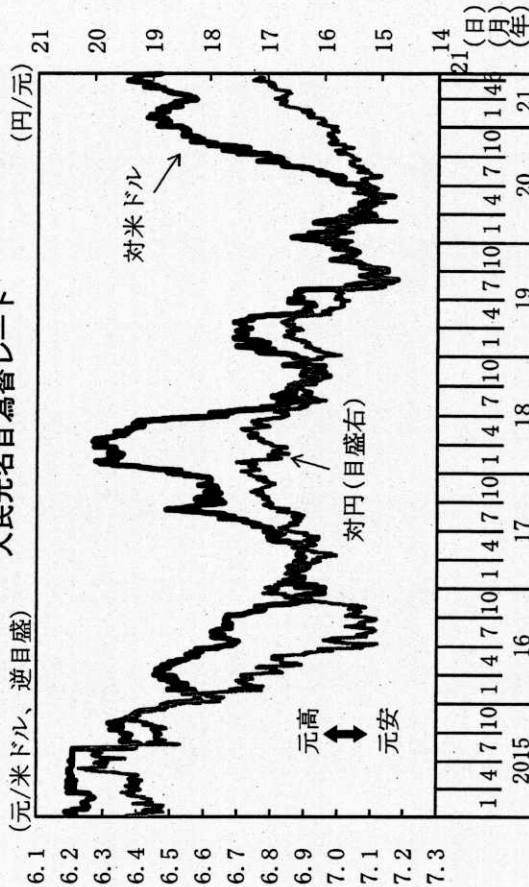
(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

金融政策の動向



- (備考) 1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。  
 2. MLFとは中期貸出ファシリテートの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。1年物は16年より実施。  
 3. 小企業・農家等に対する融資が一定割合以上等の条件を満たした金融機関の預金準備率を18年1月25日以降引き下げた(0.5%ポイントまたは1.5%ポイント)。

人民元名目為替レート

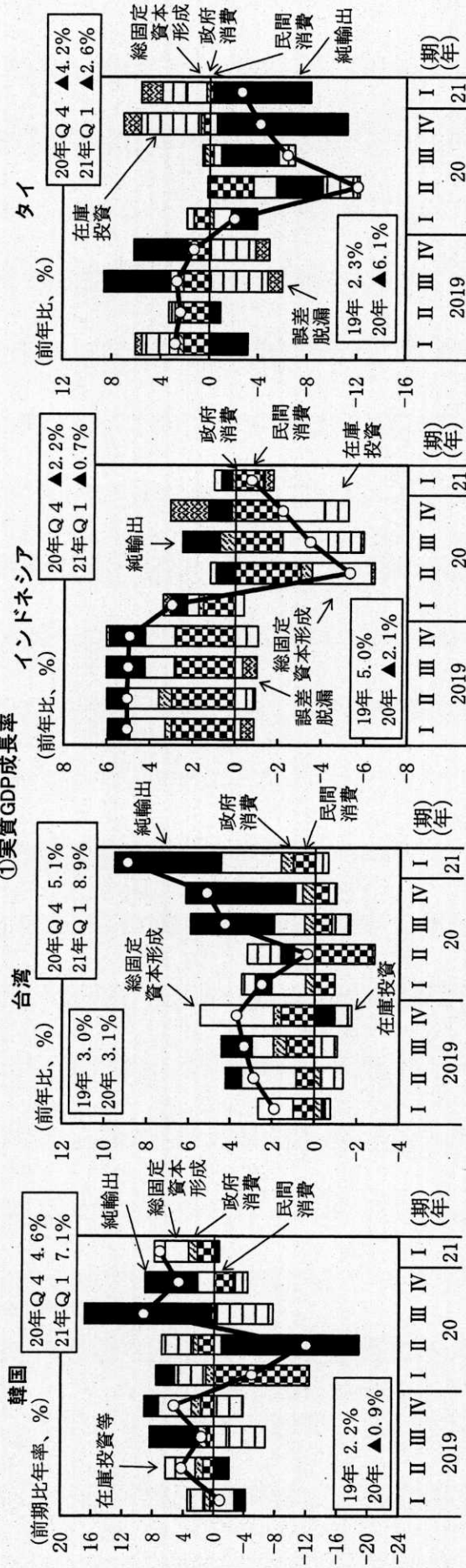


(備考) 15年8月11日-13日、中国人民銀行は人民元取引基準値を前日比▲4.5%引下げ、元安誘導を実施。

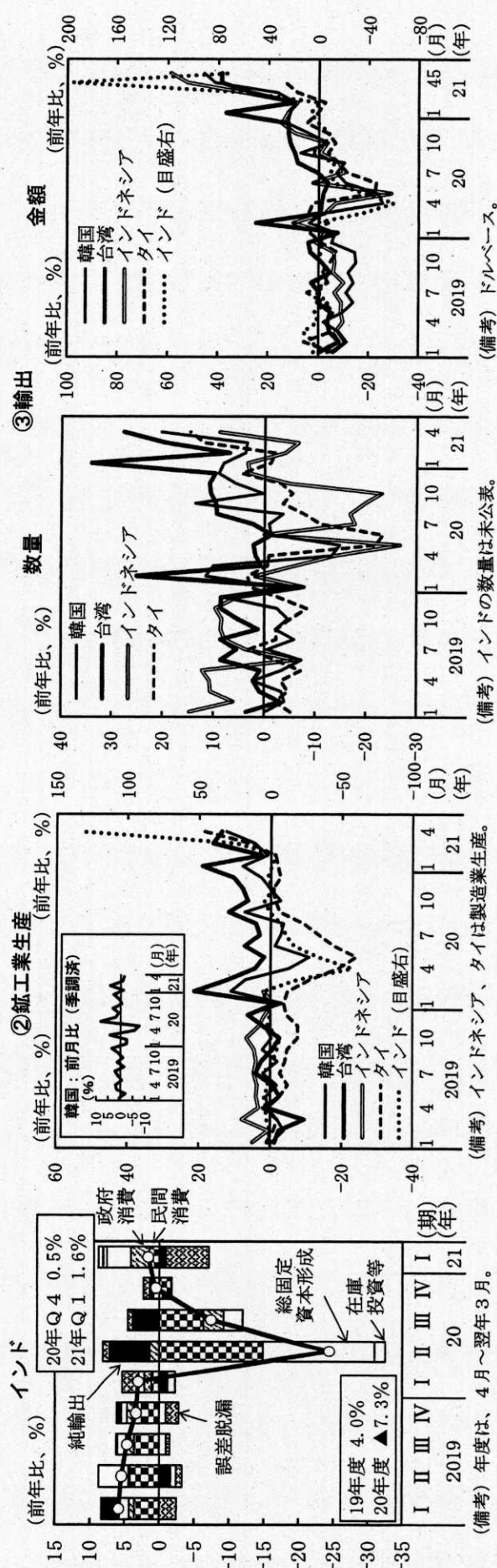
その他アジア (韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド) :

○韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。ただし、足下の感染の再拡大が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。

①実質GDP成長率



②鉱工業生産



(備考) 年度は、4月～翌年3月。

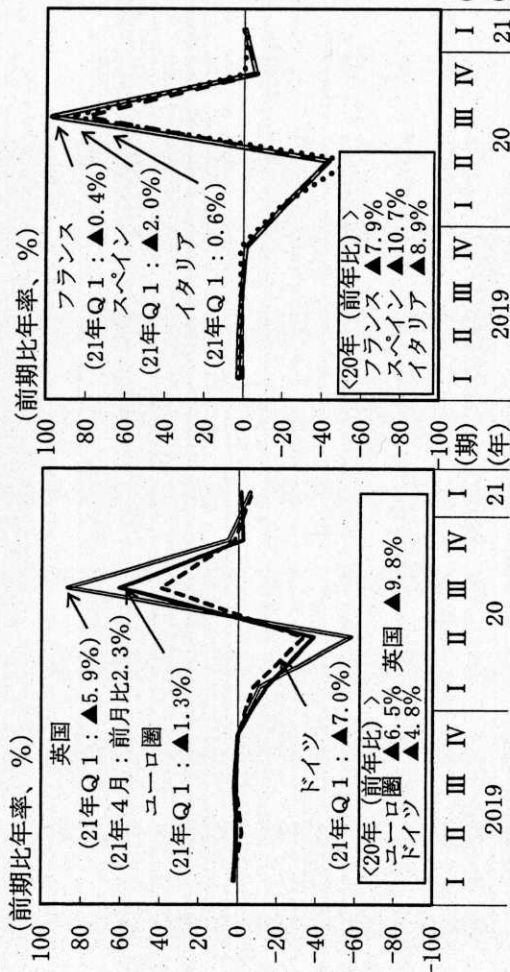
(備考) インドの数量は未公表。

(備考) ドルベース。

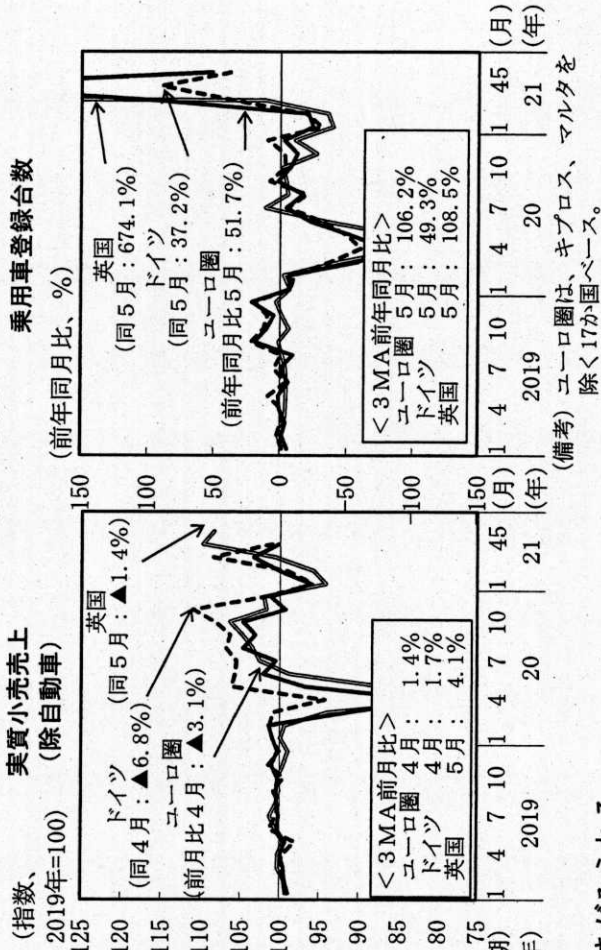
### 3. ヨーロッパ地域

○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいても、景気は弱い動きとなっている。英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。

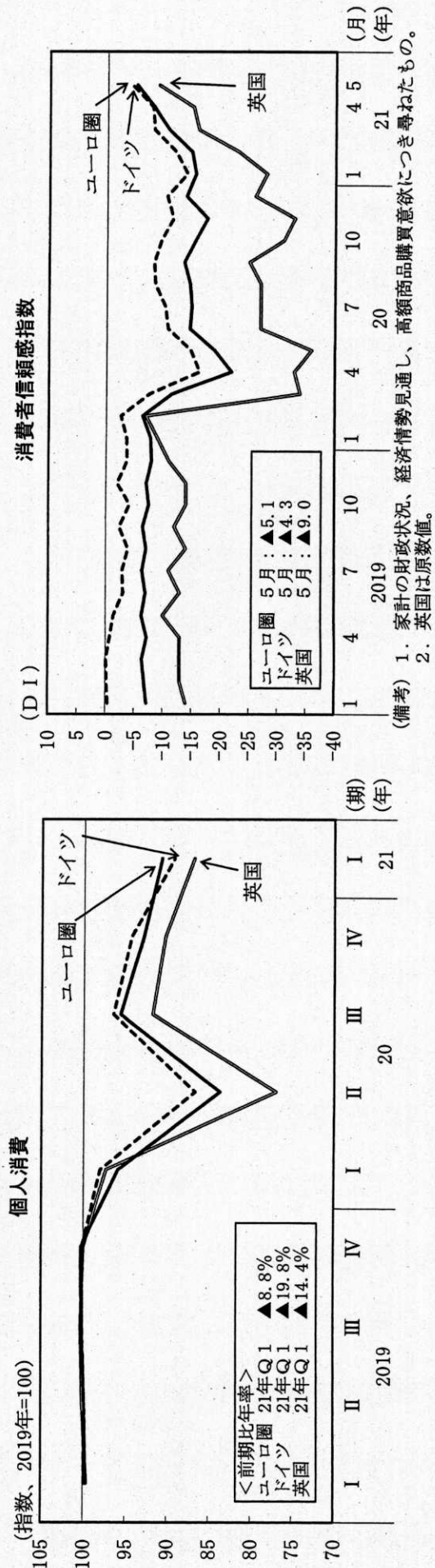
①GDP ユーロ圏：21年1-3月期は前期比年率▲1.3%成長  
英国：21年1-3月期は前期比年率▲5.9%成長



### ②個人消費

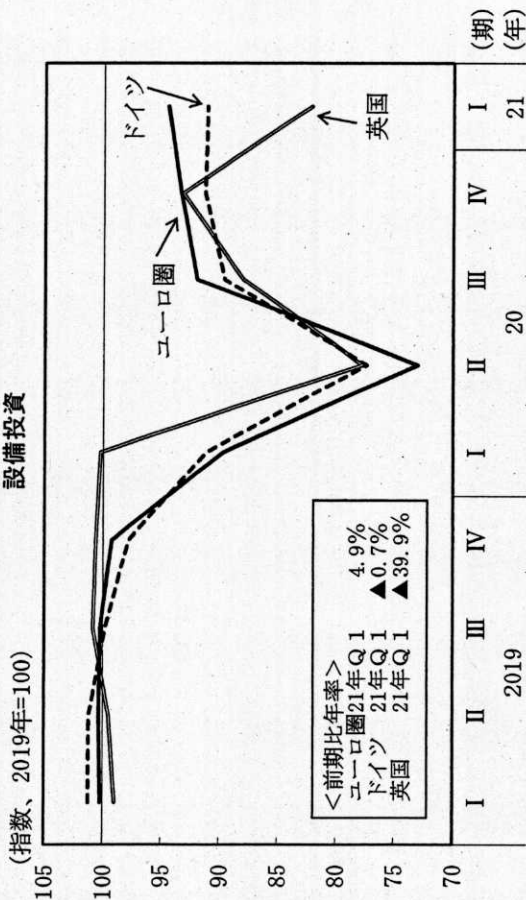


②個人消費 ユーロ圏：弱い動きとなっているが、一部に持ち直しの動きがみられる  
英国：持ち直しの動きがみられる



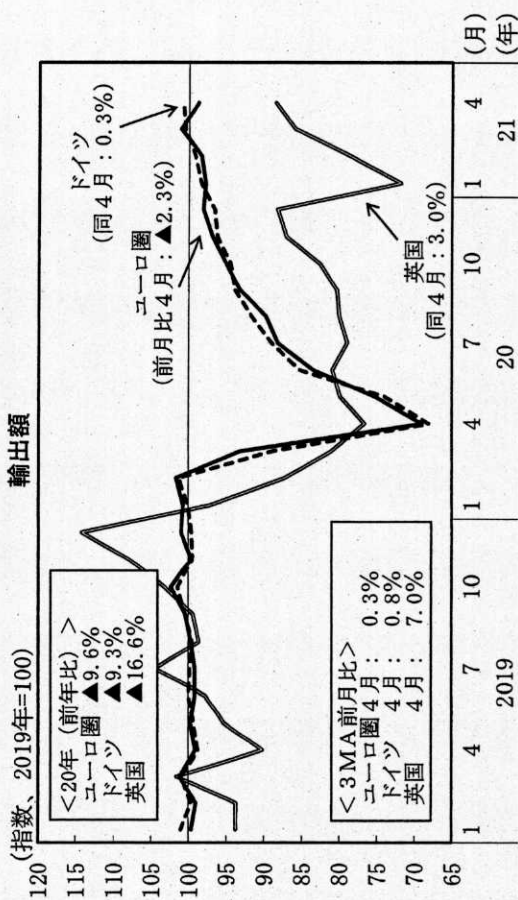
(備考) 1. 家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。  
2. 英国は原数値。

③設備投資 ユーロ圏：機械設備投資は持ち直している  
英国：設備投資は下げ止まりの兆しがみられる



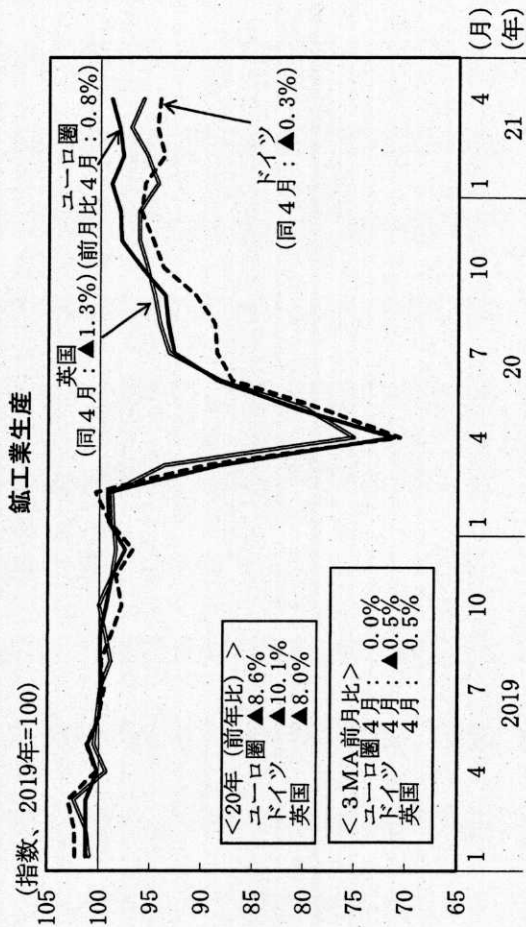
(備考) 1. ユーロ圏及びドイツは公的部門を含む機械設備投資。  
2. 英国は民間の設備投資(住宅は含まない)。

④輸出 ユーロ圏：輸出は足踏みがみられる  
英国：輸出は持ち直しの動きがみられる

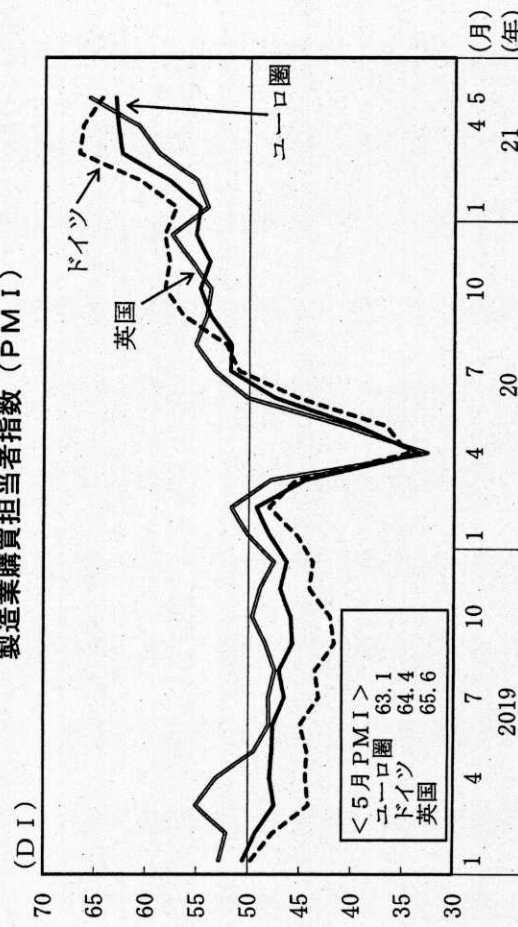


(備考) 1. ユーロ圏は圏外向けのみ。  
2. 英国における19年後半の輸出増は非貨幣幣用金の輸出によるもの。

⑤生産 ユーロ圏：生産はこのところ横ばい  
英国：生産は持ち直している

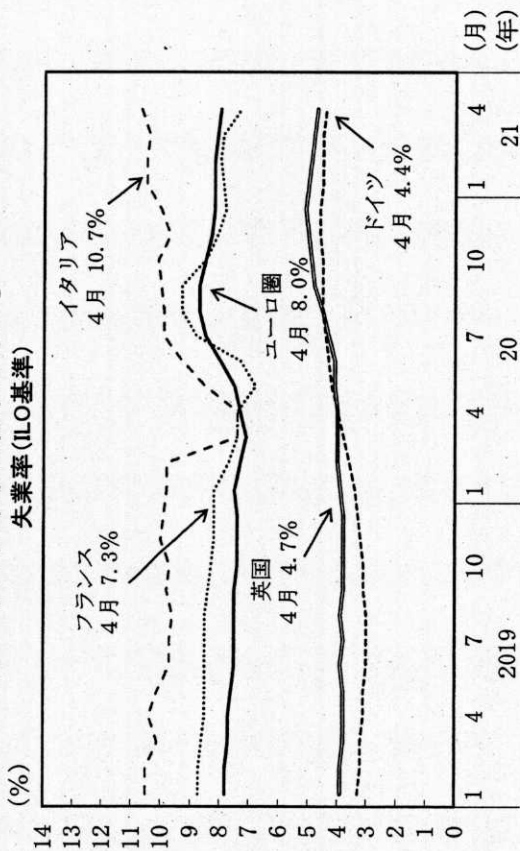


製造業購買担当者指数 (PMI)

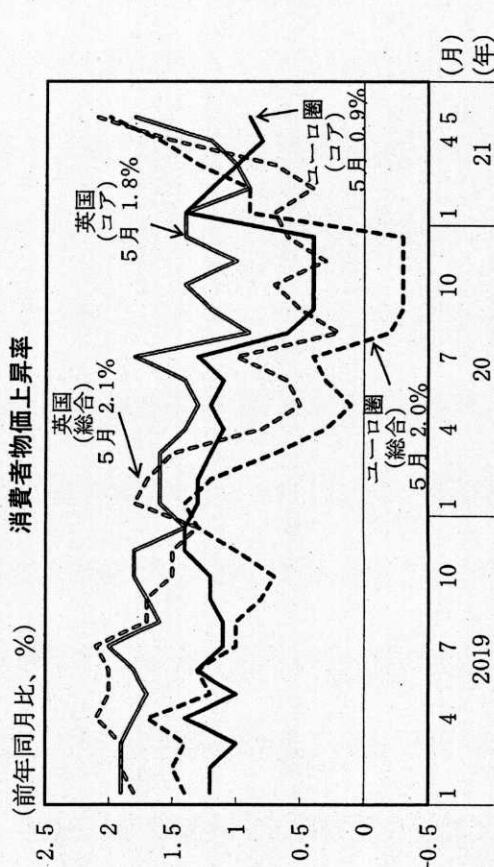


(備考) 1. 新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫につき前月と比べた当月の変化を調査し、「改善(1p)、変化なし(0.5p)、悪化(0p)」として指数化。  
2. ユーロ圏は、圏内3,000社の製造業購買担当者を対象としている。

⑥雇用 ユーロ圏：失業率は横ばいとなっている  
英 国：失業率は低下している

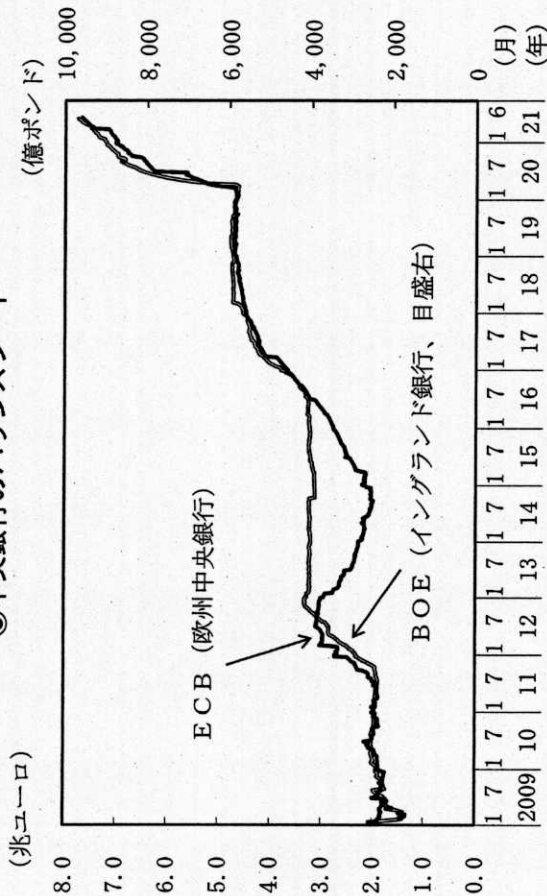


⑦物価 ユーロ圏：コア物価上昇率はこのところ低下  
英 国：コア物価上昇率はこのところ上昇

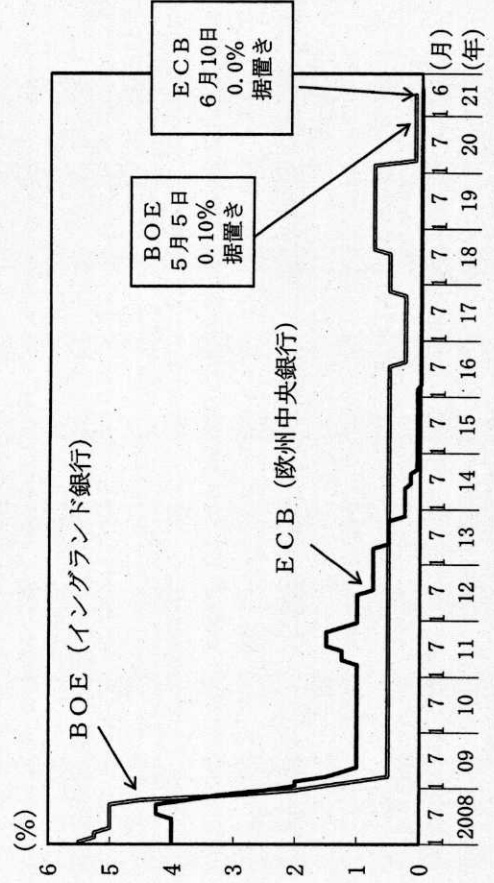


(備考) 1. ECBのインフレ参照値は2%を下回りか2%近傍。BOEのインフレ目標は2%。  
2. コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

⑧中央銀行のバランスシート



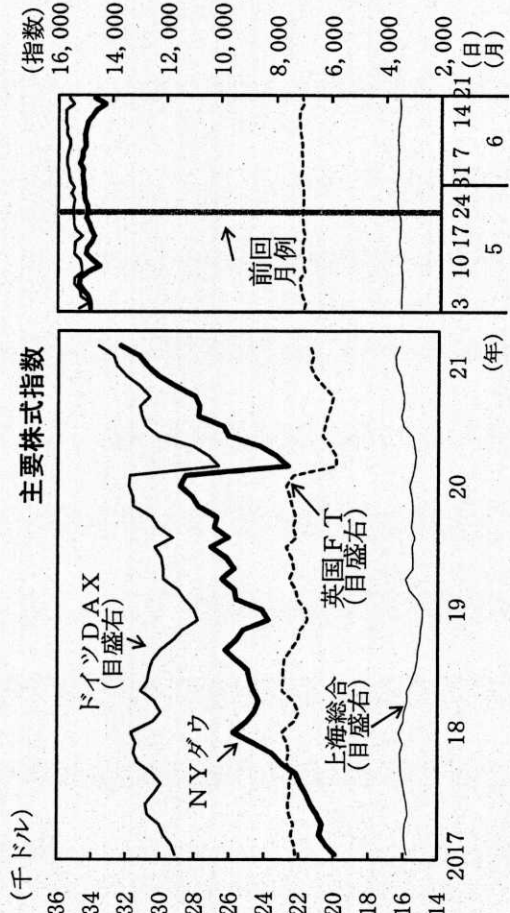
⑨政策金利 ユーロ圏：欧州中央銀行 (ECB) は据置き  
英 国：イングランド銀行 (BOE) は据置き



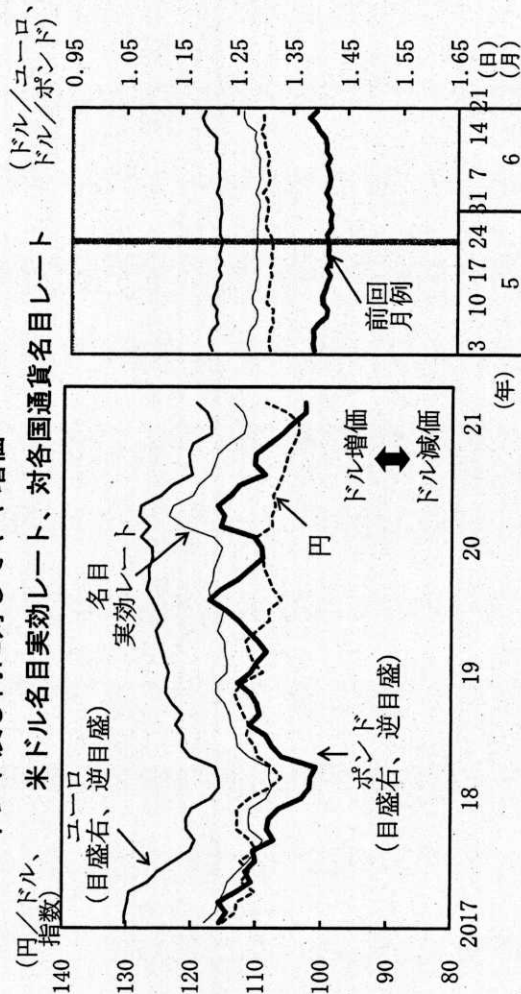
(備考) ECBでは、2014年6月より中銀預金金利にマイナス金利を適用 (現在▲0.50%)。その他に、スイス、デンマーク等で中銀預金金利にマイナス金利が適用されている。

#### 4. 国際金融

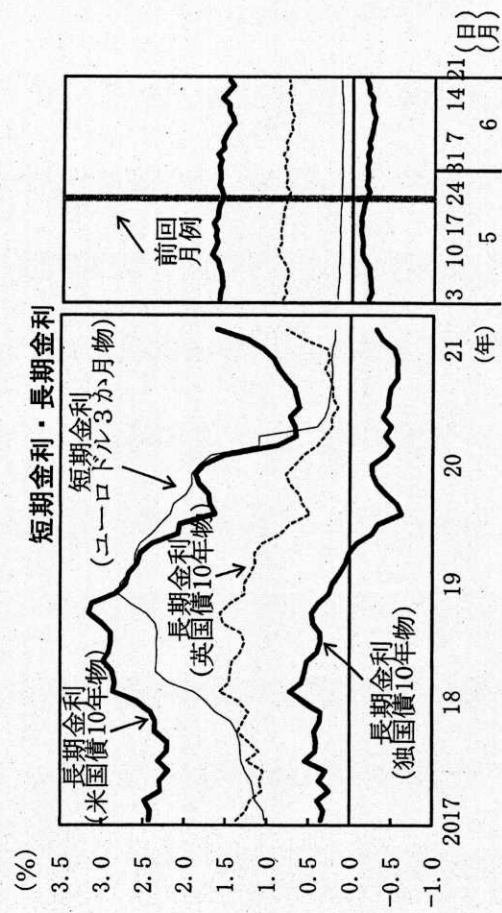
株価：アメリカ、英国、ドイツ及び中国ではおおむね横ばい



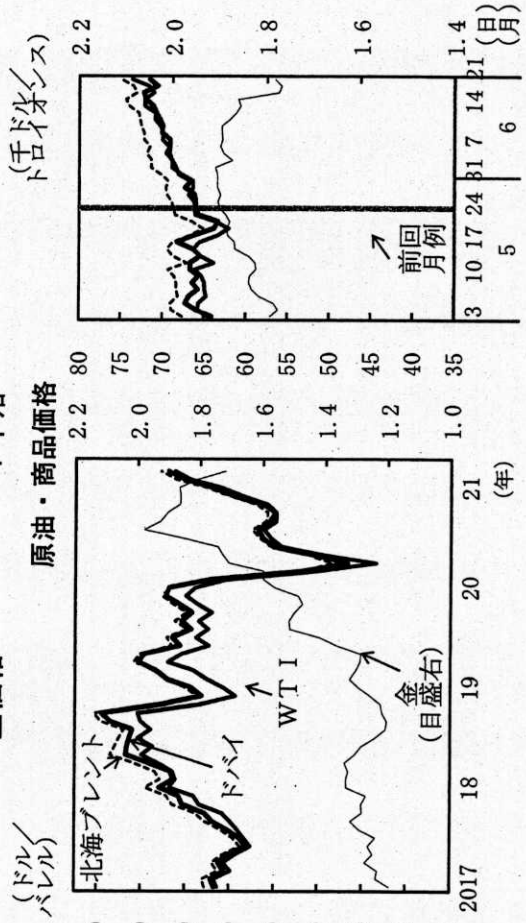
為替：ドルは、ユーロに対して増価、  
ポンド及び円に対してやや増価



短期金利：おおむね横ばい  
長期金利：アメリカ、英国及びドイツではおおむね横ばい



原油価格 (WTI) : 大幅に上昇  
金価格 : 下落



(備考) いずれも、左図は日次の終値の月平均値、右図は日次の終値。



主要経済指標の国際比較(1)

国・地域名	人口 (万人)	名目GDP (10億ドル)	1人当たりGDP (1,000ドル)	実質GDP成長率(%)				鉱工業生産(%)				失業率(%)				備考			
				2019年	2020年	20年 10-12月	21年 1-3月	備考	2019年	2020年	21年			2019年	2020年		21年		
											3月	4月	5月				3月	4月	5月
日本	12,576	5,049	40.1	0.0	▲ 4.7	11.7	▲ 3.9	▲ 3.0	▲ 10.4	▲ 1.3	1.7	2.9	2.4	2.8	2.9	2.6	2.8		
アメリカ	33,009	20,933	63.4	2.2	▲ 3.5	4.3	6.4	▲ 0.8	▲ 7.2	2.6	0.1	0.9	3.7	8.1	6.0	6.1	5.8		
カナダ	3,797	1,943	43.3	1.9	▲ 5.3	9.3	5.6	▲ 0.2	▲ 8.3	0.7			5.7	9.6	7.5	8.1	8.2		
ユーロ圏	34,241	12,917	37.7	1.3	▲ 6.5	▲ 2.4	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 8.6	0.4	0.8		7.6	8.0	8.1	8.0			
ドイツ	8,316	3,803	45.7	0.6	▲ 4.8	2.2	▲ 7.0	▲ 4.4	▲ 10.1	0.7	▲ 0.3		3.1	4.2	4.5	4.4		ILO基準	
フランス	6,512	2,599	39.9	1.8	▲ 7.9	▲ 5.9	▲ 0.4	0.5	▲ 10.8	1.0	▲ 0.1		8.5	8.1	7.9	7.3			
イタリア	6,025	1,885	31.3	0.3	▲ 8.9	▲ 6.8	0.6	▲ 1.2	▲ 11.0	0.3	1.8		10.0	9.2	10.4	10.7			
スペイン	4,711	1,278	27.1	2.0	▲ 10.7	0.1	▲ 2.0	0.7	▲ 9.5	0.6	1.2		14.1	15.6	15.3	15.4			
英国	6,709	2,711	40.4	1.4	▲ 9.8	5.2	▲ 5.9	▲ 1.2	▲ 8.0	1.8	▲ 1.3		3.8	4.5	4.8	4.7		後方か月平均	
スイス	861	747	86.8	1.1	▲ 2.6	0.3	▲ 2.0	4.5	▲ 3.9	12.8			2.3	3.2	3.3	3.2	3.0		
ロシア	14,681	1,474	10.0	2.0	▲ 3.0	▲ 1.8	▲ 0.7	3.4	▲ 2.6	2.3	7.2		4.6	5.8	5.4	5.2			
オーストラリア	2,573	1,359	52.8	1.9	▲ 2.5	13.5	7.3	2.5	▲ 1.0	-	-	-	5.2	6.5	5.7	5.5	5.1		
中国	140,433	14,723	10.5	6.0	2.3	6.5	18.3	5.7	2.8	14.1	9.8	8.8	5.2	5.6	5.3	5.1	5.0		
韓国	5,178	1,631	31.5	2.2	▲ 0.9	4.6	7.1	0.3	▲ 0.3	▲ 0.9	▲ 1.6		3.8	3.9	3.9	3.7	3.8		
台湾	2,362	669	28.3	3.0	3.1	5.1	8.9	▲ 0.3	7.1	▲ 1.5	▲ 1.3		3.7	3.9	3.7	3.7			
香港	747	349	46.8	▲ 1.7	▲ 6.1	2.0	23.5	0.4	▲ 5.9	-	-	-	2.9	5.5	6.8	6.4	6.0		
シンガポール	577	340	58.9	1.3	▲ 5.4	15.9	13.1	▲ 1.5	7.5	▲ 1.7	1.0		2.3	3.0	2.9	2.9			
インドネシア	27,020	1,060	3.9	5.0	▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 0.7	4.0					5.2	7.1	-	-	-	原数値 2020年のみ	
マレーシア	3,294	338	10.3	4.4	▲ 5.6	▲ 3.4	▲ 0.5	2.4	▲ 4.4	▲ 2.2	0.1		3.3	4.5	4.7	4.6			
フィリピン	10,877	362	3.3	6.1	▲ 9.6	16.0	1.1	▲ 10.9	▲ 43.0	▲ 74.2	154.3		5.1	10.4	-	-	-	四半期のみ	
タイ	6,980	502	7.2	2.3	▲ 6.1	4.3	0.7	▲ 3.4	▲ 9.3	5.9	18.5		1.0					原数値	
ベトナム	9,741	341	3.5	7.0	2.9	4.5	4.5	9.1	3.4	3.9	24.1	11.6	2.2	2.5	-	-	-	四半期のみ	
インド	137,860	2,709	2.0	4.0	▲ 7.3	0.5	1.6	▲ 0.8	▲ 8.4	24.1	134.4		-	-	-	-	-		
ブラジル	21,142	1,434	6.8	1.4	▲ 4.1	▲ 1.1	1.0	▲ 1.1	▲ 4.5	10.5	34.7		11.9	13.2	14.7				
メキシコ	12,779	1,076	8.4	▲ 0.2	▲ 8.3	▲ 4.5	▲ 3.6	▲ 1.8	▲ 9.9	1.7	36.6		3.5	4.4	3.9	4.7		原数値	
アルゼンチン	4,539	388	8.6	▲ 2.1	▲ 9.9	▲ 4.3		-	-	33.0	55.9		9.8	11.6	-	-	-	四半期のみ	
トルコ	8,417	720	8.5	0.9	1.8	5.9	7.0	▲ 0.7	1.6	16.7	65.4		13.7					原数値	
サウジアラビア	3,476	701	20.2	0.3	▲ 4.1	▲ 3.9	▲ 3.0	-	-	-	-		5.6	7.7	-	-	-	四半期のみ	
南アフリカ	5,962	302	5.1	0.2	▲ 7.0	6.1	4.5	▲ 0.9	▲ 11.2	4.5	82.8		28.7	29.2	-	-	-	暦年のみ	

(備考) 1. 各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

2. インドは年度(4月～3月)の数値。

3. GDP、鉱工業生産の前月(期)比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

主要経済指標の国際比較(2)

(参考)国際機関の実質GDP見通し(%)

国・地域名	消費者物価(前年比%)												一般政府財政収支(名目GDP比%)			一般政府債務残高(名目GDP比%)			経常収支(名目GDP比%)			IMF, 2021年4月		OECD, 2021年5月	
	2019年		2020年		2020年		2021年		2019年		2020年		2019年		2020年		2019年		2020年		2021年		2022年		
	7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月	1-3月	3月	4月	5月	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2021年	2022年	2021年	2022年	2021年	2022年			
日本	0.5	0.0	0.2	▲ 0.8	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 3.1	▲ 12.6	▲ 3.1	▲ 12.6	234.9	256.2	3.7	3.3	3.3	2.5	2.6	3.3	2.0			
アメリカ	1.8	1.2	1.2	1.3	1.9	2.6	2.6	4.2	5.0	▲ 5.7	▲ 15.8	▲ 5.7	▲ 15.8	108.2	127.1	▲ 2.2	▲ 3.1	▲ 2.2	3.5	3.5	6.4	3.6			
カナダ	1.9	0.7	0.2	0.8	1.4	2.2	2.2	3.4	3.6	0.5	▲ 10.7	0.5	▲ 10.7	86.8	117.8	▲ 2.1	▲ 1.9	▲ 2.1	4.7	6.1	5.0	3.8			
ユーロ圏	1.2	0.2	▲ 0.0	▲ 0.3	1.1	1.3	1.7	2.0	2.0	▲ 0.6	▲ 7.6	▲ 0.6	▲ 7.6	84.0	96.9	2.3	2.3	2.3	3.8	4.3	4.4	4.4			
ドイツ	1.4	0.5	▲ 0.1	▲ 0.2	1.3	1.7	2.0	2.5	2.5	1.5	▲ 4.2	1.5	▲ 4.2	59.6	68.9	7.1	7.1	7.1	3.4	3.3	3.6	4.4			
フランス	1.1	0.5	0.3	0.1	0.7	1.1	1.2	1.4	1.4	▲ 3.0	▲ 9.9	▲ 3.0	▲ 9.9	98.1	113.5	▲ 0.7	▲ 2.3	▲ 0.7	4.2	5.8	5.8	4.0			
イタリア	0.6	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 0.2	0.6	0.8	0.8	1.1	1.3	▲ 1.6	▲ 9.5	▲ 1.6	▲ 9.5	134.6	155.6	3.0	3.6	3.0	3.6	4.5	4.2	4.4			
スペイン	0.7	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.7	0.6	0.6	1.3	2.2	2.7	▲ 2.9	▲ 11.5	▲ 2.9	▲ 11.5	95.5	117.1	2.1	0.7	2.1	4.7	5.9	6.4	6.3			
英国	1.8	0.9	0.6	0.5	0.6	0.7	0.7	1.5	2.1	▲ 2.3	▲ 13.4	▲ 2.3	▲ 13.4	85.2	103.7	▲ 3.1	▲ 3.9	▲ 3.1	5.1	7.2	5.3	5.5			
スイス	0.4	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.2	0.3	0.5	0.5	1.4	▲ 2.6	1.4	▲ 2.6	39.8	42.9	6.7	3.8	6.7	2.8	3.2	3.5	2.9			
ロシア	4.5	3.4	3.5	4.5	5.5	5.8	5.5	6.0	6.0	1.9	▲ 4.1	1.9	▲ 4.1	13.8	19.3	3.8	2.2	3.8	3.8	3.5	3.8	2.8			
オーストラリア	1.6	0.8	0.7	0.9	1.1	1.1	1.1	-	-	▲ 3.8	▲ 9.9	▲ 3.8	▲ 9.9	47.5	63.1	0.7	2.5	0.7	2.8	5.1	4.5	3.4			
中国	2.9	2.5	2.3	0.1	▲ 0.0	0.4	0.4	0.9	1.3	▲ 6.3	▲ 11.4	▲ 6.3	▲ 11.4	57.1	66.8	1.0	2.0	1.0	5.6	8.5	8.4	5.8			
韓国	0.4	0.5	0.6	0.4	1.1	1.5	2.3	2.6	2.6	0.4	▲ 2.8	0.4	▲ 2.8	42.2	48.7	3.6	4.6	3.6	2.8	3.8	3.6	2.8			
台湾	0.6	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 0.0	0.8	1.2	2.1	2.5	2.5	▲ 1.8	▲ 4.3	▲ 1.8	▲ 4.3	32.7	33.7	10.6	14.1	10.6	3.0	-	4.7	-			
香港	2.9	0.3	▲ 1.7	▲ 0.3	0.9	0.5	0.7	0.7	0.7	▲ 0.6	▲ 10.0	▲ 0.6	▲ 10.0	0.3	0.3	6.0	6.5	6.0	3.8	-	4.3	-			
シンガポール	0.6	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.8	1.3	2.1	2.1	2.1	3.8	▲ 8.9	3.8	▲ 8.9	129.0	128.4	14.3	17.6	14.3	3.2	-	5.2	-			
インドネシア	2.8	2.0	1.4	1.6	1.4	1.4	1.4	1.4	1.7	▲ 2.2	▲ 5.9	▲ 2.2	▲ 5.9	30.6	36.6	▲ 2.7	▲ 0.4	▲ 2.7	5.8	4.7	4.3	5.1			
マレーシア	0.7	▲ 1.1	▲ 1.4	▲ 1.5	0.5	1.7	4.7	4.7	4.7	▲ 2.2	▲ 5.1	▲ 2.2	▲ 5.1	57.2	67.5	3.4	4.4	3.4	6.0	-	6.5	-			
フィリピン	2.5	2.6	2.5	3.1	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	▲ 1.8	▲ 5.5	▲ 1.8	▲ 5.5	37.0	47.1	▲ 0.9	3.2	▲ 0.9	5.6	-	6.9	-			
タイ	0.7	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.1	3.4	2.4	2.4	▲ 0.8	▲ 4.7	▲ 0.8	▲ 4.7	41.0	49.6	7.0	3.3	7.0	7.2	-	2.6	-			
ベトナム	2.8	3.2		1.4	0.3	1.2	2.7	2.9	2.9	▲ 3.3	▲ 5.4	▲ 3.3	▲ 5.4	43.4	46.6	3.8	2.2	3.8	7.2	-	6.5	-			
インド	4.8	6.2	6.9	6.4	4.9	5.5	4.2	6.3	6.3	▲ 7.4	▲ 12.3	▲ 7.4	▲ 12.3	73.9	89.6	▲ 0.9	1.0	▲ 0.9	6.9	9.9	12.5	8.2			
ブラジル	3.7	3.2	2.6	4.3	5.3	6.1	6.8	8.1	8.1	▲ 5.9	▲ 13.4	▲ 5.9	▲ 13.4	87.7	98.9	▲ 2.7	▲ 0.9	▲ 2.7	2.6	3.7	3.7	2.5			
メキシコ	3.6	3.4	3.9	3.5	4.0	4.7	6.1	5.9	5.9	▲ 2.3	▲ 4.6	▲ 2.3	▲ 4.6	53.3	60.6	▲ 0.3	2.5	▲ 0.3	3.0	5.0	5.0	3.2			
アルゼンチン	53.6	42.7	39.9	36.4	40.6	42.6	46.3	48.8	48.8	▲ 4.5	▲ 8.9	▲ 4.5	▲ 8.9	90.2	103.0	▲ 0.9	1.0	▲ 0.9	2.5	6.1	5.8	1.8			
トルコ	15.2	12.3	11.8	13.5	15.6	16.2	17.1	16.6	16.6	▲ 5.6	▲ 5.4	▲ 5.6	▲ 5.4	32.6	36.8	0.9	▲ 5.1	0.9	3.5	5.7	6.0	3.4			
サウジアラビア	▲ 2.1	3.4	6.0	5.6	5.3	5.0	5.3	5.7	5.7	▲ 4.5	▲ 11.1	▲ 4.5	▲ 11.1	22.8	32.4	4.8	▲ 2.1	4.8	4.0	-	2.9	-			
南アフリカ	4.1	3.3	3.1	3.2	3.1	3.2	4.4	4.4	4.4	▲ 5.3	▲ 12.2	▲ 5.3	▲ 12.2	62.2	77.1	▲ 3.0	2.2	▲ 3.0	2.0	3.8	3.1	2.5			
世界	6.0	4.4	4.4	5.8	5.8	4.4	4.4	5.8	5.8	6.0	4.4	6.0	4.4	5.8	5.8	4.4	5.8	6.0	4.4	5.8	6.0	4.4			

(出所)IMF"World Economic Outlook"(21年4月)  
OECD"Economic Outlook"(21年5月)

(備考)1. 各国統計より作成。ただし、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。

2. 日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度(4月~3月)の値、内閣府より作成。

3. インドは年度(4月~3月)の値。